

令和 5 年

第 2 回定例会  
予算審査特別委員会会議録

令和 5 年 3 月 16 日

）

令和 5 年 3 月 22 日

田 上 町 議 会

令和5年第2回定例会  
予算審査特別委員会会議録  
(第1日)

---

---

- 1 場 所 大会議室
- 2 開 会 令和5年3月16日 午前9時
- 3 出席委員
- |    |        |     |       |
|----|--------|-----|-------|
| 1番 | 森山晴理君  | 9番  | 椿一春君  |
| 2番 | 小野澤健一君 | 10番 | 熊倉正治君 |
| 3番 | 品田政敏君  | 11番 | 松原良彦君 |
| 4番 | 藤田直一君  | 12番 | 池井豊君  |
| 5番 | 渡邊勝衛君  | 13番 | 関根一義君 |
| 7番 | 中野和美君  | 14番 | 高橋秀昌君 |
| 8番 | 今井幸代君  |     |       |
- 4 委員外出席委員
- 議長 小嶋謙一君
- 5 欠席委員
- なし
- 6 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の氏名
- |        |      |        |      |
|--------|------|--------|------|
| 総務課長   | 鈴木和弘 | 町民課長   | 本間秀之 |
|        |      | 会計管理者  |      |
| 政策推進室長 | 堀内誠  | 保健福祉課長 | 田中國明 |
- 7 職務のため出席した者の氏名
- 議会事務局長 渡辺明
- 書記 板屋越麻衣子
- 8 傍聴人
- 三條新聞社
- 9 本日の会議に付した事件
- 議案第6号 議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について
- 議案第7号 田上町子どもの医療費助成に関する条例等の一部改正について

議案第 8号 田上町国民健康保険条例の一部改正について

議案第18号 令和5年度田上町一般会計予算議定について中

歳 入

歳 出 1 款 議会費

2 款 総務費

---

午前9時00分 開 会

---

委員長（熊倉正治君） 皆さん、おはようございます。それでは、ただいまより令和5年度予算の予算審査特別委員会、開催をしてみたいと思います。

例年のことではありますが、見たとおり、今回は町長、副町長がいないようでございますが、4日間、最後の日は別としても、町長、副町長いないというようなお話のようでございますので、そのようによろしくお話をしたいと思います。

それでは、座って進めさせていただきます。

本日の出席委員は14名全員でありますので、報告しておきます。

なお、三條新聞社のほうから傍聴の申出がありますので、許可してございます。

では、議長のほうからご挨拶をお願いいたします。

議長（小嶋謙一君） 皆さん、おはようございます。今日から令和5年度予算審査特別委員会が始まるわけですが、先般、その前はじめ、議会の中でまた問題がいろいろ指摘されております。そういったものに対処するためにも、今回の予算審査、中身をしっかりと皆さん見ていただきまして、実のある質疑を期待しております。よろしくをお願いします。

委員長（熊倉正治君） ありがとうございます。

それでは、これより本日の会議を開きます。

これから審査に入りますが、特別委員会に付託をされた事案は議案第6、7、8号、これは条例関係でございます。あと、議案第18号から議案第25号まで、これは一般会計、特別会計の予算の関係でございます。計11案件ということで審査を進めてまいりたいと思いますので、スムーズな審査が行われますように委員各位のご協力をお願いしたいと思います。よろしくお話をいたします。

それでは、付託議案表がございしますが、それと併せて特別委員会の日程も配付されてあると思いますので、それに沿って進めてまいりたいと思いますので、よろしくお話をしたいと思います。

なお、予算審査に当たりましては、私のほうから各委員にお願いをしたいと思います。質疑は趣旨を明確にして簡潔にお願いをしたいと思いますし、資料の提出を求める場合や総括質疑として町長に答弁を求める場合は、その旨を明確にしたいと思っております。

また、総括質疑をされる方は、質問内容を所定の用紙にまとめて、執行側のほうへの報告の都合もありますので、当日の会議が終了するまでに委員長のほうに提出をお願いいたします。

それと、審査の日程は、例年のことでありますが、翌日に繰り越さないということでございますので、そのようにご協力をお願いしたいと思います。

では、これより審査に入りたいと思います。

順次説明をお願いいたしますが、最初に条例の関係、これは1つずついきたいと思っておりますので、まず議案第6号、議員報酬の関係の条例の一部改正について説明をお願いいたします。

総務課長（鈴木和弘君） それでは、改めておはようございます。今ほど委員長からお話がありましたように、4日間ということで長丁場になりますが、よろしく願いいたします。

それでは、議案第6号になります。議案書44ページお願いいたします。議案第6号 議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正につきまして、こちらにつきましては、田上町特別職報酬等審議会の答申のほうを尊重させていただきまして、今回、議員の皆様方の報酬のほうを改定させていただくといった内容でございます。

内容につきましては、議案書45ページの裏の資料ナンバー41をお願いいたします。今回、それぞれの報酬につきまして、まず議長を現状26万8,000円を28万5,000円に、副議長を21万2,000円から22万2,000円に、常任委員長、議運の委員長それぞれ20万2,000円から20万9,000円に、議員の皆様方を19万7,000円から20万3,000円ということで今回改正をさせていただくといった内容になっております。以前に特別職報酬審議会等の資料ということで、高橋議員のほうから全協の際に資料請求がございまして、既にそのときの特別職報酬審議会等の資料、あるいは会議録等につきましては事前にお配りをさせていただいておりますが、そういう内容を踏まえまして今回改正をさせていただいたといったことでございます。

説明は以上です。

委員長（熊倉正治君） 説明が終わりましたが、質疑のある方。ありませんか。

（なしの声あり）

委員長（熊倉正治君） それでは、議案第6号については質疑なしということで終了をしたいと思います。

続きまして、議案第7号 田上町子どもの医療費助成に関する条例等の一部改正

ということであります。

説明をお願いします。

保健福祉課長（田中國明君） おはようございます。それでは、議案第7号 田上町子どもの医療費助成に関する条例等の一部改正について説明をさせていただきますので、議案書46ページからになります。

それで、この条例改正に当たりまして皆様のお手元に議案書と一緒にA4横の1枚物の、その別冊の右上にR5、3月16日、議案第7号、条例一部改正補足資料というものを一緒に配付をさせていただいておりますが、そちらのほうをお出しいただけますでしょうか。それに基づいて説明を最初にさせていただきたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。

一番最初に議案書と一緒に配られた資料になります。よろしいです。

委員長（熊倉正治君） 資料ない方いますか。

（何事か声あり）

保健福祉課長（田中國明君） 大変申し訳ございません。

（何事か声あり）

保健福祉課長（田中國明君） すみません、気が利かないで。持ってくればよかったのですけれども。申し訳ありません。

（何事か声あり）

委員長（熊倉正治君） 暫時休憩します。

午前9時10分 休 憩

---

午前9時11分 再 開

委員長（熊倉正治君） それでは、会議を再開したいと思います。

説明をお願いいたします。

保健福祉課長（田中國明君） 大変失礼いたしました。それでは、説明のほうに入らせていただきます。

まず、今回のこの条例改正につきましては、満18歳に達する日以降の最初の3月31日までの子ども、児童に対する入院医療費を無償化するための条例改正ということであります。

それで、今回、資料のほうを見ていただきたいと思います。まず向かって一番左側のほうになりますが、今回条例改正をさせていただく条例としましては子ども医療費助成、それからひとり親家庭の医療費助成、それから重度心身障害者医療費

助成ということで、3本の条例を改正する内容となっております。それで、なぜ3本改正するかということになりますが、その子どもの対象に応じて実は優先順位というものがありまして、まず一番最初に例えば18歳以下のお子さんで障がいがある方であれば、まず重度心身障害者医療費助成を受けると、それで例えばひとり親の家庭のお子さんであればひとり親の医療費を受けることになるというようなことで、一番最後に子ども医療費を受けるという優先順位がございますので、それに関係のあるところ全て、この満18歳に達する日以降の最初の3月31日までの児童に対して入院を無料化するというので、今回その3本の条例改正を提案させていただいているということでもあります。

それで、現状といたしましては、一部負担金、入院1日1,200円、それから通院1日530円、これは医療機関ごとに必要となるわけではありますが、そのような制度になっております。それが今回条例改正をすることによりまして、その右側に行っていたら入院期間無料化後というところを見ていただきたいと思います。子どもの医療費助成については高校卒業までの児童、その入院1,200円をゼロにすると。それから、ひとり親家庭については、児童を養育している方についてはそのままの制度になりますが、満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの児童については1,200円をゼロにすると。それから、重度心身障害者医療費助成についても、満18歳に達する日、その18歳に達する日以降の最初の3月31日を過ぎた方については1,200円は頂きますが、満18歳に達する日以降の最初の3月31日までの児童についてはそこを1,200円取らずにゼロにするというような改正ということでございます。

それで、その右側に行っていただきますと、そのゼロにするために今回改正が必要となる条例、規則の関係でございます。まず、子ども医療費助成に関するもので、ここにつきましては、対応としまして入院に係る一部負担金をゼロにする特例条項を今回追加をさせていただきたいと。規則におきまして特例条項を追加すると。それで、このことについては、議会のほうからはかねてから分かりやすい条例改正を進めるべきというご意見をいただいておりますので、総務課のほうといろいろ協議をさせていただきまして、特例条項を設けることが一番分かりやすい条例改正ではなかろうかというようなことで検討いたしまして、そのような形で今回対応させていただきたいというものであります。

それから、これは議決事件ではありませんけれども、それに代わりまして子ども医療費助成に関する条例、施行規則のほうも一部改正を予定しておるということで

ございます。それについては、ひとり親、あるいは重度心身障害者医療費助成についても同じでありますので、説明のほうは省略をさせていただきます。

そうしますと、それに係る予算額であります。その真ん中のところに小さく四角で囲ってありますが、新たな医療費負担ということで、おおむね過去の実績からしまして37万5,000円程度、約40万円程度必要であろうということです。それで、その下にそれぞれの医療費助成の現在の対象者数、子ども医療費であれば1,234人、ここについては35万円程度必要だろうと。ひとり親家庭については、対象が86人おりました、ここは2万5,000円程度。それから、重度心身障害者医療費助成については、対象は5人いらっしゃるのですが、ここはほぼほぼゼロということです。つまりいずれも1月31日現在の実績になりますが、そのような形で予算のほうを計上させていただいているという状況でございます。

それで、実際の方法としましては、令和5年4月より償還払いにより入院一部負担金の無償化をスタートさせていただきたいということでございます。それで、なぜ償還払いという手間のかかる方式になるのだということですが、その上のところに、無償化への対応方法というところの欄の真ん中辺りに、この方法で実施する理由と網かけがしてある、そこをちょっと見ていただきたいのですが、医療機関の窓口で支払いをしない方法、いわゆる現物給付というのになりますが、その場合、医療費助成を管理するシステム改修が必要になってきて、そのシステム改修にかかる経費が、見積りをお願いしましたところ110万円程度かかると。非常に多額の経費がかかるということがございました。それで、令和7年からは国のほうの統一システムを使用することになっておりますがバメントクラウドというものの移行が控えている中で、僅かその2年程度でそれだけの投資は少し無駄が正直あるのではないかというような考え方の下、効率的にやる分には償還払いの方法で一刻も早く令和5年4月1日からスタートさせたほうが良いのではないかという考え方に至りまして、そのような形で対応をさせていただきたいというものでございます。

ちなみに、システム改修をするとなりますと、令和5年度で予算をお認めいただいて、その後システム改修に半年程度要するというところでありますし、支払い機関であります国保連合会、あるいは支払基金との調整等の様々なこともありますので、そのようなことから半年遅れるというような状況もまた出てくるということもありましたので、一刻も早くこの4月1日からスタートをさせたいということで、償還払いという方法を町としては選択をさせていただいたということをぜひともご理解いただきたいと考えております。そうしますと、メリット、デメリットをそこ



に書いてありますけれども、一刻も早く進められるということを第一に考えた対応ということでお願いをしたいと思います。

制度の概要については以上になります。

それで、議案書のほうを御覧いただきたいと思いますが、資料ナンバー42で、まずここが田上町子ども医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の内容でございまして、先ほど説明をさせていただきました特例事項を附則に第3項として設けるものでございまして、入院の治療に係る一部負担金の特例というものを条例の中に1項目入れさせていただいて、規則で定める方法で助成の申請をすることによりまして一部負担金をゼロとするものとするということで対応をさせていただきたいということでございます。

それから、資料ナンバー43につきましては、田上町重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の一部負担金の特例条項等になりますし、1ページはぐっていただきまして、資料ナンバー44につきましては田上町ひとり親家庭等の医療費助成に関する条例の一部を改正する条例ということでございまして、これも一部負担金の特例条項を第3項に新たに設けるという対応で進めていきたいということでございますので、よろしくお願いをいたします。

私のほうの説明は以上です。大変前段で失礼がありまして申し訳ございませんでした。よろしくお願いをいたします。

委員長（熊倉正治君） 説明は終わりました。質疑のある方、どうぞ。

8番（今井幸代君） まず最初に確認なのですが、この入院費の負担額が上がっているわけなので、入院の負担額が無料化されるということで、あくまでもこれは保険適用されているものが対象となって、例えば差額ベッド代とか食事代のほうは、これは対象外という形の考え方でいいのかということが1点と。

あと、あくまでも申請をしていただいたの助成制度になるかと思うのですが、町のほうからも対象者の方や「きずな」等を通じて広報はなされると思うのですが、なかなかこの制度が浸透するまで少し時間もかかってくるのだらうと思います。そういった中で、例えば入院をする、そうすると学校ですとか園ですとか、ある程度期間を休むわけです。そういった教育機関や保育施設のほうからこういった制度もありますよということは周知を協力していただけるように町のほうからも教育委員会と連携をして働きかけをしていただきたいなというふうに思います。なかなか分からなくて申請ができなかった、し忘れたということがないようにしたいなと思うのですけれども。

あと最後に、この申請の有効期間、要はこの制度を適用されてから遡っていつまで、その4月1日以降の入院からだと思うのですけれども、では例えばそれが半年後の申請でもいいのか、1年後の申請でもいいのか、その申請の有効期間というのを教えていただきたいと思います。

保健福祉課長（田中國明君） 今井委員の質疑にお答えさせていただきます。

1点目については、今井委員お見込みのとおりでございます。

それから、2点目につきましては、まず当然この制度が始まるという周知を4月の「きずな」に掲載をさせていただきます。

それから、田上町がこの入院無料化に取り組むよということは、国保連合会、あるいは支払基金のほうにも通知をしまして、それら国保連合会、支払基金を通して各医療機関等に周知もさせていただきます。

それから、様々な教育委員会との連携というお話もありましたが、それもまたできる連携については取り組んでいきたいというふうに考えております。

それから、請求に関してであります、恐らく民法の適用がされると思いますので、2年間有効期間があると思いますので、それで担当とも話はしていたのですが、町のほうにレセプトが上がってきます。そのレセプトを見てある程度の期間、例えばそれが2か月になるか3か月になるか分かりませんが、その期間の申請がない人に対しては申請の勧奨をする必要もあるのではないかなというふうなことで話しております。そのようなことで、できる限りこの制度を利用できないというようなことがないように努めていきたいというふうに考えているところでございます。

8番（今井幸代君） よく分かりました。ありがとうございます。申請の勧奨もしていただけるということであれば、そういった申請漏れ等は防げるのかなというふうに思います。大きな努力をいただいているというふうに理解しております。ありがとうございます。

2番（小野澤健一君） 私は年齢の件で。

18歳になると成人ということになりますけれども、今までであれば満18歳ということになれば保護者があってのいわゆる未成年と、こういう形になるのだけれども、今回は満18歳を過ぎた年の3月31日まで適用ということになると、その本人はもういわゆる成人ということで法律行為をやるわけです。ということになると、申請というのは本人がやると。保護者がやるわけに多分いかないのではないかなという気がするのだけれども、これどう思いますか。法律の専門家ではないと分からないのだけれども。申請はあくまでも本人がやる。例えば18歳未満であれば、当然親権者

というか、親がやる。やっても私は問題ないと思うのだけれども。成人に達したと同時にそういった法律行為ができるという状況になると、家族が代わって申請ということが認められるかどうか、それを教えてもらいたい。

保健福祉課長（田中國明君） それは、そういうケースもあるかと思います。本人が必ずしも申請しなければならないということではないと思っていて、仮に18歳を過ぎて成人年齢に達していても、その家族が申請することについてもそれは問題ないというふうに考えております。

2番（小野澤健一君） そうなると、幾ら戻ってくるか分からないけれども、このお金の振込先というのはどこなの。本人口座になるのか、あるいは家族口座になるのか、その辺はどうなのだろうね。

保健福祉課長（田中國明君） 大変申し訳ありません。今ほどの私の答弁は間違っておりました。今ほど条例を確認しましたら、申請できるのは受給者というようなことでありますので、18歳以上の子であっても受給者は親になりますので、その親から申請をしていただくという形になるということです。よろしくお願いします。

（何事か声あり）

保健福祉課長（田中國明君） 受給者証があるのですけれども、そこに子ども医療費については受給者がその申請をするというふうな形で条例上なっているということでもありますので、その親から申請をしていただくというふうな形になります。

2番（小野澤健一君） その子の年齢のときというのは、その受給者証があって親が、要は個人、例えば本人がこの年で高校を、いわゆる就職しているケースもある。

そうすると、本人が例えばどこか会社に入れば、その会社の保険証を使うわけだから。そうすると、今の説明と合わなくなるのではないの。私は、その受給者証というのは知識がないので、よく分からないけれども。基本的に言いたいのは、要は18歳の中で成人年齢になったときの法律行為があるので、私は基本的にはその本人が申請をするものだというふうに思うのだけれども。

高校を卒業するまで。中学卒業したって別に就職できるけれども。

保健福祉課長（田中國明君） 基本的に、今小野澤委員が言われるような部分でいうと、基本は高校卒業までオーケーなのです。それで、今言われるように、確かに高校を行かずに働いたというようなことのケースであっても、結婚をしていなければ今のところ町の条例上はその医療費の対象にはなるというふうな形でございます。ですが、結婚してしまうと、それは仮にその年齢の中であっても受けられないというようなことにはなっておりますが、そのようなことをご理解いただければと思いま

す。

2番（小野澤健一君） 法律論争をやるつもりはなくて、私は単純に結婚ではなくて、要は18歳は成人年齢だよねと、そこからの話なのです。だから、結婚するとかしていないとあって田上がもし決めているのであれば、それはその18歳のいわゆる成人年齢に対して対応していないのではないかと、逆にそう思ったりもする。だから、もらえるものはもらっていいと思うし、いわゆる高校卒業、かなりの確率で高校行くというのはあるけれども、そうではない人もやっぱりいるわけだし。だから、その辺ちゃんと年齢で区切るのであれば年齢で区切れればいいし、今言ったように結婚がどうのこうのということになるとどうも何か釈然としない。結婚する前にやっぱり成人年齢ありきの、そういう議論ではないのかなという気がして。だから、支給、そういったケース・バイ・ケースで非常にレアなケースを今逆に言っているわけで、意地悪で言っているわけではないのだけれども、そういうケースも逆にあり得るので、そうなったときにどうなるのか。

あと、申請があったらやはり、個人負担をゼロにするわけですから、速やかにその申請を受理して、いわゆるお金を償還してやると、こういう体制をしていただきたいなというふうに思っています。

したがって、どうもまだ釈然としないのだけれども、手違いがないようにしてもらいたいというのと、申請があったらすぐ償還してやってくれということ。今私が言った問題提起は、調べていく中で何か不都合があるのであればそれはやっぱり直さないと駄目だと思う。それちょっと調べておいてください。

以上です。

保健福祉課長（田中國明君） あくまでも対象は満18歳に達する日以降の最初の3月31日までという規定でありますので、その規定に基づいて田上町としては対応していくということでございますので、今ほど小野澤委員が提起された部分については少しまた保健福祉課においても調べさせていただきますが、一応その対象の年齢というのはあくまでそこまでなのだという理解をしていただければと思います。

それから、申請があったものについての償還についてであります。間違いなく小野澤委員が言われるような対応をしていくつもりでございますので、よろしくお願い致します。

9番（椿 一春君） 今の件で、対象となるものなのですが、ひとり親で、それから保険証の扶養家族に入っているものであればそういうケースもあるのですが、例えば18歳未満で勤めて社会保険に加入した場合だと対象外になるのか、あくまでも18歳

未満であるのか、その辺もう一回調べてくださいということと。あとはその償還払いなのですが、高額医療費と同じように町から用紙が来て、簡単な窓口チェックというふうな制度になると思っていいのか、その2点聞かせください。

保健福祉課長（田中國明君） 1点目については分かりました。その辺の対応をさせていただきますと思います。

2点目については、基本的に申請書に名前書いていただいて、振込先の口座を書いていただいて、医療機関の領収書を持って来ていただくというようなことで、これについては例えば県外の病院に行ったときも今現在そういう対応をしておりますので、手間のかかるような形での提出というものは考えておりませんので、よろしくをお願いします。

14番（高橋秀昌君） 確認をしておきたいのですが、先ほどの議論を踏まえてなのですが、まず住民からの申請があれば保護者に対して受給者証が発行されるのですよね。したがって、その保護者のもとにいる子どもが18歳、つまり高校を卒業した3月31日までの間に入院をすれば、あくまでも保護者に対して交付するのだよというのがこの仕組みなのですよね。そうでないと子どもってならないわけですから。ただし、結婚が許される16歳とか17歳で結婚された場合には、独立して世帯を持つわけですから保護者にはならないわけで、対象外になるのだよという理解の仕方よろしいでしょうか。

保健福祉課長（田中國明君） ありがとうございます。そういう理解で結構でございます。

14番（高橋秀昌君） すみません。私ひとり親のところの制度について勉強不足で確認をしたいのですが、ひとり親家庭の医療費助成については一般家庭と同じように18歳に達する以降の3月31日までとなっておりますが、その上のほうを、児童を養育している父母、祖父母等については、これはこの1日1,200円及び通院、つまり保護者に該当するのではないかと思うのだけれども、これはひとり親家庭における支援ということでこういう制度になっていると理解してよろしいですか。

保健福祉課長（田中國明君） 基本的に、父母がいないでそういう児童がいた場合には祖父母が養育をしているということで、その対象になってくるということでございます。

14番（高橋秀昌君） 確認したいのですが、つまり子どもには入院1,200円がなくなるわけでしょう。横線が引いてある。その上は、児童を養育している父、母、祖父母などは、これは何かひとり親のために入院が1日1,200円、通院が530円とい

う、そういう制度なのだよということで理解していいですか。

保健福祉課長（田中國明君） そういう制度であるということの理解でよろしいです。

14番（高橋秀昌君） 取りあえず償還払いということで、率直に言えばそんなに高くないお金でなくても償還払いというのは住民にとっては不自由を来すわけで、しかしながらその理由として2年後には新たなシステムを構築するということから、この2年間皆さんから、住民から我慢していただきたいという旨の説明ありましたよね。

それで、伺っておきたいのだが、この2年後には間違いなく償還払いでなくて現物払いになるのだというふうなことでよろしいですか。

保健福祉課長（田中國明君） 実はそこは今この場で明確にご答弁できないということでご理解いただきたいと思います。といいますのは、まだ田上町としてガバメントクラウドと言われる国のシステムのほうにどういうシステムを持って行ってどういうふうに移行するのかという議論すらなされていない状況であります。目先の、国が今やろうとしていることはそういうことが目の前にぶら下がっていることは事実なのですが、そういう議論はまだ庁舎の中でしておらない状況でありますので、そこについてはまた総務課のほうとも協議しながら進めていきたいと考えております。そういうことから、今現在、それを2年後には必ずこれが現物給付できるのだというような今ご答弁はできないので、ご理解いただきたいと思います。

14番（高橋秀昌君） そこが見えないということは、そうすると取りあえず償還払いを求めるという方針ですが、つまり2年後の新たな構築が目の前にぶら下がっていて、その間に、その2年後に新しくなるのにその前に多額の経費をかけてまで現物払いにするのが問題ではないかということで今提起されたのですよね、償還払いを。だとすると、この2年後の全国一律のシステムで入れられるかどうか分からないというのは、私は理解できないのです。つまり一般的に全国一律のシステムの中にそれぞれ自治体の特徴が入れられないということになれば全国一律の国の方針そのものがおかしいことになるわけで、ここのところは保健福祉課長が確約できないのは分かるが、しかしながらそういう自治体独自のものもちゃんと入れられるようなシステムにすべきだということは自治体の長として要求していかなければ駄目なのではないでしょうか。いかがでしょうか。

保健福祉課長（田中國明君） そもそもこのガバメントクラウドの発想が電算の経費に非常に相当なお金がかかっているというようなことから、全国の市町村で使うそのシステムの統一化というようなことで始まってきている部分であります。ですので、今高橋委員がおっしゃられるように、医療費の関係について各市町村様々な形態が

あるわけです。ですので、その中に例えばこの入院を無料にする部分というのが組み込まれるのかどうかということも正直分からないような状況であります。ですので、どういうものがまた統一されて、どういうものがまたオプションとして用意されるのかというような、そういう条件も見ながら対応を考えていかなければ駄目かなというふうなことで考えているところであります。

それで、今高橋委員がおっしゃられるように、町としてそういうこともちゃんと同様のシステムとして取り込んでいただきたいという要望については、また総務課のほうにもそういう話があったということをお伝えして、対応できればなというふうに考えているところであります。

14番（高橋秀昌君） ぜひその方向で努力してもらいたいのです。総務課長、いいですか。今新潟県は全ての市町村が18歳、高校を卒業して3月31日まで医療費助成はもう完全に実施されているのです。問題は、田上のように一部負担金がついている自治体もあるわけですが、そういうことも含めて新しいシステムにしっかりと入れ込んでいかなければ自治体の努力はペアになってしまうわけでしょう。国はなかなかやろうとしないわけだから、そこを今自治体が頑張っているわけですから、ぜひとも国の統一の方針の下で、そういう各自治体の特徴へ医療関係に関しては入れませんなんていうことにならないように強い努力をして、町長からも市町村会を通じて、あるいは県会などでも通じて、もう必ず入るような、そういう要求を強く求めていくことを強く求めたいと思いますが、いかがですか。

総務課長（鈴木和弘君） 高橋委員がおっしゃるとおりで、それぞれの市町村が独自に今システムをつくってやっているのを、先ほど保健福祉課長が、国はそれぞれに対して修正する補助金を今まで出しているわけです。そうすると、ばらばらだから、かかる経費を国が一括してやれば簡単なわけです。そういうことを国が今求めているわけですから、当然今言われた部分、これがよく高橋委員が言われる市町村とかそういうところがどんどんやっていけば国もやらざるを得ないと思うのですけれども、こういう部分というのはしっかり要望して、こういう部分も標準のシステムに入れてくれという要望はしっかりやっていきたいと思えます。

7番（中野和美君） 最初の質問はクリアできたとおったのですが、今お話を聞いて、あっ、これはどうなのだろうというところがまた出てきたのでお尋ねします。

償還払いで、最後デメリットとしては役場に手続に来なければならないところがあるのですけれども、これなのですが、持続化給付金なんかでもそうだったのですけれども、携帯一つで領収書や受給者証を保健福祉課に写メを撮って送ることがで

できれば後でレセプトで確認できるわけなので、来なくてもそれはクリアできるのかなと思うのです。というのは、私PCR検査の申請をするときに、本当は役場に書類を持ってこなければいけなかったのですけれども、心配で、もしかしたらうつすかもしれないではないですか。1年以上前ですけれども、メールで申請書を送ったのです。これは初めてのことだったと言われて、それでもこちらの方は県央研究所のほうに通してくれたのですけれども、そんなふうには仕事をしていたりして役場に来れない方は領収書と受給者証の写メ、そういう方法でもいいのではないかとというふうなことを考えていただけたらと思いますが、いかがでしょう。

保健福祉課長（田中國明君） できることについては検討して、できるだけそういう手間だったり、そういった部分かからないようなことで少し修正をさせていただければと考えているところでありますので、研究させていただきたいと思います。

3番（品田政敏君） 何か繰り返すみたいですが、私も確認させてもらいたいと思います。

高橋委員の中でいろいろ、3月31日までというようなことを明確にされておりましたので、確かに高校までとか18歳未満とかいうのになってはいますけれども、子どもの算数の勉強みたいなのですけれども、基本的には19歳未満ということで考えてよろしいのですよね。だから、高校生だとか18歳未満だとかというのが出ている。私らの世代、みんな18歳未満という世代で対象になった世代で。

保健福祉課長（田中國明君） 要は高校3年生の年度末までが対象なのだとということでご理解いただけると一番分かりやすいかなと思いますので、お願いします。

委員長（熊倉正治君） ほかに。

（なしの声あり）

委員長（熊倉正治君） なければ、議案第7号は質疑を終了したいと思います。

次に、議案第8号、説明をお願いします。

町民課長（本間秀之君） 改めまして、おはようございます。議案第8号 田上町国民健康保険条例の一部改正につきましてでございます。

では、議案書の50ページをお願いいたします。今般、健康保険法施行令等の一部を改正する政令が令和5年2月1日に公布され、令和5年4月1日から出産育児一時金の支給額の総額が50万円に引き上げられることに伴いまして、町の条例に規定する部分について改正をいたすものでございますので、よろしく申し上げます。

では、資料ナンバー45のほうを御覧いただきたいと思います。これまで出産育児一時金の額につきましては40万8,000円を支給しておりましたが、そちらを48万



8,000円に引き上げ、これに産科医療補償制度の掛金、これは分娩中の事故等に対応するために産科医が加入する保険ということになるのですけれども、そちらのほうの掛金1万2,000円を加えた50万円を上限に、被保険者へ直接または医療機関等へ支給するものでございます。それによりまして、総額で50万円ということになりますので、よろしく申し上げます。

ちなみにですけれども、産科医療補償制度への新潟県内の産科医療機関の加入率に関しましては100%でありますので、原則50万円が支給されるものでございますし、仮に出産費用の総額が50万円に満たなかった場合につきましては、その差額も被保険者のほうへ支給されることでございますので、よろしくお願ひいたします。

説明は以上であります。

委員長（熊倉正治君） 質疑のある方。ありませんか。

（なしの声あり）

委員長（熊倉正治君） それでは、議案第8号は質疑を終了したいと思います。

それでは、条例の関係はこれで終了したいと思います。

では、まだ時間が早いようですので、予算のほうに入りたいと思います。

議案第18号、一般会計について。最初は、一般会計予算の全体について。

では、総務課長のほうから説明をお願いします。

総務課長（鈴木和弘君） それでは、まず一般会計予算の全体ということで、皆様方に一般会計予算参考資料をお配りしていると思うのですが、ありますでしょうか。これについてまず説明のほうをさせていただきます。よろしいでしょうか。

それから、本日お手元にA3で一般会計、それから今回予算で電気料、ガスということで、こちらのほうも配らせていただいておりますので、その辺もこちらの参考資料に説明する際に併せて触れる場面が出てまいりますので、それもお手元に出していただければと思います。

それでは、一般会計予算参考資料ということで、こちらのほう説明をさせていただきます。1ページ目でございます。令和5年度当初予算のあらましということで、予算編成の背景、予算編成に当たってどういう背景があるかということでこちらのほうに触れさせていただきます。まず国の状況でございますが、国につきましては基本的な考え方ということで、令和4年度、11月頃でしたか、第2次補正予算をつくりました。そういった部分と一体的になった中で、令和5年度の予算編成を進めていく。ベースになっておりますものは、経済財政運営と改革の基本方針2022、これらに沿ってメリ張りの利いた予算編成を行いつつ、その政策効果、国民

や地方の隅々まで速やかに届け、持続可能で一段高い成長路線に乗せていくことを目指すということで、国はこういうものを基にして予算を編成し、それに合わせて地方財政対策ということで、地方も様々な問題がある中、地方交付税、それらについても一般財源総額につきましては、令和4年度の地方財政計画の水準を上回る額を確保するというので、令和5年度地方財政規模につきましては92兆350億円ということで、令和4年度比較をいたしますと1.6%増、地方交付税につきましては18兆3,611億円と、令和4年度対比1.7%の増額ということで、国のほうは地方に対してそういう措置をしているところでございます。一方、町の財政状況はどうかということでございますが、熊倉委員長のほうからも一般質問ありましたとおり、今の状況だけ見て、指数的な部分から見れば健全性は維持しているという状況ではございます。しかし、今後ごみの焼却場、それから町民体育館、そういった部分につきまして、それから以前全協でお話をさせていただきました消防庁舎、そういった部分で、今後建設の大規模な財政需要が非常に控えているという中、令和5年度予算に当たりましては、それぞれの施設の維持修繕の関係、それから先ほどA3の資料でもご説明いたしましたとおり、電気料、ガス、そういう光熱水費が非常に増えてきております。あわせて、当然のごとく物価が上がっております。令和5年度の予算につきましても、それぞれ経費が相当上がっている状況です。この辺が今まで予算編成した状況とちょっと違う状況で、今までであれば再度見積りを依頼するなり、予算を削減するなりというふうにやったりしたこともありますが、これだけ物価が上がってくるとなかなかそういう部分の見直しが正直できない。そういった部分がかかなり積み重なってきてまして、来年度予算の編成でいうと相当正直厳しい中で予算の編成をしてきたところでございます。

そういう中、2ページ目をめくっていただきますと、予算の編成方針でございますが、基本的には第6次田上町総合計画及び第2次田上町総合戦略、これらを効果的に推進していくという部分、それから行財政の効率化ということで、これらについて指示をしてきているところでございますが、先ほど申し上げましたとおり、経費が上がってくるということで、削減目標を財政のほうで出したのですけれども、予算の段階でかなり物価等が上がっているということで、正直なかなか厳しいのが現状でした。そういった中で、財政としては各課から新規が上がってくるものをなるべく待てるものは待ってもらおうという中で、あるいは既存の事業についてももう少し見直しができないかという中で正直編成をしてきたのが状況でございます。

本年度の予算の特徴といたしましては、令和5年度一般会計の予算総額は48億

2,300万円という予算でございます。令和4年度と比較をいたしますと、1,700万円減という形で予算を作成させていただいたところでございます。主要因につきましては、令和5年度につきましては、新型コロナウイルス感染症地方創生臨時交付金、令和4年度については国が補正をつけたということで、町としては令和4年度の当初予算に計上しておりますが、令和5年度はそういう措置がございません。それから、新型コロナウイルスワクチン接種事業、これにつきましても予算の段階で国の方針がはっきりいたしませんでしたので、ワクチンについての経費はのせてございません。そういう部分が減額の主な要因でございます。そういった中、歳入につきましては、予算総額の22.5%を占める町税につきましては10億7,915万5,000円と計上し、令和4年度と比較をいたしますと1,255万9,000円の増額でございます。後ほど細かな部分、歳入のところで町民課長から説明があると思いますが、主な要因としては町たばこ税が非常に増収だということでございます。それから、予算総額40.4%を占める地方交付税につきましては19億4,500万円という形で見込み、令和4年度と比較いたしますと8,000万円増額をしているところでございます。それから、財政調整基金繰入金につきましては3億7,800万円ということで、予算全体としては減額でございますが、財政調整基金繰入金は令和4年度と比較をいたしますと、5,000万円増額をして措置しているところでございます。それから、国庫支出金につきましては、先ほど申し上げた新型コロナウイルス関係の経費が減額。それから、町債になります臨時財政対策債につきましては交付税を増額、地方財政計画は非常に全国的に見るとかなり好調だという中で臨財債を少しずつ減らすということで、それに伴いまして令和4年度と比較をいたしますと3,900万円の減額としているところでございます。

歳出につきましては、町制50周年事業、それから新規事業につきましては、産業振興課関係ですけれども、販路拡大、専門家派遣事業、それから地域整備課関係であれば消雪パイプリフレッシュ工事、それから先ほど条例改正で説明がありましたように、子どもの医療費助成の入院費の一部負担の無料化、それから臨床心理士の導入といった部分、そういった部分を計上しております。あわせまして、各施設の修理、修繕、あるいは備品等の入替えなど、そちらのほうに予算を多く計上させていただいたところでございます。

3ページ目でございますが、令和4年度の予算規模ということで48億2,300万円ということで、その下に1人当たりということで2月1日現在の数字で単純に割り返した内容となっております。一番下の表では過去の予算規模、一般会計のみでご

ございますけれども、グラフとして載せさせていただいているところでございます。

それから、4ページ目でございますが、令和5年度当初予算の重点施策ということで、第6次総合計画に掲げている5つの分野別目標に対しまして、令和5年度の重点施策ということで載せさせていただいているところでございます。それぞれの事業の中、新規というものが令和5年度に新たに出てきている部分でありますし、拡充という部分は令和5年度に一部拡充しているということで見ただけならばと思います。それぞれ金額を載せてございます。歳出のところでの辺も併せて見ていただければなというふうに思っております。

それから、一般会計のみでなく、例えば2の「安心して健やかにすごせるあたたかいまち」という中で、健康づくり、環境の充実という部分では、国民健康保険特別会計ということで、金額は載せてございませんけれども、こういう部分の表記、あるいは5ページには高齢者福祉の充実ということで、介護保険特別会計のほうで第9期の計画をつくるということで、一般会計のみならず特別会計の部分についてはこちらのほうに載せさせていただいております。

それから、7ページ目でございますが、一般会計当初予算のあらましということで、自主財源、依存財源、それから一般財源と特定財源ということで、令和4年度との比較ということでグラフ化している部分でございますし、8ページ目のところを見ていただくと、令和4年度との比較ということ、増減の理由という部分はこちらのほうに載せてございます。それぞれまた参考に見ただけならばと思っております。

それでは、9ページから歳入の主な項目でございます。こちらにも重複するような説明になるかもしれませんが、ポイントとなる部分だけ説明をさせていただきたいと思っておりますし、後ほど予算書で歳入の部分説明をさせていただきますので、この辺も併せて一緒に御覧になって、予算書と見比べていただければなと思っております。

それでは、町税ですが、先ほども申し上げましたとおり、令和5年度につきましては10億7,915万5,000円ということで、令和4年度と比較をいたしますと1,255万9,000円の増、2.2%の増ということで、先ほどたばこ税というふうな話をしましたが、そのほかには入湯税、そういう部分が少しずつ回復傾向にあるということで増額をしているところでございます。その下の①、②、それから(3)でございますが、こちらについては使途、内訳ということで、町民税であれば防災、減災と住民税の均等割増ということで、それぞれこれらをどういう目的で使っているかを表記

しておく必要が、国のほうからの指導がございますので、こういう形で充当をさせていただいているということで御覧になっていただければなと思っております。

それでは、めくっていただきまして10ページでございますが、基本的には地方消費税交付金から地方交付税までにつきましては、国のほうがつくっている地方財政計画をベースに、あるいは令和4年度の実績見込み、そういう部分も加味した中で今回計上しているところでございます。地方特例交付金の中では、予算書上は新規という形になっておりますが、新型コロナウイルス感染症による固定資産税の減収補填、減収額を補填するということ、令和4年度の3月議会でも追加でさせていただきましたけれども、令和4年度の当初予算と比較をいたしますと新規という形になってございます。町税のほうで減額している部分を国のほうが交付金ということで、100%こちらで交付されるという形になっております。それから、地方交付税は、先ほど申し上げたとおり、19億4,500万円ということで、令和4年度と比較をいたしますと8,000万円増額をさせていただいております。地方財政計画を参考に、なかなかその数字ではじくということではなく、あくまでも町の基準財政需要額、それから基準財政収入額、それらを見据えた中での予算でございます。

それから、国庫支出金、県支出金についてはそれぞれ、先ほど来申し上げましたとおり、新型コロナウイルス関係の経費を今回予算計上しておりませんので、それらが減額になっているというような状況でございます。県の予算につきましては選挙の関係で、参議院議員、それから新潟県知事選挙、令和4年度に計上しておりますが、それらが皆減になったというのが大きな要因でございます。

それから、繰入金につきましては、先ほど申し上げたとおり、財政調整基金の繰入れを5,000万円増額をしているところでございます。

それから、町債でございますが、町債の予算額は2億1,410万円ということで、令和4年度と比較をいたしますと2,370万円増額をさせていただいております。こちらにつきましては、県営事業圃場整備等の関係での公共事業等債、それから道路整備等に係る緊急自然災害防止債、そういったものを増額をしております。一方では、先ほど申し上げたとおり、臨財債、それから緊急防災・減災事業債という部分が減額という形になっております。

その下の町債の現在高ということで、資料の18ページに町債の残高と公債費の状況という部分でございます。平成27年度から令和5年度までということで載せてございますけれども、平成27年度から令和3年度までは決算、令和4年度は決算見込み、令和5年度は当初予算ベースということで見ていただければと思います。特に

残高の多いもの、1の普通債でおきますと、(1)の総務で7億5,662万5,000円でございます。こちらの関係は、交流会館、地域学習センター、道の駅の関係を総務債というくくりの中でこちらのほうを含めさせていただいております。

それから、土木においては6億5,179万3,000円、これは道路整備等、河川を含めますが、そちらのものが多い部分でございます。

それから、教育の関係で1億9,500万円ということですが、こちらにつきましては空調を設置いたしましたし、G I G Aは幾らでもないですけれども、そういう部分が主な内容になっております。

それから、2のその他の中では、臨時財政対策債が19億4,846万円ということで、やはりこの金額が相当全体の中で占めるウエートも大きくなっているという部分でございます。

下のところは、町債の残高の公債費の推移ということで載せさせていただいておりますけれども、残高は減ってきておりますけれども、償還については令和3年度が一番ここ数年少なかったのですが、また少し増えてきていると。道の駅等の償還が始まって、防災無線とかそういった部分がのってきているというようなのが状況でございます。

すみません、では11ページに戻っていただいて、下のところに現在高、今ほど私が申し上げたとおりに、令和3年度末、令和4年度末、令和5年度末については今ほど資料のほうで説明した内容になってございます。

それから、めくっていただきまして12ページ、13ページでございますけれども、歳入、令和5年度予算額構成比、増減額、増減率、令和4年度の予算額ということでこちらのほうを載せさせていただいております。13ページには、それぞれの款の増減理由等をそちらのほう載せさせていただきました。先ほど私のほうで主なものということで説明をさせていただきましたけれども、こういう内容によって予算増減があったということで、その辺もまた歳入の予算を説明する際に御覧になりながら歳入の説明も聞いていただければなと思っております。

続きまして、14ページ、15ページになりますけれども、歳出の予算の内容ということでございます。目的別に見た歳出予算ということでございますが、説明が重複する部分もございまして、特に大きい部分につきましては、総務費につきましては4億8,928万5,000円ということで、令和4年度と比較をいたしますと3,807万3,000円減ということでございます。主な要因は、3月議会の補正等でも説明をいたしましたとおり、令和4年度各種システム改修、あるいは電算機器の更新といっ

た部分でかなり経費が上がっておりました。それから、町のホームページリニューアルの関係、それから町長選挙、町議会補欠選挙、こういった部分が減になっておりますが、一方では町制50周年、あるいは町議会議員一般選挙、それらの経費を増額させていただいているところでございます。

民生費におきましては、13億4,850万1,000円ということで、令和4年度と比較をいたしますと2,818万円、2.1%の増額でございますが、こちらにつきましては障害介護給付費、それから後期高齢者医療負担金、これらが増になっているというのが主な要因でございます。

衛生費におきましては、4億8,151万7,000円で、令和4年度と比較をいたしますと1億3,679万1,000円の減でございます。こちらについては、新型コロナの関係を減額しているのが大きな要因でございますし、一方では子ども医療費、それから臨床心理士の増員という部分を計上しているという状況でございます。

それから、農林水産業につきましては2億4,817万円ということで、令和4年度と比較をいたしますと1,149万2,000円の増額でございます。こちらにつきましては、県営圃場整備、園芸生産促進事業、あるいは竹林等環境整備事業補助金、こちらを増額しているというものが大きな要因になってございます。

それから、15ページでございます。土木費におきましては、6億2,096万8,000円でございます。令和4年度と比較をいたしますと、2,424万6,000円の増額でございます。こちらにつきましては、消雪パイプフレッシュ工事、それから除雪ドーザ、それから河川改良工事ということで、今回工事の関係を増額しております。そういった部分が大きな要因でございます。

教育費でございますが、5億105万8,000円で、令和4年度と比較をいたしますと8,267万5,000円の増額でございます。主な要因といたしましては、全協等でもお話しいたしましたが、スクールバスの入替えということで、これリース料でございますが、その関係。それから、今回小中学校でいろいろ修繕がかかるということで、羽生田野球場であればバックネット、それから給食センターにおける施設の修繕及び備品等の入替え、購入等でかなり増額をしているという部分でございます。

それから、公債費につきましては4億3,298万9,000円ということで、令和4年度と比較をいたしますと1,126万3,000円の増額を予算計上しているところでございます。

元金が1,407万3,000円の増ということでございますけれども、先ほど申し上げたとおり、交流会館、あるいは臨財債、そういった部分の償還が始まってくるとい

ことでの増額でございます。

それから、最後のところに共通項目としてということで、各施設の電気料はということで説明欄があるかと思えますけれども、電気料につきましては令和4年度と比較をいたしますと3,538万5,000円、ガス料金につきましては、令和4年度と比較をいたしますと79万9,000円の増額ということで計上をさせていただいているところでございます。

それで、すみません、A3の表を見ていただければと思うのですが、両面になっておりますが、まず一般会計ということで、最初に当該施設の電気料一覧ということで、これはそれぞれの款項目ということで電気料を載せてございます。令和3年度の決算額も少しあえて載せさせていただいています。令和4年度の当初予算の段階でも実は電気料が上がるということで予算を計上しておりましたけれども、なお足りないということで補正等をさせていただいたのが現状かと思えます。さらに令和5年度当初予算はどうかということで、それに載せてございます。単純に今令和5年度の当初予算は、先ほど申し上げましたとおり、一般会計の町が電気料として払っている部分ということであれば1億811万7,000円ということで、令和4年度と比較をいたしますと3,538万5,000円、令和3年度はそこまで影響がなかった部分と比較をすると4,749万円になるということで、これは電気料だけです。それから、下にガス料金でございます。ガス料金も同じでございます。令和4年度と令和5年度の当初予算を比較いたしますと791万円。こちらは令和3年度でも、令和4年度は決算と比較するとそこまでではないですけれども、電気料、ガス合計いたしますと令和5年度当初予算は令和4年度と比較をいたしますと4,337万5,000円、令和3年度の決算で比較をいたしますと5,405万6,000円増加しているという状況でございます。これは一般会計です。

それから、裏に特別会計で電気料として上がっている部分ということで拾わせていただきましたので、下水道、集排、介護の関係でくつろぎの家、ふれあいの家というところで、これ幾らでもないですけれども、それから水道会計ということで、同様にそれぞれ載せてあります。それから真ん中のところは電気料となっておりますが、ガス料金です。申し訳ございません。

(何事か声あり)

総務課長(鈴木和弘君) 上が電気料で、真ん中のところも同じように町内施設、電気料金と書いてあるところはガス料金です。ガス料金ということで修正を。申し訳ございません。という形で、特別会計もこういう状況であるということで参考に載せ



させていただいております。

そういたしますと、全体的な合計、それぞれの特別会計の合計、電気料金、ガス料金それぞれ特別会計を含めてどういう状況か、全体的にはどうかということで、それぞれの合計を載せさせていただいております。町全体で電気料金、ガス料金という形で支出している部分を令和4年度、令和5年度の予算を比較いたしますと5,863万4,000円の増になっていると。令和3年度との比較、決算で比較をすると7,560万円ほども増えているというのが今の現状だということで、そういう状況だということを皆様方に理解をいただければということです。

すみません、では参考資料に戻っていただきまして、16ページについては、目的別経費の増減ということで、先ほどの歳入同様です。1款議会費から12款予備費までの令和5年度、令和4年度の比較でございます。17ページにはそれぞれの増減の理由を、かなり細かいですけれども、拾わせていただいておりますので、こちらも先ほど申し上げたとおり、これから歳出の説明も進めていきますが、この辺少し一緒になって見ていただければなと思っております。

それから、18ページは先ほど申し上げた内容の町債残高と公債費の状況でございます。

最後になります。19ページお願いいたします。基金です。基金の推移ということでございます。こちらにつきましては、あくまでも令和5年2月21日に発表しておりますので、その時点での数字だということでご理解いただければと思います。令和4年度、令和5年度の見込みになっております。そういう状況の中、財政調整基金につきましては、令和4年度末残高14億3,233万円ということでございますが、令和5年度の当初予算におきましては取崩し予算、3億7,800万円取崩しをしておりますので、今現在の令和5年度末残高は10億5,435万7,000円という状況でございます。そういう形でそれぞれの基金の状況を見ていただければと思っております。

それから、下のグラフでございますけれども、基金残高の推移ということで、こちら財調と減債基金ということで載せてございます。令和3年度、財調が一気に増えました。この辺につきましては、交付税が非常に増えてきたということで、財調のほうに積立てをさせていただいたということでございます。一般質問の際に熊倉委員長から私の説明で何か私よく理解できないというふうな話があったのですけれども、正直実感がないのですけれども、交付税というのは国税の率、何%かによって交付税の金額が決まってくるものですから、やはり国税が、所得税とか法人税が非常に調子がいいことで、当初見ていたよりも増えてきますから、それに何%を交

付税にくれますよって決まっているものですから、国が補正をすれば当然ベースが上がりますから、そのものの払う分といいますか、支出する交付税等で増えるということで、特に令和3年度は、私も長く財政していますけれども、こういう金額が一気に増えたというのはあまり記憶にない。ですので、そういう意味で、今度は地方にいる実感と、例えば町の町税がどうかというのの実感と国の実感が全然違うのだという中で、そういう状況で令和3年度は非常にそういう部分で交付税が増えたということもありまして、財調に残高を増やすことが実はできました。そういった中で、先ほど申し上げたように、予算を、電気料、光熱水費がこれだけかかっても何とか予算組みができるかなということだったのですが、さすがに令和5年度の予算、相当正直参りまして、このまんまだと、経常経費でありますから電気料だけは削減するという話にはちょっとなりませんので、そういった部分で非常に苦慮しているなど。それで、令和5年も正直言うとこれからどうなるかというのはまだ分からない部分もありますので、令和5年度の状況を見ていった中でどういうことができるかなというのを少し見ていかないと、電気料も何かそれぞれの電力会社から出ているのは国のほうからもう少し待てとかいうみたいな申請をやっている状況もありますし、国のほうも何か新たにまだ、予備費があるからそれなりの措置をしているみたいな情報もありますが、少し、去年も言いましたように、ちょっと特殊といいますか、財政的に非常に今困るといえるか、どう見込んでいっていいかがちょっと厳しい今の状況かなと。そういう中での予算編成でございました。

では、一般会計全体の説明ということで以上とさせていただきます。

委員長（熊倉正治君） それでは、ここで暫時休憩いたします。

午前10時21分 休憩

---

午前10時34分 再開

委員長（熊倉正治君） それでは、会議を再開いたします。

今ほどの説明は一般会計の総体的な説明でございましたので、細かい部分はまた歳入歳出ともそれぞれ出てまいりますので、基本的な部分で質疑があれば行いたいと思いますが。

12番（池井 豊君） 18ページの町債の残高見てみると、町債残高が令和5年、このグラフに書いてあるけれども、すごく減っているように見えていますよね。でなのですが、これから、さっきの課長の説明だと清掃センター、消防本部庁舎といろいろ言っていたのだけれども、そういう一部事務組合は抜きにして、田上町として町債

を借りるような事業はこれから先どんなふうに出てくるのか。

それと、町債の、町債残高というか、こういうふうなグラフで出てくるときの、どのレベルまで町債を借りて町としては大丈夫なのかというところを明らかにしてください。

総務課長（鈴木和弘君） 先ほど池井委員がおっしゃっている、一部事務組合のを町が借りるわけではないので、そこはこの残高には入ってきません。

今後どうかという部分というのは、先ほど言った町体とかそういったものが出てこない限りは、通常分というふうに考えていけば、道路の関係ですとか、あとは企業団の出資とか、あと何があるのかな。

（何事か声あり）

総務課長（鈴木和弘君） 太陽光の、そうですね。借りるとそれが出てきます。あと、臨財債が全くゼロになるということはないと思うので、そういう部分でしょうか。経常的に財政が想定できる部分でいえばそういう部分だと思います。今言った太陽光とかそういう部分はどちらかというと臨時的な部分で捉えていますから、通常で出てくるといのはさっき言った道路とか河川、それから企業団、それから臨財債ぐらいでしょうか、通常分は。それに、その状況を見ていって、事業をやっていった中で借入れしましょうかというのが出てくるかと思しますので。今のところはそんなところでしょうか。

あと、起債の残高をどこまで借りられるか。正直言うと、そういう部分で捉えたことは正直ないです。残高が幾らあるからどうだかというのはあまりなくて。実質公債費比率というのがありますよね。公債費の率が町の財政規模に応じてどうかという率があって、それによって起債が借りられる、借りられないというのが出てきますから、その率をどう抑えていくかという部分を財政は考えますから。例えばの話、残高がいっぱいになっても全部100%交付税で面倒見てくれるとえば、借りられれば別にいいかと思うのです。考え方からすると。ちょっと乱暴な言い方ですけれども。なので、我々が結局財政的に今後シミュレーションを考えていった中でこういう事業をしたいといったときは、まずはそれが交付税なり財政措置があるのを優先的に借りようというふうに考えます。それをすることで、当然交付税で面倒を見てくれるから、実質公債費比率の計算上は率が下がるわけです。全くの借金だと率がどんどん、どんどん上がっていけば、起債は今度貸してもらいたいという、今度は許可をもらったりなんかしなければいけない。ワンクッション上。危ないからそういう部分も歯止めをかけるわけですから、そういうところにはいかないような

形でやっぱり財政的には考えますから、そういう部分からいうと、さっき池井委員が残高どのぐらいだという、あんまり残高は財政的には考えたこと正直言うかないです。本当に見るのは実質公債費比率で財政のほうは判断すると。

12番（池井 豊君） せっかく18ページにこういう表を作っているわけなので、残高もやっぱりどの程度のレベルであれば健全だというか、借金していいというような捉え方も研究してみてください。

それから、今言ったように、起債事業はあんまり見当たらないのですよね。だから、清掃センターとか消防庁舎とかが一部事務組合のほうに隠れて、何か起債事業見当たらないので、ぜひ計画的な起債、または町体を造るときにちょっと大きめに借りるとか、そういうふうな起債を意識した事業展開を、何かここだけ見ると減ってきているので、起債事業の展開をこれから計画的に行ってもらいたいと思います。これは意見です。

7番（中野和美君） それに関連して。

公債費はゼロから始まっていて、町債残高は3億8,000万円から始まっているのですけれども、そうすると令和4年、令和5年で2目盛り減っているわけなので、次にそのまま行くと範囲が変わってくるので、この範囲の棒グラフのほうをちょっと動かす必要があるのかなと思って見ています。そうでないと、このグラフでいくとすごい差があるみたいに見えるけれども、本当は同じくゼロからいった場合はほとんど変わらない感じははずなので、その辺をもうちょっとグラフを考えていただきたいかなって思います。

委員長（熊倉正治君） コメントありますか。

総務課長（鈴木和弘君） あくまでも片一方をゼロからしていくというのは、このグラフをどう見せるかだけだと思うのです。確かに中野委員からすればもうちょっと、それは差がないのではないですかと、それはその表を大きくすれば出てくるわけであって、この中で見ていった中でどう捉えるかということを見ていただければいいかと思うのです。そのために数字も一応載せてあって。残高的には、幾ら目盛りが小さかろうがでかかろうが、これは変わらないと思いますので。この辺はあくまでもこの中では、私どもとしてはそういう以前、小野澤委員から残高を出したらどうかという、多分参考資料で指摘を受けて、今まで決算だけ今後の見込みという中で予算も必要ではないかという中で私どもとしてはこういう資料を作って、表だけだと分かりにくいのでグラフにして、この中に収めようとしてここで調整しているというだけですので、そういうふうにご理解いただければと思います。

2番（小野澤健一君） 幾つか2つ、3つ質問します。

私、田上町の平時の一般予算は大体45億円ぐらいではないかなというふうに思っているのです。今までのいろんな経緯とか数値見ると。そうすると、平時の適正規模が45億円ぐらいだとすると、今回3億円超多いわけですね。これについて、先ほど課長から説明あった電気料の増額というか、それが一因あるだろうし、あとはこれだけ諸物価が上がっているの、例えば公共事業を発注するにしろ、あるいは備品を購入するにしろ、やはり1割、2割は上がっていて不思議ではないというふうに思っているのですけれども、そう考えると増えた3億円というのは、今私が申し上げたような電気料を要因にするもの、それから諸物価の高騰によってあらゆるものが上がってきて、その影響を受けて3億円膨らんだのかなというふうに理解をするのですけれども、これについて財政当局のほうはどのようなふうな見方をしているのか、それをお聞かせをいただきたい。

総務課長（鈴木和弘君） 確かに小野澤委員がおっしゃるとおりで、平時であれば45億円程度ではないかということで、通常より3億円ぐらい増えているという部分だと思えるのですけれども。先ほど申し上げたとおり、電気料金とガス料金だけ見ただけでも4,300万円。5,000万円までいかないのですけれども。あと、確かにおっしゃるように諸物価の関係で相当やっぱり上がっています。そこが正直言うと財政計画に見込めなかったというのが正直あります。なので、ここまで上がるのかというのを正直、予算要求書を見てびっくりしたというのがあります。それとこれだけで3億円だと言われるとそういうことではなくて、これは特殊、臨時的な部分だと思えるのですけれども、教育委員会が今回特に歳出が大きいです。16ページを見ていただきたいのですけれども、財政計画のときにいろいろ施設を直さなければならない話をさせていただいたかと思うのですけれども、教育委員会だけでも令和4年度と比較すると8,200万円増えているのです。それで、ちょっと見にくいのですけれども、17ページのところにいろいろ載せてあるのですけれども、先ほど言ったスクールバスの借り上げ、リース料600万円。当初財政計画では、購入にしようかと思っていたのですけれども、とっってもやっていた中で厳しいなという話で、教育委員会と話をし、リースでも本当に差がないよということなのでこれを上げさせてもらったり、あと見ていくとそれぞれの工事費がかなりあるのです。中学校のプールの建屋1,600万円、それからあとその2つ上、羽生田小体育館で2,600万円、あと給食センターでも備品で600万円ぐらい、給食センターの施設の修繕800万円、配送車で770万円ということで、どちらかというところそういう部分の施設の修繕が少し増えてきてい

るという部分も要因だと思いますので、そういった部分で3億円になるのかなという部分があるのですけれども、先ほど申し上げたとおり、一概にその45億円が48億円になって3億円増えてという部分の中で、全部が全部電気料とか物価高騰ということではないのですけれども、どうであれそういう部分が増えてきていますから、恐らく来年度以降はこれは減らないはずですから、それがベースになってなおかつ上がっていくとなると、そういった部分で、私が話をさせていただいたとおり、令和5年度の様子を見ないとそれこそ財政計画を、先ほど池井委員がおっしゃったように、どんどんやりなさいと、私どもとしてはやっぱり町債というのは、財政的にはいつからできるかって考えていたのですけれども、そうすると財調をなるべく使わないでいければなというのは、正直言うと令和5年度予算つくるときはそういう腹を持っていたのです。ところが、こんなにかかってきたものですから、経常経費がこれだけ上がってくると削られなくなってくるものですから、さっき言ったように財調があれだけあったからここまで予算が組めたのかなというのは正直ありますけれども、少し何か今までの財政、予算とちょっと、苦勞しているというか、先がちよっと見込めない。なので、令和5年度で電気料が落ち着くとは思いませんけれども、令和4、5年度でかなり上がって、今少しずつ落ちぎみの傾向があるよということがありますから、そうしていく中で本当の町の経常的な経費がどういうふうになったかによって初めて今後どういうふうに財政的に見通しができるかなということで、今令和5年度予算をつくっていますけれども、少しその電気料関係を非常に危惧しているというか、そういう部分の状況によって来年度にもいろんな形で予算をつくる、その前提となる財政計画がありますから、そういう部分が非常に今後ちよっと苦慮するかなというのが今状況でございます。

2番（小野澤健一君） ありがとうございます。いろんな諸物価が上がっているの、その上がり方がちよっと異常だというのがあります。今言われていた、教育委員会のは教育委員会のときに言いたいと思うのだけれども、私も一般質問に絡めた各施設の管理状況というか、それは恐らく公共施設等総合管理計画の、本来その下のほうには各個別の計画を立てるといふのがあはずなのだ。それについていつだったか町長に問いかけたときに、予防的措置をやっていますなんて言うけれども、全然予防的措置ではなくて、事後対応と、壊れたら直すという、こういうやり方をしていくからそういうことになるのだらうと思うのです。したがって、教育委員会、たまたまやるべきものをやらずに引っ張ってきてここまで多くなったのだらうと思うし、いよいよ施設修繕が火を噴いたというか、そういう状況になっていると思うの

で、個別計画というのはしっかり立てるということで、総務課が各課に依頼して、しっかりとした計画の下で修繕をやっていくべきだろうというふうに思うので、これについてひとつ聞きたい。

それから、電気、ガスについて詳細にこの資料を頂きましたけれども、これだけかかるというのは分かるけれども、普通、一般企業であれば電気を間引きしたりとか、そういった節電に徹底的に努めるだろうというふうに思っている。したがって、役場も例外ではなくて、そうかといって暗闇の中で仕事をしろとは言わないけれども、今後夏場の、冷房もあんまり高いと汗が出るけれども、いや、これだけかかるのだと、しょうがないのだけではなくて、やっぱり節電を徹底的にやってもらいたいのだけれども、それについての考えをひとつ聞きたい。

もう一つ、昨年度と比べて当初予算でほぼ、今年のほうが2,000万円ぐらい減っているのですが、にもかかわらず財調から5,000万円逆に余計に出さないと予算が積みなかった、この理由というのは何ですか。

これを3つお聞かせいただきたい。

総務課長（鈴木和弘君） 個別計画です。確かに小野澤委員がおっしゃるとおり、今補助金もらったり、起債を借りたりするのに必要だという部分は確かにつくっているところもあります、正直。なので、全体的に町の施設を見て個別計画が必要だという部分はつくっていかなければいけないと思いますが、ただ今の計画自身が令和7年までですから、その中で今ほど言った部分で起債を借りたり、補助金もらって必要な部分というのはやっぱりつくっていかなければいけないかなと思っていますし、それ以外は必要に応じてつくるようにしていきたいと思っています。

それから、電気は小野澤委員も見て分かるとおおり、もう間引きしているのです。ついていないのがあるのです、正直。やれるところはやっていますし、朝も正直来ても1列ぐらいしかつけていない。昼休みも1列の部分で、一応冷暖房の温度設定もそれなりにやっていますので。ただ、おっしゃるように、まだ消していないなどというのは私も消したりするときもあります、帰るとき。この前、庁議でも町長からもその話もありましたので、改めてそういう部分は確かに徹底するような形でしていきたいと思っています。

それから、町全体の予算が令和4年度と比較すると2,000万円減って、けれども財調が増えたというのは、単純に言えば特定財源がなくなったということです。一般財源で町が面倒を見なければいけない部分はそれだけ増えているということです。去年1,700万円減ったというのは、それなりに国、県から補助金に来て、町の

持ち出しはそこまでなかった部分なのだけれども、今回は予算で比較すると減だけれども、国、県の補助金の特定財源がないので、丸々一般財源の持ち出しをする必要があるということでの予算額ということで理解していただきたいと思います。

9番（椿 一春君） 9ページの地方譲与税のところなのですが、森林振興、農林整備のところでは竹林等環境整備事業というのが上げられているのですが、担当課のほうでも事業の中身を確認したいと思うのですが、財政としてはどういった理由でこの補助金の対象になる事業と思ってここに上げられているのかというのを聞きたいのですけれども。

総務課長（鈴木和弘君） 財政というよりは、これはここに表記しなさいというのは国の指示、こういうものを措置しているわけですから、それなりに何に使っているかと明記しなさいということでここに載せてあります。今までは、産業振興課のほうで、何に使っていいか分からないということで、しばらく基金に積んでいたのです。そしたら、やっぱりこれ当然指導を受けます。国としてはそういう目的のために措置しているのに、積みとは言っていないのだということで。その中で、各市町村が何に使えるか分からない中で、こういう事例がありますということで、産業振興課のほうにこういうことで使えますというのが来て、併せて財政も参考に聞きました。予算の段階では、産業振興課のほうで、今椿委員がおっしゃるように、こういうものを今森林整備の補助金に使いたいというのがメニューとして、この森林環境譲与税として使えるよということの判断の中で譲与税を充ててきたということですから、財政的にはその目的に沿って充てているということで理解をして財政のほうで充てている部分がありますので、その辺は産業振興課の歳出のときに当然説明があると思います。当然その事業をやるのが森林環境譲与税を充てる趣旨にちゃんと合っているかということの説明があるはずですから、そのときに少し聞いていただければなと思っています。

8番（今井幸代君） 1点目、電気、ガス関係のところでは、令和3年度の決算、一般会計だと5,400万円くらい差異が出てくるということなのですからけれども、それはちなみに国の地方財政計画見ると単独で、国全体で700万円なので全然微々たる金額という感じなのですからけれども、実際これは地方、各自治体のほうにどの程度割り振られてくるものなののでしょうか。今回、令和5年度の予算ベースだと5,400万円ぐらいの差が出てきている状況だけれども、国のほうから来るものとしてどの程度見込まれてくるものなのか、その辺りもし分かれば聞かせていただきたいのと。

あと18ページ、今ほど池井委員や小野澤委員からもるる質疑がありましたけれど



も、公債費とこれ町債残高の推移になっていますけれども、課長のほうも実質公債費比率の状況がどのようになっているかというのを自分たちは注視をしているのだということでした。であるならば、これからハード事業を控えている、そして町の公共施設、大分老朽化してきているわけです。そうしたものをやはり計画的に修繕をしていく、長寿命化していく、そういったことを捉えたときに、実際の長期的な、ではこの比率はどのように動いていくのかということころは、まちづくり財政計画は我々に提出されていますけれども、あれはあくまでも5年間の財政計画であって、そこだけだと将来的な事業をどのように見ていくかということをお我々考えられないわけです。そういった町のほうの中長期的な財政シミュレーション、役場の庁舎の執行部のほうはされていることと思うのですけれども、そういった部分はやはり議会側にも提供していくというか、中長期的な財政シミュレーションみたいなものはしっかりと議会のほうにも示していく必要があるのではないかなというのを改めて、これを令和4年度の予算の編成が出た段階で感じているのですけれども、その辺り説明ということで考え方を聞かせていただけますか。

総務課長（鈴木和弘君） 一応令和5年度で算出すると162万円だそうです。もともと700億円ぐらいしかないので、正直言うと、前ちょっと話を、予算のあらましとき高橋委員から聞かれて私が言った、財政担当課長会議の資料を見て初めてそういう措置しているのだというのが分かったぐらいですから、実質令和4年度では、そういう名目で措置がないのです。だから、国がどう考えているというのが正直なかな探していても見えないのです。町民には電力会社に補助して下がりますよということをやっているのですけれども、我々みたいな団体に対してどういう措置しているかというのは正直言うと、2次補正あったではないですか。令和4年の2次補正。国が電気料を落としますよって言ったときも、それなりに地方に何か措置してくれるのだとちょっと期待していたのです。それなりのものが来るかなと思っていたのですけれども、正直何も来ませんでした。なので、国自身はそこまで見ていないのかなというのが正直であったり。これは、国が見て地方財政計画は非常に地方税が好調だと言っているのです。国が見ている地方財政計画。我々も地方だし、東京にいるのも地方だし、全部が地方団体ですから、非常に地方税が好調だという見方をしているのです、国は。なので、交付税はその辺措置するし、その部分地方税が増えているから、交付税がそれなりに措置してあれば臨財債は要らないということで臨財債が削られているという現状なので、ちょっとそこもやっぱりさっき言ったように本当に特殊だと思うので、令和5年度どんな感じで交付税

が来るかによってまた変わってくるかもしれないし、今後の電気料がどれだけ増えていってどういう措置をするかというのが少し見えてくるかなというのですけれども、今の状況は正直言うと全くそんな程度しか措置してくれていない。

あと、確かに今井委員がおっしゃるとおりなのです。今後、ではこの5年だけでどうなるかと。財政当局は確かにそうではなくて先も見ます、10年ぐらいで。本気を出して。今までは焼却場とか消防庁舎とか、ちょっと失礼だけれども、組合があるわけだから、その負担がどうだということを考えていけばいいだけだった部分ですけれども、新たにそういう町体とか、町が施設を造るという話になれば、本気出していつできるかというのはやっぱり考えなければ駄目だと思うので、5年だけだと何とかうまく、後が大変になるけれども、5年分だけではそこまでという形になるわけですから、そういう部分というのはその事業に応じてはやっぱり少し長いスパンで、どのくらいだというのは当然今後話をしていかないと駄目だと思うのです。財政的にどうかというのは絶対出てきますから。町体にしても、ではどのぐらいの規模でどうなって、それが財政的にどう、ではいつからできるというのは、5年でスパンで終わらなければその先も当然要るかと思えますから、当然そういうのは出さなければ駄目だろうというのを、財政当局はそう思っています。

あと、率です。率も結局は、交付税がどうなるかによって全然変わるのです、実質公債費比率というのは。経常収支比率でしかり。ですから、さっき申し上げたように、令和3年度で非常に率がよくなったのです。当たり前です、交付税がありましたから。町は経常経費とかあまり変わっていないのですけれども、元が大きくなるから、率が一気に下がるわけです。そうすると、非常に財政的によく見えるのですけれども。だから、交付税が減れば率が上がる。だから、マジックみたいなものなのです。だから、あんまりさっき実質公債費比率は、私はさっき池井委員のようにこだわりますということを行った部分というのは、一方で率というのはさっき言ったようになかなかはじけない部分があるのですけれども、なるべくは交付税の措置がある、なるべく有利なものをやっぱり探してきて、起債を借りて、さっき池井委員がどんどん借りなさいと言った、本当は一般財源の持ち出しがないにこしたことはないのです。100とか90だとか、なるべく一般財源が少ないのを借りようとする。あとは、今やっぱり山を見ます。この残高と、その残高によって償還年数がみんな違いますから、公債費がどのくらいの山になって、あんまり山のところに、期間が短い起債から見ると一気に増えますから、その山をなるべくずらすなりの措置をしながらやっていますので、さっき池井委員には実質公債費比率を気にしてい

ますとは言いましたけれども、率は何%に上がるとか出せない部分で、正直言うとなるべく交付税、財政措置がある、なるべく有利なもの、一般財源の持ち出しがないものをやっばり探してきて、それをするにはどういうことをすればいいかというのをやりながら探して起債を借りていますので、なるべく今井委員がさっき言ったようにそういう事業をやる部分というのは、5年にこだわらないでやらなければいけないというふうには思っています。

8番（今井幸代君） 事業をやるからそのときに出してくれということではなくて、それこそ町体自体は具体的にこの辺りやっていきましようみたいなスケジュールまでは全く出ていないわけですよ。それが一つの背景として、そういったハード事業、清掃センターしかり、消防庁舎しかり、そういった大型事業があって、それが事業費がはっきりしないから見えてこないのですというふうなことなのだけれども、その土台となる、町の財政状況の長期的な部分、中長期的なものがどのように推移していくのかという土台がなければ、我々はそれを皆さん方が言うことも正しいのか正しくないのかということの判断すらなかなかできないわけだから、そういった部分の基礎的な情報なものだと思うのです。その辺りはしっかり出していただきたいなということの意味合いなので、よろしくお願ひしたいと思います。それは、まちづくり財政計画を示すときに併せてそういった長期的な財政シミュレーションはどのような状況になるのかというところは出していただけるとありがたいなと思いますし、様々なパターンをもった財政シミュレーションも必要なのだろうとも思うのです。はっきり事業費確定、ついてくるのはある程度期間が必要なので、それを待っていてほかの事業が全然見込めないというふうにやるよりは、ある程度概算でこの程度の金額を見込んでの中期的なシミュレーションとか、そういった部分も含めて必要なのではないかなんていうふうなのは感じているのですけれども、その辺りいかがでしょうか。

総務課長（鈴木和弘君） 確かに今井委員がおっしゃるのも分からないわけではないのですけれども、財政計画自身5年という中で、その中で見込んでやっている部分がありますから、それを例えば7、8年に延ばしたっていてもそんなに大きく見込める、歳入がどの程度見込めるかという部分にしかならないかと思うのです。だから、そこまで延ばすのが本当にどうなのかなというのがあるのですけれども、それを10年延ばしたからといって、結局は歳出が各課からこういう予定ですよというのは出せるのでしょうかけれども、それに合わせて歳入がそれだけ見込めるかというのはどうはじくかによってくると思うのです。だから、出せばそれは出せないこと

はないかと思うのですけれども、そういう不確定要素が出ている部分があって。なので、多分財政計画は割と早めに案をつくっていたと思うのです。そして、そういう一つの区切りとして5年先まで見た中で出せるのではないかということをやったかと思しますので、その辺は少し検討させてもらいたいと思いますし、私がさっき言ったのは町体とか何か、そういう特殊な事業があれば当然方向性をここでどうしていくかっていったときにはやっぱりそれなりの見込みがないと駄目という意図で言ったわけですから、通常の財政計画を出すのを5年をもう少し延ばしてくれということはどうなのかなと。

(何事か声あり)

総務課長(鈴木和弘君) 分かりました。では、少し検討するなり、考えていきたいと思えます。

3番(品田政敏君) 総務課長から公債費比率、私的には重視するという話がありましたので、私もう20年以上前のことをふと思い出しまして、それは隣の小池市長になったとき、だから90年の終わりぐらいですね、2000年ちょっと前だと思います。あの頃議会に有利な、確かに今あの当時私思い出すと加茂はぼんぼん、ぼんぼん橋いっぱい造りましたよね。そういうふうなとき、有利な起債というか、補助金があるのだというので、そういうものを徹底的に探せというようなことを議会のところで言ったというのを私聞いたのです。当時、もう私のような古い人間が70年代の越後詣でをしたという話だとか、あのとき、まず考えてもらうと大きな橋とか何かに必ず出てきますよね、亀井静香さんという人が。だから、そういうようなのがやっぱりいわゆる検討、その都度、その都度一生懸命やられているのだろうと思えますけれども、有利なその補助金なんかを目当てにすることをその都度、その都度やられておるのでしょうかけれども、今もやられているのか。

(何事か声あり)

3番(品田政敏君) それから、もう一点。

電気料金で羽生田駅駐車場と、それから田上駅と、これ2つになっているのですが、駐輪場と田上駅、今回分けてあるのは。

委員長(熊倉正治君) 品田委員、細かいのは歳出のほうで出ますから省いてください。

総務課長(鈴木和弘君) 1点目の有利なのという部分がありますけれども、それはもう相当以前から言いましたように、どういう起債を借りればどうなるかというのはずっとやっていますし、それぞれの担当事業課ともそういう話もしっかりしています。そういう部分でいうと、それなりの形でしっかり対応していますので、大丈夫

です。

以上です。

14番（高橋秀昌君） 総務課長は、地方交付税が増えたことを非常に喜んでいるので。その原因もよく分からないのだよって。単純なのです。庶民の暮らしはあまりよくなっていないけれども、大企業は大いにもうかっているわけでしょう。株投資による制限税率20%ですから、それなりに入ってきているのが恐らく原因だと思うのです。それが今主題ではないのですが。

そこで、予算全体としてですが、例えばガス、電気料金で見ると、令和4年度との比較でいうと1.5倍もの経費がかかっていく、さらに今後、新年度で購入品なども皆値上がりしていくということはもう明らかなわけですね。だからこそ財政を握っている人たちは苦勞するわけですね。一方で、建設投資があるわけで、今後も、今年中になるかどうかは別としても、10年以内には一部事務組合も含めて大きな建設投資をやらなければ駄目だというのがあるわけですね。そこで、私はこう考えたのです。交付税は8,000万円増えているが、電気、ガス料金だけで五千数百万円増えているわけでしょう。そうすると、率直に言えば交付税が足りないと、財政需要満たされないということだと思うのです。やっぱりこれはもう本当に町村会や県へ要求していかなければならない。そうしなければ、建設投資については補助金が出たり、あるいは借金すれば交付税は出るけれども、いわゆる経常経費になる住民福祉の分野はできなくなってくるというのが財政の係の見方にならざるを得ないのです。それで、一方で住民は困っているけれども、建設投資は補助金扱いになりますが、経常経費やこういうのはやりませんとなくなってしまうような気がするのです。そのところをしっかりと分けて、国にもっとお金を出せと。課長は最初こう言いましたね。決まりがあるわけだから、もう一度計算して出すのだと。でも、全国市町村会もそうだと思うし、全国県知事会もそうですが、交付税の単価を上げてくれと言っているでしょう。大変なことなのですよ。そうすることによって大きく交付税が変わるわけですから、こういうことをやっぱり強く求めていく必要あると思います。それ1つ、第1点。

2つ目は、18ページの町債残高合計と公債費の関係で捉え方を伺っておきたいのですが、実は私も議員生活が長いものですから相当前の話で恐縮なのですが、かつて約50億円の予算に町債残高が70億円を超えた時期がありました。1.4倍なのです。それでいいのかと追及したら当時の財政は何て言ったと思いますか。大丈夫です、公債費を返せば大丈夫なのだ。本当に本心かどうか別ですよ。そういう

答弁があったのです。しかしながら、その1.4倍もの残高を残すということはやっぱり財政破綻に導いていくことになることは今の財政はよくご存じだと思うのです。

そこで伺いたいのだが、現在、公債費が4億3,000万円、残高が40億円、つまり田上町の予算100%に達していないですよ。まだ行っていない。このことは財政悪化だと見るべきなのか、公の席で言っている財政的には順調なのだと捉えるべきか。この捉え方一つによって大きく、町長があれをやりたい、住民のためにこうしたいということについてブレーキをかけなくても済む可能性を持っているのですが、この捉え方はいかがですか。

総務課長（鈴木和弘君） 1点目の交付税です。高橋委員がおっしゃるとおりに、毎年町村会、国の要望とかで必ず交付税を確保してくれという形で要望しています。ですので、当然引き続きそれはやっていかなければいけないと思いますし、確かに高橋委員がおっしゃるとおりに交付税を増やして、交付税がまた計算がなかなか難しいので、もう少し上げられるのではないかなと思ってもいるのですけれども、こればかり、皆さんご存じのようになかなか面倒くさいのです、計算が。その辺は引き続き確保する、それこそ今高橋委員がおっしゃる、もう少し国からの金額を増やすような形で要望は町長に話はしていきたいと思います。

それから、残高です。私もさっき計算したらあんまり、残高がどうなっているって見たことが確かにあんまりないのです。確かに事業、その70億円あったというのは確かに、私がまだ財政を担当していた頃、そのくらいは、ちょうどこの建物を造ったりなんかした頃ではないかなと思うので、事業がめじろ押しなので、あのときは何でもかんでも起債を借りる、起債を借りるというとき正直ありました。なので、当然借りるから残高は増えるわけです。でも、それを返済していくのをどう考えているかという部分をやっぱりしっかり捉えていく必要があるのかなと。なので、残高だけで予算規模がどうかという比較よりは、さっき乱暴な言い方でしたけれども、100%国が面倒を見るというのだったらどんどん借りてもいいのではないかなという私の理論でもあるのです。ただ、国のやり方というのは、町が借りた年数で交付税は入れてこないのです。だから、町が5年で借りたとか10年で借りたのは、国は一律に30年で入れますよと、そういうことをしてくるのです。なので、話がちょっとおかしな方向になるかな、私は交付税措置があるものを借りますよって言うのになかなか、最終的には交付税で面倒見てくれるのですけれども、実質的にその償還が大変なときにそれなりの金額が来るかということと実際そうではないのです。

国が後送りしているみたいな状況がありますから。そういうのが現実にはある中でもやっぱり交付税なり財政措置があるものを借りていかなければいけないなと思っているので、ちょっと戻りますけれども、残高でというのは私考えたことは正直なかったです。予算規模に対して残高がどの程度あると財政悪化なのだとかというのであんまり捉えたことは正直ないです。

やっぱり一番は残高、公債費なのです。公債費が町の予算、財政規模に対してどれだけになるかというのが一番今国が捉えている部分ですから、残高が幾らということに対して駄目だなんて国はしていない部分というのはやっぱりそういう部分だと思いますから、残高では違うのではないかなとは思っていますけれども。

14番（高橋秀昌君） 私が今言いたいのは、かつてそういう1.4倍もの残高を持っていた頃があったなと。当時の財政担当は、返せる、公債費で返せばいいのですと答えていたと。では、今田上町はこういう状態だが、町長がよく言う。お金がないという。適正な財政という。場所によって違うわけでしょう。大事な点は、財政としても住民の福祉や教育に関わる言わば建設投資でない部分、いわゆる経常経費が増えていく部分でも一定の口を開けるといって大事だと思うのです。そうでないと、町長がやっぱり一々、いや、こんなに町に要望しても駄目なのではないかみたいに、今の町長そういうタイプの人です。財政が財布を締めれば町長は我慢すると。どんなに皆さんが議会で一般質問で言っても、いや、まあ経常経費かかるからとなるわけでしょう。だから、そのところはもっと柔軟に。もちろん大いに、無尽蔵に使いなさいとは言っていないわけ、私自身も。例えば学校給食についても無料化を目指してと言っているわけ。今すぐに町600万円を出せと言っていないわけですから。そういう点はもう少し財政が町長と協議を行って、一定の可能性を開いて、長にもやっぱり張り合いを持たせなければならぬのです。議会にだって張り合いを持たせる必要あるのです。何を言っても経常経費が増えるから駄目ですと答えるような町は、硬直していれば別。だけれども、そうでないのですから、その点を指摘しておきたいと思いますので、答弁をお願いします。

総務課長（鈴木和弘君） 何でもかんでも駄目だと締めてはいないのですけれども。

（何事か声あり）

総務課長（鈴木和弘君） おっしゃることよく分かります。ただ、財政からすると、先ほど言ったように、私なりに財調が十何億円もあるなんてことを経験したことはなかったですから、これは少し、私が辞めるまではそんな削らなくたっていいからと正直言うことでもありません、真面目な話。査定も、まあみんな来たらやればいい

という感覚も持ちますよね、財調がこれだけあれば。今まで3億円だとか5億円であっぷあっぷしている状況がありますから。ところが、何度も申し上げれば、令和5年度ばかりは全くどうしようかぐらい、どうやろうかなという感じで、財調が十何億円あるからいいという話になるのですけれども、先ほど言ったように、小野澤委員がおっしゃるように予算が少ないのに財調を取り崩すのです、いっぱい。もう5,000万円です。毎年こんなことをやっていったら本当、なるのかなという部分が、危機感が正直。臨時的な部分であれば何の問題もないのです。今年我慢すればいい、来年出てこないからいいという感覚になるのですけれども、そういう部分がちょっと見込めないなという部分が正直あったというのは事実です。ですので、少しやっぱり令和5年度の状況を見ないと分からないなというのが、私の正直なところ。高橋委員がおっしゃるとおり、なるべくそうならないように、一方では財政担当という立場で今後財政をどうしていくかという部分もしっかり町長に伝えておかないと駄目ですから、そういう形では両方伝えていきます。よろしくお願いします。

12番（池井 豊君） 今日、総務課長すごくいじめられているので、もう一ついじめます。

電力の需給計画みたいなのをつくってくれないか。というのは、社文のときも交流会館で電気の、どのくらい発電しているのだとかそういう話になったし、さっき聞いたら車庫棟の太陽光発電も計画まで来ているというか、これだけ1億円も電気代かかってくるようになると全公共施設のLED化も進めなければならないと思うのです。LED化を進めたり、それで節電できる部分と、それから太陽光発電して賄える部分と、これをどうしていくかというのと。あとそれこそこれだけ町債が減ってきているときなので、起債でそのLED化事業を一挙にやったら、何か起債でいい、それこそ100%国が持つ、返ってくるような起債で一気にやったらどの程度1億円の電力が節電できるかみたいな、幾らかけたら幾ら節電できるかみたいな電力需給シミュレーションみたいなのを、電力需給計画、そういうのをつくってもらいたいと思うのですけれども、そういうことはできるでしょうか。

総務課長（鈴木和弘君） 今町全体でどれだけCO<sub>2</sub>を削減するという計画、そういう話を小野澤議員が一般質問をして、町もやります。まず町がどれだけの電気を使っているかという調査、1年かけて、今年度中に、そこで初めて町がどれだけ使っているからどれだけ削減するかという計画をつくって、たしか小野澤議員がそのとき言われた、公共施設は2030年度まで50%、太陽光だったか、電力を下げるという、CO<sub>2</sub>を下げるというのをやりなさいというのがたしか出ているものですから、そ



の計画に、この施設は何をしますという計画書にそれを入れることで起債が借りられるわけです。なので、そこをまずつくってから上げますよという話をさせてもらったと思うのです。なので、今池井委員がおっしゃるように、LEDしかり、各施設でもやっぱりそういう話がありますから、まだその計画ができていないものから、出来上がれば当然そういうのは順次やっていく必要があると思うので、まずそこをつくってから、来年度以降になるのでしょうか、少しずつそういうのをやれるものはどんどんやっていこうかと。

委員長（熊倉正治君） ほかにありますか。

（なしの声あり）

委員長（熊倉正治君） では、なければ総体的な部分はこれで終わりにしたいと思います。

もう少し時間ありますので、早速予算書の中身に入っていきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

（異議なしの声あり）

委員長（熊倉正治君） それでは、歳入の全般について予算書のほうに移りたいと思います。

町民課長（本間秀之君） それでは、予算書のほう14ページをお願いいたします。歳入の町税についてご説明申し上げます。

先ほど総務課長も話をしましたけれども、国の地方財政計画におきましては、市町村税の対前年度伸び率というのを全体として2.7%増としているところであります。しかし、田上町の状況を見ますとそこまでの利用を見込むのは難しい状況であるというふうなことで判断いたしまして、対令和4年度比で全体で1.2%の増ということで算定いたしましたので、よろしくお願ひしたいと思います。

では、まず1款町税、1項町民税、1目個人分でございますけれども、令和5年度に関しましては4億670万9,000円、対令和4年度で54万7,000円の減額とさせていただきます。1節現年分につきましては、現役世代の減少により、納税義務者数が年々減少傾向にあります。そのため所得割、均等割ともに毎年減額で見込んでおるのですが、近年、株式の譲渡所得というのが増加していることが傾向としてありまして、その部分を考慮いたしまして全体としては前年並みということで計上しております。

次に、2目法人でございます。現年分に関しましては、令和4年度に対しまして100万円増の3,505万円で計上しております。現年分は3,500万円で計上しております。

す。令和4年度は、実績として予算額3,400万円に対しまして、調定額ベースで3,700万円ということで300万円増となっている状況でございますけれども、令和5年度に関しましては、物価高騰等の影響も考慮いたしまして100万円増ということで見込んでいるような状況でございますので、よろしくお願ひします。

次に、2項固定資産税、1節現年度課税分でありますけれども、4億9,054万円を計上いたしております。令和4年度と比較いたしまして、71万3,000円の増額としております。内訳といたしましては、土地については下落修正に伴って平均下落率2.26%ということで減額となっている一方、家屋に関しましては新增築分に係る課税標準額が増加していることに伴い増額いたしておりますし、償却資産につきましても軽減措置の終了した分が増額になるということで、全体として増額ということで見込んでおるところでございます。

では、15ページにお進みいただきまして、3項の軽自動車税になります。1目1節の現年度課税分ですけれども、4,382万2,000円で、令和4年度と比較いたしまして85万6,000円の増額となっております。これに関しましては、旧税率、7,200円の税率の車ですけれども、こちらが223台減少となります。それに対しまして、新税率、1万800円の税率のものですけれども、そちらへの入替えが進むこと、それから併せてグリーン化特例の適用が終了することにより305台分の増といたしたところで、85万6,000円の増額ということで見込んでおります。また、2目の環境性能割に関しましては、軽減措置が終了したことに伴いまして240万円ということで、令和4年度から20万円の増額といたしているところでございます。

次に、4項たばこ税に関しましては、先ほど総務課長からも話ありましたけれども、令和4年度中の町内のたばこの売上げが非常に好調であるということで、7,273万5,000円ということで、令和4年度と比較いたしまして605万1,000円、本数にいたしまして約50万本、増減分と合わせて増えるという見込みでございます。

(何事か声あり)

町民課長(本間秀之君) 増えたということです。

次に、5項の入湯税でございますけれども、令和4年度の状況から入り込み客数も回復傾向にあるということで見込んでおりまして、旅館関係で約5,000人増、それから湯っ多里館で2万3,000人増ということで2,761万1,000円、令和4年度と比較いたしまして428万9,000円の増額ということで予算計上しておりますので、よろしくお願ひいたします。

町民課の説明は以上です。

総務課長（鈴木和弘君） では、予算書は16ページ、それから先ほど私ちょっと説明しましたけれども、参考資料の13ページも一緒に見ていただければと思います。先ほどの説明と重複する部分もありますけれども、お願いいたします。

まず、2款地方譲与税でございますが、この辺につきましては全て、17ページまでですけれども、地方財政計画をベースにいたしまして、令和4年度の決算見込み等を踏まえた中でそれぞれ予算を計上しているところでございます。

めくっていただいて18ページでございますが、10款地方特例交付金、2項新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補てん特別交付金ということで、先ほどちょっと申し上げましたとおり、固定資産税の償却資産、新型コロナウイルスの関係で影響を受けながらも新規に設備投資をした場合について固定資産税を減免しますという部分、全額国のほうから特例交付金という形で交付されるということで、これ令和4年度当初予算はございませんでしたけれども、先ほど申し上げたとおり、3月議会で補正をさせていただきましたけれども、令和4年度、令和5年度と比較すると新規になっていますけれども、そういう内容のものでございます。

それから、19ページ、11款地方交付税、1項1目地方交付税19億4,500万円ということで、8,000万円の増額でございます。普通交付税、それから特別交付税ということですが、特別交付税については例年同額で載せてございます。

それから、めくっていただいて、大きな部分だけでいきます。21ページの14款使用料、1項使用料、教育使用料25万円ということで、交流会館の関係等から増えているという部分でございます。

それから、22ページをお願いします。15款国庫支出金でございます。1項1目民生費国庫負担金につきましては、特に大きな部分につきましては障害者自立支援等諸費ということで、歳出のほうで出てくる関係で、それに伴う国からの負担なのですが、障がい者の自立支援給付費、それから障害者の入所給付費等、それぞれ負担金が増えている関係で増額にしております。

それから、一番下の未就学児均等割、これは国保の関係の未就学児の均等割を令和4年度も実施しておりますけれども、当初予算としては新規という扱いになります。金額は幾らでもないですけれども、これが新規になってございます。

それから、2目の衛生費国庫負担金につきましては、令和4年度と比較いたしますと2,190万6,000円減額ですが、これは新型コロナワクチンの関係が皆減されているというのが大きな要因になっております。

23ページ、15款2項1目総務費国庫補助金1,039万4,000円で900万9,000円の減額

でございますけれども、令和4年度で実施をいたしましたデジタル基盤改革、これが517万7,000円、令和4年度計上しておりましたが、これが大きく減額をしているという内容と。マイナンバーカードの交付事務費の補助金が令和4年度と比較をいたしますと275万7,000円減額、それが大きな要因になってございます。

それから、3目の衛生費国庫補助金468万1,000円でございます。令和4年度と比較をいたしますと、1億1,640万4,000円、こちらにつきましても新型コロナワクチンの接種、それから新型コロナウイルス感染症地方創生臨時交付金、こちらを令和4年度計上しておりましたので、その関係が大きな減額の要因でございます。

5目教育費国庫補助金87万1,000円、令和4年度対比433万5,000円ですが、埋蔵文化財の関係、これが令和5年度にありませんので、大きく減少しているというのが内容でございます。

めくっていただいて、16款県支出金でございますが、1項1目民生費県負担金につきましては、先ほど申し上げた障害者自立支援等諸費については先ほどの国庫負担金同様でございますし、同じく未就学児の均等割、これも国保の関係で、先ほど国庫負担金で説明した内容と同様でございます。

それから、バツ目ということで25ページありますけれども、令和4年度に実施をした地籍等の予算がございません。事業が休止ですから減額。それから、消防、令和4年に県の総合防災訓練を実施しましたので、その関係で経費が皆減という形になってございます。

それから、16款2項県補助金の関係でございますけれども、民生費県補助金3,032万4,000円、137万2,000円の減額ですが、こちらはそれぞれの、特に重度心身障がい者の医療費の関係が減額している分、ひとり親の関係の医療費が減額している部分、それらの予算に伴う部分での減額でございます。

それから、26ページお願いいたします。16款2項5目農林水産業費県補助金2,973万7,000円、対前年度比102万7,000円の増額ですが、特に3目農業振興費補助金の関係で園芸生産促進事業、パイプハウスのリース等、この関係が新規ということになってございます。

それから、27ページでございますけれども、16款3項委託金、1目総務費委託金の関係につきましては2,134万1,000円、対前年度1,177万1,000円の減額ということですが、3節選挙費委託金ということで、令和4年度は参議院議員の通常選挙、それから新潟県知事選挙でそれぞれ計上しておりましたが、それらの関係が減額しているというのが内容でございます。

それから、めくっていただいて、29ページ、18款寄附金、1項1目指定寄附金ということで、ふるさと納税の関係3,000万円ということで、1,200万円の増額という形で計上させていただいているところでございます。

それから、めくっていただきまして30ページでございますが、19款2項基金繰入金、先ほど来申し上げているとおり、1目財政調整基金を3億7,800万円、対前年度比5,000万円増額としております。

3目地域福祉基金156万7,000円ですが、今回、歳出のほうの心起園の修繕料へ充当するというので取崩しをさせていただいているところでございます。

それから、めくっていただいて32ページ、21款諸収入、4項受託事業収入、1目衛生費受託事業収入902万4,000円、対前年度費294万2,000円の減額でございますが、高齢者の保健事業と介護予防との一体的な実施事業受託事業収入、こちらを減額しております。この辺が大きな要因になってございます。

それから、33ページ、21款諸収入、5項2目雑入でございますが、4節雑入が令和4年度と比較いたしますと1,569万9,000円の増額になっておりまして、特に大きい部分は34ページ、雑入の費目立ての一番下のほう、道の駅管理負担金ということで、令和5年度から指定管理者から売上げの一部を歳入として受け入れるということで1,065万9,000円、これが新規で計上させていただいているところでございます。

それから、35ページ、22款町債、1項町債でございます。こちらにつきましては、1目衛生債は企業団の出資でございます。これについて起債の借入れ、出資金が増えていますのでその関係でございますし、2目の農林水産業債、土地改良ということで、圃場整備、ストックマネジメント等の関係で歳出に伴う増額をしているところでございます。

3目土木債1億2,660万円ということで、道路整備事業債で2,240万円の増額、これは工事の関係、それから除雪ドーザ等を今回購入しますので、その起債の関係で増額しております。

2節の河川整備事業債、1,950万円の増額でございますが、こちらについても新田堀の電気施設、あるいは中轄川測量業務委託ということで歳出のほうで予算計上しておりますので、その起債を借入れするという形になっております。

それから、4目の臨時財政対策債については2,600万円ということで、これは地方財政計画に基づいて計画をしておるところでございます。

バツ目消防債ということで、令和4年度につきましては1,020万円、自動車分団のポンプ車庫、それから積載車の購入をいたしました。それらの起債を借入れし

ましたが、その部分が減額という形になっております。

歳入の説明は以上です。

委員長（熊倉正治君） ちょっと早いようですが、午前の部を終わりにしたいと思いません。

お昼のため休憩いたします。再開は1時15分といたします。

午前 1 1時44分 休 憩

---

午後 1時12分 再 開

委員長（熊倉正治君） では、ちょっと時間が早いようですが、皆さんお集まりですので、会議を再開したいと思います。

午前中は、一般会計の歳入の部分それぞれ説明いただきました。

歳入の部分について、では質疑のある方、どうぞ。

2番（小野澤健一君） 2つ質疑をいたします。

ページ14ページ、町税の中の固定資産税について質疑をいたします。これは、大体私の今までのイメージだと、個人と法人と分けたときに若干個人のほうが多いかなという割合で認識をしておりますが、今回もそれについては変わりがあるのかなのか、これが1つ。

それから、2つ目はたばこ税です。15ページ。先ほどちょっと雑談で話ししていましたが、年々これも増えてきている。ずっと永遠に増え続けることはないにしても、町としては大体どの程度のたばこ税で今後、例えば来年も増えていくとか、再来年度も増えていくとか、この辺の予想をどの程度立てているか。というのは、やっぱり7,000万円ぐらいなるとかなり安定収入というか、大きな金額だろうと思うのです。だから、昔はたばこは地元で買えようというメッセージがあった。やっぱり地元で買うことによってこういうたばこ税が落ちると。今回、こういったバイパスのところにローソンがあって、ローソンで買う人が多いというお話も以前聞いたわけですが、何もそのたばこが増えたから田上の健康状態が悪くなるわけでもないの、田上といたらたばこだと、たばこといたら田上だというぐらいな形に、ちょっとこれは冗談っぽいような言い方になるけれども、喫煙所が非常に外で野放し状態になって、見ていても見苦しいのだけれども、ああいうものを例えばJ Tあたりと話をする中で、一般の喫煙所なんかを造れ、誘致できないのかなと、そういう気がするのです。誰もが見ても、いや、きれいな喫煙所だ、間違っって子どもたちが入ってくるぐらいのきれいさがあっても私はいいと思う。だ

から、そういうものが本当にできないのかどうなのか。その辺は探る、あるいは研究ではなくて、前向きに検討する用意はあるのかなのか、この辺もちょっとお聞かせいただきたい。

以上、2点。

町民課長（本間秀之君） まず、固定資産税の関係でございますけれども、まだ正確には把握しておりませんが、今小野澤委員おっしゃられたように、大体同じような割合になるのではないかなというふうな見込みではございます。まだ正確にはつかんでおりません。

たばこ税の関係になります。たばこ税なのですけれども、令和4年度の見込みから令和5年度を算出しているのですけれども、令和2年度が売上げ本数的には底の状態になっていました。そこから令和3年度、令和4年度と大体50万本ぐらいずつまた増えてきているというような状態になっておりまして、明らかにこれだと道の駅の影響が大きいのだろうなというふうには見立てております。過去の売上げの状態とかを見ますと、一番多い頃で大体1,200万本ぐらい売っていたこともございますので、そこまで戻るかどうかという言い方はできませんけれども、大体今ぐらいの状態になって推移していくのではないのかなというふうな感じでは見てはおります。ただ、こればかりは、そのまんま皆さんがずっと吸い続ける、田上で買い続けてくれるかどうかという部分もありますし、喫煙者に関してはどんどん、どんどん毎年のように喫煙率というのは減っていつている状況でございますので、これがずっとキープできるかというところと、あまり楽観的な見通しは立てられないのかなというふうに考えてはおります。

あと、喫煙所の関係なのですけれども、町民課として施設管理している部分ではないのですけれども、JTと協議した上でそういった施設ができるのかというのに関しましては、またそれぞれの施設、特に道の駅の管理をしている組合と協議した上で、そういったのが可能かどうかというのは検討してみたいとは思いますが、

2番（小野澤健一君） まず、固定資産税、そういう意味では変化がないと。だから、個人が多いほうがいいのか、法人が多いほうがいいのかだけれども、田上町の場合地価がそんなに高くないので、そんな乱高下はなくて、ある程度の税収が見込めるというけれども、これを増やそうとしたときに、今住宅新築があつて増えるぐらいだよ。本来そうではなくて、やっぱり地元経済、あるいは産業基盤ということを見ると、企業の償却資産が増えるとか、そういった施策を打っていかないと駄目なの。ただ、償却資産は減価償却を起こすので毎年減るのだけれども、利潤を生む

ための設備、それがやっぱり増えてこなければ地元の経済がよくなりはしない。したがって、引き続き本田上工業団地の企業誘致を含めて徹底的にそのようにやっていかなければ駄目だというふうに思います。だから、変わっていないのがいいというわけではなくて、町としてはこういうふうに我々は変えていきたいのだと、そうならば固定資産税がもっと増えるのだという、やっぱりそういう戦略的なものを持ってやっておかなければ。結果としてこうなったのではなくて。そこをひとつお願いします。

それから、たばこ税について話をしてみてください。駄目だったら駄目でいいのです。町の悪いのは、やります、やりますで、いつまでたってもやらない。何も道の駅の敷地内でやれとは言っていない。別に役場の敷地内でもいいわけだ。健康の、やっぱり煙が、受動喫煙とかそういうのが問題になっているのであれば、完璧な喫煙所を造ってやるということが一つの田上のアピールにもなるだろうし、また、たばこを買いに来る人たちの集客の効果にもなるだろうと。町として見れば土地の提供ぐらいがせいぜいで、建物はJT、あなた方の宣伝をしてやるのだからやってくれと。これは本当にできるかどうか私は分かりませんが、そういった形でただでできそうなものについてはしつこく話をしていく。たかが田上町で7,000万円ってこれかなりの額だと思うのだ、ほかの市町村と比べてみても。例えば都会の人通りがあるようなところだと1坪で1日100万円以上の売上げがあるなんていうのを私は見たことあるのだけれども、この片田舎でこの収益源は非常に大きい。したがって、安定的に収入として見込めるような、そういう整備というか、それをやっぱりやる必要があるだろうと。確かにたばこを吸う人はどんどん減っているかもしれない。けれども、他で買っている人がここで買ってもらえばいいのだけの話。移住促進ではないけれども、そういう形で徹底的に、田上町で買ってもらって田上町の税収を上げるという、やっぱりそういう施策を貪欲に追求してもらいたいというふうに思いますので、しかるべきときにまた同じ質問をしますので、それまでにきちんと聞いておいてもらいたい、こう思います。

以上です。

町民課長（本間秀之君） しかるべきときまでにはきちんと話をし、お答えできるようにしておきたいと思いますので、よろしくお願いします。

8番（今井幸代君） 34ページの諸収入、道の駅管理費負担金1,065万9,000円、これはどういうふうな数字でこの負担金というふうになるのでしょうか。説明のときにかなり売上げが好調だということで、その利益の一部というような説明を受けたとは



思うのですけれども、例えばその出た利益の何%を負担金として入れていただくとか、何かそういった形の取決めなのでしょうか。その辺りの説明をちょっと聞かせていただきたいなと思います。

総務課長（鈴木和弘君） 正直言うと、査定の中でそういう話が出てきた部分もあります。諸収入でというふうな話で、歳入で受けるということだったので、できたら産業振興課の中で指定管理料との関連があるかと思っておりますので、そちらのところで聞いてもらえればなど。ちょっと資料を持っていないですから。その辺産業振興課のほうに話をしておきますので、そこで今今井委員なり、池井委員もちょっと聞きたいみたいな話もあったかと思うのですけれども、そちらのほうでできれば聞いていただければと思います。

委員長（熊倉正治君） では、道の駅の関係の負担金は担当課のほうで質疑ということをお願いをしたいと思います。

7番（中野和美君） 今回、予算でとても金額が小さかったので説明もされなかったのですけれども、24ページの民生費県負担金というところで、去年は、本当細かい金額で申し訳ないのですけれども、民生委員推薦会負担金が県から出ていたと思うのですが、今回のっていないので、これ細かいのだけれども、のっていないのは県からこういう民生委員への推薦会の負担金というのはもう出なくなったのか、民生委員の成り手がいないところでどういう扱いになるのかなと思っているのですが、分かったら教えてください。

総務課長（鈴木和弘君） それは、もしであれば担当課で聞いてもらえばいい。要するに民生委員が替わるとき、推薦委員会、民生委員をこの委員にしますという推薦会をする時期があるわけです。そのときにこの歳入を受けて歳出も予算を組むということですから、令和5年度についてはそういうことがないということなので、予算がないということです。

7番（中野和美君） そうしますと、今民生委員は一応充足しているという理解で大丈夫ですか。足りない人がいないとか、そういう。

（何事か声あり）

7番（中野和美君） それは担当課でね。分かりました。

（何事か声あり）

総務課長（鈴木和弘君） 多分任期は、昨年11月に替わったと思うのですよ、民生委員が。そういう時期があったのでその予算が上がっていたということですから、それなりの人数は確保できていると思っていますが、もしであれば歳出のほうで保健福

祉課に確認してください。

8番（今井幸代君） 予算書28ページをお願いします。

財産収入のところで教員住宅60万円が上がっているのですけれども、これ今大分空きも多いのではないかなというふうに思っているのですけれども、この辺りの今の現況の実態、予算60万円になっていますけれども、こういった数字になるのかということと。あとあわせて実際その教員住宅、空きがあるのであれば公営住宅化してほしいという声も実際にあります。町のほうでは、市営住宅とかだと、ほかの自治体だと市営住宅等があって、所得が低い方なんかは非常に低額で住居を借りることができるというようなところがあったりするわけですが、町はそういったものは持っていないということで、そういったサービスが提供できない現状があります。例えばこういった教員住宅をそういった公営住宅化して、空いているのであれば一定程度の枠を地域の人に、利用したい方に利用していただくというところも一つの考え方ではないかなというふうにも思うのですけれども、この辺りの利用実態と今後の教員住宅の考え方と、話ができればお聞かせ願いたいと思うのですけれども。

総務課長（鈴木和弘君） 今、予算書上は2名ということで予算を計上されています。あくまでもこれも、申し訳ないですが、教員住宅ですから、教育委員会の所管でこういうことをしていますから、今後どうするか、もしほかのところで貸せるということになるとまた管轄が変わってきて、どういう方針になるかという部分が出てくるかと思うのですけれども、以前あんまりないときにそういう部分も検討してはみたいな話も一時あったことはあるのですけれども、一応教員住宅はそのままいきますということでなってきたと思うのです。大分前に、東日本大震災のときにそこを避難者のほうにきれいにして貸そうかといって、それまであまり実績、借りていないということで直したりした経過もあって、その頃にもいろいろな部分で利活用してはどうかみたいな話もあったのですけれども、最終的にはその時点では教員住宅でそのままこういう形で今来ていますから、今後は確かに今井委員がおっしゃるような部分、それで火災とか何かあったときにはそういう部分で確かそういう利用をさせて、利用をしていた実績もあるかと思しますので、その辺は今後どうしていくかというのはまた教育委員会のほうで、全くもう借りるのがなくなったのでそういう部分で、所管替えのような、別な施設でみたいな形になればそれも利用はできるかと思うのですけれども、今の段階ではあくまでも教員住宅という形になっていますから、教育委員会の中でその部分で貸しているというのが現状ですから、

少しその辺どういふふうに、今後見込みによってはまた変わってくる可能性もあるのですけれども、今はそういう形でやっているという状況です。

8番（今井幸代君） 教育委員会的时候にも話を、質疑をしたいとは思いますが、財産収入というところで見れば、空きっ放しにしておくより利用していただいて一定程度賃借料をいただくとか、それこそ入っていただくことによってその建物の傷みも軽減されるという部分もあると思います。財産維持という部分についても利点があるだろうというふうに思いますので、ぜひ、近年の利用状況を見ていると相当な空きが出ている。これから先、教職員の方々がその教員住宅を利用してほしいニーズがありますので、そういった部分は財産管理をする担当者としてもあるべき姿どうしていこうかということとはぜひ検討していただきたいなというふうに思います。

以上です。

委員長（熊倉正治君） 総務課長、何か見解ありますか。

総務課長（鈴木和弘君） 確かにそういう部分で空きの状態でいいかというふうになったと、あると思いますから、最終的に教育委員会がどういふふうな考え方でいるかという、まず担当課の考えがしっかりあると思うのです。そうした中で、今後全くもう見込みがないよという形になればそれは新たなルールでということになるかと思うのですが、あくまでも教員住宅だということで目的で造ったわけですから、それについてもう全くない、何年もゼロだからという部分であればまた変えられるんですけれども、教員住宅残したまんま別な人もというという形になるとちょっと、どういふ問題があるかというのがあるかと思えますから、まずは所管するところがどういふ考え方でやっていっているかというのはやっぱり、そっちが先かなというふうに思っています。

委員長（熊倉正治君） ほかに。ありませんか。

（なしの声あり）

委員長（熊倉正治君） では、歳入の部分はこれで質疑を終わりたいと思います。

それでは、歳出のほうに入りたいと思います。

最初は、1款議会費。

議会事務局長（渡辺 明君） それでは、歳出になりますが、予算書の36ページをお願いいたします。

1款議会費、1項議会費、1目議会費であります。予算額8,329万2,000円をお願いするものでございます。内容につきましては、ほぼ経常経費でございますが、

前年比334万5,000円、4.2%の増となっております。

主に増減があったものを説明いたしますので、説明欄を御覧ください。1節報酬につきましては、議員報酬の改正に伴う143万3,000円の増額となっております。3節職員手当等につきましては、昨年 of 国の給与改定に準じた議員の期末手当、新潟県人事委員会勧告及び人事院勧告に伴う事務局職員の勤勉手当等93万6,000円の増額となっております。4節共済費、議員共済掛金につきましては、4月1日現在における議員数が令和4年度より1名増になったことに伴いまして、53万7,000円の増額となっております。

37ページに移りまして、10節需用費のうち印刷製本費につきましては、改正に伴う臨時号の発行及び紙の物価上昇により、32万7,000円の増額となっております。それから、その他事業につきましては、改正に伴います関連経費の増と今年度において購入いたしましたワイヤレスマイクの経費の皆減による差引き31万円の減額となっております。

説明は以上です。

委員長（熊倉正治君） 議会費、質疑ありますでしょうか。

（なしの声あり）

委員長（熊倉正治君） なければ、議会費の質疑を終わりたいと思います。

次に、総務費です。

総務課長（鈴木和弘君） 予算書では、38ページからになります。あとは、参考資料の17ページのところに先ほど歳出のところの説明で細かい増減理由を載せてありますので、その辺も見ながらお願いしたいと思います。

それでは、予算書38ページ、2款総務費、1項1目一般管理費2億1,361万円ということで、総務課関係の経常的な経費、それから電算絡みの経費等がこちらのほうに載せてある内容となっております。令和4年度と比較いたしますと3,915万8,000円ということで非常に大きな減額になっておりますけれども、予算書でいうと42ページになりますけれども、令和4年度におきましては総合行政システムの改修ということで、地方税共通納税のQRコードの関係とか、自動車税の納付確認システム、それから行政手続オンライン化ということでマイナーポータル準備の自動連携ということで、こちらのほう全体で1,500万円ほど令和4年度改修経費が必要だということで予算計上をさせていただいておりましたけれども、今回はその部分がなくなったという部分が大きな要因ですし、併せましてホームページの作成委託料ということで、令和5年度、説明欄の232万1,000円ということで予算計上をさせ

ていただいておりますけれども、令和4年度の予算の段階では令和4年度のみで実施をするということでしたけれども、最終的には継続費を組ませていただいた関係で、ここの関係で約917万4,000円、令和4年度と令和5年度を比較しても減額という形になっておりますので、これが大きな要因でございます。

あとは、3つぐらい下、備品購入費ということで、令和5年度におきましては職員用の端末15台を入れ替えるということで予定をしておる部分での計上になってございます。あとは、ほぼ経常的な経費になってございます。

それから、43ページをお願いいたします。3目の財産管理費4,682万7,000円、令和4年度と比較をいたしますと638万4,000円の増額になっておりますけれども、めくっていただきまして44ページ、10節需用費の光熱水費があらうかと思えます。1,655万9,000円ということで、こちら午前中説明をさせていただきました電気料金、それからガス料金、そういう部分の影響で令和4年度と比較をいたしますと約680万円ほど増額になっているという部分が主な要因になってございます。あとは経常的な部分になってございます。

それから、45ページ、4目の交通安全対策費269万円。令和4年度と比較をいたしますと85万3,000円の増額でございますが、46ページ、工事請負費ということで126万7,000円ということで、カーブミラーが83万円ということで、4か所のカーブミラー設置をする予定にしております。それから、クロスマークの路面標示ということで43万7,000円ということで、こちらにつきましては2地区を予定しているということで、こちらが令和4年度と比較すると工事費関係で80万円ほど増額をさせていただいているということが主な内容でございます。

それから、続きまして5項自治振興費でございますが、2,442万6,000円、令和4年度と比較をいたしますと145万9,000円の増額でございます。47ページの防犯推進事業、ここが令和4年度と比較をいたしますと183万8,000円の増額でございますが、こちら10節需用費の光熱水費、これは防犯灯関係の電気料になりますけれども、こちら令和4年度と比較をいたしますと147万3,000円ということで、こちらが大きな要因になってございます。

自治振興費は町民課になりますので、説明を代わります。

町民課長（本間秀之君） では、続きまして自治振興費のほうの説明させていただきます。

47ページの下の方のひし形になりますので、お願いします。こちらの事業に関しましては、町の区長制度の運営に係る経費と、それから各地区の施設等の運営維

持に係る補助金などを支出する事業となっておりますので、よろしく申し上げます。

事業の総額といたしましては、1,548万2,000円を計上しております。令和4年度と比較いたしますと37万9,000円の減ということになっております。主な要因といたしましては、1ページおはぐりいただきまして、18節の負担金補助及び交付金のところになりますけれども、こちらのほう集落集会場の整備補助金というのが、こちらには表示ないのですけれども、制度としてはございます。ただ、こちら令和5年度に関しましては地区からの要望がなかったため皆減となっておりますので、よろしく申し上げます。その他経費に関しては、区町等の謝礼等につきましてはほぼ前年同額で計上しておりますので、よろしく申し上げます。

会計管理者（本間秀之君） 続きまして、48ページ、6目会計管理費になります。こちらにつきましては、会計課の窓口に係る会計年度任用職員、それから事務補助員に係る報酬、あと指定金融機関にお支払いする公金取扱手数料などの経常的な経費が主なものとなっております。予算計上額といたしましては652万2,000円、令和4年度と比較しまして6万2,000円の増ということになっております。主な増額となった要因といたしましては、会計年度任用職員の報酬単価の改定と、それに伴う共済費の増ということになっておりますので、よろしく申し上げます。

説明を代わります。

政策推進室長（堀内 誠君） それでは、続きまして7目企画費でございます。令和5年度、2,342万4,000円をお願いするものでございます。対前年比で比べますと、930万7,000円の増額というふうな形でございます。その中で、原因といたしますと、ふるさと応援寄附金事業での寄附額の増額等による関連経費の増、または町制50周年記念事業を今年度新規で行うというふうな形になりますので、関連経費が増になっているという内容でございます。

それでは、今日、昼からですけれども、皆さんにお配りをさせていただきましたが、町制50周年の関係の資料をお渡しさせていただきました。そちらのほうを御覧いただきたいと思います。記念事業についてまず説明をさせていただきたいと思いますので、よろしく申し上げます。

まず、A4の横の2枚でホチキス留めにされていますもの、こちらのほうは1月の全員協議会で町制50周年記念の関係ご説明をさせていただきました。様々なご意見等もいただいたところでございます。それに対する回答または対応、このような形で表で作らせていただきましたので、ご確認をお願いしたいと思います。

まず、1番目、式典の関係でございますが、開催についてどのように判断したか

というふうな形でございます。こちらにも書かれてありますけれども、町として町を発展させていくという気持ちを改めて決意するというふうな形で式典を開催したいというふうな必要があるというふうにご考えているところでございます。

2番、国会議員や県議員などを招待する必要があるかというふうな形でございます。こちらに関しても、以前ご回答もさせていただきましたけれども、国、県からのご協力もあり町も発展してきたことから招待をしていきたいと、その招待の人数についてはまた再度検討したいというようなことでございます。

3番目、8月1日ではなくて11月10日にした理由は何かというふうな形でございます。本来なら8月1日というのが望ましいと思っておりますけれども、式典の中で小中学生の将来メッセージの発表を計画して、日程的にもタイトになるというふうな形もあり、またイベントが重ならない時期、または災害の危険性が少なく気候が安定時期を考慮して11月の上旬を選定させていただいたというふうな形でございます。

4番でございます。子どもたちがわくわくするもの、例えばバルーンリリースというふうなことでご検討していただきたいというふうなことでございます。こちらのほうバルーンリリースを幼稚園児のほう、道の駅の開業のときにも行いましたが、そちらを取り入れまして参加していただくというふうな形を取りたいと思っております。

ちょっと飛びますけれども、後ろの2ページ目になります。6番、7番、8番ですが、表彰の関係です。特別表彰をすることはいかがなものかというふうなこと、または式典での表彰は15人だが何を基準にというふうな形、また表彰基準があるのに新たに50周年記念をつくるのは問題ないかというふうなご質問でございました。特別表彰をすることに関しましては、50年の節目というふうな形で、模範となる方または団体等を表彰し、感謝、これから町の発展に寄与していただくために実施をしていきたいということですし、表彰の基準に関しましては町の表彰基準を参考に特別表彰の基準をつくっていくというふうなことで考えているところでございます。また、50周年用に基準をつくることは問題ないかというふうな形でございますが、この50周年記念事業のみに適用させるというふうな形での基準、要綱等を作成していきたいと思っておりますので、特に問題はないというふうにご考えております。

続きまして、11番、一流アーティストを呼んで一流に触れてもらったほうがよいというふうなことでございますが、一番の理由としては経費の問題というふうなことでございます。町としてもできる範囲でやっていきたいというふうな形でございますので、町に対しての誇り、愛着を持っている出身者の音楽家からのコンサート

とさせていただきたいというような内容でございます。

続きまして、13ページ目、12番でございます。こちらコンサートの申込みの関係で、1枚で2名ということではなくて1枚で1名の申込みとすると範囲が広がるので、そういった形にさせていただきたいというふうなことでございます。こちら町のほうで2枚、2名までというふうにさせていただいた理由といたしましては、友達または夫婦、親子等で一緒に申込みができるように、一緒に楽しんでいただくためというふうな形で最大2名までというふうな形です。1人でお申込みの場合もあるかと思いますので、最大2名までというふうなことで、そういった家族で観覧できるというふうな形を取りたいというふうな形での2名までというふうな形にさせていただきました。

14番でございます。式典は金曜日、コンサートは土曜日、日曜日に道の駅屋外を利用して町を祝うことができるコンサートなどを実施してもらいたいというふうなことでございます。今の予定では、式典は金曜日、土曜日はその町出身の音楽家のコンサートですし、日曜日に関してまだどれというふうな形ではないですが、可能な限り日曜日にもイベント等ができるように検討をしていきたいという内容でございます。

また、18番、タイムカプセルでございます。10年後に完了するというふうな形もあり、記念事業としては違うのではないかとというふうな形でございますが、町としては未来への自分、家族へ宛てた手紙等を作成するに当たり、子ども達の夢、希望を考えるきっかけというふうなことで計画をさせていただいていたところでございます。そういった内容から、このような形で事業を計画しているところでございます。

一応このような形で皆さんからいただいたご意見に対しまして今回まとめさせていただきました。このような形で、いろいろとそれに対する予算というふうな形で、もう一枚A4の縦の紙がありますが、こちらのほう両面になっております。各式典であったり、コンサートであったり、それぞれの事業費等をまとめさせていただいたところでございます。そちらのほうは予算書のほうに書かれているという状況で、総額で400万円というふうな形で計上をしているところでございます。

そこで、今追加で皆さんのほうに説明した資料の中で、改めてまた事業というふうな形で、今追加でこういったことをやっていくというふうな形も2点ほどあります。先ほど言いましたバルーンリリースの関係、また日曜日のイベントの関係ですけれども、その辺に関しましては予算組みをしているところの中から経費をなるべ



く削減しましてその部分を捻出していきたいというふうな形でございます。また、不足する部分に関しましては流用等も考えまして、総額で400万円というふうな形でやっていきたいというふうな形で考えているところでございます。

それでは、予算書のほうに戻っていただきたいのですが、予算書49ページでございます。企画費のところでございます。まず、企画事業でございます。こちら62万4,000円をお願いするものでございますが、こちらのほうは総合計画の審議会の委員の報酬や、それに伴う職員の時間外等を掲載させていただいて、62万4,000円をお願いするものでございます。

その下、連携中枢都市圏連携事業で11万5,000円というふうな形でございます。こちらに関しましては、新潟市を中心とする連携市町村を連携しておりますので、それに関する経費ということで、町からは移住、定住に関するイベント等の経費というふうな形でございます。

続きまして、50ページになります。ふるさと応援寄附金事業ということで、1,868万5,000円というふうな形でございます。こちら対前年度比でいきますと622万8,000円の増額というふうな形でございますが、寄附額の増額による関連経費の増というふうな形になります。主なものでいきますと、12節の委託料1,035万7,000円でございます。こちらふるさと応援寄附金事業の支援業務委託というふうな形で、こちらふるさと納税の事務手続を行っていただいているところへの委託料というふうな形で、こちらのほうも寄附額の増額により増となっているという状況でございます。

また、13節の使用料及び賃借料、インターネットのサービス使用料でございますが、こちらに関しましてはポータルサイト等を利用した際こちらのほう決済等の、ポータルサイトのサービスの使用料でございます。こちら5社分、220万6,000円というふうな形で計上をさせていただいております。

次に、町制50周年記念事業に関しましては、先ほど申し上げました総額400万円というふうな形で計上をさせていただいているところでございます。

続きまして、51ページでございます。8目地域づくり推進事業費でございます。令和5年度は118万円をお願いするものでございます。対前年度比で78万1,000円の減額というふうな形でございます。右の説明欄のほうを御覧いただきたいと思いますが、成増地区の児童交流事業ということで84万円、こちら成増との児童野球の交流というふうな形での部分でございますが、令和4年度は田上町に成増地区が来るというふうな状況でございましたが、新型コロナウイルスの関係で中止になりました。今規制のほうも大分緩和されているというふうなこともありますので、令和5

年度に関しては田上町が成増地区のほうに行くというふうなことで、バスの借り上げ料等が増えているというふうな状況でございます。

続きまして、52ページになります。成増地区交流事業でございます。こちらで34万円。こちらのほうは、成増地区で実施します農業まつり、梅まつり等の経費ということで34万円を計上しておるところでございます。令和4年度とは増減はありません。こちらのほうに関しまして、令和4年度に関しましては同じく新型コロナウイルスの関係で今回は参加しなかったというふうな状況でございます。令和5年度に関しての部分は参加の方向で今考えているという状況でございます。

続きまして、9目広報費でございます。278万円をお願いするものでございます。対前年度比で71万4,000円の減額というふうな形でございます。理由といたしましては、令和4年度に関しましては広報備品の購入というふうな形で計上させていただきましたが、令和4年度それが終了したことによりましてその分が減額になっているというふうな状況でございます。こちらに関しましては、広報事業に関しましては「きずな」の印刷代というふうな形の通常経費でございますので、よろしくお願いをいたします。

続きまして、53ページでございます。10目少子化・定住対策でございます。891万3,000円をお願いするものでございますが、対前年度比で513万4,000円の増というふうな形になります。こちらに関しましては、右の説明欄のほうを御覧いただきたいと思いますが、少子化・定住対策事業として891万3,000円というような形です。

7節の報償費でございます。68万円というふうな形ですが、こちらは子育て応援米か体操着の購入補助券5,000円というふうな形で設定をいたしまして、小学校1年または中学1年の入学予定者に入学祝い品としてお送りするものでございます。

18節の負担金補助及び交付金でございます。こちら移住支援金が260万円というふうな形でございます。こちらのほう東京圏からの移住者というふうな形で県の就職マッチングサイトを利用などした場合に、移住した場合に単身で60万円、世帯で100万円、新たに18歳未満の子どもと一緒に移住する場合、今年度までは30万円でしたが、100万円に変更になったと、令和5年から100万円に変更になるというふうな形でございますので、70万円の増をしているというふうな形でございます。

また、その下でございます。新婚・子育て世帯向け個人住宅取得資金利子補給金でございます。こちらのほう令和元年度で制度内容を変更いたしまして、固定資産税の減額期間3年間終了後に15万円の助成をするというふうな形でございます。町内建設事業者の場合は倍の30万円というふうな形です。今年の、令和5年4月から

また支給が始まるというふうな形でございますので、申請の見込みが25件というふうな形で525万円を計上しているというふうな状況でございます。

子育て、移住対策の関係は以上でございます。説明を代わります。

町民課長（本間秀之君） それでは、予算書54ページをお願いいたします。

続きまして、2項徴税费、1目税務総務費になります。こちらの事業ですけれども、税務係6名分の人件費等が主な内容でございます。ほとんど経常的な経費となっております。令和5年度の予算額に関しましては、3,909万2,000円ということで、令和4年度と比較いたしまして785万9,000円の減となっております。主な要因といたしましては、税務係の人員が1名減になったことによるものでございますので、よろしく申し上げます。

次に、55ページへ行っていただきまして、2目賦課徴收费でございます。こちらに関しましては、各種の税の徴収に必要な電算業務の委託料及び納税通知書の印刷や発送に係る経常経費ということになっておりますので、よろしく申し上げます。令和5年度の予算額に関しましては、1,853万8,000円でございます。令和4年度と比較しまして289万4,000円の減となっております。主な増減といたしましては、右側の説明欄のうち賦課徴収事業の10節印刷製本費についてですけれども、令和5年度から共通納税システムの導入に伴いまして固定資産税と軽自動車税の納税通知書にQRコードを印字する関係で納税通知書を一から作り直す必要がございます。その関係で151万8,000円の増額ということになっておりますので、よろしく申し上げます。

また、次のページ、56ページ申し上げます。固定資産税適正課税その他事業のところになりますけれども、令和6年度の評価替えに向けまして昨年度、令和4年度に標準鑑定評価業務委託料があったのですけれども、そちらのほうを終了いたしまして皆減となっております。その部分の減額ということになっておりますので、よろしく申し上げます。その代わりに評価替え業務の電算委託料ということで132万円を計上しているようなことになりますので、よろしく申し上げます。

続きまして、3項1目戸籍住民基本台帳費でございます。こちらの内容に関しましては、主に町民課窓口の住民係と、それから保険係の人件費、それから総合窓口で使用する戸籍や住基に関する事務費及び電算関係の委託料等、それから住基ネット、それからマイナンバーカードの交付に係る経費などがこちらのほうの主な内容となっております。令和5年度の予算計上額7,430万6,000円で、令和4年度と比較いたしまして103万2,000円の増額となっております。こちらに関しましては、説明

欄の戸籍住民基本台帳費の人件費関連の、令和4年度の人事異動に伴いまして517万8,000円の増というふうな形になっておりますので、お願いします。

では、続いて58ページのほうへお願いいたします。58ページの12節、こちらのほうで令和4年度に実施いたしました戸籍システムと、それからマイナンバーとの連携に関するシステム改修委託料のほうが皆減となっております。それに続きまして、令和5年度に外国へ転出した方が引き続きマイナンバーを利用できるよう、戸籍の附票につきましてシステム改修する必要がございますので、162万8,000円を新規で計上しているということでございますので、お願いします。

また、下のほうへ行っていただきまして、マイナンバーカード事業ということでございます。358万5,000円を計上しております。こちらのほうですけれども、引き続きマイナンバーカードの普及には努めていきたいと考えております。しかし、出張申請等については令和4年度は委託で実施していたのですけれども、直営で実施する予定でございますので、委託料が皆減となった関係で、予算としては減額となっております。ちなみにではございますけれども、マイナンバーカードの申請率につきましては、2月28日現在で71.3%、7,979人が申請をしていただきまして、県内の順位につきましては29位と。1つ上がりました。ということになりますので、よろしくお願いします。

私の説明は以上であります。

総務課長（鈴木和弘君） 続きまして、59ページ、2款4項選挙費関係でございます。

1目の選挙管理委員会費は、選挙管理委員会の会議等、通常の経費になってございます。

めくっていただきまして、60ページ、2目新潟県議会議員一般選挙費ということで、令和5年度419万4,000円ということで、令和4年度と比較をいたしますと239万1,000円の増額ということで、県議選がちょうど年度をまたがる関係がございまして、実際の選挙の執行予定は令和5年4月9日、選挙するのは新年度分、その準備等は前の年度ということでちょっとまたがるのですけれども、そういう形で予算の計上をさせていただいているところでございます。

61ページ、3目田上町議会議員一般選挙費ということで、1,401万2,000円ということで計上させていただいているところでございます。こちらにつきましては、令和5年4月23日に執行予定の選挙、それらに関係する経費ということで、62ページまでございますけれども、こういう形で予算を計上させていただいております。ちなみに、令和4年度、そこにバツ目ということで3つ挙がっております。

ます。参議院議員通常選挙、それから新潟県知事選挙、町長選挙・町議会議員補欠選挙費ということでそれぞれ令和4年度予算計上がございましたけれども、それぞれ皆減という形で減額をさせていただいておりますので、お願いをいたします。

説明を代わります。

政策推進室長（堀内 誠君） 続きまして、62ページ下段でございます。5項の統計調査費でございます。1目統計調査総務費でございます。令和5年度に関しましては、505万2,000円をお願いするものでございます。対前年度比で6万4,000円の増額というふうな形でございます。こちらに関しましては、統計職員の人件費、旅費等の経費でございます。経常経費でございますので、よろしくお願ひいたします。

続きまして、63ページの2目経済統計調査費でございます。30万8,000円、対前年度比で6万円の増額というふうな形でございます。説明欄のほうを御覧いただきたいと思いますが、経済センサス費ということで1万円、こちらは調査区管理というふうな形になっております。

続きまして、住宅土地統計調査費ということで29万8,000円、こちら令和5年10月1日に実施されます統計調査というふうな形になります。それに関する経費というふうな形で、調査員等が5名、指導員1名ということで行っていくというものでございます。

64ページになりますが、3目教育統計調査費でございます。令和5年度1万3,000円ということで、対前年比増減なしでございます。こちら毎年実施をしております教育統計調査に関する経費というふうなことで計上をさせていただいているところでございます。

説明のほうを代わります。

議会事務局長（渡辺 明君） 6項1目監査委員費でございます。144万1,000円をお願いするものでございます。こちらにつきましては、例年とほぼ同額の経常経費となっており、監査委員に関する報酬、旅費、町村監査委員会負担金が主なものとなっております。

以上で2款総務費の説明を終わります。

委員長（熊倉正治君） 2款の説明が終わりました。できれば順次していったほうがいいと思いますので、別に区切りませんが、順番を見ながら質疑をお願いしたいと思います。

自治振興費は、町民課のところになりますので、46ページまでの間で質疑がありましたら。

12番（池井 豊君） 2つあります。ここのページに限ったことではないのだけれども、42ページの備品購入費の職員用端末のことなのですが、端末購入するのはいいです。田上町のこういう端末の処分に関する、こっちも入る、両方いろいろと関わると思うのだけれども、ハードディスクとかパソコン、タブレット等の処分するとき、要は個人情報とかが漏れたり、データ復元なんていう危険があるわけなのですけれども、そういう処分規定というのはどういうふうになっているかという、処分方法の規定がつくられているかどうかという質問と。あともう一つ、44ページに100万円からの修繕料上がっているのだけれども、これ何の説明もなく素通りされたのだけれども、44ページの修繕料。これ担当は企画というので2つお願いします。

総務課長（鈴木和弘君） 42ページの備品購入費に関係して、処分するときどういう規定があるかということで、今町の中では情報セキュリティポリシーという部分がありますので、そちらの中で処分する、いわゆる今池井委員がおっしゃる個人情報が入っている部分、ハードディスク等の管理、そういう部分がうたわれております。実際に処分するときは町でハードディスク出して、それなりに処分、穴を空けたりなんかして業者のほうに。経費はかかっていないのですが、業者から持っていってもらおうというやり方をしています。パソコンの処分の場合は。

あと、44ページ、10節需用費の修繕料。これは、すみません、きちんと説明しないで。庁用車の車検を9台分、その関係で100万円と。すみません、説明いたしませんで申し訳ありませんでした。

12番（池井 豊君） たしか前ニュースになったよね。処分業者から個人情報が漏れたというのがあったので、これやっぱりきちんと端末処分規定みたいなものをつくって、その業者からこの分の何とかなのは確実に何とかしますとか、一切何とかしませんとか、そういう形のをしっかりするのと。特に町民課のほうを持っているような住民の情報系の、ハードディスクなのか何なのか分からないけれども、漏れそうな機器、これからどんどんタブレット等々が入ってくると思うのですけれども、そういうタブレット等の、RAM内なので、RAMではないか、ハードディスクなのか、分からないけれども、何かそういうののしっかりとした処理規定というのを設けてもらいたいと思いますが、いかがですか。

総務課長（鈴木和弘君） 先ほど申し上げたとおり、情報セキュリティポリシーというものをつくらなければいけないという中で、それはしっかりうたっていますし、業者とも契約をきちんと交わしておりますし、今池井委員がおっしゃったように、職員がハードディスクに穴空けて、そういう形でやっています。あと、極端な話、個

人情報を恐らくパソコンには入れていないと思うのです。今基本ハードディスク、多分クラサバとって向こうにある情報をこっちに持ってきてやるような流れだから、個人のパソコンにそういうデータが入っていることはないと思いますが、一応はそういう形で対応させていただいています。

2番（小野澤健一君） またこのパソコンの件なのだけれども、前回20台だったか、買ったよね。今回15台なのだ。要は今現在、職員の数だけパソコンはあるのだね、百何台だっけ。それを要は順次こうやって十何台とか20台ぐらいずつ毎年いわゆる入れ替える今時期に来ていると、こういうことですか。でも、私前も言ったのだけれども、今はセキュリティの問題もあるのだけれども、リースにすれば一発解決だと私は思うのだ。リース。リース契約を結ぶというのは、そういう契約も全部結んで、いわゆるパソコン入替えで持って行って、彼らは全部それを処理するはずなのだ。だから、確かに買取りのほうが安いというのはよく分かるけれども、メンテナンスであるとかいろんなことを考えると私は絶対やっぱりリースのほうがいいだろうというふうに思うのです。例えば職員のパソコンを見ていてもかなり、うん、これなかなかいいやつだなと思うのと、何かもうノートパソコンと言われたい、百科事典に近いような差があるわけだ。だから、私が、前の職のときもそうなのだけれども、今パソコンって実は武器なの。仕事をするための武器なの。だから、百科事典みたいな厚いパソコンを持って、いわゆる竹やりで戦車に向かうような、こんな今時代ではない。だから、今やっぱりすごいなと思って見ているのは、政策推進室にある女性職員の前にある大きい画面のやつとか、ああいうものをどんどん、どんどん入れておかないと処理が今度間に合わないのではないかと思うのです。だから、今言っているように、パソコンが今なくて仕事がやれることってほとんどないと思う。だから、ある意味では武器なのだ。それがやっぱり最新鋭の状態にある、最新鋭とは言わないけれども、ある意味では近代的なものになっていなければ私は仕事できないと思っているのです。だから、パソコンなんて確かに買ったほうがリースより安いというのはあるにしても、やはり更新をしていくという前提であれば私はリースのほうに切り替えていくべきではないかなというふうに前から言っているのだけれども、それをされないということは買取りのほうでいきたいということなのだろうけれども、そうなったときに今池井委員が言ったようなこういうセキュリティの問題必ずやっぱり自分らの責任の中だと。ハードディスクに穴空けたからといって復元できないという保証はないのです。燃やしたりなんかしなければ。だから、結局その辺のリスクをどっちが取るのかという話なの。

多分できると思うのです。空け方にもよるのでしょうけれども。だから、その辺は、いたちごっこになると思うのだけれども、やりなさいとは言いませんけれども、リースをひとつそういう形で、自分らの資産をいわゆる縮小するというか、削減するという意味でも大事な項目だと私は思うので、ちょっと検討してみてください。回答は要りません。

14番（高橋秀昌君） 今に関連したのですが、実は私毎年確定申告を役場の職員にお願いしてやるのですが、この前パソコンが動かなくなって、画面がぼけて、しばらくじっと待っていなければで、聞いたら、いや、高橋さんばかりでないのです、ほかの人にもそういうことがあってという、そういう話聞きました。それで、今のもので思ったのだけれども、特に住民との対応だけではなくて、役場の職員が仕事する上で途中で画面がぼけて仕事ができなくなるというのは、悪いけれども恥だよ。私個人でさえもできるだけスピードのあるしっかりしたものを買っても5年しかもたないのだけれども、役場の職員はもう毎日のように使っているわけですから、小野澤委員が言うようにしっかり、ごめんなさい。彼はリースというか、私はリースがいいかどうかは、それは金の問題だからそちらのほうで検討すればいいけれども、常に新しいというか、優れた、いわゆる動かなくなるようなパソコンを持たせること自体総務課として恥だとぐらいに思っていたきたいのですが、いかがですか。

総務課長（鈴木和弘君） どうであれ当初、昔はリース、ただそれはさっき小野澤委員が言った部分も……その当時はそこまでではないです。基本的にはそんなに悪いのを入れている気はないのですけれども。

それは、何が原因かにもよりますよね。物が悪かったのかも。極端な話言うと電化製品みたいなものだから、当たり外れは確かにあると思います。なので、最終的には財政的な負担がどうなるかという形、そう言うなって言われるかもしれないのですけれども、必要に応じてやっぱりそういうのを購入しなければ駄目だかなと思います。確かに小野澤委員が言っているリースも考えたらどうかということもあるかと思います。それは一時期、財政的にリースがいいか、購入がいいかという判断して今来ている部分がありますから、その辺はまた少し、では検討させてもらいたいと思います。

14番（高橋秀昌君） 総務課長が1台ずつ調べるなんて不可能なのだから、各課の課長が職員の状況を把握して総務課長にぶつけて行って、総務課長が切るなり貸すなりするという立場でしょう。そのところが大事だと私は思っている。たまたまそういうことが起こって、それで私だけなのかと思ったら、私もたまたま私のときだけ



かと思って聞いてみたら、ほかの例もありましたという話を聞いたものだから、やっぱり相当古いのかなと思ったので、そのことを今ちょうどテーマがよかったので指摘しておきます。ぜひ各課の課長に指示を出して、全ての職員の状況はつかんでもらいたいと思います。

以上。

8番（今井幸代君） 44ページ、46ページまでというふうなところだったのですけれども、ちょっとまたがるところも出てくるかとも思いますが、すみません、ご了承願いたいと思います。

マイナンバーカードの普及も大分進んで。

46ページで一回区切るということだったのですけれども。すみません、42ページ辺りなのかなと思うのですけれども、地域情報化推進事業という部分。基本的にこれは国等のシステム改修に伴うもので、町単独で何かというものではないのだと思ってはいるのですけれども、マイナンバーカードの普及もだんだんしてきている中で、例えば電子申請とか各種証明書等のオンラインでの取得ができるとか、コンビニ交付ができるとか、そういったマイナンバーカードを持つことによって利便性が高まる部分というのはあると思うのですが、そういった部分、なかなか今回こういったところの予算というのが見受けられないので、そういった部分町当局として現段階でその考え方とか、そういった部分の利便性を図るとか、電子化の推進、国のほうは進めていますけれども、町としてその辺りどのように取り組むのか、考え方をちょっと聞かせていただくとありがたいなというふうに思います。よろしくお願ひします。

総務課長（鈴木和弘君） 確かに今今井委員がおっしゃるとおり、交付がどんどん増えていったときそれをどうするかという部分の中で、では町がどれに取り組むかという部分はやっぱり経費も見ていかないと駄目だと思うのです。今言われるコンビニ交付となればそれなりに経費はかかると思うのです。それが今本当に必要なのかというものをきちんと見ていかないと駄目なのかなというふうには思います。確かにさっき町民課長が言ったようにようやく29位になったということですが、最初はそこまで広がるには保険証だとかどうとあって、国がどんどん焦ってこういう状況になってくると今度はいや応なしにまたこれせい、あれせいというのは国からもしかしたら出てくるかもしれないのです。そういうときは場合によってやらざるを得なくなるのかなと思いますけれども、今の段階ではまだそこまでは特段うちのほうでも考えてはいない。

8番（今井幸代君） では、現時点においては、国のほうで新たにマイナンバーカードを活用した電子化等が事業化されて地方自治体のほうやりなさいよというようなものがなければ、特段町としては何か電子化していくというふうな考え方は現時点ではないということの理解でよろしいでしょうか。分かりました。ありがとうございます。

2番（小野澤健一君） 50周年の本当一步手前の、50ページのふるさと納税の関係。私は、ふるさと納税って多く集めればいいというのはいいと思うのだけれども、何に使うから集めるという、私はそういうものだろうと思う。例えばこれはこういう形でふるさと納税を集めて何に使うかというのはもう決まっているのだかね。それちょっと分かったら聞きたい。

政策推進室長（堀内 誠君） 毎年その使い先等を広報紙のほうにも掲載をさせていただいております。また、申込みの際に寄附者のほうからもこれに使ってくれというふうな形で幾つか、6項目を選択できるということで、町長にお任せというのもありますし、教育の関係だったりとか、あと子育ての関係だったりとかというふうな部分で選択をしてもらってというふうな形で、それに関する事業に充当をしているというふうな状況でございます。

2番（小野澤健一君） そうすると、町のほうでこういうのを使いたいの、例えば何々をしたい、それは当然納税者が選択するのだろうけれども、その結果を見て物事をやるのではなくて、本来何かをやりたいから要は幾ら集めるという、私そういう形になるのが普通だと思うのだ。だから、結局3,000万円の根拠が何なのか私よく分からないし。だから、納税者の選択はあるにしても、町としてはそれを基にして何をするのだという、こういうものというのは今現在ないということなのだね。いわゆる納税者が1番から5番までこれどれに使ってくれということで選んでいって、その集計が例えば2番が100万円になった場合、この100万円例えば教育関連であれば、では教育関連で100万円使おうかと、この程度でしかない、ということなのだ。それはちょっと無策ではないかなという気がするのだけれども、それについてやむを得ないと思うのか、いや、そうではなくて町としてはこういう形でふるさと納税を使っていきたい、だからそっちのほうに誘導するという言い方は変だけれども、やるのだと、その辺はもう成り行きに任せるといって取り組みを今後もずっとしていくのか、これをちょっと聞かせてくれる。

政策推進室長（堀内 誠君） 確かに今寄附者のほうの申込みの際に選んでいただくというふうな形で、それに関連する事業を町のほうには充当しているというふうな状

況でございますので、何々事業をするからというふうな形では今の状況ではないというふうな形でありますので、よろしく願いいたします。

14番（高橋秀昌君） ふるさと納税に関して確認というか、訴えたいことがあるのですけれども、私はふるさと納税についてはあまり関心がないのです。何でかという、大都市の人たちが自分ところに納めるべきお金を地方の返礼品魅力でふるさと納税しているということが最近よく分かるようになったのです。どこどこは1万円寄附するとこれだけの品物が来るから、その品物が欲しいからそのまちに寄附をするというのは直接聞いたことがあります。結構そういうのが多いということも知りました。現段階では、幸いなことに田上町のふるさと納税1億円得たらその分交付税が減ることはないということが分かりましたので、大都市でも困っているかもしれないけれども、町では困らないのだからもらっていてもいいねかというのが今の私の考え方です。ただし、何人もの議員の皆さんがふるさと納税に力を入れ、入れれと言って、それは力を入れるのはいいのですよ。だけれども、加茂市がこうなのに、三条がこうなのに、燕がこうなのに田上が少ないのはけしからんという論法は、はっきり言ってそちら側はきっちりと反論していないのです。私ざっと見て、加茂の資源、燕の資源、三条の資源と田上町の資源に根本的な差があるではないかと。そのことを当局がしっかりと議会や町民に伝えていないというのが私はやっぱり弱点ではないかと思うのです。

そこで、今すぐは出せないと思いますので、田上町の返礼品の種類と数、それから加茂市の返礼品の種類と数、それから三条市の返礼品の種類と数、燕市の返礼品の種類と数、できればこの委員会の審査のうちに出してもらいたいのです。それで、そこで皆さんも見れば、いかに田上町の返礼品の品物の数と内容がどうなのかが総体的に分かると思います。それを前提にしてどう努力するかというのが大事な議論だと思うのです。そこがなくて、ただ単にどこかと比べてどうだというだけではちょっと無理ではないかと。ただ、ちょっと私自身も疑問なのは、阿賀町は酒と米しかないのに何であんなにいっぱい入るのだという疑問があります。これ本当宣伝の効果があるのかなと思っています。

（何事か声あり）

14番（高橋秀昌君） 胎内もそうなのですか。

（何事か声あり）

14番（高橋秀昌君） そういうにもかかわらずぬきにでていることについても研究できるような材料をぜひ出していただいて、この点では議会と執行部は矛盾するわけで

はないので、双方で研究し合って前進させていくという、そういう視点でやっぱり捉えてもらいたいと思うのですが、いかがですか。

政策推進室長（堀内 誠君） ありがとうございます。確かに高橋委員言われるとおり、品物というふうな形で、完成品と言われる部分が非常に田上町では資源としては少ないというような現状です。加茂市であれば炊飯器であったりとか、三条、燕等に関しても金属製品。そういうふうな形で。品物の数というふうな形でよろしいですか。数でいいのですね。どんな品物も要りますか。どういった形。大まかでいいですか。

はい。では、一応そういった部分も取りまとめさせていただきます。

4番（藤田直一君） ふるさと納税は私も多いほうにこしたことはないかという一人です。ありますから、本当は増えたほうがいいのではないかと思うのです。ただ、いろんな議員がいろんな施設、こうしたほうがいいのではないですか、こうしてもらいたい、いろんな話が出ていますよね。しかしながら、私は護摩堂山のトイレを先にやったほうがいいのではないか、これはもう私議員になってからずっと言っていますけれども、それ以外にも例えば消雪パイプをもっとこういうところにつけたほうがいいのではないかとか、各種交差点、通学路には防犯カメラをつけたほうがいいのではないかとか、いろんなご意見がいろんな議員から出てきます。しかしながら、町の答弁はお金がない、お金がないというのが町長にあって、ではお金がなければ、今議員がいろいろ言うように、こういう施設をやりたいから寄附を募る、そういうこともやったらどうですかって言ったら、面倒くさいとは言わないけれども、なかなか取り組む意欲が見えないのです。

だから、クラウドファンディングで取り組む。では、やってみようかと。仕事量が増えるからしないのか、それともやる意味がないのか、それとも取り組む気がないのか、その辺何で取り組まないのだろうか。幾ら加茂が何だかんだって、加茂だって取り組んでいるのです。それで、成功したの。だが、当町は何もしないのがいいのか、しないほうが楽なのか、それは分からないのです。よし、ひとつ何か取り組んでみてやってみましょうかという、そういう前向きな一歩を踏み出すことを何で皆さん方はしないのでしょうか。

ぜひやってみましょうよ、一つでも。1億円集めろということではないのです。いいのです。だから、どこかの消雪パイプ、150メートル300万円でできるなら、ではここを銭がないからやりましょうとかいうふうにとちょっと交渉してみたらいかがですか。やってみましょうよ。そして、結果を見て、まあまあ今の消雪パイプがい

いか悪いか別だよ。例として挙げたのだから。でも、何か一つ、クラウドファンディングでこういうものをやるということで、1回ぐらい何か挑戦してもいいのではないのでしょうか、今年。ぜひお願いします。総務課長、お金を動かしましょう、今年。

総務課長（鈴木和弘君） クラウドファンディング、確かにそれは何か事業をするために寄附を募ってやるということで、それはいいものだと思います。ただ、今ある、確かに今藤田委員、消パイするからクラウドファンディングはどうなのかなと思いますけれども、例えば町がもうやらなければいけないものについてクラウドファンディングをするというのはいいと思うのです。まず何をやる、それについてクラウドファンディングするということのだったらいいのでしょうかけれども、何もない中でクラウドファンディングだけ決めたとして、それは。いや、だから例えば今高橋委員がおっしゃるように、町民体育館だとか広く何か使える部分があればもしかしたら、そういう事業化したらクラウドファンディングをして予算を取るというのも考え方の一つだと思うのです。ところが、思ったより来なかった場合は町が付け足さなければ駄目です。だから、計画的に予算が、もう町がやりますというものが出来た時点でそういう一つの選択肢とするのはいいかと思うのですけれども、例えばまだ何をやるか方針が決まっていない中でこれはクラウドファンディングするという話はちょっと違うと思うのです。ある事業をするに当たって、それに対して、ではクラウドファンディングを求めて、今、予算書上は幾ら来るか分からないけれども、そういう歳入ももらったかどうかということではできるかと思うのですが、全くない中で取りあえず取り組んでみたらどうかと言われても、何の事業に充てるかもあると思うのです。

だから、そういう部分が決まった時点では、必要に応じてはそういう部分も選択肢の一つではないかなというふうには思いますけれども。

4番（藤田直一君） いや、私もだから何もないのに何をやれと、例えば今言うように護摩堂山、町長の意見を聞いていると、おっ、これは取り組むかな、意欲的に取り組みそうだな、よし、これなら試算して見積りも出してやろう、あっ、これが駄目ならば、では簡易トイレなら見積りも出してやろう、そのたびに前向きに一步一步進んでいるようで、お金がない。一つの例として。だから、私は今できれば護摩堂山のトイレの改修を、よし、やろうではないかといって皆様方のほうで方針を出して、ではこれにクラウドファンディングで取り組んでみようかなと、そういうふうな方向性を示していただければ、トイレばかりではないのです。やってもらいたい

のは結構いっぱいあると思うのです。だから、その辺をよく吟味して、こういうものに取り組もうというのをやっぱり立ち上げて取り組んでいただきたい、そういうことであります。何も無いのに取り組めということではないです。検討してみてください。検討でいいです。

総務課長（鈴木和弘君） あんまり方針は変わっていないと思うのですけれども、やっぱりある程度の何か事業化をした時点ではそういう部分も取り組むというふうな考え方でよろしいのですよね。私も当然、先ほど高橋委員がおっしゃったように、例えば町体とか、何かある程度もう、極端な話ですよ。そういう部分があったらそれも一つの取り組みとしてはできるのかなという考え方もあるかと思うのです。なので、新たな財源を持ってくるという中でそれは一つの選択肢として検討していく必要はあるのかなと。

9番（椿 一春君） 私、49ページのところの里山再生・筥掘り体験補助事業があるのですが、これっていつまでというか、何でこの企画費の中で、政策推進室のほうで事業をやっているのかというのが不思議に思えたのです。これ産業振興課ですとか、そちらのほうに事業を振り向けて実施してもいいのかなというふうに思ったのですが、なぜここに上がっているのでしょうか。

政策推進室長（堀内 誠君） こちらのほう内容に関しましては里山の整備だったりとかいうふうな形をやってもらうというふうな形なのですけれども、実際にやってもらっている人はあじさい塾なのです。それで、まちづくり団体というふうな形で、まちづくりに関係するというふうな形での部分でこの2款のほうに、過去から続いているというふうな状況ですので、そういった部分で今回も同じくこちらのほうでのせているという状況でございます。

委員長（熊倉正治君） 46ページまでとは言ったのですけれども、ちょっと入ってしまいました、一旦ここで休憩します。

午後2時41分 休憩

---

午後2時58分 再開

委員長（熊倉正治君） それでは、会議を再開しますが、一応今日の予定の説明は全部終わっているはずですよ。それで、先ほどの高橋委員のふるさと納税の周辺市町村の返礼品のリスト、いつまでにとは言っていないようですが、どんな感じで整理ができるか。

政策推進室長（堀内 誠君） 委員会中というふうに先ほど高橋委員のほうも言ってお

ったと思いますが、その期間中にはお出しするというふうな形でよろしいでしょうか。

委員長（熊倉正治君） 高橋委員、いいですね。

14番（高橋秀昌君） はい、了解。

委員長（熊倉正治君） では、そういうことで。

では、ちょっとページ数で中まで入ってしまったようですが、46ページの自治振興費以降、最後は65ページまでの間での質疑を行いたいと思います。どうぞ。

7番（中野和美君） まず、54ページ、税務係の人員スタッフです。去年の7人から6人に、1人減らしたということで、去年会計課もなくなりましたので業務は増えているかと思う……

（何事か声あり）

7番（中野和美君） その会計の窓口もなくなったので、人手が本当に大丈夫なのかちょっと心配しているので、これで本当に大丈夫なのかというその理由を教えてください。

それから、この前の総務産経常任委員会のところで、QRコードのシステム的な処理は終わったということで、これから印刷するということなので、スタートはいつぐらいからになるのか教えてください。QRコードでの税金の納付がスタートはいつ頃からはなる予定なのか教えてください。

町民課長（本間秀之君） まず、税務係のほうの人員の関係ですけれども、何とか今6人で回しております。会計のほうに関しましても今会計年度任用職員お願いいたしまして、窓口での収納のほうを対応させていただいておりますので、十分に大丈夫な状態であるかと考えます。

QRコードの納付書ですけれども、令和5年度に実施するということですので、令和5年度の1期目の軽自動車税と固定資産税になりますので、固定資産税の1期目の納付からもうそれは対応をさせていただくことになりますので、お願いします。

2番（小野澤健一君） 私は、町制50周年記念事業、これについて質疑いたします。

当初いわゆる50周年をやるといったときに、式次第ではないけれども、スケジュール表みたいなのをきっちり出したよね。その中でいろんな事業が出てきたわけだ。したがって、予算を審査するに当たってそういったものをやっぱりきちっと出すべきだろうと私は思う。これ読んで何を審査する、我々は。初め例えば1日だか2日でやる予定で、それというのはいわゆる職員の時間外削減のためにそういうふうに日中やるのだなんていう言い方をしながら、いや、池井委員からのアドバイスもあ

って、例えば土日やったらどうだと、いろいろ話があったわけでしょう。変わったわけだ、当初のが。だから、そういったものを出して、ではそれについての予算がこんなのだという説明を受けなければ、これでいわゆる予算案を認めてくださいなんて言われても、何をどう判断をして認めればいいのか。非常に不可解だ。百歩譲って、いや、400万円という数字だけでも認めてください、内容については例えば近日中に、本当はよろしくないのだろうけれども、皆さんと協議をしながらきちっと決めますよとかって言ってくればまだしも、こんなのペロっと出してこれで認めてくれたってそうはいかないのではないかなというふうに思うのだけれども、これについてはどう思いますか。

政策推進室長（堀内 誠君） 50周年の関係、一番最初次第も出せたのではないかなというふうな形ですが、私どもその次第までは出してはいなかったと思います。今回、皆さんからいただきました全協でのご意見をいただいていたものですから、こういうふうにやっていきたいというふうな回答もしなければいけないというふうな形もありまして、今回それを取りまとめた部分、また予算書の締切りが1月の全協すぐというふうな形もありました。ですので、その検討した内容まで、反映がそこまでできていないというふうなものもあります。そういった部分から、今回一覧表というふうな形で、予算に計上した部分というふうな形で、どういったものを上げているかというふうなことで内容をこのような形に入れさせていただいて、資料として提出をさせて、説明をさせていただきました。回答の中でも、いただいたご意見の中でも、町のほうでも取り組みたいというふうな内容につきましては、その400万円、全体の予算を執行する中でなるべく切り詰めていくというふうな節減をしながら、そういった部分を見いだしていきたいというふうな形で考えているところでございます。そのような形で、今回こういった形で資料を出させていただいたというふうな形です。こういったことで、前回の1月19日の日に、全協のときにこういった事業をやっていきたいというふうな形でご説明をさせていただきました。そういった事業の内容での予算計上をさせていただいたところでございます。そのような形で、私どももこういった形で今回このような形を出させていただきました。

2番（小野澤健一君） 全然分からないのだけれども。要は予算なのだよね。こういうのをやりたいというその中身について我々審査をしなければならない。だから、そもそも例えば日数的なものとか、あと今井委員が言ったバルーン云々とか、そういったものが加わったにもかかわらず、ちゃんとしたものを出して、そこで例えば、私はやることはいいけれども、国会議員とかそういうの呼ぶ必要ないという立場だ



けれども、皆さんが、いや、呼びなさいよということになればそれに従うけれども、そういったものをちゃんと企画書というか、計画書というか、そういうものを出して審査をするのではないの。だから、1月の、いや、ぎりぎりだったって、2月に全協あったではない。私は、ちょっと用事があったって出られなかったけれども。そこで例えばこういうものって出すのではないの。こんないきなり予算の審査の中で、内容も何かよく分からない、ペろっと出して、いや、やりたいのですと、何々したいのですと、だから何なのという話ではない。ちょっとあまりにも拙速過ぎるというか、何か幼稚過ぎるというか、我々議員に対する説明になっていないのではないかなというふうに思うのだ。だって、これについて賛成です、反対ですなんてどういふ言い方をすればいいの。あまりにもちょっと無責任。だから、こうならないために2月の全協でこれかけるべきだった。たればの話をしてもしようがないけれども。だから、もう少し精緻なやつを出してよ、これ。それを出さなかったら私は審査できないと思う。ほかの皆さんはどう思うか私知らないけれども。あなたはこれでいいと思って出したのだろう。あなたが議員の立場でこれで審査できるか。どう思いますか。だから、そういうきちんとしたものを出せばいい。

(何事か声あり)

政策推進室長(堀内 誠君) すみません。事業一覧、前回の全協のときに出させていただきました。ですので、その部分も含めてお出しすればよかったかなと思っております。それを見た中でというふうな形がよかったのかもしれませんが、そういった部分ちょっと作成をしたいと思っておりますので、後日にはなるかもしれませんが、委員会中には出せればと思っておりますが、よろしいでしょうか。

2番(小野澤健一君) あまりよくないな。審査保留はできないですか。

委員長(熊倉正治君) いや、取りあえず出ているもので審査なるのであればしてやればいいのではないの。そんな資料出てくるまでできませんなんていうのは私はないと思います。

14番(高橋秀昌君) 率直に言って、室長、私これ見てちょっとびっくりしたの。というのは、大体こういう50周年というのは全員協議会で非常によくもんで、それで議会と執行が全体で一致したところで執行するというのがこの4年間の流れではないですか。幸か不幸か、この50周年を議論し始めて、途中で既にこの3月に来たのだ。だから、これ私は最大限執行の側に立ってみたら、素案を出したけれども、議会の皆さんの意見が出されたので、そのご意見はここに載せて、これに対して取りあえず私どもはこういう回答をするのだが、しかし最終的にはもっと煮詰めて、様々な

皆さんの声を受け入れて、いいものにつくっていきたいと、しかしながら選挙があるので、それは新しい議会の構成の下でやりたいのだが、取りあえず当初予算で400万円だけ認めてほしいという趣旨なのかなと思ったのだけれども。そうなら私、うん、納得するよ。そうでないと、ここの分野だけで半日議論しなければならないわけだろう。実際問題。委員長、いい。

委員長（熊倉正治君） はい。

14番（高橋秀昌君） そうでないと半日これ議論しなければ駄目になるわけだ。私は、今執行の側の立場に立ってという言い方したが、実は我々の側もこのことだけで半日議論するのかという、この期に及んで。だから、我々は既に解散しなければならないわけですから、新しい議会構成の下で広くもっと煮詰めて、皆さんが納得できるいい内容につくっていきたいのです、でもこの400万円だけは何とか認めてくださいという趣旨であれば、私自身はいいねか、それでもと考えているのですが、議員の皆さんはいかが。

委員長（熊倉正治君） 今高橋委員がまとめてくれたようですが……

14番（高橋秀昌君） いや、室長にそれを言わせなければ駄目だ。私は単なる提案者、こうでないかと言っているだけで、室長がやっぱり回答しなければ駄目。私が室長ではないのだから。

政策推進室長（堀内 誠君） 申し訳ございません。私のほうで資料のほうで不足しているというふうな形で行っていました。先ほど言いましたとおり、町のほうとしては前回お話をさせていただいた事業等を基本にこういうふうな形で考えてやっていきたいというふうなことで、総額400万円というふうな形で取り組んでいきたいというふうなことで、今回予算のほうにも総額400万円のものを計上させていただきました。委員の皆様からいろいろとご意見をいただいた中で、そういった部分反映できるもの、またできないものも確かにあります。ですので、そういった部分も含めてまた町のほうとしてもそういった協議が必要な部分を改めて協議もしたいというふうな形に考えておりますので、よろしく願いいたします。

14番（高橋秀昌君） 私そういうことで出したつもりないよ。どうしてそういう答弁するのだ。だって、ほかの委員の人も私が言ったことに異議ありと言う人いなかったわけだろう。そしたら、室長がその中身を議員に要請するしかないわけでしょう。今のあなたの話だと要請ではない。

（何事か声あり）

14番（高橋秀昌君） うん、そうになってしまうのだよ。そこをちょっと、室長が答えら

れなかったら代わりに総務課長が答えるなり、お聞きして終わります。

総務課長（鈴木和弘君） 大変申し訳ございませんでした。中でもいろいろ話があったのですけれども、確におっしゃるとおり、きちんと説明してこなかったというのは間違いなくこちらの責任だと思っております。今ほど高橋委員、それからほかの委員がおっしゃるとおり、最終的にはある程度したらまた議員のほうに、皆様方と協議してどういう形にしていきたいかということで協議をさせていただければと思っておりますので、よろしくお願いします。大変どうもありがとうございました。申し訳ありませんでした。

委員長（熊倉正治君） では、ということで、ある程度質疑もあるのでしょうか、したほうがいいのではないかと私は思いますけれども。

（何事か声あり）

委員長（熊倉正治君） では、そういうことでこれから進めたいと思います。

8番（今井幸代君） 今おっしゃられていたその協議の幅がどの程度あるのか正直分かりかねる部分もあるのですけれども、おおよそ今この上げられている事業を軸に準備を進めるということなのだろうというふうに思いますが、バルーンリリース、新しく取り入れていただくということはよかったですけれども、予算的な部分が計上されていないので、請差等というふうに言うのですけれども、本当に実際どの程度の請差が出てくるのか、では予算で、決算が出てこなかったらやらないのかとか、そういうところがクエスチョンなのです。バルーンリリースはそんなに高額ではないのは承知はしているのですけれども、やるならきちんと予算計上するべきだと思いますし、そういったことがやられていないのはやはり少し手落ちだったのかなというふうに思います。

あと、ちょっと心配なことというか、気になることで、まず④番のタイムカプセル郵便事業で、小中学生を対象にした郵便事業なのですけれども、これ例えば町外の学校に通っておられる生徒たちの対応はどのようにされるのか。きちんとそういった子たちも、町の中学生、小学生になるので、しっかりと対応をしていただきたいなと思っております。その辺りはどういうふうに考えているかというところをまず1つと。続いてスライドショー、15時間掛ける2人で2,507万5,000円計上されているのですけれども、なかなかこの課も非常に業務過多になっている中で、スライドショー、こういった動画を作るって結構手間のかかる作業だと思うのです。実際に、私の記憶の間違いだったら大変申し訳ないのでお許し願いたいと思うのですけれども、それこそ情報発信のほうで町のプロモーションのスライドショーみたいな

のを作りたいですと去年の予算委員会かどこか聞いて、予算が計上されていないけれども誰が作るのですかと聞いたら、課の職員で作りますって言って、でも何か私情報発信のところへ行ってそういった新たなものが流れたのを正直見たことがなくて、果たしてその辺を作られたかどうかちょっと疑問に思うところもあるのですけれども、作りますと言っておられた方が人事異動で異動されたという部分もありましたし、何が言いたいかというと、これそうなる外に個人的に動画編集とかをやってくれるフリーの方なんかもいらっちゃって、同じぐらいの金額で、素材さえそろえていけばそういった部分は外に出してやったほうがいいのではないかなと思うのです。15時間掛ける2人なので30時間分ですよ。その分金額的には、同じような金額でやれるなら外注も含めてこれは視野に入れるべきではないかなということは提言しておきたいなと思います。

政策推進室長（堀内 誠君） 私ども町内在住というふうな形でも考えているところですので、その辺何名程度になるかというふうなものもありますので、その辺は再度含めるような方向で今考えておりますので、その辺また再度検討させてもらいたいと思っています。

それと、スライドショーの関係でございます。時間外というふうな形で手間かかるというふうな形です。今今井委員言われましたけれども、情報発信のほうには既に公開して、モニターのほうには映し出しております。それも町の職員のほうで作ったというふうな形でございます。そういった部分、またさっき広報備品の関係で令和4年度購入した動画編集ソフトも購入しておりますして、それを活用しながら今回情報発信のほうも作ったというふうな状況なので、今のところ予定としては町の職員で作っていきたいというふうな形です。そこで、外に出してはというふうな形ですが、外に出すと委託というふうな形になるかと思いますが、経費の関係とかも調べてみないと何とも言えませんが、今のところ職員で対応したいというふうな形でございます。

8番（今井幸代君） タイムカプセルは、町内に住む、要は中学生以下のお子さんたち、町外でいうと特別支援学校に通うお子さんたち、附属の小学校へ行っている子は町内はいないと思うのですけれども、特別支援学校に通う小学生、中学部のほうに通っている生徒、あとは町外の中学校、中等行っている子もいれば、第一中学校、清心、明訓に行っておられる中学生たちいらっしゃいます。多分それは教育委員会のほうで、そんなに数がないので、把握しているはずだと思うので、そういった方には個別にこういった事業をやるから一緒にやりましょうねという形でお知らせを

出していくという方法しかないのではないかなと思いますので、数はないはずですから、そこはしっかりと組み込んでいただきたいなというふうに思います。

スライドショーのほうは考え方は分かりましたけれども、職員の皆さんたちが自分たちで自分たちの首を絞めるようなことにならないようにしたほうがいいのではないかなと思いますので、よろしくをお願いします。

議長（小嶋謙一君） 53ページの少子化・定住対策事業です。それで、ここに新婚・子育て世帯向け個人住宅取得資金利子補給金525万円、去年は60万円から一気にこの525万円、四百何がしに乗せになっているのですが、乗せしたその背景というか、根拠といいますか、どういう見込みを立てて多くなったのか。

政策推進室長（堀内 誠君） 去年の60万円に関しましては、ちょっと途中で制度が変わったものですから、その最終年度というふうな形で、年間10万円皆さん、5年間にわたってやっていた最後の方が6人だったので60万円というふうな形でございました。令和5年度に関しましては、令和元年度から新しい制度というふうな形で、新築住宅を建てたときに固定資産税の軽減期間が3年間ありますが、その3年が終了後に15万円を上限に補助をしていくというふうなことで、その制度が令和5年4月から今度始まりますので、その間家を建てた方、3年経過する方が見込みとして25件というふうな形になりますので、件数にしてそのような形なので、ただ町内業者の場合は30万円というふうな形でやっておりますので、そのような形で525万円というふうな形で計上をさせていただいているというふうな形。ちょっと制度の内容が変わったというふうな形で、今年度から新しくその部分での増加というふうな形でございます。

議長（小嶋謙一君） 今説明され聞き取れないところもあったのだけれども、何かの機会にちょっと、今言われたのは制度が変わったわけだから、文書にして配ってもらえませんか。どんなものでしょう。

委員長（熊倉正治君） 少子化・定住対策の部分で、制度も変わっているから一覧表にしたようなものは出ないのかという。

政策推進室長（堀内 誠君） 毎年「きずな」の4月号とかにこういった制度とか、4月号だったかな、何月号だったか、少子化対策の一覧表というふうな形で広報紙に載せている部分はあります。そこに詳しくまで、そういった事業がありますというふうな形では書いてありますが、町のホームページにも載っていると思いますので、どうでしょうか、そういった部分は。ペーパーのほうがよろしいですか。

議長（小嶋謙一君） ホームページに載っているのであれば私開きます。私「きずな」

はちょっと見ていなかったかもしれないので。

分かりました。いずれにせよ、私たちもそこそこで話しするとき、世間に話したときに田上も手厚くやっているということをまず言うにはやっぱりそういったのもあったほうがいいかなと、議員の皆さんももろもろ言いやすいかなと、見やすいかなと思って今話しました。私は別に本当に、開くからいいですけども。

政策推進室長（堀内 誠君） 制度の変更というふうな形の部分がありますので、前と後みたいな形で、ではちょっと資料のほうを用意させていただければと思いますが、よろしいでしょうか。

委員長（熊倉正治君） では、その資料は後で出してください。

3番（品田政敏君） 51ページの成増地区児童交流事業、これなのですけれども、実は去年、私成増地区の人ちようどお知り合いになりまして、おい、おまえのところうちのまちとこういう関係あると、全く分かりませんということなのですが、これが少年野球の関係と元の藤田都議の関係で始まったという歴史があるみたいなのですけれども、これ何かもう今、野球やっている人たちの何かの集まりとか、どういう関係になるのか、今後。詳しく、この二、三年こういうふうにやってきましたよというのでも聞かせていただきたいですし、これもちょっと考えどきというか、そういう時期が来ているのではないのでしょうかと私提案させてもらいたいのですが。

政策推進室長（堀内 誠君） こちらのほうの事業に関しましては、児童の野球交流というふうな形でやっております。過去にはいろんなスポーツ事業というふうな形で、バレーボールというふうなものもありました。しかし、今野球オンリーというふうな形になっているような状況でございます。毎年計画をされていまして、ここ二、三年に関しましては新型コロナウイルスの関係で中止というふうな形になっているところがございます。ですが、今回、令和5年度に予算を計上させていただきましたが、新型コロナの制限等も解除ということはないのですけれども、2類から5類というふうな形にも変わるというふうな形もあり、実施のほうをしていきたいというふうな形で今回予算計上をさせていただいているところがございます。こちらでも長く継続している部分でございますので、児童が楽しみにしているというふうな形もありますので、野球チームの部分、そういった部分で今回、令和5年度も引き続き行っていきたいというふうな内容でございます。

8番（今井幸代君） 少子化・定住対策事業で何うのですけれども、基本的には今年度、令和4年度と同等の事業が実施されるわけですけれども、町がやっている金額が少ないですけれども、お試し移住補助金、実際にやってみて、蓋を開けてみたら全然

申込み等はなかったというふうに耳にしています。実際その問合せの状況とか広報的な部分、事業を実施するときから本当にどうやって外の人たちに情報発信していくのですかというところは問題提起させていただいていた部分でもあるのですけれども、実際になかなかその部分が問合せもなかったというふうにも聞いているので、そういった中、そんなに町がこの事業に力を入れられるというか、やれる、そこまで本当にあるのかというところはすごく疑問を持っています。今年度のそういった状況を踏まえて次年度、令和5年度どういうふうに取り組んでいくのかお聞かせ願いたいと思います。

利子補給ですとか、新築の住宅、あとマイホーム取得補助だとか、そういったところで定住化を図る、そういったところの利用は増えてきているというふうには聞いてはいますけれども、移住推進系のものに関して町の現段階で持っている発信力等を考えると、果たしてこの事業を事業目標達成できるほどのところにあるのかというところは本当に疑問が残るのですけれども、その辺り現状のところをどういうふうに捉えているかと来年度、令和5年度どういうふうに取り組んでいくのか聞かせてください。

政策推進室長（堀内 誠君） 今ほど今井委員がおっしゃったこと、確かにそのような現実です。実績等がなくて、申込みのほうじゃなかったというふうな形ですし、今のところ問合せもまだ、年度が終わっていませんけれども、ような状況でございます。これ総合戦略の一環として計上しているというふうな形もあります。また、総合戦略の中でも評価をしていかなければなりませんので、その辺も含めて検討はしていきたいと思いますが、まずはそういったPRの部分、情報発信の部分があまりできていなかったのかなというふうには、私自身は感じているところでございます。令和5年度に向けてに関しましても、そういった部分をなるべくメディアというか、情報発信ができるところ、今度は町外というふうな形ですので、ホームページなりそういった部分を活用しながら、情報発信をしながらやっていきたいとは思っております。また、その辺、年度途中にはやりますけれども、そのやり方等もまた検討をしなければいけないというふうな形でなるかと思っております。よろしく申し上げます。

8番（今井幸代君） 申し訳ないですけれども、今の答弁聞いて、では今年やるならどう変わるのというのは正直疑問が残ります。ホームページは田上町知っている人しか見ないし、そもそも町の中の人だったりとか、何か用事があったりして見る方が大半で、例えば移住推進者に向けてホームページで発信しようということ自体が、情報として置いておくのはいいと思いますけれども、発信をするにはなかなか

得ないものになってくると思います。考え方を私もう変える必要あると思うのです。そもそも現時点で発信力は町は、町単体としては政策推進室は私持ち合わせていないと思うのです。だから、そこは例えば道の駅とか、それこそ地域おこし協力隊のほうと協力をして情報発信を一緒にやっていただくとか、道の駅もそれこそ地域おこし協力隊の皆さん、山口さんやっておられるSNS関係のフォロワーとか増えてきていますし、そういう人に協力依頼するほうが発信力としては圧倒的にありますから、使うツールとしてはそういったところも視野に入れるべきだと思います。実際に問い合わせもゼロ、実績もゼロという中で、総合戦略に入っている事業だから続けるということではなくて、本当にその事業のよしあしを踏まえて、一般質問でも事業のスクラップ・アンド・ビルドといった話もありましたけれども、テーマ化したからやらなければいけないのではなくて、本当に実態を見極めて、より有効な手だてを考えるとということも必要なのだろうと思いますので、今の話を聞く限りなかなか令和5年度も少し期待をできる状況にはないような気がしています。次年度もう一年やるということなら様子を見たいとは思いますが、町外の方たち、それこそ町を知らない方に知っていただくというところに力点を置いた活動支援であれば、本当に町が今持ち合わせているツールでは事足りないと思うので、その辺りとどうつながっていくかというのは、戦略的な情報発信というのは必要だと思いますので、その辺りは本当に政策推進室だけでやろうとしたら多分難しいと思います。その辺り、重ねてになりますけれども、道の駅とか地域おこし協力隊、地域おこし協力隊もいつまでこのことに関わってくれるかという時限的な問題ありますけれども、情報発信の仕方等はやはり考えていかなければいけない部分があるのだろうと思いますので、しっかりと検討していただきたいと思います。

政策推進室長（堀内 誠君） 大変ありがとうございます。地域おこし協力隊等もいますので、その辺も含めてご相談させていただきたいと、参考にさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

委員長（熊倉正治君） ほかに。ありませんか。

（なしの声あり）

委員長（熊倉正治君） では、これで今日の予定は、質疑は一応終了にしたいと思いません。

最後に、副委員長のほうから質疑件数について報告をしていただきます。

なお、総括質疑は今のところないようでございますので。

では、副委員長に代わります。



副委員長（渡邊勝衛君） それでは、本日の質問数についてお伝えいたします。

48件です。今ほど委員長から話がありましたように、総括質疑はゼロでございます。

以上。

委員長（熊倉正治君） ということで、では本日の審査はこれで終了したいと思います。

大変ご苦労さまでした。

---

午後3時36分 散 会

令和5年第2回定例会  
予算審査特別委員会会議録  
(第2日)

---

---

- 1 場 所 大会議室
- 2 開 会 令和5年3月17日 午前9時
- 3 出席委員
- |    |        |     |       |
|----|--------|-----|-------|
| 1番 | 森山晴理君  | 9番  | 椿一春君  |
| 2番 | 小野澤健一君 | 10番 | 熊倉正治君 |
| 3番 | 品田政敏君  | 11番 | 松原良彦君 |
| 4番 | 藤田直一君  | 12番 | 池井豊君  |
| 5番 | 渡邊勝衛君  | 13番 | 関根一義君 |
| 7番 | 中野和美君  | 14番 | 高橋秀昌君 |
| 8番 | 今井幸代君  |     |       |
- 4 委員外出席委員
- 議長 小嶋謙一君
- 5 欠席委員
- なし
- 6 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の氏名
- |               |      |        |       |
|---------------|------|--------|-------|
| 地域整備課長        | 宮嶋敏明 | 保健福祉課長 | 田中國明  |
| 産業振興課長        | 近藤拓哉 | 農林係長   | 長谷川 暁 |
| 町民課長<br>会計管理者 | 本間秀之 | 保健師長   | 三本智子  |
- 7 職務のため出席した者の氏名
- 議会事務局長 渡辺 明
- 書 記 板屋越 麻衣子
- 8 傍聴人
- なし
- 9 本日の会議に付した事件
- 議案第18号 令和5年度田上町一般会計予算議定について中  
歳 出 3款 民生費

- 4 款 衛生費
- 5 款 勞働費
- 6 款 農林水産業費
- 7 款 商工費
- 8 款 土木費

---

午前9時00分 開 議

---

委員長（熊倉正治君） 皆さん、おはようございます。

それでは、予算審査特別委員会2日目でございますが、開催してまいりたいと思います。今日は、3款からということでお願いをしたいと思います。

なお、傍聴、報道機関今のところ来ていませんので、傍聴なしでございます。

それと、今日の出席委員は14名全員でございますので、お願いします。

それでは、3款の民生費から説明お願いいたします。

保健福祉課長（田中國明君） おはようございます。それでは、本日3款、4款ということで当保健福祉課の関係の令和5年度予算について説明をさせていただきたいと思いますが、まず説明に入ります前に皆様のお手元に右肩、令和5年3月17日、予算審査特別委員会資料ナンバー1、保健福祉課というA4横の1枚物の資料が届いているかと思っております。ありますでしょうか。

（はいの声あり）

保健福祉課長（田中國明君） それで、令和5年度保健福祉課のほうで新規、あるいは事業を拡充して取り組む内容のものについて簡単にまとめさせていただいた資料になります。まず、全部で介護特会まで含めると7事業ございまして、これらにつきましてはそれぞれ全協、あるいは様々な場所で説明をさせていただいているものであります。

1つ目としましては、昨日、条例改正について審議いただきました子ども医療費助成の入院費用の一部負担金の無料化、それから新規といたしまして不妊治療費助成ということで、これにつきましては令和3年度の決算審査特別委員会の席で今井委員のほうから話のありました内容の部分、こちらのほうで鋭意検討しまして、やはり子どもを持ちたいという親御さんたちの背中を押す必要は町としてもあるだろうということで、これについては新規で予算を計上させていただいたということがあります。

それから、3番目の子どもの成長・発達支援の強化ということで、1歳6か月半健診、あるいは3歳児健診のときに臨床心理士の方から来ていただきまして、昨今の子どもの成長に係る、そういう部分について少し手助けをお願いするというようなことで考えております。

それから、4番目としましては心起園の附属設備修繕工事ということで、これにつきましては令和4年10月13日開催の全協のときに説明をさせていただき、お認めいただいた内容の計画で進めさせていただきたいと考えている部分であります。

それから、子ども・子育て応援交付金事業ということでありますが、既に令和5年2月1日から開始させていただいている事業であります。これにつきましても取り組んでいくという中身で、これについては新規というような扱いで令和5年度の当初予算の中で上がるのは初めてですので、そういう位置づけでございます。

それから、6番目としまして魅力ある老人クラブ活動助成ということであります。非常に今コロナ禍において老人クラブ活動が停滞をしているというような状況があるというようなことで、なかなかその運営にも苦慮していると。老人クラブ連合会としましては、今までの活動内容を改め、様々上部団体等を脱会する中で財源確保に努めているというところではあります。それでもなお少し財源が枯渇するというので、かなり要望をいただいております。その関係で、32万円という金額ではあります。町としても老人クラブを、やっぱり高齢者の方の支援をしたいという観点で新たにこれを計上させていただいたという内容でございます。

新規の内容についてはそのような形になっておりますので、あらかじめご承知おきいただきたいと思います。

それでは、議案のほうを説明させていただきますので、予算書65ページお開きいただきたいと思います。3款1項1目社会福祉総務費の関係でありますけれども、令和5年度の予算額といたしまして1億5,167万7,000円、令和4年度と比較いたしますと210万8,000円の減額ということになってございます。1目につきましては、福祉係10名分の人件費のほか、各種団体の補助金でありますとか国民健康保険特別会計への繰出金など、そのほとんどが経常経費になる部分でございます。その210万8,000円の減額の要因であります。国民健康保険特別会計繰出金326万2,000円の減額によるものが大きなものでございまして、それ以外の内容といたしましては例年どおりとなっている状況でございます。

それでは、1ページおはぐりいただきまして、66ページを御覧ください。説明欄のほうであります。一番最下段に社会福祉協議会補助金ということで、令和5年度については1,750万円の予算を計上させていただいております。これにつきましては、昨年でしょうか、補助金の見直しをかせさせていただいた部分でありまして、令和4年度におきましては1,800万円の支出をしているところでありますが、私もこの4月から来まして、社協の財務内容とか、たまたまホームページで公表されて

いる部分を確認した中で、その財源不足が、昨日説明があったと思いますが、3億8,700万円の基金からの繰入れというような状況もある中において、ここについては社協と協議をさせていただいた結果、令和5年度については令和4年度と比較して50万円減額の1,750万円で予算を計上させていただいたということでございますので、よろしく願いをいたします。

それから、67ページの27節繰出金の関係であります。先ほど説明しました国民健康保険特別会計繰出金でありますけれども、これにつきましては令和5年度の国民健康保険被保険者の見込みとしては2,439人、令和4年度と比較いたしますと149人の減ということで、それに伴って軽減対象者が減る見込みとなることから、326万2,000円の減額という内容となっております。

それから、2目の老人福祉費の関係になりますが、ここにつきましては主に在宅におきます高齢者等を支援する経費のほか、特に大きなものとしましては介護保険特別会計及び後期高齢者医療特別会計繰出金、それから後期高齢者医療費が大きなものでございます。令和5年度の予算額といたしましては4億162万3,000円ということでございまして、令和4年度と比較いたしますと972万7,000円の増額となっております。その増額の要因であります。まず1点目としまして、養護老人ホーム県央寮の入所者が令和4年度4名であったものが令和4年度の途中から5名ということで1名増となったことによります入所委託料の増額。それから後期高齢者医療給付費、ここが令和4年度と比較いたしまして660万3,000円の増額などによるものでございます。

それから、1ページおはぐりいただきまして、68ページを御覧いただきたいと思いますが、まず18節負担金補助及び交付金の中に広域養護老人ホーム施設組合負担金ということで18万3,000円という数字が載っておるかと思いますが、ここにつきましては、県央寮の空調設備改修工事に係る分担金ということで、これが新たに令和5年から令和15年まで発生してくるということでございます。

それから、その下、魅力ある老人クラブ活動負担金ということで32万円、これが先ほど申し上げました魅力ある老人クラブ活動を推進していただくと、そのための経費ということで、これを令和5年度単年度に限りであります。計上のほうをお願いしたいという内容でございます。

それから、介護保険特別会計繰出金でございます。1億9,423万5,000円ということでございまして、ここにつきましては介護特会におきます給付費の減の結果でありまして、ここは487万円の減額となっております。

それから、69ページの一番上のところになりますが、後期高齢者医療特別会計繰出金5,137万8,000円でございます。令和4年度と比較いたしますと574万8,000円の増額となっております。ここにつきましては県の広域連合のほうのシステムの入替えに伴う事務費の増ということでございまして、繰出金が多くなっているという状況でございます。

それから、2目の一番最後のところになりますが、後期高齢者医療費1億1,497万4,000円ということでございまして、ここにつきましては665万3,000円の増額となっております。ここにつきましては、広域連合の算定に基づく結果になるわけでございますけれども、令和5年度におきましては被保険者数を令和4年度と比較して72人増の2,202人で見込んだというようなことが増額の要因となっております。

それから、続きまして3目障害者福祉費の関係でございますが、本年度予算額3億206万9,000円ということでございまして、1,831万2,000円の増額ということでお願いをしたいと考えているところであります。この科目につきましては、障害者福祉費ということで、身体障がい者でありますとか知的障がい等に関わります在宅生活を支援するための経費というものでございまして、施設入所等に係る経費が主な内容となっております。それで、その増額の主な要因であります。障害者自立支援事業におきます障害者給付費130万円ほど増になっておりますし、障害児給付費490万円ほどここ増えているのであります。それら関連経費が増えたという内容でございます。

予算書の72ページを御覧いただきたいと思っております。一番上、相談支援業務委託料ということで1,005万3,000円ということで、令和4年度と比較いたしますと225万3,000円の増額ということでございます。ここにつきましては、令和4年6月議会におきまして、相談件数が非常に多くなっているという状況に鑑みまして、社協に委託している部分であります。社協のほうの職員体制を2名から3人へ変更をさせていただいたということでございまして、その関係でここは増額となっております。

それから、19節扶助費、障害介護給付費2億970万円を計上させていただいておりますが、ここにつきましては令和4年度と比較いたしますと1,130万円の増額となっております。その増額の内容としましては、田上町にグループホームが開所されました。昨年の9月であります。それから、就労移行支援サービスの利用者が増えてきているというようなことでここは増額となっております。ちなみに、今現在、田上町のグループホーム、ドッグテラス田上羽生田、そこには3名の方が現

在利用をされているということでございます。

それから、3目の一番下になりますが、障害児給付費ということで2,970万円。ここにつきましては、令和4年度と比較いたしますと490万円の増額になっておるところでありますけれども、その増額の要因としましては、放課後等デイサービス利用者の増ということで、令和4年の当初は15名でありましたが、現在では23名の方が加茂市、三条市、それから新潟市の秋葉区に通われているというような状況でございます。ここは経費が増額になっているということでございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それから、続きまして4目の母子父子福祉費の関係でございます。ここは、ひとり親家庭等医療費助成に関連する部分であります。令和5年度の予算額といたしましては437万1,000円。令和4年度と比較いたしますと、101万3,000円の減額となっております。その減額の要因であります。近年の給付実績に基づきます減額ということでございます。ここは、新規といたしまして18歳以下の子どもの入院負担分をゼロ円にする、無償化するための経費2万5,000円を含んでこの金額ということでございます。なお、参考までに、令和4年度では2,050件程度の件数を想定しておりましたが、令和5年度におきましては1,800件程度の受診になるだろうという見込みを立てているところでございます。

それから、5目の老人福祉費関係でございます。令和5年度予算額2,487万9,000円、令和4年度と比較いたしますと475万8,000円の増額をさせていただいております。5目の老人福祉費につきましては、老人福祉センター及び老人憩いの家・心起園の運営に係る経費ということで、経常経費が主なものとなっております。それで、475万8,000円の増額となっております。その増額の要因といたしましては、両施設の光熱水費で約315万4,000円の増額、それから心起園の利用継続に伴いますガスセパレーター等の修繕費、これが156万7,000円を今回計上させていただいたことによる増額でございます。それ以外の内容といたしましては例年どおりとなっておりますので、よろしくお願ひをいたします。

それから、続きまして予算書80ページを御覧いただきたいと思ひます。2項児童福祉費、2目児童手当費の関係でございます。令和5年度予算額といたしましては1億1,280万8,000円、令和5年度と比較いたしますと561万8,000円の減額となっております。減額になりましたその主な要因であります。給付対象延べ人数の減ということでございまして、令和4年度と比較いたしますと、令和4年度見込み延べ人数としましては1万780人を見ておりましたが、令和5年度ではその人数が1



万80人まで低減するだろうと、650人分の延べで減というような見込みを立てさせていただいておまして、ここは減額という内容でございます。

3款の説明につきましては、以上で説明を終わらせていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

委員長（熊倉正治君） それでは、説明が終わりましたので、質疑を受けたいと思います。質疑のある方、どうぞ。

8番（今井幸代君） 何点かあるのですけれども、お願いしたいと思います。

まず、老人クラブ、来年単年度で魅力ある老人クラブ活動助成ということで補助を出していくということなのですけれども、基本的に老人クラブ補助金は入会されておられる各地区の老人クラブの人数等に応じた形の補助を出しておられるのだったと記憶しているのですけれども、この恒常的に出している老人クラブ補助金と魅力ある老人クラブ活動負担金の対象経費の違いというか、何かその仕様の違いというのはどういうふうになっているのかということをもう少し聞かせていただきたいなということがまず1点。高齢者の方の日常生活の楽しみ方というのも本当に多様化していて、それこそまだまだお仕事をされておられるという方も非常に増えてきていると思います。そういった中で、老人クラブの在り方自体もやはりだんだん問われていくのだろうとも思うのです。入会しておられて活動を楽しんでおられる方がおられる一方で、将来的な老人クラブの在り方というものはやはり今と同じ形という部分ではなかなか継続というか、存続していくということ自体が少し社会環境的に難しい状況なのかというふうなものも受けるのですけれども、その辺りの今の実態等含めて少し状況を聞かせていただきたいなと思います。

保健福祉課長（田中國明君） それでは、今井委員のご質疑にお答えいたします。

今回の魅力ある老人クラブ活動負担金につきましては、老人クラブ連合会のほうの活動費が非常に、枯渇している状況であるという要望をかなり受けておりました。これは令和4年度で始まったことではなく、いわゆる新型コロナが始まってから活動がなかなかできないという状況の中であって非常に苦慮をしているというような話がございました。その中で、老人クラブ連合会とすれば、その活動費を捻出するがために上部団体の県の老人クラブ連合会を脱会するなり、中越地区老連という組織も何かあるそうなのですが、それらを脱退して、できるだけ支出を抑えた中で活動を継続してきたというような実態があるそうでございます。そのようなことから、自分たち様々活動をしたいと思うのだが、なかなかその運営費も枯渇する状態であるので、今回負担金とさせていただいたものについては、補助金ですとどうしても

やはり対象経費というものがございまして、できれば町としては、私としては自由度の高い、自由に使えるような形のを少しお渡しする必要があるのかなというふうなことで、今回このような形で別枠で負担金という形で対応させていただくことを意図しまして、財政とも協議をした中で何とか支援をしてあげたいのだというふうなことでこのたび計上させていただいたというのがこの内容でございます。

それから、確かに今ほど今井委員がおっしゃられるように、老人クラブ連合会の中でも渡邊会長を中心に様々なことを検討もし、実践もしているところではあると思います。そういう中でも、先ほど今井委員がおっしゃられますように、高齢者が入ってきてくれない、減っていくばかりだという、そういう現状もやはりあるのだというような話の中で、私のほうとしても今、先ほど今井委員おっしゃられた視点でいろいろ声がけをさせていただいて、もう少し様々な活動、例えばボランティア活動なんかも含めてやっていったらどうだろうかというふうな話もしてはいるのですけれども、なかなかそういうふうなところには行けないというふうなことで、これも昨日、介護保険の運協の中での話なのですが、渡邊会長も来ていただきまして、その中で町のほうとして地域支援事業を介護保険のほうでこれから進めていく、そういう中でぜひまた老人クラブとしてもその地域のためになるのであればご協力をさせていただきたいというふうなお申出もございまして、様々そういう取り組みは今一生懸命老人クラブのほうでもやっているところでありまして、町のほうとしてもそういう関われる部分はしっかり関わりながら、少し高齢者の生きがい、楽しみなんかを増やしていけたらいいなというふうなことで考えているところでありまして。

8番（今井幸代君） 老人クラブのほうも新たな取り組みを頑張っていけたらということで町といろいろお話をされておられるのだというふうにも思うのですけれども、その会を存続させるということが目的化してはいけないのだろうというふうに思うのです。老人クラブのそもそもの目的を考えていったときに、やはり今、では60代の方が、皆さんまだまだお仕事をされて、65、それこそ70近くになってもまだまだ元気でお仕事をされておられるなんていう方もいらっしゃる。そういった老人クラブをつくった当時の社会環境というのがもう大幅に変わってきている中で、老人クラブとして高齢者の皆さんの生きがいですとか、健康維持ですとか、そういった部分で役割を果たしている部分は大きいとは思っているのですけれども、組織を維持することが目的化しないようにしていただきたいなというふうに思います。そういった活動支援をしていくことは大事だと思うのですけれども、目的がずれるということが

ないようにしていただきたいなというふうに思います。

次の質問なのですけれども、69ページの敬老事業の筆耕翻訳料は毎年上がっているのですか、何かあんまり意識したことがなくて、これは代筆だと思うのですけれども、敬老事業各地区で実施されていると思うのですけれども、この筆耕翻訳料は具体的に何の代筆になるのでしょうか。

保健福祉課長（田中國明君） まず、老人クラブのことについては、今ほど今井委員が言われたような部分、しっかりと私どものほうで対応していきたいというふうに考えておりますので、よろしくをお願いします。

69ページの筆耕翻訳料につきましては、これは町の最高齢の方の賞状ですとか、町のほうで表彰するための賞状の筆耕料になってございますので、よろしく願いいたします。

2番（小野澤健一君） 私は、66ページ、社会福祉協議会補助金1,750万円、これについてお聞きをします。

先ほど課長からも話があったように、私もこの社会福祉協議会のホームページで決算内容を確認してみたのです。課長が言われるように、これ私が前の職であれば間違いなく幾らでもお金使ってくださいというぐらいな形で、いわゆる立派な財務内容なのです。ということはどういうことかということ、例えば自己資本比率なんかにしても95%近くある、非常に社会福祉協議会の中では多分まれに見る財務内容になっていると思うのだ。ということは、多分独り歩きできるぐらいの今状況にあると思うのです。現預金についても、3.2か月分、これは一般企業でなかなかそんなに現金用意できないけれども、しっかり流れを見て回ると。それから、各種のその積立て、施設に対する積立金もきっちりと積立てをしている。非常に銀行員から見ても文句のつけどころがないぐらいの財務内容になっている。ということはどういうことかということ、1,750万円要らないのではないかと。ただ、社会福祉協議会を私はむげにするとか、そういう意味ではないの。非常に大事な組織なのだけれども、彼ら経営手腕というか、事業の展開の仕方というか、かなり優れていると思う。だから、町から切り離しても十分に多分やっていかれる組織ではないかなと私は実は思っているのだ。ただ、そうかといっても福祉等の要因でもあるわけなので、勝手にどうぞというわけにはいかないけれども、さっき課長が言われるように、年度、年度で決算説明を受けるわけですから、その中で、では今年は補助金をどうするかとか、そういったものを年度、年度で私は話し合っただけで決めたほうがいいと思う。これは本当冗談なく、変な言い方ですよ。彼らにしてみればお金が入ってきたほうが

いいけれども、1,750万円ぽっちをやらなくても絶対これ多分黒字確保できます。そこがやっぱりすごい。本当にご尽力されている職員の皆さん等、本当に敬意を表したいぐらいの組織ですので、この辺。けちれとか、そういう意味ではないけれども、今言ったようにきちんと相手の財務内容、1,750万円というのは一般企業であれば出資金、いわゆる投資と同じなのです。その投資先がきちんとそれを運用してくれてリターンがあるのかないのかと、こういうふう考えたときに、投資先である社会福祉協議会の財務内容をしっかりと把握して、町は、では今年度、あるいは幾ら出すのが妥当なのかと、こういうことを年度、年度で話し合っただけで私に決めてもらいたいというふうに思います。これについてはいかがですか。

保健福祉課長（田中國明君） 今ほどの小野澤委員の質疑であります。実は昨年の財政援助団体監査のときに、私も実際に社会福祉協議会の財務内容について、私は複式簿記まで正確に学んでいませんのであれですけども、少し私も私なりに社協というのはどうあるべきなのか、社協の今の現状というのはどうなのかというような視点で実は見させていただきました。私現職1年目ですので、内容がさっぱり、あんまり分からなかったのですが、その中から見えてきた状況としましては、令和4年3月31日現在において現金預金が約5,800万円あります、社協としては。そのほかに未収金ということでそこに4,000万円程度未収金が入ってくるという状況で、現金換算でいうと恐らく9,000万円以上あったのだろうという形は確かに見えました。それから、そのほか町でいう財調、それに値するような基金としましては、事業推進運営積立金、これが約650万円、それから事業運営安定積立金、これが約2,060万円、それから固定資産取得積立金ということで、これが約4,900万円、これらそれぞれ見ていきますと、1億4,000万円程度の財産があるのかなというふうには私も確かに見させていただいていた部分がございます。そんなことから、町の財政調整基金、あるいは減債基金等に該当するような積立金というものがそのような形なので実際に見えてきたものですから、1,800万円ということで補助金申請は上がってきたのですが、町も少し今財政的に、今後の財政需要を控えた中で厳しい部分もあるので、社協とぜひ町も協力をしてやっていきたいのだというお願いをさせていただいて、再度、補助金の交付申請は1,800万円が上がってきたのですが、見直していただいたという経緯がございます。ですので、私としましては、出すのが嫌だとかそういうことではなくて、少しその辺のところもお互い協調し合いながら町の福祉の向上に努められればということでもありますので、今ほど小野澤委員が発言されたことについても十分留意をして今後も当たっていければなというふうを考えて

いるところでございます。

2番（小野澤健一君） ありがとうございます。では、そういうことで。決して切り捨てろとか、そういう意味ではないので。きちんと適正に支援するところは支援をし、逆に相手から、役場は苦しいのだから支援してではないけれども、それをお互い持ちつ持たれつの関係でやってください。

それから、今までそういう決算の内容について誰がしっかりと把握していたかというのものだから、今課長がそういう形でこの財務についてしっかりと検証しているわけだ。この流れというのはずっと今度引き継いでいってもらいたい。今後ね。そうでないとまたいいかげんになってしまうというふうに思いますので、そこをしっかりとやってください。

それから、もう一つ、今度話が変わって心起園の、74ページ。レジオネラ菌の発生からボイラーの故障まで、年度末にかけて様々なのがありました。私が危惧しているのは、今後こういった心起園を含めていろんな設備について更新している中において、今回のボイラーの件については、例えば我々一般個人住宅だと給湯器が壊れると半年も部品が入ってこないで直せないとか、そういう形でいろいろ世界の供給網が崩れた関係でなかなか思うに任せないというのがあるわけだけれども、今回の心起園のボイラーというのはそういう流れの中であったのか、そもそも例えば製造年月日が古くて、部品的にもう在庫が全国探さないと見つからなかったとか、その辺の状況を教えてもらいたい。というのは、今後、老朽化したものは必ず修繕をしなければ駄目になってくる、そのときに部品がないということになれば修繕したくてもできないわけですから、今回も課長は一生懸命やってくれたのだろうけれども、あれだけ長期にわたって休みになって、あそこを頼りにしていた人たちはただ難儀をした状況があるものですから、今後そういったものは極力回避をしていかないといけないというふうに思う、そういう考えからの質問なのです。それについてお聞かせください。

保健福祉課長（田中國明君） 年明け早々レジオネラ属菌に、それから今ほど言われたボイラーの故障で町民の皆様方にご迷惑をおかけしまして、大変申し訳なかったなと思っているところであります。それで、ボイラーの関係であります。今現在使っているボイラーは6年目になります。ボイラーについて、今使っているボイラーというのは、もともと心起園の浴槽に対しては従来ついていたものよりもちょっと小さめのものがついているということで、割と負担をかけながらの運転というような状況であったということは事実でございます。そういう中で、今回故障した部分

についてはボイラーの基板部分が壊れたということでございまして、それでほかで使っていた基板を持ってきて入れてみたのですが、そういう中で互換性が実はなかったというようなことで、やっぱりそのボイラーの基板が必要だということになりまして、そこからまた取り寄せるのに、今こういう時代ですから、なかなか入ってこないというような状況がございました。それで、今回は基板だけ直させていただいて対応をさせていただいたところではありますが、場合によっては一応町のほうの方針としましては令和16年度まで今の心起園は使っていきたいということから考えますと、一度どこかでボイラーも入替えをしなければならないときが来るかなというふうなことで想定はしているところでもありますので、今回のボイラーの故障でこれだけ時間がかかった部分についてはそのような状況があったということでご理解いただければと思います。

去年、社協の1,800万円で予算は上がっていきまして、そのときそんなに減らしても大丈夫なのかということで確認したら、社協のほうは大丈夫だということで伺ってはいたのですが、その後やはり今ここにもあります相談員、相談支援事業の部分がどうしてももう、相談というのは昼間だけではなくて夜、夜中に相談が来たり、みんなで電話を持ってその相談対応に当たっているということで、とても相談件数が増えているので2人から3人に増やしてほしいということで、去年の令和4年度の年度途中で補正で社協に相談員もプラスということで上げたと思うのです。それで、やっぱりこの1,800万円ではもうやっていけないということを聞いていまして、でも財務指標上は問題ないということなのですが、実はどうしてそんな、財務指標大丈夫だというのだけれども、本当に内容はどうかと聞いたときに、人件費をもう最低限据え置いてやっている。これは社協の経営のやり方なのでしょうけれども、やっぱりスタッフとしては本当はもうちょっとお給料もらいたいけれども、最低の人件費でやっているというふうな内情であるというふうに伺いまして、ここでまたどんどん削られてしまうと人件費もまた増やされることなく据え置かれてしまうのかなと私は危惧しております。今回、令和4年度で相談支援の分は増えたとしても、少しずつ財務状況がよいからといっても企業努力でそういうふうになっているという可能性もありますので、やはりこれは毎年のことなのですが、よく相談してもらいながら、よく相談したのでしょうけれども、実際ここで聞く話と現場に聞く話と私はどうも違ってきている思いがありまして、よく中身を見ていただけたらなと心配しております。その辺の相談の内容としては、もうちょっとお聞かせいただけたら、お願いします。

保健福祉課長（田中國明君） まず1点目、社会福祉協議会の補助金、この1,750万円につきましては、これはあくまでも法人運営部門に関わる人件費5名分の内容になります。

それから、先ほど中野委員がおっしゃられました3目についております相談支援、これは町からの委託になります。ですので、ここは100%お出しするという事で、補助金と委託ということで、それは違うということをまず1点お願いしたいと思えます。

それで、具体的にどういう話をしたのだというようなことをもう少し詳細にお聞かせいただきたいというご質疑だと思のですが、実際に社協のほうにお邪魔をさせていただきまして、今言うその財務状況から見ると、少し町の会計で見たときに町の財調よりもいっぱいあるという現実があるわけです。そういう中で、何とかこれらの基金を活用しながら社協としても対応をしていただけないでしょうかというお話をさせていただいたところ、それは可能なのですというお話を聞いているところでございます。ですので、そういうことから町としても少し、その辺を少しずつでも見直していかなければならないと考えているのだらうというふうなことで、それは確かに中野委員が言われるそういう側面も恐らくあるのだとは思いますが、そういう中でお互い、私のほうからこの予算をもっと削れとか、もっと何とかしろという話では言っていないのです。何とか社協のほうの実情を見た中において社協のほうでできる部分ご協力いただけないでしょうかということでお願いに上がって、結果的に社協から出てきたものが、では今回私たちのほうも少し見直しましたと、その結果、では1,750万円というふうなことでいただいているところでございますので、一方的に町からこれではいっぱいだから駄目だとか、そういうふうな話ではなく、お互いにそういう事実に基づいた話の中でのことでありますので、何とかご理解いただきたいと思えます。

4番（藤田直一君） 私、心起園の件について1つお願いもありまして、今回ボイラーは小野澤委員言われるように対応していただきまして、本当にありがとうございました。それと同時に、1時間延長もしていただきまして、川船は老人センター時間延長、入浴部分していただき、本当にありがとうございました。私前にも質問をした経過があって、お願いもした経過があるのですが、ボイラーは今後、これから令和16年まで心起園で使われるということですから、その中でボイラーもいずれかの年には新規にしなければならないというお話聞いています。早めにしていただきたいと思えますが。要はトイレなのです。私前にもお願いしているのですが、トイ

レが実は、水洗は水洗なのです。和式水洗なので、一段高くなってまたぐという中で、実はあそこに私も入浴する、好きな人間ですから行くのですけれども、高齢者の皆さんで足の悪い人、それから腰の悪い人、結構おられるのです。だから、そういう人たちはぜひ洋式、座るものに替えてくれないかというお話がもう3年ほど前から出ていまして、私もそれお願いはしているのですが、なかなか前向きなご検討はいただけない。ですから、これを機会に、もし修繕が今後いろんな形で令和16年まで延命をする中で、早い時期にぜひ洋式トイレに何とか替えていただきたい。それは男女の2か所。金額なんてそんなにかからないと思うのです。その辺は早めに検討していただければと思います。

保健福祉課長（田中國明君） まず、今回の心起園の問題等、また藤田委員のほうからいろいろとご協力いただきまして、ありがとうございました。

今ほどの心起園のトイレの関係なのですが、私たしかあ那时候、1つだけだったのでしょうか、洋式になっているのが。全部和式ではなかったと。

4番（藤田直一君） 脱衣場。脱衣場は水洗だけれども、和式水洗。

保健福祉課長（田中國明君） 脱衣場。

4番（藤田直一君） 脱衣場。着替えるところ。

保健福祉課長（田中國明君） そのトイレということ。

4番（藤田直一君） そう。それは男女とも。

保健福祉課長（田中國明君） その辺のことについては、今藤田委員のほうからそう言われて、3年も前からというふうなお話でしたが、私の耳にはその辺のところはちょっと来ていなかったもので、少しまた検討させていただきたいと思えますし、最悪できれば今のまま現状していくので、今あるのかどうかあれですけれども、例えば和式のトイレの上に乗っけるポータブル的なトイレ等でも対応できるのかどうか、もしそういうのであれば。

4番（藤田直一君） まあ現場を見てください。

保健福祉課長（田中國明君） さほど時間をかけず、お金をかけず対応ができるのかなんていうふうに今思っているところでもありますので、すみません、またちょっと検討させてください。

3番（品田政敏君） 保健福祉課長、魅力ある老人クラブの活動費32万円、今回捻出させていただいたということではありますが、本当にありがとうございます。でも、これ全体の老人会に当てはまるとどうなのでしょう。老人会、私も所属しています上野の高砂会も含めまして、上の組織を脱退したいとか、かなり苦心しております。そ



んな中で、32万円というのが、かなりの捻出だというふうには思っておりますが、もう少し各団体に、個々の団体に数万円というような金額を配られるような金額に何とかならないのかと思っておりますので、その辺をもう一つ検討ができないか、もうちょっと値上げというのができないかというのをお願いしたいのですが。

保健福祉課長（田中國明君） 今ほどの品田委員のご質疑であります。まず今回32万円といたしますのは、老人クラブ連合会に対する活動負担金ということでございますので、各単位老人クラブへのものではございません。各単位老人クラブにつきましては、その下に老人クラブ補助金ということで165万2,000円の予算がついておるかと思っておりますが、ここで各単位老人クラブ、1単位クラブ当たり、例えば今ほど品田委員が言われました上野の老人クラブであれば4万円の補助金が出ているということでございますので、よろしく申し上げます。

3番（品田政敏君） では、心起園の、これもお願いなのです。先般の全協のときにもお聞きしました。最近は受益者負担ということがありまして、年間使用料、1,000円というのをここまた1年続けてくれるのだということでしたので、ぜひ1年と言わず2年というようなのでまた検討していただきたいという要望であります。

保健福祉課長（田中國明君） 令和16年度まで修繕の手を入れながら維持をしていきたい、その際に今現在の利用者からのアンケートの結果から、これはアンケートで答えていただいたのは118名の方からアンケートを答えていただいたわけでございますが、その中で、最大5,000円程度までだったら引き上げてもいいだろうと、そういうご意見をいただいているという話を全協のときに申し上げさせていただいたかと思っております。それで、議会のほうで議論をいただいて、やはり1,000円というのはどう考えても今の現状に合わせれば安いだろうということで、値上げすることはやぶさかではないというふうに私受けております。そういう中で、令和5年度は、突然本体は上げられませんので、令和6年度からは少し値上げをした形で対応を考えております。その条例改正等につきましては、次、令和5年度に入ってからになりますが、その辺のところについては議会の総体的なご意見を踏まえた中で私のほうは対応していきたいと考えておりますので、よろしくお願いたします。

8番（今井幸代君） 今ほどの品田委員の質疑の中で、おおよその考え方、聞こうと思っていたので、今回は支援、大きな形で予算計上されているので、前回の決算も含めてどういった考え方で現状維持という形になったのかという背景的な部分を聞きたかったのです。実際に利用者の方のアンケートの声もそうですけれども、それに加えて今の急激な物価高という状況もありますので、そういった部分も十分加味し

ながら、この1年の中で新たな利用料金の設定はされていくのだろうというふうに思いますので、いずれにせよ執行側の提案は上げていくというような提案になるのかと思いますので、利用者の方の意見の聴取であったりとか周知というところは丁寧に行わなければいけないのだろうと思いますので、よろしくお願いします。

伺いたい質問なのですけれども、放課後デイ等で利用者の方が増えてきているということなのですけれども、特別支援学校や各学校の支援級に通っておられるお子さんたちなのだろうというふうに思うのですけれども、この23人の内訳の中で例えば知的のお子さんたちが何人程度とか、当町のほうで何人程度とか、そういった内訳が分かれば教えていただきたいなというふうに思います。それが1点と。

あと、実質、すみません、私勉強不足で申し訳ないのですけれども、障がい者福祉のところのどの予算の項目に入ってくるのか分からないのですけれども、生活用品の給付の事業があると思います。

障がい者福祉のところの予算に入ってくると思うのですけれども、予算に町内の利用者の方から生活用品の対象備品が、カタログがあるそうなのです。こういったものが、県のほうのそういった団体が準備しているカタログがあって、それでそのカタログを持って、ああ、対象備品になるのだなと思って町のほうに確認をしたら、それはうちの町はなりませんということだったということで、これも各自治体で基本的には選定、どれが対象になるのかというものを決定ができるのですけれども、恐らく民間だし、長岡とか規模の大きい自治体であれば対象者、対象からの障がい者の方たちがやっぱり一定程度いらっちゃって、そういった方たちが会、団体であったりとかつくる中で自治体に要望していったりとか声を届けていくというふうなところがやられるのだけれども、どうしても規模が小さいとそういった要望というか、声が届きにくいというのが規模の小さい自治体の現状なのだろうというふうに思います。実際に聞いた話は、読み上げ式の血圧計という部分がカタログに対象備品という形で出ていたのだけれども、問合せしたらなかったと。ぜひそういった近隣の状況も捉まえながら、そういった障がい者の方々の生活支援、生活が向上するようなものに関してはそういった備品の選定の見直しといたしまししょうか、そういったのはしっかり都度やっていただきたいなというふうに思います。なかなかどうしても、繰り返しになりますけれども、規模が小さい自治体はそういった方々の声が届きにくい部分もありますので、そういった方々もいろんな部分で情報提供はしていると思うのですが、そういったところをぜひ検討していただきたいなと思います。備品の見直し等、ぜひそういった部分もそういった意味で求めたいと思いますが、

いかがでしょうか。

保健福祉課長（田中國明君） 1点目の心起園の部分につきましては、その利用料については確かに今のところから物価高においてということもございますが、実際に老人憩いの家の国のほうで示している運営上では無料で使わせると、ただし実費相当分は徴収して差し支えないのだという、そのことに鑑みて1,000円ということ、それから1回100円ということ今利用料をお願いしているところなのでありますが、そういう中で利用されている方はもう少しお金払ってでもいいのだという声も確かにあります。そのようなことから、町としてそこにかかる経費としましては、年間1,800万円超の予算を割いているわけでありまして、そこに入ってくる歳入としましては40万円程度ということだと思いますと、実費にもなっていない部分もあるのかなと。そういうようなこと等も全てのみ込んだ上で、できれば令和5年度は据置きをさせていただいて、令和5年度ある程度の期間をかけてその辺の理解を上げるような形で執り進めていきたいなというふうなことで考えているところでもあります。

それから、2点目の障がい者の日常生活用具の給付の品目についてであります。これについては実施要綱というものが町にあると思います。その中で対象品目というものを定めているものでございまして、今ほどの言われた部分については圧倒的に令和4年度だったら視覚障がいの方、田上町でいうと今どの程度いるのかあれですけれども、今言われたような部分も含めて年に何回か恐らくそういう問合せは来ていると思いますので、また対象品目、ほかの他市町村等を比較してみて、どのように今うちの状況になっているかというのを確認した中で少し検討させていただきたいと思います。

それから、放課後等デイサービスセンターの利用者であります。実は加茂市のほうに19名、それから三条市のほうに3名、それから新潟市秋葉区のほうに1名ということで今23名というような状況になってございまして、その障がいのほうの状況の関係であります。恐らく知的障がいの方が大半ではないかなというふうな思うのです。

8番（今井幸代君） 発達障がいのこと。

保健福祉課長（田中國明君） ここについては細かい数字のところまでは把握はしておりませんので、すみません、では正確にちょっと今分からないということなので、少し調べさせていただいて、後ほどお答えさせていただいてもよろしいでしょうか。

12番（池井 豊君） 昨日、総務課から、これは町内施設電気料一覧表というのが配られたのだけれども、こういうのって共有している。

保健福祉課長（田中國明君） それを出すというのは聞いていましたが、資料としては。

12番（池井 豊君） 聞いていないのですか。

（何事か声あり）

12番（池井 豊君） 実はこれ出されていて、電気料が心起園と老人福祉センターで比べるとなぜか心起園のほうが2倍ぐらいになっているのです。ガス料金も出ていて、老人福祉センターは多分ガス給湯で、心起園は灯油ボイラーだと思うのですけれども、そこら辺を見るとやっぱり心起園のほうがちょっとお金がかかっているみたい。光熱水費でちょっとお金がいっぱいかかっているかなというような、今比較して見ているのですが、総務課に昨日依頼したのは太陽光を含めたりしながら、また施設のLED化もちゃんと計画的にやって、町のこういう電気代なんか、燃料費が高くなっているの、その計画をつくれというような話をしていたのですけれども、ぜひ保健福祉課のほうでも心起園のボイラー更新みたいなときになったらガス給湯のほうがいのかとか、それから照明を替えるときもLED化して燃料費、光熱水費削減のそういう計画をつくっていただきたいと思います。これも後で見てもらいたいのですけれども、こういうので比較すると何となく、何がどうなのかなって細かいところまで今日聞きませんけれども、ぜひ比較して、何が原因で心起園のほうで電気代かかっているのかなとか、ぜひそういう検討をしていただきたいと思います。要請です。

保健福祉課長（田中國明君） ありがとうございます。池井委員の触れられたことについて承知をいたしました。

それで、心起園のほうが灯油代が高いということですが、先ほどちょっと聞きましたら、心起園の隣にある康養園、デイサービスセンターの分が心起園のところに含まれていて、それで歳入で社協のほうから、指定管理に委託をしていますから、それにかかった電気料は歳入として町で受けているというようなことで。その分があるので、心起園のほうでそんなような状況であるということでもありますので、よろしくをお願いします。

委員長（熊倉正治君） ほかに。ありませんか。

（なしの声あり）

委員長（熊倉正治君） では、一旦ここで休憩します。

午前10時00分 休憩

---

午前10時14分 再開

委員長（熊倉正治君） それでは、会議を再開したいと思います。

3款のほう先ほどの議論で終了ということにしたいと思いますが、いいですね。

（異議なしの声あり）

委員長（熊倉正治君） では、4款衛生費のほうに入りたいと思います。

説明をお願いいたします。

保健福祉課長（田中國明君） それでは、予算書の82ページをお願いしたいと思います。

4款1項1目保健衛生総務費の関係になります。令和5年度の予算額といたしましては1億6,611万5,000円、令和4年度と比較いたしますと1,748万9,000円の増額となっております。この1目につきましては、保健係8名分の人件費ほか、母子健診及び母子保健事業に必要な経費が主なものでございます。それで、その増額となりました要因であります。人事異動に伴います職員の入れ替わりによります職員人件費が361万6,000円の増額。それから、国の施策によります出産・子育て応援交付金事業を令和5年度において新規計上したことによります増額、これが514万5,000円でございます。

それから、総合保健福祉センター光熱水費、電気、ガスの関係になりますが、ここが349万2,000円の増額のほか、三条地域水道用水供給企業団出資金、ここが600万2,000円の増額となっております。それが今ご説明をさせていただいた内容で1,748万9,000円等の増になっているという状況でございます。

それでは、内容について説明をさせていただきますが、まず83ページをお願いしたいと思います。7節の報償費のところ、真ん中辺りになります。説明欄、臨床心理士勤務報償ということで16万9,000円ついております。これは一番最初に説明をさせていただきましたが、近年、育児不安などを抱える保護者が多い現状に鑑みまして、1歳半、それから3歳児健診時に臨床心理士の方を導入いたしまして、子どもの行動面、それから心理面に伴う専門的で分かりやすい指導を行っていただくことで、対象児の成長を促すことに寄与するとともに、保護者の関わり方の理解を深め、安定した子育てにつなげていきたいというような思いから、今回新規でお願いをしたいということでございます。

それから、1ページはぐっていただきまして、84ページを御覧いただきたいと思っております。84ページの一番下のところになります。子ども医療費助成事業ということで2,802万9,000円ということで、ここにつきましては入院の35万円分を含めた内容で予算を計上させていただいているということでございます。

それから、85ページの一番下になりますが、今ほども説明申し上げました出産・

子育て応援交付金事業ということで514万5,000円、皆増ということでございまして、そこに関しては50人分の計上をさせていただきました。本当はもう少し、60人、70人というふうなことでいきたいのですが、令和5年度については50名分を計上させていただきます。

それから、1ページおめくりいただきまして、86ページでございます。不妊治療助成事業ということで25万円、これ新規に計上をさせていただきました。今まで特定不妊治療費の助成はやっておったのですけれども、今回は不妊治療助成ということで、特定と一般の両方を対象にしたような形で対応をさせていただきたいということで、一番最初に説明しました、本日配付させていただいております新規事業の裏面にこの助成事業はということで書いてございまして、助成額としましては1回の申請における助成額の上限ということで、一般不妊治療費は2万円、それから不妊治療費は4万円を補助していきたいという内容でございます。子どもを産みたいと願う皆様方の思いに少しでも応えていきたいということでございます。

それから、87ページのほうをお願いしたいと思いますが、総合保健福祉センター管理費の関係で、これについては例年どおりなのでありますが、ここ実は説明欄の下のほうに光熱水費ということで913万2,000円ということでのっています。電気代、それからガス代が非常にかかっているということで、電気代につきましては225万3,000円の増額、ガス代につきましては126万9,000円の増額というような状況でございます。

それで、1ページおはぐりいただきまして、88ページ、23節投資及び出資金の関係でございます。三条地域水道用水企業団出資金ということで、1,565万7,000円でございます。これにつきましては、平成29年度に2系の調整池などを造る計画をしておったということなのでありますが、昨今の物価上昇や設計変更によりまして、当初計画額43億7,970万円から19億1,520万円増額の62億9,490万円に変更となったということで、それに伴いまして令和5年度以降の計画額も当初計画から19億6,710万円の増額ということであります。そのようなことから、田上町の出資分も、出資割合は変わらないのですが、出資金の額がそのような形で増えるということでございます。

それから、27節繰入金、国民健康保険特別会計繰入金の関係であります。これにつきましては先ほど3款で説明させていただきました保険税軽減分以外の繰入れということでございまして、これにつきましては事務費繰入金の減ということで、ここは僅かに減額となっておりますという状況でございます。

それから、2目の予防費の関係になりますが、予防費については町民の健康づくり、それから各種検診の委託料が経費の主なものでございます。令和5年度の予算額といたしましては5,583万1,000円、令和5年度と比較いたしますと148万1,000円の減額となっております。その減額の要因であります、個別接種委託料及び健康診査委託料を受診の実績に基づきまして増減整理をさせていただいた結果でございます。予算につきましては、特に新規事業もなく、例年どおりの予算となっております。

それで、1点だけ報告をさせていただきたいのでございますが、例年ですと5月と7月に田上町コミュニティセンターにおいて胃がん検診、それから特定健診を合わせて2日、2日で4日間実施しておりましたが、昨今の気候変動等もありますし、少しコミュニティセンターでは検診の動線もうまくないというようなことで、安心して安全な検診体制の整備ということで、令和5年度より町の保健福祉センターのほうで検診を実施させていただきたいと考えておりますので、よろしくご理解のほどお願いしたいと思います。

ここで一旦説明のほう代わります。

町民課長（本間秀之君） 引き続きまして、予算書の93ページ、4款1項3目環境衛生費でございます。予算額といたしましては、2億5,904万6,000円、令和4年度と比較いたしますと392万1,000円の減ということになっておりまして、こちらのほうの主な内容といたしましては、合併処理浄化槽の設置に伴う補助金の支給、それからごみの収集やし尿の汲取りなどの委託料などに関する経費が主なものでございます。その中で、まず最も大きな金額のものというのが、94ページのほうにお願いしたいのですけれども、18節負担金及び交付金の加茂市・田上町消防衛生組合に対する負担金ということで、2億1,204万8,000円ということになっておりますので、よろしく申し上げます。

それでは、またちょっと戻っていただきまして、93ページの説明欄のほう申し上げます。まず、一番最初に合併処理浄化槽補助事業でございます。552万9,000円ということで、こちら前年度同額を計上させていただいております。内容といたしましては、国庫補助分といたしまして5人槽が5基分、それから6から7人槽も同じく5基分、単独補助分といたしまして5人槽が7基分、それから6から7人槽に関しまして10基分ということで計上させていただいておりますので、よろしく申し上げます。

次の環境衛生事業でございます。環境衛生事業に関しまして、主な増減のあった

ものといたしましては、先ほどの加茂市・田上町消防衛生保育組合の負担金というのが一番大きな増減があったものでございまして、令和4年度と比較いたしまして433万1,000円の減ということになっております。こちらの減額となった理由といたしましては、令和4年度、組合事務局のほうにおきまして清掃センターの修繕について、今まで炉が壊れたら修繕をするという緊急修繕的なことをやっていたのですけれども、そちらはある程度終わったというか、そういう対応から計画的に、要は壊れる前に修繕をするというような体制に持っていくことで炉の緊急停止が少なくなったということで、令和3年度まであったものはいわゆる清掃センターの裏に焼却し切れないごみを野積みにしておりましたけれども、そちらのほうは令和4年度に関しましては一度も実施せずに済みました。その結果、野積みの処理委託料が不要になったということで、その分が丸々減額になっております。また、清掃センターの、今実施しておりますけれども、用地選定に係る業者委託、こちらが令和4年度で終了するというので、こちらのほうの委託料に関しましても皆減ということになっておりますので、よろしく申し上げます。

ちなみになのでありますけれども、計画修繕の中で、清掃センターのほうでは徹底的に点検をいたしまして、外部からの空気が入らないような焼却炉のほうにということをした結果だと思われまして、令和4年度のダイオキシン類の検査に関しましては、基準値が5ナノグラムということですので、1号炉のほうで3ナノグラム、それから2号炉では0.25ナノグラムということで、2号炉のほうに関しましてはかなり優秀な成績だったというようなことで一発でクリアさせていただいたということでございまして、よろしく申し上げます。

続きまして、94ページの一番下のほうになります保健生活推進対策費でございます。こちらに関しましては、消費者行政に関しての講師謝礼、それから啓発のパンフレットの印刷経費等が主なものでございまして、予算額として52万5,000円を計上しております。令和4年度との比較で333万円の減額ということになってございまして、こちらのほうの主な要因といたしましては、令和4年度で人権教育推進計画の策定が完了したことに伴いまして、委員の報酬、それから業者への委託料などの関連する経費が皆減になったものでございまして、令和5年度に関しましては完成した計画を印刷するための経費として用紙代等を消耗品として計上しております。

説明は終わります。

保健福祉課長（田中國明君） それでは、95ページ一番下のところになりますが、バツ目が2つございます。1つは新型コロナウイルス対策費ということで、これは国の



交付金を活用して対応してきた事業であります。令和5年度当初で予算が計上されていないということで、ここもゼロ。それから、その下、新型コロナウイルスワクチン接種対策費の関係であります。国のほうから3月9日によろやくいろいろ令和5年度の接種の関係が来ておまして、今うちのほうで鋭意積算をしている最中でありますので、よろしくお願いをしたいと思います。令和5年度の当初としてはバツ目というか、ゼロということでバツ目という状況になっておりますので、よろしくお願いをいたします。

以上で説明のほうを終わらせていただきます。

委員長（熊倉正治君） では、4款説明が終わりました。質疑に入ります。ご質疑のある方。

14番（高橋秀昌君） まず不妊治療についてですが、これは国のほうの支援があって県の事業化すればということだと思っておりますが、40歳未満の人は6回まで1回につき30万円、それから40歳を超えると40歳以上の方は30万円を3回までということなのですが、新規に取られた田上町はそのほかに町で単独事業として、つまり町の一般財源を全て使って支援しようということでしょうか。それを一つ伺って、それから先ほど2万円と4万円って説明したけれども、これについて。ちょっと具体的に分からない。もう一回言ってくれる。先ほどの不妊治療事業としての25万円の具体的な中身についてももう一度説明をお願いしたい。

保健福祉課長（田中國明君） 令和4年4月1日から保険適用になったことに伴いまして、それら国、県の支援がなくなりました。令和5年度からなくなるのです。その関係で、今回新たに一般財源を使って、子どもを持ちたいと願う親御さんたちの後押しを町としても多少でもしてきたいという考え方でございます。

それから、制度の内容ですが、先ほど言いましたように一般不妊治療、例えばタイミング法とか人工授精などを行った場合はその年度内において2万円の助成を1回、これ1年度につき1回の助成になりますが、2万円を。不妊治療費のこの裏に書いてあるのですが、1年度につき1回2万円を助成していきたい。それから、特定不妊治療費、ここについては体外授精であるとか顕微授精なんかという方法があるのだそうなのですが、そこについては多少お金かかるということで、そこについては4万円の助成をしていきたいということでございますので、よろしくお願いをいたします。

14番（高橋秀昌君） そうすると、これまでは、不妊治療って1回では終わらないわけですね。何回も何回もやって、負担が100万円を超えるというのがざらにあると聞いていますが、1つは国の支援が令和5年からは保険適用となって3割負担でい

くということですが、田上町はどうであれ1回だけしか出さないということなのですね。不妊治療って何回もやらなければ駄目だ。それは1回しか出さないということなのですか。

保健福祉課長（田中國明君） 一応町のほうとしては、年間のその上限額、今高橋委員が言われるように、例えばタイミング法とか人工授精なんかですと何回か年間やられるかと思うのですけれども、それらをやられた後で最終的にかかった、その自己負担をしていただいてかかった経費がありますので、それに対するその2分の1を助成していきたい、その上限が例えば一般不妊治療であれば2万円というところで対応させていただきたいというような。

14番（高橋秀昌君） 極めて不十分ではありますが、新規で町独自にやったことについては一定評価をしていきたいと思います。

8番（今井幸代君） 関連して不妊治療助成ということで、本当に国が保険適用を認めたことによって不妊治療に一歩足を踏み出すご夫婦の方というのは本当に増えたなというふうに思います。私の周りでも今まで体外、特定不妊治療と言われるところに正直、思いはあっても手を出せなかった方々が手を出せるところに来たなというふうに感じています。町のほうでこういった形で助成事業をやっていただいたことは本当にありがたいなと思うのですけれども、やはり助成の金額ですとか、ほかの自治体の状況なんかを見ていけば、燕市は保険適用でそれこそ利用される方がより増えるだろうということも含めてだと思えるのですけれども、50万円を上限に全額補助するとか、それこそ聖籠は15万円を限度にして年齢や回数の制限は設けないとか、この不妊治療に対する利用される方も増えてきているのと、やはり実際に赤ちゃんが生まれるということで少子化の大きな対策というところに位置づけられるのだろうと思います。今回、令和5年度こういった形でまず一歩を踏み出していただいて、近隣の状況とか、それこそ本当に赤ちゃんが生まれるチャンスにつながるものだと思いますので、ここの部分を令和5年度でもまた鋭意検討して、ここの助成制度がより拡充されていくような部分もぜひ検討していただきたいなというふうに思います。高額療養費等も掛け合わせて使えるとは思えるのですけれども、それでも結構な負担にはなることは間違いないでしょうし、それこそ今高橋委員おっしゃられたように1回で決まるときもあれば、本当に何度も何度もチャレンジをするという方もいらっしゃいます。精神的にも身体的にも非常に大きな負荷がかかる取り組みになってくるので、せめてこういった経済的な支援で町がサポートできるような部分をぜひ拡充をしていけるように担当課として頑張っていただきたいなと思い

ます。

以上です。

保健福祉課長（田中國明君）　そういう視点で保健福祉課が予算要求、今回させていただいたのですが、先ほど高橋委員の言う、不十分ながら一定評価というありがたいお言葉もいただいております。そういう中で、今ほど今井委員の言われたような部分についてもしっかりと令和5年度の状況をまた注視した中で、どういうことができるか一生懸命もう一度また考えていきたい思っておりますので、よろしく願います。

14番（高橋秀昌君）　93ページの合併処理槽についてなのですが、私が間違えたのだけれども、国の補助分、単独分ということで、えっ、単独と思ったけれども、町単独ということで、田上町というのは下水道区域と、それに該当しない一般区域があるわけで、下水道区域は国の補助がないわけだ。環境省の補助がないので、その分該当しない、つまり下水道区域を外れたところについては国の補助を受ける、それ以外を町が単独でやろうということなのだというふうに理解したいのですが、そこで町単独については5人槽と6、7人槽でどれぐらい予定しているのか、あるいは10人槽というのは今回全く説明がなかったのだけれども、この点はどうなのか。10人なんかいないろか。床面積で決めるのだけれども。

町民課長（本間秀之君）　答弁まで全部高橋委員にしゃべられてしまったのですけれども、高橋委員のおっしゃるとおりで、まず国庫補助対象というのはいわゆる下水道、今でいいますと下水道認可エリア外、特に中央公共のエリア外ということになります。その中央公共のエリアの部分に関しましては国の補助の対象になりませんので、町で単独で補助を実施しているということになります。単独のエリアに関しましてですが、5人槽に関しましては一応7基分の予算を計上しております。それから、6から7人槽に関しましては10基分ということでしてありまして、10人槽の関係ですけれども、10人槽に関しては確かに数年に1回出るか出ないかだけなので、この6から7人槽の中で対応させていただくというようなことで考えておりますので、お願いいたします。

14番（高橋秀昌君）　実際に既に単独槽と言われるし尿だけの処理槽は製造していないわけで、新しく更新しようとするれば必ず合併槽になるのだけれども、私聞いていると結構単独槽が多いのです。言わば単独槽で故障がなければずっと使い続けられる側面があって。規制がないわけですので。しかしながら、私はこれから田上町が公共下水道をやるのだという道ではないわけですから、合併処理槽に替えることの重

要性を訴えることや、そういう単独槽の人が合併処理槽にしたときに町の助成についてもう少し検討していくとか、そういう政策的な見地が必要ではないかと思うので、ぜひ検討してください。検討しますという答えでいいです。

町民課長（本間秀之君） 一応単独槽からの転換に関しましてもこの補助金の中では対応はしております。ただ、積極的に周知とかという部分に関しましてはまだそんなしている部分ではございませんので、その辺に関しては検討させていただきたいと思います。

14番（高橋秀昌君） 昔いろんな議論したことがあるのですが、公共下水道と合併処理槽では数十年前、30年前頃の議論では、合併処理槽のほうが優れていないという論理が結構通ったのですが、今はもうそんなことはないです。もう非常に優れた合併処理槽で進んでいるということですので、環境をよくしようということになればぜひ町民課としてもやっぱり宣伝していく必要あると思うのです。申請があったからやりますだけでは駄目なのだ。大いに合併処理槽に転換していくことを進めていくということが大事だと思う。指摘しておきたいと思います。

それから、保健福祉課に言いたいだけけれども、新型コロナウイルス対策をゼロにしたのです。これは、国がやらないからやりませんというわけだよね。でも、現実には田上町は国が出した補助金を超えた数千万円もの予算を組んだわけでしょう。それを今回やらないということは、1つ考えられることは終息はしていないけれども、新型コロナはどんどん、どんどん患者少なくなっているではないかということなんでしょうか。私は、もしそうだとしたら今後、私が心配しているのはこのまま終息してくれればいいけれども、多分そうならないだろうと。必ずまた盛り上がるだろうと。現実には数は少ないものの死亡者は連日出ているわけですから、この点で一定の状況が生まれたら新型コロナ対策としても補正も含めて検討する必要があると私は考えるのです。この点でのそちらの姿勢を聞きたいのです。やっぱり自分がその気にならなければ町長もその気にならない。ぜひ教えてください。

保健福祉課長（田中國明君） 私の立場になるのか、政策推進のほうになるのか。

14番（高橋秀昌君） 保健福祉課の立場でいい。

保健福祉課長（田中國明君） 私の立場でいいということであれば、やはりそれはしかるべき対応が必要なときには、今はそういう状況では、低減していますからないのかなというふうには考えてはおりますけれども、今後またどういうふうになっていくかわかりません。そういう中で、その状況を見守りながら、また総務課と協議しながら、必要な策をその検討しなければならないときには検討していきたいという

ふうにご考慮しております。

14番（高橋秀昌君） 私率直に言って、ずっと感染が減ったからやらないというのではないのではないかと、国がやらないから我がほうもやらないというのが主流ではないかと私は感じているのです。だって、予算編成するとき、11月からでしょう。その時点ではまだまだ一定程度あったわけですから、そういう点ではぜひ町長にも伝えてもらいたいだけけれども、こういう町自体が独自につくったものもやめてしまうというのは問題だということをお務課長にも町長にも強く言うておいてください。

以上です。

保健福祉課長（田中國明君） 今ほどの高橋委員のお言葉はしっかり伝えておきたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

12番（池井 豊君） 不妊治療が非常に見えないので、よく聞かせてください。

さっきから高橋委員100万円かかるだとか、今井委員が燕市は50万円上限でという話しているのですが、実際に今不妊治療で、ここでいえば、では一般と言われる人工授精などで治療した場合年間幾らぐらいかかっているとか、または特定不妊治療のほうでよく聞くのは体外受精というので年間幾らぐらいかかって、それに対しての補助額が今のところたったの2万円と4万円というふうにはしか見えないのだけれども、これで十分なのかということと。あと25万円の予算を上げているわけですが、過去の実績を見ると2名、6名、6名が一番多くて、この予算は一般は何人、特定を何人みたいな形で予算をつくっているのか、そこら辺のイメージを聞かせてください。

あと、2万円、4万円が十分なのか不十分なのかが分からないので、そこを分かるように伝えてください。ちょっとない情報を聞かせてください。

保健福祉課長（田中國明君） 大変申し訳ございません。それで、細かい積算をしてどれぐらいかかるかというような部分、これ一般的な話になるかと思いますが、ちょっとお話をさせていただきたいと思ひます。

例えば一般治療費で人工授精3回やられた方だとしますと、今まで令和3年度までは保険適用外なので12万1,000円程度かかるという見込みらしいのです。令和4年度でいきますと、保険適用になりまして、その3割分なので3万6,300円が自己負担になると。それで、助成額としましては3万6,300円の2分の1を上限にお支払いしますので、町の助成額としては1万8,150円を助成するというような状況になります。一般不妊治療の例でいきますとそういうふうな形になります。

それから、例えば特定不妊治療で体外受精をされた方でいきますと、令和3年度

治療総額でいうと、保険適用外でしたので、丸々23万円程度かかっていると。それで、令和4年度、今度保険適用になりましたから、保険適用で3割分といいますと6万9,000円本人がお支払いすると。大体その半分の3万4,500円を町としては助成をしていきたいというようなことであります。

あと、例えば顕微授精ですとか胚移植というような部分ですと、先ほど今井委員もおっしゃられましたが、高額療養費が今度該当してきますので、例としたら大体そのような形で考えています。

それで、最後、池井委員がおっしゃられましたその積算の内訳でございますが、田上町、令和5年度の予算25万円の内訳としましては特定不妊治療、3人掛ける助成額4万50円ということで12万150円、それから一般不妊治療6人分ということで助成額2万円の12万円ということで25万円の予算を計上させていただいたところがありますので、よろしく願いいたします。

2番（小野澤健一君） 私の聞き間違いかどうかなのですけれども、89ページの健康増進事業を説明する中で、町の検診を今までコミセンでやっていたものを今度は保健福祉センターでやると、こうおっしゃったのです。コミセンで今まで上野とか山田とか、地元をはじめかなりの人数が受けていたはずなのだ。それを何か追加でちらっと、いや、今度ここでしますと言われても、何でと。その理由というのは動線が悪いからということなのか。その動線というのはどういうことを。今まで長年ずっとやってきたわけだ。ただ、5月と7月ということで確かに暑くて、私も検診に行って汗たらたら流した、そういう記憶もあるのだけれども。そういったものを踏まえてなのか。暑いから、例えば要望でこっちのほうにしてくれとか、そういう話があったのか。そうではなくて、暑さとか、動線の悪さとか、そういうのが町側のほうとしてうまくないということでこちらに令和5年度から切り替えるようにしたのか。我々は、地元にとって結構あそこというのは行きやすい場所。いわゆる前面にあれだけの駐車場があって、年寄りも車で来てずっと検診ができる。ただ、こっちになると駐車場の確保ということを考えると非常に不便がある。こういったものについて対策とかそういうのを講じる予定があるのかどうなのか、それも含めて。それから、コミセンで受診している人たちのもし人数が分かればそれも教えてもらいたい。

以上です。

保健福祉課長（田中國明君） 安心・安全な受診環境の整備に努めたいということで、まずエアコンがない、夏の暑い盛りでもありますので、できれば空調設備の整った

ところで安心・安全に検診を受けていただきたいということがまず第一であります。それから、先ほどいろいろ実際現場のほうでやっています保健師のほうの意見としても、なかなか動線がうまくない部分もあるので、できれば保健センターのほうで、もともと保健センターはそういう目的で造った施設でありますので、そこを十分に活用していきたいというのが保健福祉課としての考え方でありますので、小野澤委員には大変申し訳ございませんが、そこは何とかご理解いただきたいという部分でございます。

それで、ちなみに令和4年度のコミュニティセンターの受診数であります。特定健診の地区割りでございますと、中店、上野、山田、湯川、中店嶋の方が対象になるということなのでありますが、その間で179名の方が特定健診を受けられていたということでもありますし、あと胃がん、大腸がんの検診であります。胃がんのほうは82名、それから大腸がんのほうは148名の方が受けられていらっしゃいます。それで、では今度保健センターのほうにその会場を持ってきたときに何かしらの対策ということではありますが、基本的には高齢者の方が自分で車で乗って来ていただいて止めていただくようなことになるかと思っておりますので、その辺はまた総務課等との協議はしたいとは思いますが、駐車場の確保についてはできるだけ保健センターの近いところに駐車場を確保するなり、そういった対策は保健福祉課のほうでも講じていきたいなというふうなことで考えておりますので、何とかご理解賜ればと思っております。

以上です。

2番(小野澤健一君) ご理解賜ればって、賜らざるを得ないのかもしれないけれども、今までやってきたものを突然変えるというのは、今までそこを使ってきた、利用してきた人たちから見ると非常に、えっ、何でという話なのだ。非常にやっぱり不都合が生じる。だから、今言ったように地理的に、いわゆる全面が駐車場で、本当に入り口の近くまで車で来れるという、そういう状況であるわけだから、ここはなかなかそうはいかないにしても、それに近い状況はつくってもらいたい。見ていると結構つえついで来たりとか、そういう方がいらっしゃる。逆に言えば、そんな中で冷房がないということも苛酷なのだ。私も汗たらたら流しながら、何か腹めくってぺたぺたするぐらい。そして、お年寄りの方も結構汗しみ出ている。そういう姿も見ているので、こっちのほうの冷房があるところに移るとするのはそれはそれでいいのだろうけれども、ただ今言った対象地域から今度かなり遠くなるわけだ。車の運転についてもやっぱりご高齢の方、どういう形で来るか分からない、相乗りで来

るかどうかわからないけれども、交通量があるところを通ってくる。したがって、その辺の配慮もしっかりとしてもらいたい。やると言ったのだから。私がやるなど言ってもやるのだろうか。だから、それについては5月、7月にやるのであれば、4月早々ぐらいにそういうものを案内で、今言ったように夏場の暑い中で皆さん大変だろうからこっちにするとか、駐車場もちゃんと確保しているので、今までのコミュニティセンターとそう変わりがないように建物の近くまで来れるのだとか、そういったものをやっぱり周知してもらいたい。それは私の立場もない。私今大事な時期だというのに、いや、今度場所変わりましたなんて言われても困る。その辺をしっかりと約束したほうがいいと思う。お願いします。

保健福祉課長（田中國明君） できる限りの対策を講じて、不都合がないように万全を期して検診の体制を築いていきたいと考えておりますので、よろしく申し上げます。

8番（今井幸代君） さっき忘れていたのですけれども、すみません、戻って不妊治療に。確かにさっき課長がおっしゃられたように人工授精だけとかであればその値段なのですけれども、基本的に採卵だったりとか、採卵に伴う局所麻酔だったりとか、付随するものがいろいろあるのです。そうなってくると、積み上がっていかかる医療費の部分がやはり高額になるケースも出てきます。高額療養費等は対象になるのだけれども、そういった部分も含めて町でやっている不育症助成は上限10万円。不育症は10万円なのに、こっちの不妊治療は特定と一般合わせて6万円になってくるわけです。ある意味、もうここの部分を包括的にやっていくことも含めてぜひ検討してもらいたいなと思います。不妊治療の中に不育症を含む形にして一定程度の助成をしていく。繰り返しになりますけれども、人工授精したりとか体外授精するには採卵しないとできないので。そういう付随する治療といいたいでしょうか、施術がいろいろあるということもご理解願いたいなというふうに思います。

次に、今回新規で子どもの成長・発達支援強化ということで、臨床心理士のほうが、これ頂いた資料を見ると健診のところで保護者の方々への対応等、指導等をしていただくということなのでしょうけれども、本当これすごくいいと思います。実際に専門家の方から、例えば同じことを伝えるにしてもやはり知見があって、そういった方々からより分かりやすく説明を受けると受け手側も理解も深まるということも考えられると思うので頑張ってくださいなと思うのですけれども、ぜひ健診だけではなくてこういった、恐らく健診時には一定程度園の様子であったりとかから少し気になる子の情報というのは内々に皆さんの中でお伝えをしているのだと思います。この健診1回で伝わり切れない部分も出てくると思うのです。保護者の



方もいろんな気持ちもありますし、自分たちの気持ちの整理といいたいでしょうか、考え方の整理をしていくところに時間も要するケースもあると思います。せつかくある臨床心理士の先生が関わってくださるので、包括支援センターの中でしっかりと臨床心理士の先生とコミュニケーションを取れる環境であったりとか、それこそ園や学校の中で相談が必要な場面で、学校だけではなくてこういった先生にも同席をお願いするケースですとか、そういった形で町の発達に関わる相談機関のお一人として活動していただけるぐらいにぜひ考えていただきたいなと思います。16万9,000円でそんなに金額を計上していないですけども、この予算内だけでしか活動できないという形ではなくて、そういった状況や場面に合わせてそういった方々の力を入れて包括的に子どもたちの育ちを支えていくという体制づくりをぜひ令和5年度頑張っていたいただきたいなと思いますので、よろしく願いいたします。

保健福祉課長（田中國明君） 1点目の不妊治療については、少しまたその令和5年度の状況なんかもしっかりと確認しながら、どういう体制が必要かという課題もまた見えてくるかと思しますので、それらを踏まえて、先ほど今井委員のほうが言われた不育症のほうとも併せたような形というのにも確かに一つあるのかなというふうには聞いていて思いましたので、少しまた研究をさせていただければと思います。

それから、2点目の臨床心理士の関係でございますが、これ実はうちの保健師長の肝煎りの事業でございます、その辺のところ、この場をお借りして保健師長のほうからもしあれであれば思いをちょっと話をさせていただいてもよろしいでしょうか。

保健師長（三本智子君） すみません、恐縮ではございますが、ではちょっと熱い思いを。

ここ近年の子育ては非常に厳しい状況に置かれていると感じています。核家族化だったり、人間関係の希薄化だったりして、なかなか地域でお母さんたち、お父さんたちが非常に不安を抱えながら、孤立をしながらした中で子育てをしているという、皆さん仕事も持っていますので、何か経済的にも時間的にも非常に余裕のない中で子育てをしているというふうに感じております。そんな中で、非常に不安感を抱えて子育てをするお母さんたち増えておりますし、あとは子育てについて、知らないと言ったらちょっと語弊があるかもしれないですけども、子どもについて知らない、自分が子どもを産むまで全然小さい子どもと接したことがないような親の世代になってきていますし、子育てについて知らない、子どもについて知らない、子どもの発達についてなかなか知らないという親御さんが増えてきております。そ

んな中で、小中学校の特別支援学級に在籍するお子さんなんかも増えてきていますし、就学前の幼稚園での発達行動面が気になるお子さんなんかもここ近年増えてきておりますので、そういったことを早い時期におうちの方に、その子どものことを理解する、どういった関わりが子どもの成長を促すのかというところを理解してもらおうという早い時期からの取り組みをしていきたいということで、この1歳半健診、3歳児健診での取り組みを今回新規で取り組むことにしました。実は臨床心理士の先生は今竹の友幼稚園で年中児の子育て相談会というのを実施しておりまして、そこにも従事して下さっている先生ですので、そうするとすごくつながりを持って子どもの成長、発達というのを私たちと一緒に見届けてくださる先生になっておりますので、この先生から私たちがふだん一緒に業務をしていく中で私たち自身の相談スキルアップも期待してこの事業に取り組んでいきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

7番（中野和美君） ありがとうございます。

私は2件質問がありまして、その臨床心理士のことも1つあります。臨床心理士、今回新規で16万9,000円という本当、1.6歳と3歳児、そして今お話しいただきました年中児の子育て相談会で活躍していただいているということなのですけれども、私は、この臨床心理士、もっと田上町で活用していただきたいと思っています。ぜひ今年度予算以上にまた来年度も期待したいと思います。よろしくお願いいたします。

もう一つ、これ予算書には実はないのですけれども、保健福祉課の項目で、保健師もいらっしゃるのをお尋ねしたいのですが、今生理の貧困と言われていまして、特に小学生なのですけれども、生理が始まっている子と始まっていない子とばらつきもあります。その中で、生理って特に10代のうちって突然始まるのです。女性ならみんな知っていると思うのですけれども、周期って一応あるのですけれども、2週間の子もいれば1か月半の子もいるように、突然なったりする。精神的な面も影響して突然なったりするので、そのときは生理用品を持ち合わせていない、お友達も持っていないってなると衣服を汚したりとかということも出てきます。保健室にあるのでしょうかけれども、なかなか保健室までもらいに行くことも難しい。特にネグレクトや貧困の場合は毎回保健室に生理用品をもらいに行くというのはとてもつらくて恥ずかしいことだというふうに捉えていることもあったりするそうなので、これは教育委員会にも関係することだと思うのですが、女子トイレの個室に、

特に小学生、準備できない。常に周りに準備もないでしょうし、準備できないことも多いと思いますし、初めてだとそれが生理なのか、それとも何かの病気で下血したのか分からないのです、本人も。ですから、学校で生理の教育もしていますけれども、その生理の教育の前後に生理になる子もいなければならない子もいるし、やはりそういう子のためにも、もしくはそういう生理の貧困ということを考えた場合におきましてトイレのナプキン設置はどうなのかなと。ほかの市町村では何か置いてあるところもあるそうなのですが、田上町ではどうだったのかというところをお聞きしたいのと、そんなところでしょうか、教えてください。

保健福祉課長（田中國明君） 1点目につきましては、昨年も少しその臨床心理士の方からご講演もいただいたりというような機会がございましたが、このような事業に取り組むのは令和5年度が初年度でありますので、しっかりその成果、効果なんかを評価しながら、来年度に向けたまたその取り組みについてはそういうことで考えていきたいと考えています。

2点目につきましては、保健師長のほうから答弁させていただきます。

保健師長（三本智子君） 今ほどの中野委員からの質疑であります。中学校とかにも、田上中学校の養護教諭の先生なんかにも確認をしたのですけれども、当然保健室には突然生理が来た子のために生理用品は用意をしているということでした。隣の加茂市の、ちょっとはっきり中学校なのか小学校なのか分からないのですけれども、トイレに実際生理用品を置いていたこともあるということでした。ただ、あっという間になくなってしまったということで、確かにそういう準備できなくて突然来たという子のためにトイレに置いておくというのも当然また必要なことかと思えますけれども、ただそういう年頃の女の子がきちんと自分の体をケアする、それから自分に必要なそういう生理用品をきちんと準備する、そういった年に合った衛生行動を身につけていくということも必要なことかというふうに個人的には考えますので、むやみにトイレに置いておくということが必ずしも全ていいことかどうかというのはまた今後検討も必要なのかなというふうに考えますので、また学校現場とも状況を確認していきながら検討していきたいと考えております。

7番（中野和美君） 大体の子は生理用品準備できると思うのですけれども、そんなふうに貧困に陥っている子の場合にはなかなか、ネグレクトで生理用品を用意してもらえなかったりということもあるみたいなので、その辺のことも考慮していただきまして、よろしくをお願いします。

3番（品田政敏君） 要望ということでお願いしたいと思います。

94ページ、生ごみ処理機購入補助金の件です。これ私去年使わせてもらいました。大変いいものだと思いますので、昨年度ももうこの補助金がなくなるのではないかなというふうに心配しておりましたけれども、また今回も同じ額で予算が計上されています。ただ、これも未達だったわけですね、令和4年度。だから、そういうふうな問題で、これは町民課も含めまして、問題はごみ焼却に関する分別以前に生ごみ処理をどういうふうに扱うか、これが一番大事な問題だと思います。それで、私も今使わせてもらいました、機械も。品名が「パリパリキュート」なんていって、夜中の間に私のところののをほぼ6時間でもう「パリパリキュート」になるというようなものですので、ぜひぜひ、このアピールが足りないのであると思います。もし駄目だったらもう議会だけ、議員だとか町の上位職の人たちとか率先して、これが未達にならないように努力してもらいたいと思います。

町民課長（本間秀之君） 生ごみ処理器の予算に関しまして執行額、確かに決算、令和3年度の実績におきましても未達になって、大分執行残が発生しておりました。執行残に関しまして、こちら今品田委員おっしゃったように予算としては単価の高い電動生ごみ処理器、こちらをメインに予算取りはしているのですが、実際補助金の申請になりますとコンポスト、そちらのほうの申請がかなり件数としては結構出ているような状況です。それで、あと令和4年度からなののですが、もうEMボカシの菌のほう、そちらの購入に関しまして補助を始めておりまして、こちら単価はかなり安いので補助はしていますけれども、金額的にはあまりっていないというような状況ではございます。

あと、周知の関係なのですが、一応「きずな」のほうで春先と、それから9月ぐらいに、年2回から3回は「きずな」のほうでは広報させていただいたところ、生ごみ処理器の補助を実施していますということでもさせていただいておりますし、その補助を広報すると件数が、そのときに問合せ等が入ってくるというような形でありますので、広報自身も効果を上げているのではないかなというふうに考えております。

以上です。

議長（小嶋謙一君） 94ページの12節の委託料ですが、再生資源回収については昨年よりも予算をちょっと上乘せしておりますけれども、し尿と、それからごみ収集委託料、これは昨年と同額なのですが、ガソリンを国のほうでも値上げというのは大分抑えているようですけれども、この同額で、去年と同じ予算でいいのでしょうか。その辺ちょっと教えてください。

町民課長（本間秀之君） 一応この金額で委託をして、依頼しております業者のほうはこの金額で可能だということでお伺いしておりますので、この金額で予算額上げさせていただきます。ただ、再生回収のほうちょっとあれですけども、再生資源のほうの換金の関係で単価が下がっているということで、委託料を上げてもらえないかということで依頼がございました関係があつて、若干今回委託料のほうを上げさせていただきます。すみません、説明が漏れておりました。

副委員長（渡邊勝衛君） 清掃センターについてお聞きします。

清掃センターの工程表の関係でございますけれども、今検討されているかと思えますけれども、予定どおり進んでいるかという内容についてお聞きします。

町民課長（本間秀之君） 予定どおり進んでいるかと。一応予定の枠内には入って進んでいるということではありますけれども。

副委員長（渡邊勝衛君） 今ほど町民課長のほうから予定どおり進んでいるということで回答ありましたので、できる限りこの件に関しては工程表どおり進んでいただきたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。

町民課長（本間秀之君） そのとおりに進めていきたいとは考えてはおりますが、何分いろんな、特に用地の関係につきましてはスケジュールどおり進むかどうかというのはちょっとはっきりとはしませんけれども、その辺に関しましてはきちんとなるべく進むように努力はしていきたいと思っておりますので、お願いいたします。

委員長（熊倉正治君） ほかにありませんか。

（なしの声あり）

保健福祉課長（田中國明君） 委員長、1点だけ。すみません、どうも大変ありがとうございますございました。

それで、昨日の条例改正の中で、小野澤委員、それから椿委員のほうから質疑があった関係の資料を取りまとめさせていただきましたので、皆様のお手元のほうにお配りさせていただきたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

委員長（熊倉正治君） はい。

保健福祉課長（田中國明君） よろしくをお願いします。成年の規定の部分と、あとは椿委員からはひとり親等の医療費、受給している方と扶養から外れている場合はどうなるというような部分のものを書かせていただいておりますので、その点よろしくをお願いします。どうもありがとうございました。

委員長（熊倉正治君） それでは、4款のほうはこれで終わりにしたいと思います。

ちょっと入替えがあるようですから、5分間休憩しますので、お願いします。

午前 11 時 15 分 休 憩

---

午前 11 時 20 分 再 開

委員長（熊倉正治君） それでは、再開をしたいと思います。

では、産業振興課の 5 款労働費からお願いします。

産業振興課長（近藤拓哉君） では、引き続きまして 5 款のほう、産業振興課の私のほうから説明いたします。お疲れさまでございます。よろしくお願ひいたします。

それでは、予算書のほうで、ページのほうはこちら 96 ページのほうをお開きください。96 ページ、5 款労働費、1 項労働費、1 目労働諸費、こちらのほうから順にご説明をしたいと思います。本年度の予算額 1,617 万 2,000 円、こちら計上してございますが、比較増減のところでは比較で 161 万 9,000 円の減です。こちらのほうの減額の理由といたしましては、さきの補正でもお願ひしたところでございますけれども、公共交通の実証運行に関わる部分、こちらの部分での減額が主な要因となります。

それでは、説明欄のほうを御覧ください。事業のほうはまず駐輪場事業になりますけれども、こちらに関しましては前年同額の経常経費でございますので、こちらのほう説明のほうを省略させていただきます。

その下、雇用その他事業ということで、こちらのほうに関しましては公共交通及び貸付金に関する部分になります。まず、雇用その他事業、1 節、8 節とありますけれども、こちらのほう公共交通会議の実施に係る経費になります。公共交通会議のほう、こちら記載もございまして、3 回のほうを予定してございます。

その下、18 節になりますけれども、負担金補助及び交付金ということで 2 科目ございまして、上のほうはまず地方バス路線対策補助金。具体的には新潟交通観光バスへの補助、助成となりますけれども、540 万 9,000 円。こちら昨年よりも増額になっておりますけれども、今回 3 月議会で補正させていただいた令和 4 年度の額と同額ということで、こちら 540 万 9,000 円のほうを計上させていただいてございます。

その下、公共交通の実証運行業務補助金ということで、こちらのほう 501 万円、昨年度よりも 199 万円減額なのですけれども、想定しているものといたしましては、人数は 3,600 人、月当たり直しますと一月平均 300 人を想定した人数でこちらのほうを計上してございます。公共交通実証運行、3 年度目になりますので、今回が最後になりますので、予算等にはこちら反映しておりませんが、せんだってのお話もございましたが、直接、あるいはアンケートなり取ったりいたしまして、最後、次に向けてどういった方向に行くのかという部分の設定する目安になるかどうかと

いうふうに思います。

一番下、20節になります。労金への預託金になります。500万円ですけれども、こちらは貸付けを円滑に行うための預託ということで、これも前年と同額となります。

説明のほう走り走りですが、5款のほうは以上となります。

委員長（熊倉正治君） 質疑のある方。

8番（今井幸代君） まず、地方バス対策補助金なのですが、新潟交通の補助金ということで、新潟交通もドライバー不足からくる本数減便ですとか、路線の短縮とか、るる報道等で聞かれているのですけれども、令和5年度におけるまずは町が関連する路線の便数ですとか、路線の変更等がないのかというところが1点と。あと乗車率があまりにも低いと県の補助等もなくなってくるなんていう話も聞いてはいるのですけれども、そういった直近の乗車の状況ですとか、今後その路線が維持されていくために必要となる経費というのが膨らむことも考えられるのかどうか、その辺りちょっと今後のことも含めて情報を聞かせていただきたいなと思います。

産業振興課長（近藤拓哉君） 今ほど今井委員のご質疑についてお答えいたします。2点。

まず、1点目の今後の見通しという部分なのですが、せんだって公共交通会議がございまして、新潟交通観光の社長のほう、こちらのほうにお見えになりました。その際のお話として、今すぐそういったことは特に全く考えていないといったようなお話です。社内が厳しいというのは今今井委員がおっしゃったとおりなのですが、この路線を今すぐということは考えていないというようなお話でございました。

続いて、今現在の乗車の状況なのですが、昨年のこの委員会でもご報告しているのですが、一番メインとなる路線、加茂と湯田上を結んでいる路線なのですが、去年のときが、乗車密度という言葉を使っているのですが、乗車密度が0.7という数字でご報告、昨年度いたしています。今回、直近の状況はということで、その0.7が今0.6ということで若干下がっています。なので、新型コロナが始まって以来どうしてもお客様が戻っていないという状況がやはり引き続いている状況で、その辺はやはり社長のほうからもなかなか、経費のほうはなるべく抑えようとはしてはいるのですが、燃料費等も高騰し、一方でお客様が、移動はしていないのですが、やはり戻ってきていないという状況に変わりはないとい

うことで、すぐにこの補助金が大きく増額するということは今の感じからすると多分ないと思うのですけれども、今後、会社運営も含めてその辺頭が痛いところだというようなお話はされてはおりました。

以上でございます。

8番（今井幸代君） ありがとうございます。デマンドタクシーが、ゴマンド号ができたことによって、もしかしたらバスを利用されていた方がそういった部分に移ったという部分ももしかしたら考えられるのかも分かりませんが、いずれにせよ0.6の乗車密度という状況ですと今おっしゃられた状況なのかなというふうに思います。公共交通会議、定期的にやっておられる、状況の推移をしっかりと見ていっていただいて、そうはいつでも学生たちの、特に暁星高校の学生たち、旧JAの前で待っておられたりするところはいつも見かけますし、そういった意味での必要性というのはやはりあるのだろうというふうに思います。この辺りの補助金の推移等、今後の対応をぜひ議会のほうにも、決算のときもありますけれども、丁寧な説明をお願いしたいなというふうに思います。

次に、デマンド交通に関わるようになるのですけれども、私どもからは以前、要請という形になるのですけれども、利用者の方からできないことが何か分からないのです。具体的に言うと、基本的にデマンドタクシーは、例えばお金を下ろしたいです、銀行へ行きました、銀行へ行ってちょっと下ろしてくるから待っていてくれ、買物行きました、あれ買うだけだから待っていてくれというのはできないですよ。タクシーだったらそういったところやったださったりはするのですけれども、デマンド交通に対してはできないのですけれども、その部分がやはりまだ周知が足りていないのだろうと思います。できないことが分からなくて、デマンド交通を利用してみました、実際に行ってみたらそういうふうに言われて、結局デマンドではなくてタクシーに切り替えて、そんなのだったら最初から使わないで家族に頼めばよかったなんていう話を聞いたりするケースを幾つか聞いています。ですので、その周知するのに関してもしっかりとデマンドタクシーでできることとできないことというのをしっかりと分かりやすくしてあげることが必要なだろうと思いますので、その辺りの周知、もう知っているでしょうということではなくて、まだ「きずな」等にも、定期的にはないのですけれども、年に2回ぐらいはこういった制度がある、こういった利用ができるということの周知も必要なのだというふうにも思いますので、ぜひ周知を引き続き頑張っていただきたいなと思います。各地区のサロンでの周知といいましようか、説明会というのは非常にいいと思いますので、



人員もなかなか不足している中だとは思いますが、ぜひ民生委員の皆さんたちにもまた声をかけて、あの地区はもう行ったからということではなくて、やっぱり何度も繰り返し説明を重ねていくということは大事なことだと思いますので、そういった部分の周知という部分はまだまだしっかり浸透しているところまでは至っていないと思いますので、ぜひその辺りしっかりと結束して頑張ってくださいなと思います。

以上です。

産業振興課長（近藤拓哉君） ありがとうございます。今ほどのご提案になるのでしょうか、その辺も含めて行くと、より分かりやすく、前回の委員会なんかでもご利用の仕方がなかなかちょっとご理解いただけなかった、あるいは間違っただという部分もありましたので、それを定期的というわけではないのですが、お知らせのほうはしていきたいなというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

9番（椿 一春君） 私もデマンド交通についてなのですが、前回、令和4年度、地域交流会議で7回変更されました。新型コロナで何もやられなかったということで。今回は、それが大事な締めめの年にもかかわらず、昨年何もできなかった7回に対して今回3回しか予算上盛っていないですが、これ本当に最後のまとめでやろうかとするのと、あと今までいろんな会議の場でお客様の声というのは私ら議員だとか、そういったところからみんな寄せられています。せっかくタクシーの乗務員の方がいて、こんなことがあったよ、トラブルがあったよとか、そういう事例は何にも報告がないのです。実際それ会議がなかったのか、それともそういった町民の方からの意見を吸い上げる仕組みがないのか。そういったところもあって、やはり今回は3回ではなく、内容を密に、努めるので、そういったことでよりよいものにしていかなければならないというふうに思うのですが、なぜ3回という形にしたのか。

産業振興課長（近藤拓哉君） 3回の根拠となりますと、年度の初め、まずメンバーが大分替わっておりますので、まず1回目はそういった形になります。あと年度途中で現状の最後の部分、こういった形で取りまとめをしていきたいという形で、夏から秋にかけて、一番最後の取りまとめという形で3回したいなというふうに考えておるのですが、併せまして会議の名称としては出してはいないのですが、乗務員の方、あるいはタクシー利用者の方との打合せというのはまた別に何回か年間の中で行ってもきました。その回数をもうちよっと増やしたりしてお話のほうをさせていただいて、できること、できないこと、あるいは今後こういったことをお願いできないかといったような、この3回に限らないでお話のほうはタクシー

事業者のほうとは今後もやっていきたいというふうに考えています。

9番（椿 一春君） それでは、見えない打合せのところがあったということなのですが、1つ、今タクシーの乗務員だと直接お客様と接するわけなのですが、その辺でのこういったクレームでもないのですけれども、いろんなお客様との勘違いがあったとか、そういった事例をたくさん吸い上げて、別にそれでタクシー会社が責められるわけでもないですから、やはりそれはいいものをつくるための改善になると思いますので、そういった仕組みをぜひ取り入れてやっていただければというほうの要望ですが、それについてどうでしょうか。

産業振興課長（近藤拓哉君） ありがとうございます。タクシー事業者の打合せもあるので、例えばその際に乗務員の方、関わる方から事前にこんなことありましたという意見をもらって、それで代表の方からちょっとその辺は工夫をさせていただきながら会議のほうを開いていきたいかなというふうに思っています。よろしく願いいたします。

13番（関根一義君） 地方バス路線対策補助金に関連して発言をいたしますけれども、先ほどの今井委員の発言とは真逆になるような感じですが、あえて問題提起をさせていただきたいと思います。

この路線バス対策補助金問題については、過去何回か議論されてきています。乗車の捉え方はどうなのかというふうな疑問だとか、それから将来どうしていくのだというふうな将来を見越した考え方を問う質疑がいろいろやられてきました。私が問題提起したいのは、今ここで今回計上されております予算上の数値をとやかく言うわけではありませんけれども、そろそろ私は路線バスの維持については使命が終わったのではないかと、いうふうに思っていて、終わったというふうに決めつけて発言するつもりはないのだけれども、そういう捉え方の中で検討していくことが必要なのではないかと、いう提起をしたいと思います。ここで負担金補助、交付金という項目の中で並列に並べられていますけれども、バス路線対策補助金が私たちが今行っている公共交通の実証運行业務の補助金と並列になっている、あるいは場合によっては路線バスのほうが高額だという事態は、もう検討に着手していいのではないかという思いです。そこに踏み切ることができるのか、あるいは使命が終わったというふうなことで捉えていいのかどうかというのも、私も実際は乗車状況をつぶさに見ているわけではありませんからそこまで言えないのですけれども、そういう捉え方で議論を開始せよということについてあえて申し上げていきたいと思えます。

今から遡ること4年ぐらい前になるのでしょうか、毎回同じ議論を繰り返してきています。乗車密度がどう変わっているのだ、半分になったらどうなるのだ、県の対応はどのような方向を目指しているのだ、企業はどのような考え方なのだというふうなことなどなど、4年ぐらい前からやっていると思います。私はそろそろだというふうに思いまして、そういう議論を開始してもいいのではないかということの問題提起して考え方を伺っておきたいと思います。

産業振興課長（近藤拓哉君） 今ほどの関根委員のご質疑にお答えいたします。

3年、4年前、以前そういったお話いただいたという記憶もございます。個人的な部分若干ありますが、乗られている方の様子、ここの役場の前にも来たり、あるいは朝、通勤途中も見るのですけれども、やはり使っていらっしゃる方は同じ方が多いのかなと思うのですけれども、その方にとっては非常に大事な路線バスなのだなという思いもあるのですけれども、一方で今委員おっしゃったようにもう金額がこういった形、あるいは先ほど、バスは線ですが、デマンドのほうは面という形です。結果的にはかぶっているという部分も当然ございます。この辺の部分、かといって、この路線バスは加茂市から来ているという部分もございますので、加茂市の部分、公共交通の部分、加茂市の部分と今まであまりすり合わせというか、話をしたことが正直ございません。今後、加茂市のほうと、デマンドも含めてなのですけれども、お話のほうをさせていただく、公共交通全般になるのですけれども、特に会議というわけではないのですけれども、そういった中で今のいただいたお話の部分、検討のほうをさせていただければというふうに思います。

13番（関根一義君） ありがとうございます。ぜひどの時点でどういう議論が開始されるのかということについて慎重に対応していただきたい。

私は、昨年の議論にもありましたけれども、町長がこの路線を残したいというふうな意向を持っていると承知しているし、先ほどの今井委員のほうからも話がありましたように、利用者が限定されているのだけれども、どういう実態になっているのかということも薄々聞いていますけれども、再度申し上げますけれども、もうそろそろだよという思いを強くしている。それよりも公共交通の在り方、デマンド交通、ゴマンド号の在り方、これをどう充実させていくのかというのが私たちの課題なのではないのということを重ねて問題提起をしておきたいと思います。見解は結構です。

14番（高橋秀昌君） デマンドについて伺いたいのですが、今年度は昨年度の当初予算より161万9,000円、9.1%も減少させて予算化をしているのだが、この理由は何で

すか。

産業振興課長（近藤拓哉君） まず1点目の、昨年度予算計上した際の人数は4,000人でご説明したかと思うのですが、4,000人を今回3,600人ということで今回見込んでございます。あと、いわゆる相乗りの部分なのですけれども、複数乗車の方、昨年部分では2割程度ということで見込んでいたのですけれども、今回は5割ということで、全体の数1割減の部分と、あと台数の部分の見直しといった形になりますが、その2つが要因となります。

14番（高橋秀昌君） いいですか。私が言いたいのは、実証運行でしょう、はっきり言えば、どういう展望が見えてくるかとやっているわけでしょう。普通であれば、あなたもこの予算委員会に昨年の実績と今年度の状況を資料として出し、何が問題で、どこをどう強めていけばこれが成功裏にいくのかという展望を示さなければならないのです。あなたは何にも資料を出さないだろう。つまり昨年の実績から見て予算を下げましたと、そういうことを言っているだけだろう。では、昨年住民からの様々な声があったことをどう新年度に反映していくのだ、そういうことについては全く触れていないでしょう。率直に言えば、よくそんなことで公共交通の実証運行の責任者やっているなと思うのです。それとも、総務課や町長がお金がかかり過ぎるから予算を削りなさいとでも言ったのですか。だとしたら大問題なの。そしたら政治問題ですから。もともと自身が縮小方向で物を考えているということ自体が意味が分からないの。どうなのですか。資料出せるなら出してください。

産業振興課長（近藤拓哉君） 令和4年度の月々の運行の実績、人数といった形ですけれども、こちらのほう、では後ほど、今すぐがよろしいでしょうか。

（何事か声あり）

産業振興課長（近藤拓哉君） では、今この後すぐ配付いたします。

14番（高橋秀昌君） そうだね。予算委員会を出す、これから作りますではないのでしょうか。分析しなければならないでしょうが。あなたそれが仕事だろうが。しかも、私はこの1年間の中で住民からの声をあなた方に伝えてきたの。そのことについて直接的にあなた方から返事をもらったことは一度もない。私がホームページで見て、ああ、何だ、そういうことしているのかだけなの。建設的な提案をしても返事が一つもない。そんなことでこれを成功させる気があるのかどうかなの。しかも、この公共交通のゴマンド号に関しては相当な時間を全協で使って、けんけんがくがくの議論をやってきたのでしょうか。その最高責任者であるあなたが新年度を縮小させることについて昨年の実績からです、ふざけないでください。初めからこの程度でい

きたいということなのですか。どう発展させるかという視点がないのです。それはあなたたちのほうで発展させる視点で様々な企画をしたけれども、財政から切られて、とてもできないのだったら分かります。今あなたは財政から切れとは言われていないというのでしょうか。だとすれば、あなたたちの課でどういう展望を持っているのか、どう分析するのかというのは決算する前に、予算の段階だっただけで出さなければ駄目です。非常に誠意を感じないのだ。この点で、直ちにらせるなら出して、あなたたちがどういう議論をしたのか、していないならしていないでいいから出してください。委員長、取り計らってください。

委員長（熊倉正治君）　すぐ出されるのだろう。

産業振興課長（近藤拓哉君）　出ます。

委員長（熊倉正治君）　では、出してください。持っているのなら最初から出しなさい。だから、会議が混乱するのだ。いつも出したもの。だから、あるのなら出してください。

では、ここで午前中の議論は一旦終わりにします。

お昼のため休憩いたします。再開は、1時15分からといたします。

午前11時47分　休憩

---

午後1時15分　再開

委員長（熊倉正治君）　では、少し早いようですが、会議を再開したいと思います。

産業振興課のほうから今資料が追加で出ておりますが、私のほうから、言い訳ではありませんが、何か聞くところによるとこの資料は3月8日の総務産経常任委員会の付託案件審査のときに配付をされて、どの程度説明をされたのか私は委員でなかったのだから分かりませんが、こういったのも出して説明も多少してあるというような話だったようでございますが、改めて予算委員会でございますので、それも含めて、では改めて説明をお願いしたいと思います。

産業振興課長（近藤拓哉君）　お疲れさまでございます。すみません、午前中大変申し訳ございませんでした。資料のほう最初からお出しすべきところ、大変失礼いたしました。お手元のほう2枚、2種類になって資料のほうをお示しさせていただいております。そちらのほうを御覧いただければと思います。

タイトル、表題のほう、順番にご説明いたしますが、まず1枚目、令和4年度のごマンド号の利用の実績という黒のゴシックのタイトルのほう、こちらのほうを御覧ください。こちらのほうは、今ほど委員長のほうからお話がありましたように、

さきの総務産経常任委員会のほうでこちらのほうの資料を配付させていただいております。まず、年度の最後、こちらを御覧いただきますと左側のほう、2月、3月は入っておりませんのであくまでも見込みという形になるのですけれども、令和4年度の実績見込みということで、表の下のほうになるのですけれども、今年度の見込みとしては2,858人を見込んだ数字になります。約2,900人ぐらいがご利用の見込みということで今現在、今年度見込んでいます。こちらのほう利用実績ということで各月ごとの表になりますので、全部でこちらのほう数字のほうで出ておりますので、参考に御覧いただければというふうに思います。

もう一枚のほうなのですけれども、小さくてちょっと表が見つらい部分もあって大変申し訳ないのですけれども、棒グラフのほうの数字のこちらのほう、資料のほうを御覧ください。こちらのほう令和4年4月から、こちら2月まで入っていないのですけれども、1月までということで先ほどの表と一緒になるのですけれども、この1月までの運行実績で、これは先ほどの表をもう少し分解したような形の表だというふうにご理解いただければと思います。時間帯の部分ですけれども、やはり9時、10時、11時、午前の時間帯が多いといったことがこちらから見てとれますし、その下、男女別、女性の方が多いですし、年代別で見ますと70、80代の方がほぼ大多数を占めていると。1人乗り、あるいは乗り合い、ちょっと乗り合いの形態はありますが、2人、3人で乗っていらっしゃるという乗車の形態は5割以上、半分以上の方がそのような形になっています。行き先の部分、自宅に着く、あるいは自宅に帰るといったような利用の方がほぼ大半を占めているといった形になります。

すみません、裏面のほうを御覧ください。実際に行った目的地ということで、こちらのほうで把握できる範囲なのですけれども、目的地ということでそれぞれ分類のほうをさせていただいた表になります。医療機関から歯科、駅、施設等、買物の利用等で分けしてありますが、圧倒的に医療機関等が多いといったことがこれらの表で見とれます。令和4年度、まだ最後もう少しありますけれども、今段階での利用の状況ということで、こちらのほうご報告も兼ねた中でご説明のほうをさせていただきます。

委員長（熊倉正治君） では、資料の説明を含めて終わりましたが、改めて質疑を。

14番（高橋秀昌君） それで伺いたいのだが、去年の当初予算より大幅に減らしているのだけれども、それはどういうわけなのですか。

産業振興課長（近藤拓哉君） 当初予算で昨年度4,000人ということで見込んだところでございます。ただ、先ほどお示しした利用実績ということで、今年度約2,900人、

このぐらいの数字になるであろうということを見込んだ中で、4,000人という数字はなかなかちょっと難しいという中で、今回3,600人。具体的に言いますと、今年度一番多かった利用月、こちらのほうは令和4年10月なのですけれども、293人。これが約300人なのですが、この300人という数字、ここを一つの目標として今年度運用のほうをしていきたいということで、300人掛ける12か月で3,600人ということで、どうしても当初予算から見ると少なくなって、やる気があるのかみたいな話になるかもしれないのですけれども、決してそういうわけではなくて、実績を踏まえて実現、あるいは数字でいうと25%ほど増えるような形になるのですけれども、増やす方向で努力はしていきたいというふうにこちらのほうでは考えています。

14番（高橋秀昌君） 当初予算は4,000人に見ていたと。でも、令和3年度の実施は僅か467人なのですよね。それをあなた方は4,000人というふうに見ているには、それなりの根拠があったから予算をつくったわけでしょう。ところが、実績がそうはいかないという、そこまでいかなかったということなのですよね。4,000人に遠く及ばなかったと。そうすると、普通なら使い勝手がどうか、目的地への住民の要求にそごがなかったのか、いわゆる要求と実際が合っていなかったのではないか、そういった点で分析を普通するでしょう。その点はどうなのですか。

産業振興課長（近藤拓哉君） 当初4,000人のところに大きく届いていないというのは、こちらの周知の努力不足かと思います。その辺の具体的な使い勝手だとか、使われている方の声といった部分の、恐らくやはりその辺の聞き取りなり分析も不十分だったのだというふうに反省も込めて今考えてございます。

14番（高橋秀昌君） 悪いけれども、そんな抽象的な話は聞きたくもないの。現実に使え勝手が悪いという話を私自身が住民から聞いて、そっちに伝えているわけでしょう。言った。それから、目的についても、検討しますって言ったけれども、変わっていないでしょう。例えば住民から直接なのは、お寺についてもうんと言ってくれない、お寺へ行くことが多いのだと、そういうふうにも要請があってもこれ対象外と。それから、住民から直接いただいたのでは、自分の家族が施設に入っているのその施設へ、老健施設だったかな、ちょっと名前忘れてしまったけれども、そういうところに行きたいのですよと言うけれども、これも対象外。でしょう。例えばここは医療機関の名前は書いてあるけれども、では薬局はどうなのですか。薬局は一切入っていない。つまり使い勝手をどうするかということが非常に大事なのにかわらず、何もそこが検討されていない。私たちの努力不足なんて誰でも言えるので。そういう点はどうなのですか。実は、ここに6項目の目的地を入れているが、

もっともっとあったのだけれども、例えば今私が指摘したように薬局についてもあったのだけれども、お客さんがいませんでしたというならまだ分かる。そういう点はどうなのですか。

それから、使い勝手が悪いという具体的な例では、実は朝早くゴマンド号をお願いしたいのに、8時からでないと言われて受け付けませんと。前の日なら受け付けるのかと、前の日は駄目ですと、となるとお医者さんに行きたい時間帯がそういう時間帯なのに使えないという苦情も寄せられているのですけれども、こういう点はあなた方に伝わっているのではないの。その点はどうなのですか。

産業振興課長（近藤拓哉君） いただいているご要望の中で、乗降場所を増やす、増設に関してなのですけれども、例えばあじさいの里、たがみの里、田上園など、これらについてはたしか8月から増やさせていただいたというふうに運用のほう開始させていただいております。また、一番最初お話があったお寺の関係なのですけれども、これらについても事業所のほうに可能かどうかということでお話のほうをさせていただきました。回答としては、事業所のほうとしても今非常に、正直ドライバーの不足だったりだとか、次のお客さんの待合の兼ね合いがあったりとかして、なかなか運用は難しいのではないかとということで、実はその辺は今ちょっとお寺のほうには行けないような形になっています。

あと、受付の時間帯の部分なのですけれども、今のルール、やはりどうしても事業所のほうのお話の部分の踏まえないとなかなか変えられない部分もありますので、今の現行の形をお願いしているところではございますが、そういったお話、そういう要望があるということであればやはり改めて伝えていかなければいけないというふうに考えています。

14番（高橋秀昌君） 私が今言ったのは初めて言ったことではないと思うのです。なぜ事業所はお寺は駄目で、駅はオーケーなの。いわゆるドライバーがいなくてお寺は駄目ですって言うけれども、ではタクシー会社に電話を入れて、お寺へ行きたいけれどもタクシーお願いします、あっ、お寺はうち忙しくて駄目なのですって答えるの。それが理解できないのです。だって、タクシー会社に依頼するわけでしょう。タクシー会社は、ゴマンド号を使うと損するのですか。どうですか。タクシー会社に損するようなことをやっていないでしょう。動けば動くほどタクシー会社には利益が入るようになっていくわけでしょう。メーターと個人から頂いたゴマンド号の500円なり300円の差額は、しっかりと町はタクシー会社に支給しているわけでしょう。その際、タクシーよりもまけてというような契約を結んでいるのです



か。だとすると、タクシー会社が、いや、悪いけれどもそこまでできませんというのは理解できるのだが、今の田上町の仕組みはそうではないと思うのだが、いかがですか。

産業振興課長（近藤拓哉君） 今のタクシー業者のほうのお金の支払いの部分の話になるのですけれども、ほかの市町村ですとまたちょっと違うのかもしれませんが、田上町の場合ですとあくまでもタクシーの料金、例えばそれが1,000円になりました、お客様の自己負担を例えば仮に300円ですといった場合、700円をお支払いしているという形になりますので、損も得もないという言い方は変なのですけれども、普通にタクシーの動いたときの料金と実際タクシー会社については実入りとしては一緒の金額にはなりません。

14番（高橋秀昌君） だから、タクシー会社に損させていないのだから、何でお寺が駄目で、何で病院がよくて薬局は駄目なのかということだ。いい。要はあなた方があそこが駄目、ここが駄目と言い始めれば使い勝手が悪いということになるわけでしょう。例えば町は、いや、とてもではないけれどもこれだけの予算を持ってないよという場合は別だよ。でも、今そういう話はないというのでしょうか。つまりもっと、昨年なんか4,000人を予定していたわけではないですか。そうすると、その4,000人にどう近づけていくかというのが重要なわけでしょう。そうすれば使い勝手、目的地についてはあんまり制限を加えない。それから、予約時間についてもタクシーは夜中でも受け付けるのでしょうか。何でゴマンド号は駄目なの。私は夜中というのは極端な言い方だけれども、明日新潟へ行きたいので羽生田駅まで朝一番に迎えに来てくれませんかって言えばタクシー会社は、いや、時間外ですので駄目ですなんて言わないでしょう。これゴマンド号の話ではない。何でゴマンド号だと8時にならなければ駄目ですってなるのですか。そこが理解できないの。そういうものを改善していかないとゴマンド号を発展させることはできないのではないのですかと言っているのです。しかも、先ほど関根委員からも指摘があったように、公共交通がどんどん縮小していくと。町長が実際に新潟交通に、何とか増やしてくれと言っても運転者がいないから駄目なのですって断られているわけでしょう。だからこそ、全国でもうからない路線がみんな廃止になっているからこそ、全国で自治体でゴマンド号といった、つまり自治体バスや自治体の運行が進められたわけでしょう。田上もその例なのではないですか。そしたら、いかに便宜を図って住民の要望に応えていくかというところに腐心するのがあなたの仕事ではないのですか。そこのところをもっとしっかりと検討して、我々議会にも、なるほど、そこまでだったら分かる

わやという答えを出してもらいたいということを強く求めておきたいと思います。

以上で質疑終わります。

産業振興課長（近藤拓哉君） ありがとうございます。何でお寺がという部分も含めてなのですけれども、やはりどうしても今までお願いするような感じでお話をしていた部分もあるのですけれども、もう少し踏み込んで、またあるいは今の受付の時間の、何でいろいろ駄目なのかどうか、そういった部分というのは実は正直あまり今まで念頭になかったもので、そういったものも含めて改めて事業所のほうに強く話のほうはしていきたいと思います。

以上でございます。

14番（高橋秀昌君） 私たちの任期は終わって、これで解散になるわけです。だから、新しい構成された議会の下でしっかりと住民の声に答えられるように、議会のほうでもしっかり論理的に、具体的に、明確に答えるような準備をすることを強く求めておきます。

以上です。答弁要らない。努力してくれということ。

8番（今井幸代君） 資料ありがとうございます。資料の中から少し教えていただきたいのですけれども、こっちのグラフが入っているほうの資料になるのですけれども、時間帯別利用人数を見ていると9時から11時、午前にはやはり人気があるのだなというふうに改めて感じているのですけれども、この辺りの各タクシー会社のほうでデマンドで使う車両分を確保していただいていると思うのですけれども、これまでの答弁の中でたしかいっばいだから予約は取れませんというようなことは現時点ではあまりないというふうには聞いていたような気がするのですけれども、現状の各社お願いをしている現有車両数でこういった利用ニーズが高い時間帯は一定程度網羅できているというふうな考え方になるのか、それともそういった車両の確保の問題で、ほかに例えば発着地、停留所っていいんでしょうか、行き先地を設定をするとより利用人数が増えることが想定されて、そういったところから現有の車両数では間に合わなくなるから難しいというふうになるのか、何かその辺りももしかしたらあるのかななんてちょっと、その辺りの車両の確保数と今の利用実態、これから利用者数は恐らく増えていく傾向にはあるのだと思います。そういった部分を含めて、実際タクシー会社としていけばタクシーで出ようがゴマンドで出ようが、基本的には売上げ的な部分では関係はないのだろうとは思っているのですけれども、その辺りの状況をもう少し聞かせていただきたいというのが1点と。あと10代、20代の方の利用も少し見受けられるのですけれども、こういったものの利用というのは

どんな形の使い方をされているのか、もし分かれば教えてください。

産業振興課長（近藤拓哉君） 現状といたしましては、こちらのほうとして聞いている部分はあるのですけれども、全ての方をどうしても受け付けできない会社も中にあるという話はやはり聞いております。ただ、その場合はほかの会社をご紹介して、今のところ全く乗れないという話はこちらのほうには伝わってきてはいないのですけれども、もしかすると実際使えなかったという方もいるかもしれませんが、今のところは各社の中でやっているということで、人数的にはちょうど、やっているという言い方は変ですけれども、運用はできているというふうに聞いています。

あと、10代、20代の利用なのですけれども、これ想像と、あと実際にお聞きした部分の話なのですけれども、やはり一つは高校生の方の利用だったり、あと中には通勤で、恐らくちょっと遅めの時間帯に出勤される方だと思うのですけれども、通勤で使っていていいでしょうかというような質問を受けたこともあるので、恐らく通勤で使っている方も、そんなに多くはないと思うのですけれども、いらっしゃるというふうに思っています。

以上です。

8番（今井幸代君） ありがとうございます。現状の車両数で間に合っているということなのですけれども、今後の推移も含めて、あともしかしたら賄い切れていない部分があるかも分からないというような答弁でありましたけれども、一定程度の余裕を持って会社ができる形が望ましいのだろうとは思っていますので、その辺りも公共交通会議というところで話をして、利用者の方が利用できる環境整備というのはぜひお願いしたいなと思います。

以上です。

産業振興課長（近藤拓哉君） 今ほどいただいた今井委員からのお話ありましたけれども、今後の推移、当然お客様が増えるとなかなか乗れないというケースも当然出てこようかなという部分ありますので、今各社1台ずつお願いしているところではあるのですけれども、場合によってはその辺、臨機応変という言い方は変ですけれども、増車のほうをできないかという部分、今後ちょっとお話のほうをしていかないと駄目かなというふうにその辺は考えておりますので、機会を捉えて公共交通会議の中でもまた話のほうをしていきたいと思っております。

以上でございます。

9番（椿 一春君） 今ほどのに関連してなのですが、やはりこれ今時間単位で、年間で何時の時間帯か分かるのですが、例えば大体どの時間帯に混んでいるかというの

は分かるのですけれども、その時間に乗れる乗れないというのは各社の1日ごとのものを分析しないと見えてこないと思います。それで、私も前回一般質問の中でそういう資料を要求したのだけれども、膨大な量で分からないということ、資料を求められても資料の提示なかったのですが、やはり詳細に分析して原因を見つけるというのも必要だと思います。

それとあと、乗れる乗れないということなのですが、乗車の定員で何名と考えて。普通ですと4名、小型自動車なので、運転手を入れて5名なので4名の場合は乗れると思うのですが、それを何人の定員乗車で乗れる乗れないというふうに判断されているのか聞かせてください。

産業振興課長（近藤拓哉君） 今ほどの椿委員のご質疑にお答えいたします。

時間帯別、今これ総計、トータルしての形になっているのですけれども、実は各社ごとに今の我々が持っているデータとできないもので、それでちょっと一般質問のそのような形になって申し訳なかったのですけれども、今後そういった部分も必要ということで、我々のほうも集計の仕方だとかはその辺工夫のほうをしていきたいと思っておりますので、そちらのほう今後検討していきたいと思っておりますし、あと定員の考え方なのですけれども、通常であれば5人のところ、お一人運転手なので4人なのですけれども、新型コロナの関係ございますので、今3人で、定員3名ということで運用させていただいております。

以上です。

委員長（熊倉正治君） ほかに。

（なしの声あり）

委員長（熊倉正治君） では、労働費のほうは質疑を終わりたいと思います。

それでは、続いて6款の農林水産業費に入りたいと思います。説明をお願いします。

産業振興課長（近藤拓哉君） では、引き続きまして6款の農林水産業費、こちらのほうをご説明いたします。

では、ページのほうは、97ページになります。まず、1目の農業委員会費になります。今年度の予算が2,107万5,000円になりますけれども、351万9,000円の減額となっておりますけれども、こちら職員の異動に伴うものが要因となっておりますので、こちらのほうはそれが減額の要因となります。説明欄のほうを御覧いただきますと、農業委員会事業ということで2,057万2,000円というふうになっております。こちらに関しましては経常経費になります。農業委員会の会長、各委員の報酬等に

なりますし、あと職員の給与となりますので、こちら経常経費となります。農業委員会の関係で、予算の部分であまり見えてこないの、お伝えというか、お知らせする部分で2点あるのですけれども、1点目が今の現行の委員の方たちが任期を迎えます。7月19日が任期で、新しい任期は7月20日となりますので、新しい委員の方が来られるのに備えて被服等の用意する部分がありますので、若干経費のほうを計上させていただいております。新しく委員の方が替わるといった形になります。もう一点、農協関係、あるいは農業新聞等を御覧になっている方は既にご存じかなという部分もあるのですが、地域計画と言われる新しい仕組み、制度が入ってきます。今までは人・農地プランという形で、各農家の方、あるいは農業関係の方はよく承知していたのですけれども、新しく法改正がありまして、地域計画というものをつくるのが今度法律で決まりまして、義務化されました。これは、最終的には令和7年3月までに地域計画をつくるということが法定化されております。内容的には、また抽象的な表現で申し訳ないのですけれども、5年後、10年後を見据えた町農業の計画の策定。今までも人・農地プランというものがあつたのですけれども、それをより内容を深めていくといったようなものになります。具体的には、新しく年度が変わってからになりますけれども、各それぞれの農家の方へのアンケート、あるいは地域、地区での集まりなどを踏まえた上で、それを具体的に地図の上に落とし込んで、どういった形で我々地区、あるいはこの地域はどういうふうな今後農業になっていくのかという部分を具体化、見える化するといったのがこの地域計画になります。最終的には、先ほど申し上げたように、令和7年3月に具体化、具体的に公告をして、それで反省という形になりますが、また当然その後も替わっていくはずですので、またその辺は随時変更ですが、まずこれをつくるというのが実は来年度農業委員会の業務の一番大きな部分になってきております。

農業委員会事業は、先ほど申し上げたように経常経費になりますし、あとページのほうは、では1枚はぐっていただきまして98ページ以降になります。一番下になりますけれども、農業委員会その他事業ということで8万6,000円。こちらに関しましては、農業委員の新しくなられる方に対するバッジの購入だったり、あるいは通信運搬費のほうもありますけれども、こちらのほうさっきの地域利用計画の部分ともひもづきますが、増ということになっております。

その下、農業者年金事業ですけれども、農業者年金に関しましてはこちらも経常経費でございますので、大きな動きはありません、金額的には。29万7,000円、一応大きい動きはありませんし。参考までに、今現在加入されている方は全部で11名

の方が加入しています。11名加入で、受け取りのほうをされている方が今現在、全部で49名です。49名の方が農業者年金の受給をされています。

一番下になりますけれども、農地流動化地域総合推進事業、こちらのほう農地のあっせん等に係る経費になりますが、こちらも経常経費でして、こちらのほうも特段大きな増減はございませんので、説明のほうは省略させていただければと思います。

続きまして、今度は1枚めくっていただいて100ページになります。100ページのほうになりますけれども、今度は目のほうが2目の農業総務費になります。84万7,000円、このたび予算を計上しております。こちらに関しましては、説明欄のほうを御覧いただきたいのですが、農業総務事業ということで各種団体への負担金等の経費、こちらも経常経費という形になりますし、あとその下、資金関係事業で農業経営基盤強化資金の利子の助成ということで1万8,000円。これは、もともと2の方が利用されている分になります。なお、こちら去年よりも減額になっておりますけれども、今までは町を通して資金の利子の部分を支援していたのですが、直接JAのほうにお金が入ることになったということですので、制度改正があったということで、今のお二人分だけの計上ということになります。

101ページですが、3目になります。農業振興費になります。予算額で3,367万9,000円です。農業振興事業ということで、説明欄のほうを御覧ください。こちらのほう560万4,000円の減額となっておりますけれども、こちらに関しましては職員のほうの異動に伴う減額でございます。あと、下のほう人件費となりますので、経常経費となります。

では次のページに行ってください、102ページを御覧ください。102ページの説明の2つ目の農業次世代人材投資資金経営開始型給付金がございます。150万円。こちらのほうは、既に資金のほうを受け取って、もう営農のほうを始めている方ですので、今年から新規で始めたという方ではございませんが、こちらのほう150万円ということで計上しています。去年も既に予算で上げさせてもらっている方なのですが、新規就農された方に対して1年目が150万円、2年目も同額、3年目も同額150万円、4年目が120万円、5年目が120万円という形で、総計で690万円、国のほうを通じて新規就農された方へ支給されていた形になっております。すみません。

では次、農業振興整備事業ということで、金額が453万5,000円です。園芸生産の促進事業補助金です。内容につきましては、農林県単、県の事業で、ハウスリース

など、園芸の振興に関わるものでございます。こちらのほう今回はアスパラをされたいということで、パイプハウスを2棟造りたいという要望で、事業費としては898万円。それに対して農林県単、県の補助が45%、町のほうは補助の残額に対して10%を補助するという形で、総額で453万5,000円の支援を行うものであります。

その下になります。今度その他事業ということで226万8,000円ですけれども、今日配らせてもらった資料のほうをお手元のほうご用意いただきたいと思います。その他事業に関しては、有害鳥獣に関する経費がこちらのほうに出ておりますので、順番に説明いたします。まず、予算書ですと、その他事業は最初に有害鳥獣の捕獲の報償ということで出ておりますけれども、こちら前年度同額で、猟友会等の皆さんにお願いするときの報償になります。

その下、10節需用費はちょっと飛ばさせてもらって、18節負担金補助及び交付金114万3,000円ですけれども、こちらまず一番上、有害鳥獣の捕獲の担い手緊急確保事業の補助金ということで、これが今お手元資料ナンバー1になりますけれども、27万9,000円を細かく資料に載っています。ちょっと表のほうが見づらいかと思うのですが、順番にご説明いたしますと、一番左側、参考というふうにあるのですが、こちらのほうが参考のところを今度下のほうにずっと下りていくと1足す2足す3、合計で22万5,300円とあります。ここで何を表したかったかということ、当初狩猟免許を取得してどのぐらい経費がかかるのかという部分で、あくまでも参考ですけれども、取得した場合1、2、3合計の22万5,300円、これ以上普通はかかるとは思うのですけれども、一応一つの目安という形でこちらのほうお示しをさせてもらっています。これを参考にさせてもらって、令和4年度として補助対象として行ってきたのが(1)、(2)、(3)ということで、第1種狩猟免許申請時の健康診断料、あるいは射撃の講習、これも健康診断になりますけれども、あとはハンター保険料、これらで5万4,000円を上限として補助を行うといった形になります。こちらに関しては、県のほうから補助の入るものになります。

一番右側になりますけれども、今年度の予算に関係しますが、令和5年の補助対象経費ということで、今までは1、2、3というふうになっているのですけれども、その下、(4)、(5)、(6)で狩猟者の登録の手数料、初回の狩猟税、各種年会費ということで、年会費というのが下のほうに米印でまた表になっているのですけれども、猟友会も階層があるというか、いろいろあるのですけれども、その中でのどうしても支払わなければいけないというふうな会費がございますので、これらの部分合わせた中で、令和5年度からは今まで5万4,000円だった支援を7万3,000円

に拡充したいということで、こちらの予算のほうを今上げさせていただいております。

予算書に戻っていただくと、今ご説明した27万9,000円の下に大口徑ライフルの射撃場の負担金というのが61万4,000円ございます。こちらに関しては、たしか2年前、3年前だったかと思うのですけれども、以前にある程度県のほうも進めているというような話もたしかさせていただいた記憶もあるのですけれども、実は当初矢代田を予定していたのですけれども、矢代田の方たちからなかなか最後同意がもらえなかったというふうに聞いています。県としては、そのままというわけには当然いかないので、矢代田ではなくて今回巻のほう、具体的には角田に射撃場がたしかあったと思うのですけれども、巻のほうへ場所を変更し、これで確定でいくというふうに来ています。今回、県のほうは工事にこれから入りたいということで、各市町村へ負担を求めたいということで来ておりまして、こちらの負担金のほうは61万4,000円ということで今回計上させていただいております。

その下、電気柵になります。電気柵の購入補助金で25万円。資料のほう、先ほどご説明した資料の一番下になるのですけれども、電気柵の購入補助金25万円ということで、1番、対象は野生の鳥獣による農作物の被害を守るために電気柵を購入した農業を営んでいる方に対しての補助。積算の根拠といたしましては、対象経費の半額、2分の1を上限とした中で、5万円が上限です。今のところは5件を対象として予算のほうは上げさせていただいております。

続きまして、予算書のほうに戻っていただきまして、4目になります。畜産業費です。畜産に関しては、県の協会負担金になります。こちら昨年度同額、4万円ですので、こちら経常経費であります。その下、5目水田農業構造改革対策事業費ということで、3,015万5,000円ですけれども、説明欄を御覧ください。委託料等は昨年度と一緒なのですけれども、18節負担金補助及び交付金の部分ですけれども、こちら今までですと転作の奨励金というふうな形だったのですが、今回、園芸作物等の振興支援金ということで名称のほうを変えさせていただいて今回こちらのほうを計上しています。資料のほうは、先ほどの有害鳥獣の資料の裏のほうのページを御覧ください。根拠のほうは園芸作物等の振興支援についてということで、こちらのほうをお開きください。まず、目的ですけれども、県あるいは町では園芸の振興を図りたいというふうに考えて、今後、園芸振興に向けては助成等の拡充を図っていきたいということで、また併せて町内の特売所等のより一層の活性化を図った中で町農業の振興を図ることを目的として、今回支援のほうをしていきたいというふう



に考えています。

2番目ですが、助成の内容です。園芸用資材の費用の2分の1を補助、上限は5万円、対象は今40件というふうに想定しています。米印にもありますけれども、主食米以外の品目、大豆、ソバ、飼料用米、米粉用米、加工用米、備蓄米、減々米、一般野菜などについては、これまでの生産調整推進の助成金と同一の内容で助成のほうを行っていきたいというふうに考えています。これまで支援を受けていた方たちが全く助成金を受け取れない、支援を受け取れないというふうな仕組みにはなっていないということでご理解いただければと思います。対象なのですから、対象者は町内に住所を有する農業者、法人、個人問わずですし、対象となるものについてなのですから、作付面積の拡大、あるいは新たな生産品目の導入などの取り組みを図り、かつ町内の直売所等に生産されたものを出荷、販売を行うことを要件としています。主体としては、これまでも生産調整の推進助成金の受け手であった農業再生協議会のほうを受け手ということで移譲したいということで考えています。支援の時期ですけれども、11月頃、今までの生産調整推進の助成金と同じようなタイミングでの事務的手続になるかと思うのですけれども、ただ事前に予約のほうをいただいた上で行っていきたいというふうに思っています。イメージということで、令和5年度というふうになっているのですけれども、今までの金額2,800万円を200万円園芸振興、生産調整助成金相当額2,600万円ということで、トータルの額では2,800万円という形になっています。ただ、あくまでもイメージですというふうに書いたのですけれども、今後とも一定の状況等によって変わっていくと思いますので、この辺の部分はこのように割れないかもしれませんが、イメージということでこちら示させていただいております。

では、引き続きご説明いたします。予算書のほう戻っていただきまして、予算書は103ページの6目農地費です。1億3,027万3,000円ということで、こちらのほうは横場排水機場の関連や、あとは土地改良に関する部分のものをこちらへ計上させていただいております。説明欄のほうを御覧ください。農地の一般事業なのですから、こちらのほう1億3,027万3,000円、さっきの部分と同額ですけれども、この中でいきますと10節光熱水費、こちら673万円計上してございます。先ほどとほぼ同額なのですから、こちらに関しては令和4年度に東北電力のほうと協議いたしましたして、契約内容を若干見直ししております。ここ数年来、大雨、洪水等がなかったということもあるので、現況に合わせる形で契約のほうを見直しさせてもらっているのです、一般的には光熱水費が上がるのではないかというふうにお考えにな

るのは当然なのですけれども、今回ももとの契約を落としたことによってトータルの年額では変わらないような形でこちら契約のほうはできるといった内容になります。

12節委託料に関しては、田上郷、五社川部分になりますけれども、これら例年の部分になりますし、あと18節負担金補助及び交付金、こちら土地改良に関する部分になりますが、その中で大きく金額が変わるものが、104ページのほうの4,258万1,000円ということで、県営圃場整備事業ということで、こちらのほうは2,758万1,000円増額になっています。こちらのほう、皆様ご存じのように、上横場と新津郷田上の圃場整備に係る経費ということになります。内訳を申し上げますと、上横場地区が3,190万円、新津郷田上地区が1,068万1,000円になります。新潟市と案分をした中で、1,068万1,000円を合わせた金額がこちら圃場整備事業の金額というふうになります。

続きまして、7目農地整備費になりますけれども、71万8,000円。こちらに関しましては、梅林公園周辺の整備、具体的には夏の頃の草取りになるのですけれども、農業農村整備事業ということで、こちらのほう梅林公園周辺の整備ということでご理解いただければと思います。

その下、8目多面的機能支払交付金事業費ですけれども、こちらに関しましては各集落におきます農道、あるいは農道脇の草刈りなど、あるいは泥上げ、こういったものを行った際に人件費の部分が国のほうから国、県、町のほうを通して出てくるといった形になります。内容、あるいは面積等に変わりはございませんので、こちらのほう特に変化はございませんが、説明のほうは以上でございます。

では、その下になります。2項の林業費です。林業振興費で234万3,000円で、説明欄のほうでございますが、林業振興事業225万9,000円が基本的には各種負担金なのですけれども、今回竹林等の環境整備事業補助金ということで、竹あかりを通じた里山のほうに関心を持ってもらうための事業の一環ということで、今回200万円のほうをこちら計上してございます。執行の予定、内容に関しては、竹林整備に必要な経費を想定しています。具体的な部分、それらについてはまた県などとも相談をした中で推進のほうは図っていきたいと思いますけれども、また今後についても竹林の、特に放置竹林の対策についてまた継続して行っていきたく思いますし、里山整備通じた中での竹林も含めて環境保全のほうに努めていきたく思っています。

あと、その下、記念樹の贈呈事業です。こちらに関しては、昨年度よりも1万

1,000円の減額ですけれども、内容は、結婚、新築、出生の部分、この辺は変わりませんので、実績に合わせての減でございます。

その次、106ページを御覧ください。まず、林業整備費です。今年度の予算は189万8,000円です。514万円の減額ということで大きな減額がありますけれども、今回、農林県単を使った林道の修繕が終わったことに伴う減でございます。説明欄、林道整備事業ということでございますけれども、こちらのほうも各負担、林道に関する負担金の関係でありますので、あるいは林道を維持するための委託料等になります。これらも経常経費になりますので、よろしく願いいたします。

農林の関係は以上になります。

委員長（熊倉正治君） 説明が終わりました。質疑を受け付けたいと思います。質疑のある方。

2番（小野澤健一君） 私は、105ページの今説明があった竹林等環境整備事業補助金200万円、これについてちょっと確認をして、総括質疑にするかどうか確認したいのだけれども。今の説明だと竹あかりの開催にいわゆる協賛するという、そう200万円で捉えていいですよ、課長。

産業振興課長（近藤拓哉君） はい。

2番（小野澤健一君） 分かりました。では、これ総括質疑にします。

内容は、本来この事業というのは森林環境譲与税、これがその財源になっておりまして、その譲与税のいわゆる対の原資となっているのが森林環境税というのがある。森林環境譲与税というのは令和元年度から交付されているのだけれども、その原資となる森林環境税、環境譲与税と環境税というのがあるのですけれども、この原資になっているのが森林環境譲与税。その譲与税を生み出すために国民から税金を取るのが森林環境税というのがある。これが令和6年度から個人住民税均等割と合わせて1人年間1,000円が徴収されると、こういうものです。こういったいわゆる森林整備が緊急の課題であるという、そういう状況を踏まえて、政府のほうとして見れば森林環境譲与税、これを令和元年度から前倒しで交付というか、譲与することになった。田上町のほうとして、町として見ればこの譲与税を「竹あかりバンブー」開催の支援として予算計上したわけです。町長も施政方針でこう言った。ところが、その資金の性格に鑑みれば、果たしてそういった使い方は妥当なのかというふうに私は疑義を持ちます。確かに商工会青年部をはじめ、当該イベントは田上の人口をはるかに超える来客があったと、この事実はすばらしいことだと思うし、そういったものに対し敬意を表しますけれども、来客数のみが要は独り歩きをして

いて、実際その事業における詳細な総括というのは我々は知らされていない。例えば収支状況であるとか、竹の伐採本数であるとか、あるいは一時期問題になったけれども経済波及効果であるとか、それから今後の展開どうするのだとか、こういったものを検証する中で町は補助金を出すのであれば出せばいい。だから、そういった検証した内容を教えてもらいたいというのが1つ。特にイベントなわけです。本来は竹林、よく私らは言われたけれども、番傘を差して竹林を歩いて、ぶつからない程度に間引きをするのが竹林にとって一番いいと言われている、だそうですけども、今回の場合は明らかにイベント性が非常に色濃く出てしまっているわけですから、そういったイベントにおいては当然のことながら主催者が支出をする事業費、これというのはやっぱり投資だろうと思うのです。この投資をすることによって、イベントに来客する消費者、いわゆる来客者は消費をする、これでもっていわゆる経済効果というのは生み出される、こういうふうに思っています。

そういうことで、今検証の結果を教えてくださいと、こういうふうに申し上げた。町は、その検証を踏まえてどのような判断の下で予算計上したのか。これが2つ目の質疑。

それから、当該譲与税の創設経緯、先ほど言ったように森林資源の永続的な確保であるとか、そういったいわゆる創設経緯を鑑みれば、竹林整備への補助金の新設をして、田上町の観光名産であるタケノコ等をやはり保護していく必要があるのではないのかということで、イベントを否定するわけではない。イベントをやるのであれば違う、この譲与税ではなくて一般財源から出せばいい。この譲与税は、あくまでも森林であるとか竹林、こういった整備のために使うべきではないのかと、こういうのが根底にあっての質問ということになります。これは、総括質疑もう書いてあるから、後でやります。

委員長（熊倉正治君） では、総括質疑で。

2番（小野澤健一君） です。

委員長（熊倉正治君） 答弁なんかないだろう。今聞いたってしようがないでしょう。

2番（小野澤健一君） では、課長、分かる範囲で答えて。

産業振興課長（近藤拓哉君） この後総括質疑という部分もあるので、今分かる範囲、あるいは若干補足も含めてお話しできればと思います。

もともと森林環境譲与税の使い道、用途というのはたしか各市町村なかなか頭を悩ませていた事業だと思います。そういった中で、一番最初の頃は森林の整備というのが当然のことだったのですけれども、その後だんだん使う、用途の部分もう少

し幅広にといったような感じに今なってきたのが現状です。今回、竹あかりの部分に使わせてもらうに当たって、では全く、問題があるようでは困るのですけども、その辺の部分については県のほうも確認をさせていただいて、特に用途については問題はないのではないかとということでお話は聞いています。

今もお話ししましたが、具体的なその内容という部分まではまだ町のほうで今具体的な部分、詳細な部分、これだという部分までなかなかちょっとお示しはできない部分もあるのですけども、竹林の整備に基本的には充てるということで今こちらのほうでは考えていますので、全く的外れだというふうには捉えてはいないという、それが今のこちらのほうの見解です。

委員長（熊倉正治君） これは総括質疑で聞くということでございますので、それ以外で。

9番（椿 一春君） 私もこの予算の計上にとっても疑問を感じまして、環境譲与税というものをいろいろやっぱり、使い道はそもそも森林整備やりまして、前回、令和3年度のときには護摩堂山の木の柵ですか、あれを新潟産の木材を使用してということとやっておりますし、あと近隣の加茂市においても里山の整備ですとか、そういったものに使っております。確かに200万円、250万円ぐらいの予算の中で森林整備どうやってやるのかというのはとても頭を悩ますところもあるのですけども、これ同じように県のほうにも環境整備譲与税というものは行っているのですが、県のほうの予算の使い道というのは森林整備を実施する市町村の支援に関することに使いなさいというので、何千万円というお金があるのです。ですから、森林整備のものでやりたければ予算が不足するものは県からもらえるのではないかとというふうに思いますし、そもそも地球温暖化ですとか、竹ではなくて木ですよ。林道ですとか伐採、新しく植林するとか地球温暖化に、そういったものの貢献する事業にやはり充てるべきものだというふうに思います。

これできたのがちょうどパリ協定の枠組みにおけるために、目標を達成するために国が前もって先に地方公共団体のほうに譲与税を割り当てて、令和5年度から今度一般の国民から1,000円ですか、それを取り始めるというものなのですが、今県のほうに確認したら用途は問題ないというふうな回答だったというふうなのですけども、私は県のほうにも抗議したいぐらいです。まるで全然違うのではないのという。そもそも県のほうでも竹だけを整備するのはいいのかもしれないのですけども、その竹を整備したものでイベントの、竹あかりのほうに行くというのと、あとそれが今回補助金ですよ。全体の事業の中の補助金であるので、どういう形の

イベント性にやるのか分からないですけれども、まずどこの団体か分からないですけれども、そこのほうで偏った補助金の中で一部のところでしかその補助金が使われないのか、その全体の中で竹整備、田上町の竹林の整備の中に当てはまるのか、その事業のやり方とか補助金の使い方に関してもどうなのかなという。今まで、前回の令和4年のときの事業は分からないですけれども、あるところの業者に竹を採取して、やったのかどうか分からないですけれども、この補助金の使途もとても興味があるというか、見ていかなければならないところだなというふうに思っております。

総括質疑なので、もし答えられるところあったらお聞かせください。

産業振興課長（近藤拓哉君） 今ほど質疑のほう2つありましたけれども、今回の補助の部分についてももう少し補足の説明のほうを農林係長のほうからいたしますので、説明員のほう代わります。

農林係長（長谷川 暁君） 産業振興課の長谷川です。よろしくお願ひいたします。

私のほうから森林環境譲与税の使途の関係で補足というような形でお話しさせていただきます。まず、森林環境譲与税の使途につきましては、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律の第34条の中に使途がうたわれております。「市町村は、譲与を受けた森林環境譲与税の総額を次に掲げる施策に要する費用に充てなければならない」ということで、その中身としましては、まず1つ目が森林の整備に関する施策、そのほかに森林整備を行うべき人材の育成及び確保、また森林の有する公益的機能に関する普及啓発、また木材の利用促進、大体この4つに充てなければならないということで法律の中ではうたっております。ただ、この法律を受けまして、全国の市町村のほうからも具体的にどういうものに使っていいのか示してほしいというのが恐らく林野庁もしくは総務省のほうに寄せられていることになりまして、それを受けまして、令和4年6月になりますが、林野庁と総務省合同の名前で森林環境譲与税を活用して実現可能な市町村の取り組み例について、通称ポジティブリストというふうに呼ばれているものがあるのですが、これが示されています。この内容については、林野庁のホームページにも出ているものになります。この中で、先ほども言った4つの大きな柱がありますが、まず森林整備の中に里山林の機能向上や竹林の整備のため伐採を実施する地域団体、森林所有者への補助、こういうものに充ててもいいよというような見解が示されております。また、そのほかにも木材利用ということで、地域産の木材を使った木製品を製作し、下流等域というのは、山が上流、都市部が下流になりますが、例えば下流域の自治体への提供ということ

も可能、地元産の木製品を使ったものも対象になりますというふうとうたわれております。普及啓発ということで、市町村向けの木育イベント、地域産木材を利用したDIY、ワークショップの開催、こういう部分にも充ててもいいというような事例が示されております。こういう部分を含めまして、今回竹あかりに環境譲与税を活用するに当たって長岡の振興局のほうへ相談をしまして、振興局としては用途についてはあくまでも市町村の判断なので、いいとか悪いとかいうことではなくてアドバイスというような形でいただいておりますが、昨年行われた竹あかりの内容を見ると今言ったポジティブリストの中に含まれている部分が多いので、活用に関してもいいのではないかというようなアドバイスはいただいております。ただ、イベントに関して、例えば木製品を活用しない部分、例を挙げていただいておりますが、イベントを盛り上げるために芸能人を呼んだりとか、ボランティアスタッフの飲食等の提供の部分については環境譲与税を充てるのは望ましくないというふうに言われております。今回、竹あかりをするに当たって、詳細な部分はちょっと分かりませんが、メインとなる竹林の整備面積が増えるというような形で聞いております。今回、譲与税についてはその竹林整備の部分がメインになるかと思いますが、充てさせていただきますし、ただ当然譲与税を補助するに当たって事業内容についても確認しながら行っていくような形で進めていきたいと思っております。

以上です。

委員長（熊倉正治君） その用途の関係というのは、まとめたようなものは何かないの。

農林係長（長谷川 暁君） 先ほど言いましたポジティブリストというものがありますので、これ林野庁のホームページに上がっていますので、もし時間いただけるようであれば印刷して配付は可能です。

委員長（熊倉正治君） では、その後で出してください。

9番（椿 一春君） それでは、竹林整備ということで分かりましたが、くれぐれも全体の総事業費と竹林整備に関わるその事業費がきちんと細目で分かるように、では注目して行ってください。

以上です。

14番（高橋秀昌君） もともと説明が竹あかりに使用するためって言っているのだよね。つまりこれは観光とか商工業でしょう。説明が大体不十分なの。つまり結果としては竹あかりに使うかもしれないが、あくまでも林業振興で、いわゆる竹林も含みますよという話であって、その竹林を整備するという提案でありますから、では少なくとも200万円を、どれだけの面積を誰が整備するのか。実際に個々の所有者に指

定をして整備してくださいって言って交付するのか。そういうこと全く説明していないだろう。それで、ただ単に竹あかりで使用するためにとっているから疑義が出るのではないの。我々は森林という竹を除いたと思うが、竹も含むのだよということは、法律というか、それではっきりしているのだ。整備ということになれば、では具体的にどうするの。それを知りたいの。200万円誰にやるの。答えて。

産業振興課長（近藤拓哉君） すみません、導入の説明部分、私今先に、一番最初に竹あかりというふうに申し上げて、そうすると確かに、そもそも林業という部分にのっているのはちょっとおかしいのではないかという多分お話だと。多分そういうまずご指摘かと思います。すみません、その辺逆です。すみませんでした。あくまでも竹林を整備した結果で竹林という、その辺の部分、申し訳ございません。

あと、その200万円のお金の実際の受渡し、あるいは使途の内容等なのですけれども、今後の実施主体のほうがちっとまだ確定はしていないといったのが正直なところです。去年は商工会青年部、あるいは道の駅といったような考えでたしかやっていたというふうに記憶はしておるのですけれども、まだ具体的にこの団体がやります、あるいはその中でこの作業はここがやりますというような具体的なお話の部分は私もまだ、分からないという言い方は変ですけれども、私承知していませんし、まだご説明できる段にはございませんので、先ほどのお話の中にもありましたけれども、当然内容のほうをこちらをよく見ていかないといけないのですが、また皆様のほうにご報告のほうをしながらこちらのほうを進めていきたいというふうには思っております。

面積ですが、昨年度の面積が約900坪というふうに聞いております。その会場の面積だと思うのですけれども。今年、整備のほうをやろうと言っている面積が坪でいうと2,000坪、6反、7反だと思うのですけれども、というふうに聞いてございます。

14番（高橋秀昌君） そんなのあなた、最初の説明のところで間違っていましたって言うけれども、後の説明も同じだ。要は商工団体に任せて、商工団体がやれる範囲内で200万円やるから好きにやってくださいという話でしょう。ただそれだけのことだろう。そうでしょう。あなた最初の私の言い方が悪かったと言うけれども、後から説明を聞いても同じだ。つまり竹林整備によって竹林を所有している、農家。あれは誰が所有しているはずなのだけれども、所有している人たちがタケノコなどを作って、どんどん生産してもらいたいという発想ではないではないですか。全然違う発想でしょう。だから、そういう発想については商工とか観光に入れればいいのか



でないの、本来。しかし、そこのところに環境譲与税を使うことができますというのがあるとすれば、それはそれで入れればいいわけだ。そういうあなた論理的ではないの。だから、当然にして何するのだということになるわけでしょう。はっきり言うと、うまくごまかして予算を入れただけの話になるのです。あなたたちが本当に竹あかりを成功させたい、私ももちろん竹あかりを否定しているのではない。成功させたいというのなら正面からそれにふさわしい款項目、どこ入れたらいいかと考えるべきでしょう。それをやらないで竹林環境税を使ってやるから、あっ、では林業だといって、説明しているのは全部観光の話ししているでしょう。しかも、あなた今実施主体は分かりませんと言っているけれども、本当に分からないの。去年実施した主体がはっきりしているのであるとすれば、では今年それに変わる団体があるの。ないでしょうが。昨年の実績からすれば、商工会にお任せしているのです。今年についても恐らくそうならざるを得ないと思いますだろう。例えばあなたたちが商工会が昨年やったけれども、田上町のタケノコ組合があると、今年はタケノコ組合の皆さんにお願いしようと思うのだったらそういう話をすればいいわけでしょう。あなたそんな気持ち全然ないだろう。タケノコ組合なんて全然頭にないだろう。だから、私は怒るの。まるであなた子どもを相手にしゃべっているようなことばかり言っているから。苦情ばかり言いましたけれども、ぜひその点直してください。

産業振興課長（近藤拓哉君） 分かりましたという表現変ですけれども、もともと商工の色が非常に強い事業だというふうに私も認識はあります。本来であれば予算科目も6款ではないのではないかなという気も、今お答えできることはないのですけれども、ちょっとそういうところもあるのですが、実際これ、言い訳だってまた言われそうなのですけれども、今回のその事業の中の事業の科目名なのですけれども、竹林環境整備とは言っていないくて、竹林等というふうにあえて等を実は入れて、今年度は申し訳ないのですけれども、今の説明になるのですが、今後については竹林も含めて皆さん困っていらっしゃる畑等の支援とか、そういったこともしていきたいという部分も込めた中で実はこういう名前にしている。独り言みたいな感じですがけれども。

14番（高橋秀昌君） 課長、おまえ何言っているの。おまえ議会をばかにしているの。あなたの後ろにいる係長が林業振興でもしっかりと大丈夫ですと説明しているだろう。竹林も含むのだと言っているだろう。それなのに、あなた私の指摘に対してそう言われるとそうかもしれませんねなんていうことになったら、あなたの後ろで説明した係長の立場がないでしょう。だからあなたは迎合なの。議員に指摘されると

私もそう思いますなんて、そんなの大問題です。審議ストップです。あなた責任持って林業振興費として出した以上、後ろの係長が指摘したのなら私が何言おうが、いや、高橋委員の言っているのはそうではないと、林業振興としても位置づけているのですと、これ言い放たねば駄目だろうが。そう言ってこそ初めて互いにけんけんがくがくの議論になるのでしょうか。あなた私が言うにすぎ、はい、そう思いますけれどもなんて言ったら、予算だよ、課長。係長の言っていることが筋が通るだろう。森林振興には合わないのではないかという指摘をしたら、いや、そうではないですと、国は竹林の整備もいいのですと、こう言っているのだろう。そうすればそれは整合性があるだろう。問題は、ここを使わせてもらった上で、実際はこういう使い方をしたいのですとあなたが説明すれば済む話ではないか。本当に驚くほどの迎合感なのだ。そんなのでは議会と執行が本当に正面からぶつかり合って議論していく値打ちがなくなるのです。あなた悪いけれども、係長から学びなさい。係長のほうがしっかりと反論している。強くあなたに指摘しておきたいと思いますが、最後に言って終わり。いつまでも言ってもしょうがない。

委員長（熊倉正治君） ちょっと休憩しましょう。

午後2時34分 休憩

---

午後2時48分 再開

委員長（熊倉正治君） それでは、会議を再開したいと思います。

資料が行っていると思いますが、これについては特にいいですね。

では、質疑を。

8番（今井幸代君） 今休憩前から竹林等環境整備事業補助金ということで質疑が出ていて、関連になるのですけれども、その実施主体は実行委員会になるのだろうというふうに思います。ただ、事業を実施するに当たって国の補助金等の活用を主体者のほうは視野に入れているということで、その中でその補助金の申請の対象団体とかに実行委員会という任意団体だと駄目というものだったり、それこそ商工会のような公益団体でなければ駄目だというようなものがあつたりと、そういった部分で主体者がはっきり決め切れていなかったという部分もあるのだろうというふうに思います。基本的に実施していく団体というのは昨年と変わらず商工会青年部が主体となった実行委員会という形になっていくのだろうというふうに思いますし、そのような説明になっているのではないかなというふうに思います。今回、その森林環境譲与税を使っていくところに関しては、基本的には用途に関しては合致をする

ものなのだというふうに理解はしていますが、やはりこの課題になってくるのが例えば森林整備するに当たって、今回はバンブーブー、今年は2,000坪で近隣、前回同様の場所を広げるというところに併せてYOU・遊ランドですとかほかの場所も含めて竹林の整備を進めていくということで聞いてはいますけれども、そういった中で主体団体、商工会青年部、それはバンブーブー実行委員会が行う竹林整備に関してはこういった補助事業に充てられるけれども、では町内のほかの放棄竹林、ほかにもたくさんあるわけですよ。そういったところの整備に光が当たってこないというのも少し課題になってくるのだらうというふうに思いますので、先ほど長谷川係長もご答弁されていましたが、そういった状況も調査もしていきたいというふうな答弁がありましたので、一つの放棄竹林を整備していく啓発にもつながっていくのだというふうに思いますので、性格的には譲与税が持つ性格からも逸脱するものではないというふうに理解はしています。ただ、やはり考えていくべきことは、本来であればバンブーブーの支援というところで考えれば、町の賑わいであるとか、そういった放棄竹林等の森林保全もそうなのだけれども、町の賑わい創出等の意味合いが非常に強いわけですから、方法としてはやはり、一般財源からなかなか財源確保ができず、そういったところでこういった部分が使える、合致するのなら、ではここでいこうというふうになったのではないかなというふうに推察するのですが、今後そういったイベントの支援の在り方等は検討する余地はあるのではないかなというふうに、その辺りは恐らく総括質疑で小野澤委員が町長とも議論を重ねていただけるのではないかなというふうにも思います。ただ、あくまでここで使う200万円というのは、実行委員会のほうに200万円竹林整備で自由に使ってほしいというか、200万円自由にイベント支援として使っていいですよというものではなくて、あくまでここで使えるものは2,000坪の竹林整備とそれに係る、例えば竹の明かり作りをするワークショップの費用であったりとか、ここで認められている経費の中で使用をしてほしいという意味合いで200万円というふうな理解でよろしいですよ。自由に、その自由度の高い補助金をイベントの補助というか、竹林整備の補助として渡すのではなくて、あくまでその補助金は対象の経費というのはここに記載をされているものでの使用というふうになるということの理解でよろしかったでしょうか。

産業振興課長（近藤拓哉君） 今ほどの今井委員のおっしゃったとおり、何でも使ってもいいですよというお話ではなくて、限定された形での200万円の使途というふうに考えております。

4番（藤田直一君） 103ページの園芸作物等振興支援金2,800万円についてお伺いしたいのですが、町長は施政方針で生産調整助成金を見直して新たにこの園芸作物等振興支援金制度に切替えをするという方針を出しましたが、何がどういうふうになるか、何がどう変わって何がいいのかというのがちょっと分からないので。では、昨年あった生産調整助成金を受けていた皆さんは今年どうなるの。今年はないのだよというのか。組替えだから、それとも今回の、名前は変わったけれども、これと一緒に活用が多分できるよということなのか。前回のこの生産調整助成金と今回の園芸作物等振興支援金、何が違うか、その辺できましたらちょっと資料で出していただけませんか。

もう一点が、この梅林周辺の環境整備委託料66万円、草刈りだというお話であります。実はあの周辺、不法投棄結構あります。それも不法投棄がどういう状況で皆さんは考えているのか。あの周辺です。周辺だから、反対側は農道があるわけではないですか。山に。あの辺非常に不法投棄が結構あるのです。ひどい人は、農道の真ん中に夜来て置いていくのかな、そんな状態なのです。だから、ぜひいろんな環境整備、その点もしっかりと見ていただいて、対応策をどこかで考えてもらわないと。いろんな、シイタケを作っている人がいるのですよ、あの奥のほうに。置いていく人は勝手に真ん中に軽トラックか何かに積んできて、どこかの庭の剪定したものを山にして下ろしていく。それも夜中。そういうこともあるということもぜひ頭の中に入れた中で今後の整備も考えていただきたい。

以上です。

産業振興課長（近藤拓哉君） 今ほど藤田委員のご質疑、2点でしょうか。2,800万円の部分、今までとどういった部分が何が違うのかという部分ですが、具体的な資料というお話もございましたので、その辺も含めて、では農林係長のほうから答弁いたします。あと2番目の梅林周辺の環境、今やっている草刈りとまたちょっと別件なのかもしれませんが、今まで我々も正直そこまであまり見ていなかったのですが、やはり時々、梅林が有名になったせいもあるのかもしれないのですが、不法投棄というか、ちょっと広めのところにごみが置いてあったりとかして、その都度捨てたりしてはいるのですけれども、その辺もう少しきめ細かに見るようにしていきたいと思えます。その上で、必要に応じて看板立てたりだとか、その辺また必要なのかなというふうに思えますけれども、まず実態をもう少しよく把握するようにいたします。

では、説明のほう代わります。

農林係長（長谷川 暁君） それでは、園芸作物等振興支援の関係でご説明いたします。

本日お配りしました資料ナンバー2を御覧になっていただきたいと思います。まず、この園芸作物等振興支援につきましては、先ほど課長から言いましたとおり、作付面積の拡大、新たな生産品目の導入などの取り組みを行って、町内の直売所に出荷、販売した方に対して補助を行うもので、助成内容のところにあります。資材費の2分の1を補助、上限は5万円、対象は40件ですので、大体予算としては200万円の規模となっております。昨年まで生産調整推進助成金ということで2,800万円、農業者へ助成をしておりました。その助成の品目につきましては、資料の2、助成内容の米印が振ってあるところがあります。主食用米以外の品目、括弧しまして大豆、ソバ、飼料用米、米粉用米、加工用米、備蓄米、減減米、一般野菜、それらの品目に対してそれぞれ単価を掛けて、出荷、販売をしている農業者に対して2,800万円の支援を行っていたものになります。ここの今まで2,800万円ということで生産調整推進助成金としてお支払いしていたものについては、総額が2,600万円になりますが、対象となる品目は変えずに単価の見直しというふうな形で行って、農業者へ引き続き支援を行っていきます。ですので、その2,600万円と新たに園芸作物等振興支援金の200万円を足しまして、合計総額が2,800万円というふうな形になります。

なお、先ほど2,600万円の部分、品目は変えずに単価を変更して支援を行っていくというのをちょっと説明させていただきます。この部分についての補足なのですが、この生産調整推進助成金、以前であれば転作助成金という名前でお支払いをしておりました。転作があって、それに協力した方についてメリット措置という意味合いで助成金を出していたものになります。その当時、始まったときからの単価が令和4年度までほぼ同額で引き継がれて農業者へお支払いをしていたものになりますが、今回この園芸作物等振興支援金をつくったのに合わせまして、今後、単価が2,600万円になります。推進助成金の部分になりますが。単価を今度生産費、コストとか売上げ経費、そういう部分を加味しながら単価を計算しまして、それでも農業者への影響をなるべく最小限にとどめるような形で、中身を変えて支援していくというふうな形で考えております。

説明は以上になります。

4番（藤田直一君） そうすると、町長は施政方針の中で言っていましたけれども、園芸用資材の購入に対しても補助しますよと。それをここに書いていないのですけれども、それは。2番。分かりました。

以上です。

14番（高橋秀昌君） 私はこの計画に反対です。まず、質疑を行います。

何ゆえに生産調整言わば生産調整というのはほぼ半分、田上町の総面積の約半分近く皆さんが米作れないのです。これに対して、多いとは思わないけれども、それでも2,800万円出していたものをなぜ単価を下げるのですか。あなたここにもこれまでどおり助成をしておきますと言っておきながら、現実には200万円下げるのはなぜですか。これを聞かせて。

農林係長（長谷川 暁君） 今高橋委員の生産調整助成金の単価を下げるというような部分であります。そもそも園芸作物等振興支援金をつくった理由としましては、11月に農業者への座談会を開きまして、その中でいろいろお話を伺って、販路拡大をしたいとか、町のほうとしても園芸の拡大を行っていききたいという部分がありまして、農業者から聞いたお話を総合して今回その園芸作物等振興支援という形で取り組んでおります。予算の部分で、主管課と町長、副町長、財政のほうと協議をしたところ、新しい部分についてはいいのですが、そもそもこの生産調整推進助成金というのはあくまでも転作の助成金ということで、転作自体が平成30年になくなった制度になります。ですので、そもそもその転作助成金というのはこの転作がなくなった時点で縮小なり廃止をしてもいいものだったのかなという部分もありますが、それをすることによって農業者への影響というのが大分大きなことが考えられましたので、平成30年の国の配分廃止になりましても引き続き助成を行ってきたものになります。ただし、本来の目的は既に終わっているという部分もありましたので、そういう部分も含めた中で200万円、2,800万円から2,600万円の予算額の縮小というような形でなっております。

14番（高橋秀昌君） あなた現場見ているのだろう。いい。転作がなくなったというのは国が言っているだけでしょ。では、田上町減反しないの。やっているでしょ。あなたのことを百歩認めたとすれば、転作をやっていることは事実なわけだから、大豆、ソバ、飼料用米、米粉用米、加工用米、備蓄米、減減米、これは昔でいうと特殊栽培米。肥料を減らし、農薬を減らして作るの。こういう人たちには補助金を下げないで出している。また下げるのでしょ、今でも。しかも、あなたは園芸作物等振興支援金の名の下に支援するものは何だかといったら、年度内に園芸品目の作付面積の拡大、新たな生産品目の導入、そしてかつ町内の直売所に生産物の出荷、販売を行った者に出すだけだろう。圧倒的少数でしょ。圧倒的多数かい。そういうことは、つまり田上町の直売所というと旧農協前、それから護摩堂山、そしてこ

この道の駅、この3か所だけだと思うのですが、こういうところに出したのについては支援しますと、それ以外のところを支援しませんということでしょう。だから、全くこれ差別ではないの。何をもちて生産調整が終わりましたからなどという、よくそんなことを白々しく言える。現場全く見ていない。農家と話して、農家がそれでいいですと言ったからしますなんてとんでもない。いいですか。今田上町は確かに、私が指摘したように、米を中心とした複合経営。しかし、米が命なのです。群馬県などのように、田んぼよりも畑がいっぱいあって、山がいっぱいあって、様々なことができる条件ではないのです。この新潟平野の中では米が最も作りやすいのに、国策によって皆さん我慢させられてきたのです。そういう中で、果樹とか野菜とかに進んだ人もいます。しかしながら、現実にはソバを作っても事実上は種だけまいたと、それしか労働力がないという人たちがいるのだ。それなのに、2,800万円から200万円差し引いて、その人たちは200万円減らしますと。話、逆立ちだろう。もし本当に園芸作物を支援するのであれば、どんな人でもこういうものに関わったら支援しますなら分かります。しかし、あなたたちの言っていることは、どんどん対象を狭めて、町内の直売所に出荷しなければ出しませんと言っているのでしょうか。そんな農業政策ありますか。聞きたい。本当にそのことが農家を平等に支えるという力になるの。答えて。

農林係長（長谷川 暁君） 販売先を直売所に絞っているという部分についてお答えします。

今こちらのほうで考えているのが、例えば対象となる3番の新たな品目の導入ということで、町内では作っていないが、ほかのところへ行くと作っている、例えばイタリア野菜とかそういう部分、この辺の直売所では取り扱っていないような商品を作って販売につなげていきたいというような思いがありますが、そういうものをいきなり市場とかに出しても、恐らく数量が少ないですので、市場には多分出荷はできないのかなと。ある程度数量がまとまらないと市場への出荷はちょっと難しいというような方々もいます。その中で、逆に言うと直売所、町内、高橋委員がさっき言われました農協の直売所、護摩堂直売所、道の駅の直売所がありますが、近くにそういう販路となる店舗が3つありますので、そちらへの出荷を促すというような意味合いで直売所への出荷、販売というのを条件に入れているというようなことになります。

14番（高橋秀昌君） 行政が出荷場所を誘導するなんてとんでもない話だ。つまりここに出したものの以外は支援しませんと。新しい品目を作って、農家の人が市場に出す

べきか、スーパーに卸すべきか、直売所に出すべきかはその新しい品目を作った人たちが考えればいい話でしょう。それをあなたがおこがましく、ここへ出さなければ補助金出さないなんて一体何事だ。とんでもないことでしょう。

それで、私の言いたいのは、生産調整をこれまで2,800万円出して、そのほかに新たな園芸作物に着手した人には200万円を限度だけでも出しましょうというのならまだしも、財政が厳しいですから200万円、2,800万円の中でやりくりしましたということになれば、結局結果としては何も役に立たないということでしょう。そんなことさえも分からないの、現場を見て。今の農家の人たちがどうしようもならない、もう後継者がいない、もう70、80歳になってどうにもならない事態があるにもかかわらず、あなたそんなおかしな政策をやってさらに混乱させるつもり。これだったら農家の人たちは分断することになるのです。そんなことも分からないの。課長、それはあなたの責任だ。佐野町長がこういうふうにしろと言ったのかい。だとすれば佐野町長と論争しなければならない。佐野町長は確かに園芸は強化したいと言った。でも、同じ予算の中から分けるということは園芸強化ではないだろうが。どうですか。

産業振興課長（近藤拓哉君） 今ほどの高橋委員のご質疑にお答えいたします。

今ほど係長のほうから説明がありましたけれども、11月の座談会の部分でいろいろいただいた意見の中で多かった部分、出荷先の部分、例えば直売所をもっと活用させてもらいたい等の意見があってこういったような内容となっております。私としても当然2,800万円、従来の金額を維持した中でプラス、新しい施策ということで、上積みということを当然要望したのですけれども、最終的にやはり財政、あるいは町長、副町長との協議の中で、今までの2,800万円の中で何とかならないのだろうかというような、そういったやり取りを踏まえた上で、今回、予算書の計上のほうに至っております。

14番（高橋秀昌君） 農家の方々が直売所にもっと出したいということであれば、直売所を広げるしかないだろう。今、直売所に出したいといっても売場面積を考えれば全ての園芸作物をやっている人が直売所に出せるのですか。出せないでしょう。あなたはただ単に農家の人が直売所を利用したいと言った、だったら直売所を利用できる環境をつくらなければならないのはあなたの責任でしょう。あなたそういうことをやっていないで、政策的には直売所に出さなければ補助金出しませんと言っているわけだ。では、直売所に皆さんが出していったら、今3か所ある直売所で面積的に間に合うのですか。それを伺いたい。



産業振興課長（近藤拓哉君） まず、面積の部分なのですけれども、面積等のそういった資料を持ち合わせておりません。申し訳ありません。ただ、我々ふだんもごまどう湯っ多里館なり、ほかの直売所も含めて見に行く機会も結構あるほうだと思っているのですけれども、やはり時期にも多分よるとは思うのですが、なかなか田上産の野菜がない時期も結構あると思います。そういった部分できるだけカバーをしてもらいたいという部分もちちらとしては持ち合わせておるもので、それでこういった園芸振興策も、園芸支援のほうをしていきたいというふうに考えています。

14番（高橋秀昌君） 悪いけれども、もう少し現場見て。田上の農産物が出せない時期はいつ。あなた田上の農産物が出せない時期、つまり冬場にかかって、あなたが言う新しい作物が出せるのか。雪が多く降るときに収穫できるの。あなた口から出任せ言わないで。そんなの田上町で一年中農産物を出せますなんて誰一人いないでしょう。米は出せる。あと何出せるの。生鮮野菜なんていうのは出せないでしょう。あなた何答えているの。真冬に行ってがらがらと空いていますと言っているのか。それと同じことを言っているのだ。それだけあなたが言っている新しい品目は真冬に出せるの。田上町で生産をして。勘弁してくれ。

農林係長（長谷川 暁君） すみません、ちょっとこちらの勉強不足もあった部分もありますが、実は思いとしましては、先ほど課長が言いましたとおり、直売所で冬場にかけて田上産の地場野菜が少なくなるというような部分で、今回、実はこういう支援の取り組みを行うことによって新たな品目、品種とか、例えば冬にそういう野菜とか、導入のきっかけにさせていただきたいということも一つ考えてはありますので、すぐには冬場にそういう野菜がいっぱい、たっぷり出荷できるというふうには思っていないんですが、冬場の出荷につながるようなきっかけの一つになっていただきたいというような意味合いも含めて設計したものでございます。

14番（高橋秀昌君） 勉強不足どころか、現場を何も見ていない。冬に出せるの何。大根、キュウリ、ジャガイモ、これしかないだろう。それ以外に生鮮野菜出せば言ってみなさい。これはこれしかないの。新しい品目を頑張って出してくださいと言っていること自体が間違っている。あなた勉強不足ではないのだ。農家の話聞いていないの。そうやって時期外れの野菜が出せますように、そのための政策を打ちましたなんて恥ずかしくて、とてもではないが説明できないのです。私は、今の産業振興課長が一体農業について何を考えているか分からないの。そういう人が町長を説得して、町長が出せるわけがないの。だから、私は、悪いけれども、今回はそんな町長と論争する気はなかったけれども、これでは話にならない。町長と論争しな

ければならない。こんなことだとは思わなかった。あまりにもひど過ぎて。

終わり。

委員長（熊倉正治君） 高橋委員は、総括質疑をするのですか。

14番（高橋秀昌君） やらざるを得ないだろう。

委員長（熊倉正治君） いやいや、あなたの判断だからいいけれども、やるのですか。

14番（高橋秀昌君） はい、します。

13番（関根一義君） 関連して発言させていただきます。

私もまずこの資料を課長が提示されまして目を通しましたけれども、ざっと見た中では、これは許し難いという思いをまず第一印象持ちました。こういう資料が出てきた根拠になっているのは、町長の施政方針演説だと思うのだ。8ページにこういうふう書いてある。「生産調整助成金を見直し、新たに園芸作物等振興支援金制度に組み替えることで園芸振興に向けた取り組みを行うとともに、園芸用資材の購入に対しても補助を行ってまいります」と、こういうふう書いてある。これ町長が示した施政方針。ここに依拠するのだ。そうでしょう。

ところで、これを依拠するのはいい。どういうふうに政策として実現していくのかというところになったときはあなた方の責任になる、今度。政策、施策を打ち出さなければ駄目だ。そう思います。そこで、いろいろ考えたのだろうけれども、まず驚いたのが、私が声を大にして言いたいのは、高橋委員と共通するところなのだろうけれども、生産調整助成金というのはどういう位置づけをしてきたのか、田上町が。組合とか県がいろいろと言っているわけではないのです。田上町が、私たちが、さっき係長が言ったように、平成30年の減反政策廃止という国の政策に基づいて取った対応というのはどうしたか。転作奨励金をなくしたら一夜にして町の米生産農家が大変なところに落ち込んでいくのだと。したがって、それはさせない。させないために、転作助成金だとかいろいろ当時はあったけれども、そういうことではなくて、調整助成金として位置づける、こういうふうに行っている。だから、佐藤町長は、この制度は何が何でも守り抜いていきたいのだよというふうにしたのだ。田上町としては守っていきたいのだ、理解してくれと言ったのだ。だから、その原因として今まで転作調整助成金は維持してきているの。それでもって米作農家の皆さんの、転作政策は廃止になったけれども、作付面積の制限を受ける支援は、その制限を加えているのがここに書いてある、あなた方が今度事業主体、田上町の農業再生協議会と言っているけれども、これも次言うけれども。再生協議会の中でこうやりましょうなんていうことを言って、令和5年度もその作付面積を再生協議

会の名の下に農家の皆さんに押しつけているだろう。押しつけているという表現は悪いかも分からないけれども、押しつけているでしょう。その代わりに生産調整金を活用して何らかの手当てをやりましょうというふうには聞いたのだ。だから、生産調整金というのはそういう重い歴史があるの。簡単に時の町長がこれを変えるなんていうことは、変えるなら変えるなりの理由をつくってもらわなければ駄目だろう。

私は佐野町長を支持するけれども、佐野町長がそんなことを勝手にやるのであれば私は反旗翻すぞ。いいかい。そういう代物なのだと。だから、田上町の米作農家をどう救ってきたのかという歴史があるの。これで終わりとして、申し訳ないけど、それが1つ。

もう一つ私が怒りたいのは、園芸作物等振興支援事業、この事業主体が何で再生協議会なのだ。何言っているのだ。再生協議会なんてそんな事業主体になれる団体か。ふざけるのではないということだ、私は。再生協議会に対して農家の人たちがどういうのを受けているのか。あなた方も知っているはずだ。再生協議会というのは、会長は町長だ。副会長はここにいるJAの経営管理委員。やっているのが椿委員。そういうのに構成されているけれども、しかし構成実態は国の出先機関が入ったり、県の出先機関が入ったり、町の農業団体以外の商工会が入ったり、土地改良区が入ったり。そしたら充て職協議会だ。そこが何で田上町の農業に責任が持てる実態であるのかと。私はないと思う。それが何で事業主体なの。百歩譲って園芸作物等振興資金事業に賛成するとしても、その主体が何で再生協議会なのだ。そんなのは認めるわけいかないだろう、私たちが、議会が。そこに怒りがあるのだ、私は。農家の皆さんが明日明日田上町の米作農家がどうなるかという、不安で不安でしようがないのだ、今。去年の暮れだ。私も一般質問で触れたけれども、全国のJA系の、農業団体系の機関が2023年の米作農家の現状はこういう現状なのだということを発表したでしょう。あなた方も見ているでしょう、農業新聞に載ったのだから。このままいったら2023年、令和5年の米作農家は瀕死の状態に落ち込むかも分からないのだ。そういう状況の中で、私も園芸支援策をやることについては反対とは言わない。大賛成だ。やっていく。でも、傷めるところが違うではないかというの、私は。何で2,800万円に手つけるのだ。そんなものは主管課として町長に盾突け。何でそうなるの。たかだか200万円だよ。200万円ぐらい、それはどこかからでも持ってこい。それで園芸支援を凶ればいいではないかと。何で今さら農家を傷めつけるのだと。こんなことを一枚の紙を提示しただけで予算を通そうなんていう根性が

気に食わない。これをあなた方が通すといったら予算に反対せざるを得ないではないか、私は。予算そのものに反対しなければ駄目ではないか。そこまで追い込むことあるのかい、あなたたちは。よくよく考えてほしい。私は、これ以上進めると心臓が破裂するからやめるけれども、泣きの訴えだから、私の。最後の訴えだから。私は抵抗する。

やめておく。

委員長（熊倉正治君） 課長、相当政治的な中身にまで踏み込んだ部分もあるので、答弁できる部分で、できるのであればしてください。あとはもう町長との議論にしかならないと思います。

この生産調整助成金の2,800万円、歴史があると言っているわけだから、その辺の理解はどの程度あったのか。それと、事業主体の再生協議会、その組織のありようも言っているわけですから、その辺は事務担当としても何か考えや思いもあったのだらうと思うけれども、その辺はどうなのですか。

産業振興課長（近藤拓哉君） すみません、今ほどの関根委員のご質疑に関して、お答えできる範囲で。

まず、事業主体の再生協議会の件ですけれども、これまで昨年まで交付してきた団体、こちらに関して再生協議会のほうはしてまいりました。その流れを継ぐ形で、回再生協議会が事業主体というふうな形で、今ここのほうに記載のほうをさせていただいております。

あと、先ほど申し上げたように、私としても本来であれば2,800万円を維持した状態で上積みというのが本来だというのは一番の部分なのですが、繰り返しのすけれども、なかなかちょっとそれができなかったという、高橋委員がおっしゃるように、あなたの勉強不足だと言われればそれまでなのですが、やっぱりその辺のなかなかうまく調整ができなかったというのが正直なところでございます。

以上です。

委員長（熊倉正治君） その助成金の2,800万円に関根委員は歴史があるのだと言っているけれども、その辺の認識はどうなの。

産業振興課長（近藤拓哉君） 当然あります。

委員長（熊倉正治君） 分かっていたの。

産業振興課長（近藤拓哉君） かつて、大分前ですけれども、こちらの部分どうするかという議論をしたというのもしか聞いてはおりますので、その辺の部分はある程

度知っているつもりではいるのですけれども。当時そういう話があったというふう  
に記憶しております。

13番（関根一義君） もう一つ言わせてください。

再生協議会について、どういう任務をしているのかというのは私もそれなりに知  
っています。どういうメンバーかというのを私も、今持っていないけれども、うち  
へ行くとメンバー表あります、構成人員の。どなたが入っているか。そこには農業  
従事者、農業団体の責任者が入っていないなんてことを言いません。農家組合長も  
入っているし。農業委員長も入っているし。だから、農業団体は関わっていないな  
んてことを言わないけれども。

それで、もう一つは再生協議会が平成30年以降ずっと米の作付面積のを、田上町  
としてはこういうふうにいこうと、その点ではこういうふうにしろということの主  
体的な議論を担ってきたというのも知っています。でも、そんなことを農家の人た  
ちが誰一人、この協議会がおかしいと言っているの。それも一方で事実としてあな  
た方は認識しなければ駄目なのだ。農業者の味方ではないと言っているの。実際就  
農している農家の人たちが。政治的な思惑だけで私らに政策を押しつけているでは  
ないかというふうに言っているの。そういう団体が事業主体だなんて言うから、私  
は怒っているの。事業主体はあなた方がならなければ駄目なの、本当は。そこでも  
方向性は出されたけれども、事業を行うときの主体は私たちの責任で行いますとい  
うふうにしなければ駄目なの。それを事業主体は再生協議会だなんて言って。あんな  
組織に依拠して施策を押し通そうなんていうのは邪道だと言っているの、私。だ  
から、これは雑談の中でもちょっと出ましたけれども、どういうふうに対応するの  
か真剣に考えたほうがいいと思います。本当です。私は引けないのだから、もう。  
今日こういう発言をしたということは引けないのだから、私は。本会議まで持ち越  
すのだから。私は最後の抵抗をするのだから。そうしないで町長の政策を活かして  
くれというなら活かしてくれという考え方をあなた方は持ってください。こうする  
から町長のこの政策を活かしてくれというならそれを示しなさい。そうでなければ  
駄目だ。

「竹あかりバンブーブー」もそうだ。ちょっと脱線するけれども、最後、もう私  
は病院行かせてもらいますから発言していきますけれども、「竹あかりバンブーブ  
ー」だって、施政方針の中に載っている。これを活かさせてくれと言っている、町  
長が。支援するから活かさせてくれと言っているの。その際どういうふうに位置づ  
けるかといえば、竹林整備事業として位置づけさせてくれと言っているのだ。それ

だけの話。やり方とすれば、商工会青年部に200万円やるからこの事業を継続してくださいと言っているの。そんなのも分からないの。そういう提案なの。国が示した譲与税の使い方に基づいてやればいいということを考えていない、素人の町長は。この金は使わせてくれ、あれだけのまちづくりの成果を上げた、2万人も来てくれた、これをさらに固めていきたい、まちづくりの核にしたい、そう言っているの。だから、支援しますと言っている、町長は。竹あかりに支援しますと言っているの。そのときにどうするかと。竹林整備事業の一つと位置づけさせてくれませんかと言っているの。それだけの話だ。天地逆転して正当化するから、本質から外れるの。そんなことをしたら、200万円は使い道はこうですよなんて細かいことまでいったら商工会青年部が怒ってしまう。私だったらやめろと言う。私が商工会青年部だったら。そうではないだろうがと言う、私は。そんなことで私たちはまちづくりにかけてきたのではないと言う、私は。私が青年部の立場だったら。そうだと思う。だから、もっと真剣に考えてほしい。そうでないとまちづくりという施策が吹っ飛んでしまう。

以上、終わります。

14番（高橋秀昌君） さんざん批判しましたから、そこで伺いたいものだけれども、園芸等作物支援について、対象は町内に住む法人、個人で町の直売所に生産を出荷、販売を予定している者ということだが、200万円は団体や法人を何団体、そして作付面積の拡大は実際にどういう動きなのか、新たな生産品目の導入とはどういうことが予測されるのか、そこをちょっと説明してください。200万円の使途の具体的な内容です。

農林係長（長谷川 暁君） 予算の200万円の使途ですが、資料ナンバー2の2番の助成内容というところにもあるとおり、園芸資材の購入費用の2分の1の補助に充てる形になります。ですので、作付面積を拡大するということに、例えば肥料代とか、そういう資材が必要になるかと思えますので、このかかり増し経費に対する2分の1の支援で、1件当たりの上限が5万円で件数が40件、これ個人、法人を含めての件数というような形で考えて、作付面積の拡大と、今実は生産調整助成金のところに一般野菜の助成というメニューもあるのですが、ここについては国の補助事業、この中に転換作物といって、もう完全に畑になったところはそもそも対象外なのですが、今回この園芸作物の支援については町内の畑、国の補助事業の対象とならない圃場についても対象にするというようなことになります。その中で面積の拡大の部分。

あと、新たな生産品目の導入というのは、先ほどちょっと説明しましたが、例えばイタリア野菜というような、この辺であまりないような品目。そのほかにジャガイモを1作しか作っていないものをやっぱり品種を変えてもう1作、要は1つの畑で2作を作れるような取り組みということになると、新しい例えば種芋の導入費用とかかかるようなこととなりますので、それらのかかり増し経費に対して2分の1の補助を行うというふうを考えております。

14番（高橋秀昌君） 新しい生産品目の導入なのだけれども、この新しいとは、例えば米作一辺倒の農家で、ではこういうので生産、出荷を直売所に出す目的で作物を作れば補助対象で、その作物が大根であろうがニンジンであろうが、その人にとっては新しい作物になるわけです。そういうものは対象にはならないの。今言ったイタリア野菜ということを行っているが、それは田上町に今まで作ったことのない野菜でなければ認めないのか。例えばジャガイモは二期作でなければ駄目だと言ったが、そういうものしか認めないのか。いわゆる個々の農家にとっては、自分はジャガイモを作って販売したことがないが、挑戦してみようかといって作っても補助の対象にならないと見ればいいの。どうなのですか、これ。

農林係長（長谷川 暁君） 今高橋委員の質疑のあった、例えば今まで大根を作ったことがない方が新たに大根を作ろうということになると、その大根については作付面積の拡大、例えば今までされていない方というのは作付面積がゼロなわけですが、作ることによって、要は作付面積の拡大に当たりますので、今まで大根を作っていない方が新たに大根を作ってみようかという取り組みに対しても支援を行うというふうを考えております。

14番（高橋秀昌君） 私がつかめないのは、私が今たまたま特徴的に、作ったことないからやってみるかということ、いや、対象ですよと来るが、実は農家の皆さんは自家用野菜は基本的に作っているわけ。でも、それは自家用野菜であって、販売野菜ではないわけ。つまり販売を目的にした場合はその対象になるというふうに見るの。そういうものはどういうところで見ると。言わば直売所に出荷した、したがって評価しましょうというふうな、それはどうなの、組立ては。

農林係長（長谷川 暁君） 今まで自家用の野菜を栽培していた方が例えば直売所なりに出荷をするということになると、当然今品質、今まで自分ところで食べるということであれば形は何でもいい、味は変わらないからというような部分もあったりとかして作っていたと思うのですが、例えば店舗に出荷をするということになるとそれだけの、生産についても気をつける部分があるかと思えます。そういう部分でか

かり増し経費が発生するようであれば対象となりますし、その直売所への出荷についても条件の一つということしております。

14番（高橋秀昌君） もう笑ってしまったのだけれども、今の自家用野菜を作っている人はどうでもいいのは作らないの。自家用野菜を作っている人は、即販売できる品物を作っているのだ。農家を回ってみなさい。くずは自分ところで食べるが、そうでない場合は人にあげたり売ったりしているの。あなたたちは、もう全く現場を知らない人がしゃべっているから笑ってしまったのだけれども。

いろいろ議論している時間ないので、そちらのほうでどういう政策を組立てたのか、表にして皆さんに配ってくれない。こういうケースの場合は対象です、こういうケースの場合は対象外ですと、そういうのをきちんと出して。いい。

農林係長（長谷川 暁君） では、ちょっとお時間をいただくような形になりますが、作りまして提出いたします。お願いします。

委員長（熊倉正治君） だから、要は生産、販売目的なのであれば本人の申請で認めまるわけだろう。そうでなければ分からないでしょう。こういうことを聞いているのではないの。だから、本人が販売目的で新たに大根、ネギ、今までも作ったけれども面積増やして作りますよって言えば、それはあなた方が申請で見えるわけでしょう。そういうやり方をするわけだろう。そういう説明すればいいのではないの。

11番（松原良彦君） 大変どうも皆さんご苦労さまです。私もちょっと体の具合が悪いので、ばたばたとできませんので勘弁してください。

今野菜の伝承とか、野菜の卸とかという話が出ましたけれども、102ページ、農業次世代人材投資資金経営開始型給付金とありますが、690万円。この機械は皆さんに出したわけではありません。一生懸命稼いで、皆さんのために頑張っているということ、これを失敗すると全部返さなければ駄目だ。690万円の農機具ですけども、もしうまくいかないときは弁償しなければならない。そんなことまでして頑張ってくれというのか、それともまあまあ仕方ないからということでございしますが、そういう裏話のできるような、大切なようなことも漫画みたいなことで、とてもとても遊んでいられるような状況ではないのです、今農家は。ですから、これはもう絶対に失敗はできないということでございます。

それから、私はむしろ野菜よりも、昔からうちは米作りをしていたものですから、米を作るということで頑張っているわけですが、それもだんだん今の状況だと米30キロが幾らになるか分からない。またこれから安くなるかもしれません。そうすると、基本のお金がないとだんだん、別な新しい機械も買われないし、食べ



るのもあんまりうまくないのを食べなければ駄目かもしれない、そういうせっぱ詰まった状態が今来ているわけなのです。ですから、今回出ているみたいな場合は、うちの田上のほうと、それから横場のほうの2通りありますけれども、私らはもう田んぼのほうは作ることができるぐらい。例えば同じ田上でも暗渠で水を地下で通すと、そういうことになればまたいいでしょうけれども、今の状況、今田上の一部と向こうの新津郷へ行くほうにも今それが準備ができていません。ですから、相当遅れているので、そちらのほうでどのぐらいのことができるのか。私は、皆さんに分かるように聞かせてくれたほうがよいと思いますので。ですからたったこの一つでも690万円のお金がかかっているというような、こんなばかみみたいな、そういうようなことで農家に頑張れよという、そういうようなこともやっている国でございまして、どうかそこら辺もどうなるのか、とにかくそこら辺もまた分かり次第ちょっと聞かせていただきます。

委員長（熊倉正治君） 意見ということでもいいですか。

11番（松原良彦君） 全部で何回出るのだろうと分かりませんが、田上は1回もらいましたというか、だから頑張って農業をしたいと思います。

8番（今井幸代君） ちょっと園芸作物等振興支援で、単価のほうが変わるというふうな説明だったのですけれども、これが具体的にどのような単価に変化をして、転作に関しての国等の補助金等もあるかと思うのですけれども、それによって例えば10アール当たりの、その農家の皆さん方が受け取る補助金がどの程度総体的に変化するのかというの、その辺りが読み取れないので、その辺りの説明をちょっとお願いしたいと思うのですけれども。

農林係長（長谷川 暁君） 今井委員の生産調整推進助成金、令和5年度から2,600万円に変わる場合に、それぞれの品目でどのような単価の変化があるかというような中身かと思うのですが、その部分についてはこれからそれぞれの品目のコスト、あと利益という部分を勘案して試算をしていくような形になります。ただ、今のところはまだはっきりとはお示しすることができません。申し訳ありません。

8番（今井幸代君） ちょっと全体の制度の理解も浅い中なので申し訳ないのですけれども、これはもともと単価が決定されているものではそうするとないのですか。年度ごと、年度ごとでその単価が決定されていく性質のものになるのでしょうか。

農林係長（長谷川 暁君） 今までの単価というような形で。ちょっと今読み上げますが、飼料用米、米粉用米、一般野菜については反当たり1万円から1万2,000円。ソバ、大豆については、反当たり1万2,000円。そこに加えまして、ソバと大豆、

団地化ということで、ある程度面積が固まった取り組みについては反当たり2万4,000円。そのほかに加工用米、備蓄用米、減減米については、反1,100円の支援を行っていたものになります。今度この単価を若干見直しをかけるというようなことなのです。

飼料米については、私の認識だと皆さん玄米での出荷というような形で出ているかと思うのですが、飼料、青刈りとか。田上は多分該当がないような形で、恐らく町内ですと皆さん玄米出荷の形になっております。

8番（今井幸代君） では、今年の単価、今までの制度の中の単価は今教えていただいた形で、ではこの単価についてはまだ決定されていないということ。そこにもちょっと正直何か違和感が。本来であればこういったところの単価設定もきちんとあって、そこの総体的な費用でこの程度必要になってという積み上げなのかなというふうに思います。正直その全体額の費用、予算ありきで積み上げた数字の結果というところなのかなというふうに今感じ取っているのですけれども、実際心配されるのは、国、県の様々な補助金等ありますけれども、そういったものと今回の単価調整がなされた新しい単価になったときにどの程度その農家の、稲作やっておられる方々のその転作に関わる手元に残るお金として、では10アール当たりどの程度差が出てくるのというところがなかなか見えてこないのです、今のこの現段階だと。その辺りは分からないということですよ。だから、そうなる和我々としても何か判断のしようがなかなかないなというふうにちょっと感じました。園芸作物の振興をしていくということ自体は進めていくべきだとは思いますが、その辺りももうちょっと制度の設計が必要なのだなというのは今の答弁で分かりました。特段答弁はいいです。

9番（椿 一春君） 101ページのところなのですが、農業振興事業のところ、予算はマイナス133万円なのですが、職員が令和5年4人から3人になりました。ただ、今でも産業振興課はなかなか人手不足のようなことがあるのですが、1名減っても大丈夫なのでしょうか。

産業振興課長（近藤拓哉君） 令和4年度と比較はちょっとしてなくて申し訳ないのですが。あまり意識していなかったのですが、実際来年の農林のほうで給与の部分見る人としては、私と係長ともう一人職員、全部で3人ということで、その人数で合っているかなと思うのですけれども。

委員長（熊倉正治君） 令和4年度は4人になっている、農業振興は。課長の関係なのではないの。

産業振興課長（近藤拓哉君） 現行でいうと、農林のほうは給与対象が3人、商工のほうは3人です。3人の3人。

では、もう一度人数をちょっと確認します。申し訳ございません。

委員長（熊倉正治君） ほかにありますか。

（なしの声あり）

委員長（熊倉正治君） では、休憩したいところあるのだけれども、そういうわけにいきませんので、7款の商工費に入ります。

ただし、事前に申し上げておきますが、この後土木費もありますので、多分5時過ぎるのではないかと思いますので、終了まで延長しますので、お願いします。

産業振興課長（近藤拓哉君） 時間を取っていただいて大変申し訳ございません。7款商工費のほうへ移ります。

1項商工費、1目の商工総務費です。商工総務事業のほう、今年度の予算額2,759万4,000円です。こちら商工総務事業のほう、説明欄のほうを御覧ください。職員こちら4名分ということで、そちらのほう手当等の経常経費になります。

その下、2目になります。商工業振興費です。こちら1億3,688万2,000円。こちらのほうは前年46万5,000円の増額なので、特にこれは変わりがないかと。

では、その下、2目のほうへ行って、去年と比較して3,997万5,000円のこちら減になっておりますが、主な要因といたしましては、融資のほうの中小企業不況対策等の貸付金、こちらのほうの減額が要因です。説明欄のほう、こちらのほうを御覧いただいて、次のページ、108ページのほうを御覧いただいてよろしいでしょうか。主な部分を中心にご説明いたします。

まず、上から3つ目、工場設置奨励金ですけれども、昨年よりも528万円の減になっております。昨年までは2社該当があったのですけれども、3年間の奨励金の交付の期間が終わりました。令和5年度、今度新しく1社が該当しますので、こちらの部分ということで、まだ税額が確定していませんのでけれども、600万円ということで、こちらのほうを計上させていただいております。

新しい事業ということで、2つ飛ばしていただいて、お手元の資料のほうも御覧いただきたいのですけれども、資料ナンバー3、そちらのほうを御覧ください。新たな事業所支援についてということで、販路開拓支援、専門家派遣の事業補助ということで2つございます。資料の上のほうを御覧いただきますと、まず販路開拓の支援事業補助金ということで、こちらのほう目的は記載のとおりでございますし、あと対象のほうは町内の事業所というふうな形で。または2月15日のときの所管事

務調査の際にもご意見いただいていた部分もありますが、農家の方、農業者の方も対象ということでこちら考えています。対象区域については、1、2、3、4ということで広告、ホームページ、見本市、あるいは商品開発等、幅広く使えるような形で考えています。4番、補助金の額ですけれども、対象経費の2分の1で上限20万円、予算としてはこちら100万円という形になります。

そして、その下、専門家派遣のほうになりますけれども、こちらの目的のほうはこちら記載のとおりでございますし、対象者も先ほどの販路開拓と同じく個人、法人、そのほかの方も対象で、対象経費といたしましてにいがた産業創造機構、新潟県が出資しておりますが、NICOが実施する専門家派遣事業の利用に係る経費の補助ということで、一番下、参考の部分をちょっと飛ばさせていただいて、補助の額ですけれども、1回につき1万5,000円、定額、年間5回までこちらの補助を利用することが可能というふうにしてあります。予算額のほうは、こちら30万円というふうになってございます。

引き続きまして、今度予算書のほうもう一回お戻りください。予算書のほう108ページになります。先ほどご説明したその下のほうになりますけれども、貸付金の部分で、地方産育から始まって4つ目になりますけれども、中小企業不況対策等緊急特別資金貸付金ということで、こちら3,500万円です。こちら昨年まで7,000万円だったところなのですけれども、こちら減額で3,500万円ということで、こちらのほう利用実態等併せて、決して資金ショートするようなことがないような形でこちらのほう計上してございます。

その下、プレミアム付き商品券事業ということで、今度また資料のほう、先ほどの関連資料3ページの裏の4ページのほうを御覧ください。こちらの商品券事業につきましては、昨年当初予算でも計上させていただき、お認めいただいた商品券事業、令和4年度に関しましては臨時交付金と一緒にする形で、最終的には生活応援券という形になったのですけれども、昨年の商品券事業と同様の内容でこちら予算額の計上のほうをさせていただいております。事業目的に関しましては、こちら記載のありますように、額のほうは1,902万1,000円であります。事業目的ですけれども、町民への支援、あるいは町内事業者に対する下支え支援ということで、両方の意味合いがありますし、併せて町にとってこういった事業をすることが、また町民の方が地元の商店等をご利用いただくことがどういった意味合いがあるのかという部分も今回呼びかけのほうを広報なり、そちらのほうに刷り込んでいきたいというふうにご考えてございます。2番目の内容になりますけれども、町内の各世帯を対象

にいたしまして、1セット7,000円を5,000円で販売という形で広報紙の「きずな」に引換券を掲載して、世帯当たり2セットまで購入可という形で、プレミアム率40%です。発行の予定枚数が8,500枚で、時期的には6月を予定して、6、7、8の3か月間を予定したいというふうに考えています。商品券事業は、概要については以上となります。

では、再び予算書のほう戻っていただきまして、予算書の109ページを御覧ください。3目観光費です。今年度7,775万4,000円で、比較で702万5,000円の減額になっております。減額になった要因といたしましては、椿寿荘の修繕が終わった部分だったり、東京藝大との取り組みの終わった部分がありますので、それらが減額の要因です。説明欄のほうを御覧ください。まず、椿寿荘管理事業443万1,000円。こちらに関しましては、先ほど申し上げた椿寿荘の修繕、利恒庵と椿寿荘の間の板塀の修繕が終わりまして、こちらのほうが減になっておりますので、これが大きい要因になっております。ちなみに、もう一つクリップ留めで各施設の入館状況等を資料としてお配りしています。一番上に椿寿荘の年度別の月別入館者状況ということで皆様のお手元のほうに配らせていただいています。今現在の各施設の状況について若干ご説明いたします。感染症の影響があった令和元年、令和2年、令和3年と非常に入館者が少なかったのですけれども、令和4年度、今段階で1万人を超えてきました。我々のほうの見方としては大体1万人は超えてくると、平時に大体近づくなというふうな見方をしておりますので、あと3月分がここにもう少し上乘せになりますので、1万1,000人前後近くまでいくかなというふうに見ておりますので、椿寿荘については入館者のほう比較的戻ってきたかなというふうな印象を持っております。

では予算書のほう戻っていただいて、109ページの下のほう、護摩堂事業になります。護摩堂事業のほう、57万3,000円の減ですけれども、こちら要因といたしましてはあじさい園の管理委託料の部分、こちらのほう現状に合わせて減額したのがその要因です。護摩堂事業の695万9,000円、これら内容的には新しい科目等はございません。内容的には毎年させていただいているあじさい園の管理、あるいはふれあい広場だったり登山道の管理の部分の経費となります。

ページのほうは110ページのほうにわたりますので、110ページのほうを御覧ください。110ページの説明欄のほう、こちらのほうも先ほど申し上げたように護摩堂山関係の委託の関係等で、これ経常経費でございます。

その下、今度護摩堂管理事業になります。こちらのほうも、131万6,000円ですけ

れども、ほぼ経常経費ということでご理解いただければというふうに思います。

その下、観光事業です。観光事業で871万4,000円。昨年度と比較しますと888万8,000円減額になっておりますが、こちらのほう大きいのは東京藝大との事業の終了ということで、こちらが減額の要因です。こちらのほう観光事業と新しいものを中心にしてご説明いたします。111ページ、7節報償費になります。協賛記念品の50万円の下に完成記念式及び講演会謝礼ということで8万円のほうを計上しています。これに関しては、YOU・遊ランドのほうにモニュメントのほうを設置しておりますけれども、まだマスコミ等にリリース等しておらないのですけれども、6月の半ばぐらいの午前中にお披露目のほうをさせていただいて、午後にこの事業に関わった先生や学校の関係者、大学の関係者の方から講演会、あるいはディスカッション形式のようなことを予定しております。その分で8万円ということで見えています。

その下、光熱費は変わっていないので、12節委託料なのですけれども、委託料の一番下ですが、案内看板製作及び設置業務委託料ということで22万円を計上しています。こちらに関しても、YOU・遊ランドのほうに今設置がされている作品の、今のところ看板等は全くない状況ですので、案内看板のほうを設置したいということで、そちらのほう予算計上させていただいております。

一番下になりますけれども、工事請負費ということで、次のページ、112ページのほうを御覧ください。物置の撤去工事ということで、予算額14万9,000円ですけれども、この物置というのはひさごさんの前にある小さい物置、そちらのほう観光関係の資材を今までずっと置いていたのですけれども、劣化のほうが著しくて、修繕してもどうも直し切れない部分になってきましたので、場合によると事故等があってもいけないということで、今回撤去したいということでこちら計上しています。

その下のほうで、観光総合事業ということで、84万5,000円です。前年より74万5,000円の増額になっておりますけれども、観光の総合パンフレット、皆様御覧になっていると思うのですけれども、田上町のいろんなのが出ている総合パンフレット、1万部の増刷ということで、こちら74万5,000円、合わせて全部で84万5,000円ということで観光総合事業で上げさせてもらっています。

その下、YOU・遊ランド管理事業です。こちらに関しましては、昨年と全く同額となっております。今現在、入り込み等はどうかということで、先ほど御覧いただいた入館者、椿寿荘の今度裏面を御覧ください。YOU・遊ランドの年度別、地区別の入場者の状況です。令和4年度ということで、冬季はゼロ、ゼロ、ゼロということで掲載しているのに入りませんけれども、ほぼ数字はこれで今年度確定だと

思いますけれども、2段令和4年度ありますが、上のほうが公園に来られた方の数になりますし、下のほうの宿泊等のほうが実際に宿泊、あるいは建物のほうを利用された方の数になります。今437人という数字出ておりますけれども、やはり去年に引き続いてなかなか数字が伸びてこない、結果的に売上げが上がってこないという状況が続いておりますので、ちょっと経営のほうは、こちらYOU・遊ランド、きらめきが指定管理者ですけれども、ちょっと厳しいかなといったような話です。この辺はきらめきともお話ししておりますが、自分たちも営業のほうを結局は頑張っていきたいというような話をいただいております。

では、予算書のほうお戻りいただいて、ページのほうは113ページのほうを御覧ください。上のほうからYOU・遊ランドその他事業ということで、令和4年度は遊具の修繕ということでこちらのほう上げさせてもらっていたのですが、今回そちらのほうは完了ということで、その分の減額ということで、去年と比べると大きく減額になっています。その中で、10節修繕料を97万1,000円ということで計上させてもらっています。通常の修繕の部分も見ているのですが、それ以外にYOU・遊ランドの駐車場として使っている野球場の出入口と言えいいのでしょうか、上っていくと右側のところに砂利敷きになっている駐車場があるのですが、そちらのほうが大きさでいうと10メートル掛ける15メートル、深さが50センチからもうちょっとあるかもしれないのですが、陥没しているということが去年の11月終わり、12月ぐらいに分かりまして、もう使えない状態になったので、特に苦情等も何もない状態ではあるのですが、ちょうど関係者がそういう状況を発見しまして、そちらの穴、陥没のほうを塞ぎたいということで、こちら今回修繕のほうも上げさせてもらっているのです、以前よりも修繕料は今回ちょっと増えてはいます。

その下、梅林公園・森林公園管理事業です。こちら光熱費が若干上がっておりますけれども、それほど光熱水費も、1万円程度の増かなということになります。あと、そのほかは経常経費になりますので、よろしく願いいたします。

あと、その下、一番下になりますが、地域おこし協力隊1,760万円。そちらに関しましては、皆様ご存じのとおり、今までの2名体制から4名に増やしたいということで、予算のほうを倍の増額のほうをさせていただいております。

次のページ、114ページのほうを御覧ください。道の駅たがみ管理事業になります。こちらに関しましては、今年度見させていただいていた事業費から始まって、各種負担金、交付金までほぼ項目のほうは全く変わっていない状況かと思っております。

その中で、金額の増減があった部分だけお話しいたしますが、光熱費が去年よりも566万2,000円増えています。その中で、電気が513万4,000円、ガスが43万6,000円、合わせて566万2,000円ということで、約1.5倍といったような形になっています。これがまず大きく変わっている部分です。あと委託料の清掃業務委託料、こちら現状に合わせる形で記載しておりますので、去年よりも111万6,000円減額になって449万8,000円となっております。あと、指定管理委託料ですけれども、これまで一番最初500万円ということでスタートしたのですけれども、指定管理者のほうの事業がある程度安定してきて、今まで2人分の人件費の半額相当というふうにしていたのですが、今回から1人分という形にさせていただいて250万円というふうにさせてもらっています。あと、駐車場整理業務委託料ということで、令和4年のイベント等の状況を見ながら、ちょうど100万円という形で、97万2,000円の減額でこちらのほうをさせていただいております。

次が、115ページの湯っ多里館管理事業費になります。予算額が9,009万4,000円、5,279万5,000円ということで大幅増額になっています。こちらに関しましては、修繕等がまず出てきますので、それらが要因となります。まず、説明欄の湯っ多里館管理事業です。修繕料、これは増額ですし、役務費も増額です。

次のページ、116ページのほうへお進みください。12節指定管理委託料ですけれども、令和4年度に比べまして900万円の増額で、3,828万7,000円です。こちらの要因なのですけれども、電気、あと燃料として灯油を使っている施設ですので、これらを加味して900万円ということで計上しています。では、今湯っ多里館の状況はということになるのですけれども、また入館者の状況ということで、資料のナンバー3ということで、こちらが裏表になっておりますけれども、こちらを御覧ください。湯っ多里館の年度別の入館者の比較ということで、令和2年、令和3年は先ほど言ったところなのですけれども、令和4年の今段階ですけれども、11万人。あと、3月分、大体1万人ぐらいではないかと思うのですけれども、入ってきて12万人という形で今年度見させていただきましたけれども、ただ12万人に戻ったとはいえ、もともと15万人を想定してやっておりましたので、それから見るとやはり2万5,000人、3万人ぐらい少ないという、収入のほうがまず入っていないという非常に厳しい状況でありますし、あと令和4年と令和5年を比較いたしますと、湯っ多里館に関しては今まで臨時交付金を活用した町からの支援というものが幾つかありました。例えば町民の皆さんからご協力いただいた施設利用券、そちらのほうは約180万円、190万円ほどございますし、あと下水道の負担金の部分、あるいは指



定管理料の1割相当ということで、これら町から支援のほうは900万円をもらったのですけれども、これらもないという状況ですので、今回、指定管理料を増額で予算計上をお願いしているところでございますけれども、決して楽観視できない状況かなというふうに思っております。

その下のほうになります。湯っ多里館管理その他事業です。こちら14節工事請負費になります。まず、1つ目のほうが空調の更新です。金額3,080万円です。こちら空調の部分なのですけれども、平成13年に湯っ多里館が開館いたしまして、前歴調べましたら平成21年に1回まず更新しています。その際は既存の使えるものはなるべく使った形で修繕したというような記録も出たきたのですけれども、今回修繕するに当たって、その前にもお聞きしたのですが、大体パッケージエアコン関係、やっぱり10年ぐらいが一つの目安だろうというふうにもともとと言われております。そういった意味では、前回9年目で更新というのでその範囲だったのですけれども、今回もう既に15年たっておりまして、修繕を今この1年繰り返し、繰り返ししながら使用しているところですので。ご利用されている方であればもしかして見かけたかもしれないのですけれども、夏場はエアコンが入っていないスペースがあったり、冬場はブルーヒーターを使ったりとかして何とかしのぎながらやってきております。ただ、それも部品が入るうちはいいののですけれども、メーカーのほうからそろそろ部品の供給がもう難しいというふうな話になってきて、ちょっとこのままにしておくわけにはいかないのかなということで、営業に当然差し支えが出てきますので、今回入替えしたいと。ちなみに、全部で4つエアコン、4系統ありますので、4系統を一気にやると当然増嵩もしますので、2つに分けられないのでしょうかという話の中で、それは全然できますという話なので、今年と来年度2系統で分けながらやっていきたいというふうに思っています。なお、その工事をする際に天井の中の配管だとか、天井のカセットだとか、そういうものを落とさないで駄目なので、大体多分2週間から3週間程度休館が必要になるのではないかなというふうに聞いてございます。

すみません、もう一つ、浚渫工事のほうになります。浚渫工事については、現状職員のほうでも湯量のほうを計測しております。直近の部分でいくと大体毎分100リッター前後があるのですけれども、やはり緩やかに下がっています。恐らく来年の今頃になるともう大分出ない状況になるのが見えている状況です。そうしますと、今現在、湯っ多里館の系統と湯田上の系統を両方引っ張り合うとちょっと支障があるということで、今時差運用をしながらの方法で、それで特に問題なく動いている

のですけれども、これ以上仮に湯量が減少すると問題が生ずるといような、今そういう状況です。今後についてですけれども、今回1,470万円で浚渫、前回と同じような形でやっていきたいと思っておるのですけれども、これが大体3年とか4年で繰り返さるような形になっているので、もう少し何か検討は必要ではないかという部分で、そのように思っております。

ちょっと走り走りでございますが、以上です。

すみません、1個忘れていました。道の駅でした。ナンバー4、道の駅の今の状況を。こちら入り込みというか、入館者の状況ではなくてPOSレジ、お買い求めいただいた方たちの人数になっております。白黒で見づらいのですけれども、比較すると、その一番右の欄の合計のほうを御覧いただければと思うのですが、令和3年、令和4年と比較いたしますと1か月、もうちょっといるのですけれども、もう既に令和4年のほうは超えてきています。そういった意味では、お客様のほうは比較的順調に来ていらっしゃるのかなと思います。こちらが、すみません、ちょっと説明が前後しましたが、以上になります。よろしく申し上げます。

委員長（熊倉正治君） 説明が終わりました。質疑のある方、どうぞ。

12番（池井 豊君） いっぱいいじめられたので、私は褒めておきます。湯っ多里館事業は非常に素晴らしいと思います。計算してみたら月平均3,000人、飲食並びに直売所増えているということで、それで、実は今井委員も歳入のところで説明していたので私が確認しますけれども、歳入のところの道の駅管理費負担金として1,065万9,000円になっていますが、この金額の決定の経緯というか、何を基準にこの金額にしたのかということを説明してもらいたいと思います。

ちなみに、新潟県内いっぱい道の駅ありますが、こうやって行政にお金を戻し入れている道の駅というのは出雲崎の天領の里と田上町の道の駅、たった2つです。要は利益を出している道の駅というのが。そういう意味で、すごく頑張ったと褒めておきたいと思いますが、この金額の決定の基準はどこになっているのか。指定管理者はこれで納得しているのかどうかも聞かせてください。

産業振興課長（近藤拓哉君） 今ほどの池井委員のご質問です。歳入の部分で8,000万円以上の歳入のほうを計上させていただいているのですけれども、考え方、根拠なのですけれども、売上げの例えば何%をこちらに入れるかという、実はそういう考え方ではなくて、考え方としては一応ここから、立っているから見えるのですけれども、ちょうど道の駅の直売とイトイン、非常にそこに関わる経費、例えば電気代だとか、一番大きなのは電気代なのです。電気代だったり委託の関係、細かいの

で言うと給湯器だったりレジのお金だとか、そこの部分に関わる部分の経費を指定管理者のほうから負担していただきたいと。今まで全部町のほうが見ていたのですけれども、売上げの関係する部分は先方のほうからまず見ていただけないかということでお話をさせていただいて、大体1,000万円、1,100万円ぐらいだと思うのですけれども、ここの範囲であれば指定管理者のほうも分かりましたという話をさせていただいたという。大きく経常経費が変わらなければ大体このぐらいの金額でまちはいける、いこうというふうにお話はしております。その辺は指定管理者のほうも当然納得しております。

2番（小野澤健一君） 私は、111ページ、足形のモニュメントの件で、去年の決算委員会のときだったかな、著作権の問題を私は言った。あれはどうなったの。要は藝大と何か話し合いをするようになったのだけれども、一向に聞かないと回答がないし。本当に冗談抜きで著作権、一步間違うと大変なことになるというのを私はすごく思っているのだけれども、除幕式やるこの期限までにとにかく制限をつけたような気がするのだけれども。副町長がそういうふうに答えた。副町長もいなくなるわけだし。いる間にこれやっぱり決着しないと、私はそんな簡単に考えていいのかということになると違うと思う。

それから、プレミアム商品券、やったからいいではないかと言うのだけれども、金額増やせと言ってももうできないのだろうけれども、状況を見て、足りないのであればやっぱり出していたほうがいいです。これは、当然また町外資本と町内資本と分けるの。分けるのだよね。5,000円で7,000円というのもいいのだけれども、5,000円で8,000円です、普通は。なぜかというと、2,000円というのは人間というのは得した気がしないの。これ数字のマジックで、3なのです。5、3、7、10というのが人間が好きな数字なの。だから、そういう心理的なものもやっぱり取り入れたほうがいいと思う。けれども、今回できないのだからいいけれども。

あと、新規の事業、2つ非常に心配です。販路開拓支援事業補助金、これについても予算は大きくはないし、1年がかりでやるわけ。うまくないのであればどこかで軌道修正しなければ駄目だと思います。何となくあんまりいい予感はない。見本市とか出展とか、こういうのは今どうやっているか分からないけれども、私が出た、今第四北越銀行になっているけれども、何かこういう商品のビジネスマッチングをやっているところはあるわけだ、銀行が。今信金もやっているのではないかな。そういうところを紹介してやるというのは大事だ。

それから、専門家派遣、これ残念ながら私が支店長のときやりました。これ失敗

します、悪いけれども。というのは、本当に専門家を呼ぶのであれば1回10万円ぐらいの方を呼ばなければ駄目。それも二、三日かけて。そんな1日見て、いや、こうしなさいなんていうのは大体私はあんまり成功しないと思う。なぜかという、例えばこの冷蔵庫を右側に移しなさいなんていっても工事費がかかる。ここの手洗い場、ここにあるのは奥にしなさいなんて、これは工事費かかる。そこまでやって例えばレイアウトを変更しようなんて腹くくる商店とか、そういうのってあんまりない。だから、通り一辺のことしか多分言わない専門家だと思われる。だから、この辺なんかも使い分けて、3回期待されて、いや、本人が行ったはいいけれども、何かあんまり大したことも言わないでという、そういうのもあると思う。その辺よく気をつけたほうがいいと思う。専門家をばかにしているというのではないけれども。本来であれば田上の市場調査をして、商店であればどういう客層が来ているのか、そういうのを全部把握した中で、専門家としてこういう商品を置いたほうがいいとか、総菜の割合を増やしたほうがいいとか、こういうのが本来あるべきだけれども、この金額だったらそこまで多分やれない。1日に三、四時間ぐらい滞在して、レポート書いて終わりみたいな形になると思う。私が支店長るときそういうふうにNICOの人はやったのだ。私覚えている。だから、そうになってしまうとやったというだけの事実でしかなくて、本人のためにならない。だから、そういうのもよく気をつけて。やる前から失敗するなんていう言い方も悪いのだけれども、そういうものをやっぱり念頭に置いてやらないとこのお金は生きてこないよということ。

質疑のほう以上です。その著作権のをちょっと回答してください。

産業振興課長（近藤拓哉君） 著作権の件ですけれども、2月に顧問弁護士の先生のほうに状況等も踏まえてご説明に行ってきました。そのときの段階では、当然先生のほうに初めてご相談しますので、まず状況だとかその経過等についてやり取りのほうをさせていただいてきました。その段階では結論という形では当然まだいただいておりませんので、その辺はすみません、その後私のほうの業務がうまくいなくて進んでいなくて動いていないのですけれども、弁護士のほうに1回お邪魔しています。

大学のほうなのですけれども、大学のほうからは、具体的な話がある、結局前と同じ話かもしれないのですけれども、具体的なお話をいただければお話、協議のほうをいたしますというような、やっぱりそういったふうなお話は返ってくるのですけれども、なかなか委員が思うような返事はちょっとできていないというのが今の状況です。

あと、それ以外のご心配な部分だとかご経験の部分、その辺は参考にさせていただきたいと思います。

以上です。

2番（小野澤健一君） 何にもなければいいのだけれども、本当に著作権はばかにしないほうがいいと思う。私あんまりいい予感しないのだ。藝大のほうはその都度、その都度なんて言うけれども、その都度一々聞いていても藝大が回答するのに二、三か月多分かかると思うのだ。学内何とか会議にかけるとか。制作した先生はどうぞ、どうぞ、自由に使ってくださいと、そう言っている。だから、自由に使ってくださいと、ではどういうことなのだと。契約書を見ると学校ないしは担当教授がいいと言えいいとか書いてあった。その教授がずっといいというならいいけれども、万が一例えば藝大から離れて違うところ行きましたなんていうことになるとうっかり藝大がどうするのかということになる。だから、ケース・バイ・ケースですというのは当たり前だけれども、そんなの一々一々、一々一々聞いていられるかという話なのだ、事務的にも。だから、その辺、除幕式をやって今後披露するわけだ。写真撮るのは別にいいわけだけれども。例えば私が言ったように、キーホルダーとかまんじゅうだとか、何かそんなのを作る中で著作権を侵害しているって要は逆に訴えられる可能性だってあるわけだ。相手が、いや、国立大学だから正義の味方なんて思ったら大きな間違いです。芸術に関しては我々は全然素人なので、彼らはやっぱりそういった著作権的なものを徹底的に保護しようという考え方があるから、変なことをやると逆に訴えられる可能性だってある。それが行政リスクなわけだから、弁護士に相談するのもしかりだし、本当この除幕式、6月中旬ぐらいを予定しているのだろう。日がないわけだ。その中で本当に解決できるのかという話だ。それはやっぱり副町長とちょっと相談して、言っておいたほうがいい。急いで。できれば本当に今年度中というのが私のイメージがあるのだけれども。だから、その辺甘く考えない。だって、適当なことをやれば法律違反とか、その著作権を侵害することになるのだから、そこは甘く見ないほうが私はいいと思う。相手はそういったものにたけている芸術の大学なわけでしょう。我々が思っているほどそんな甘い考えは逆はないと思う。だから、その辺をきちんと担保しないと、除幕式やったはいけれども、そこからまたいろんな問題出てくるから。だから、これまでにやはりある程度の解決をしなければ駄目。それだけ気をつけて。お願いします。

8番（今井幸代君） 何点かあるので、1点ずつお願いします。

まず、新たな事業所支援について、所管の委員会のほうで話を聞かせていただい

てから町内の事業所幾つかに、こういった計画があるのだけれども、意見を少し聞いてまいりました。その中で、サービス業の皆さんたちはこういった販促等はしっかり合致するものだと思うのですけれども、気になったのが要は部品とかを作っておられる製造業の方々です。そういったところに話を聞きましたら、なかなか広告宣伝をして新たな顧客獲得をするというのも少しなじまない、実際に作る部品も取引先のほうからこういったものを作ってくれないかというような依頼が基本的には大半になってくるのでなかなか合致がなくて、そういったところを考えると、そうはいっても事業所の皆さん、新たな取引先の獲得等に営業されたりとか日々努力をされておられるわけですけれども、そういう中で例えば新たな従業員の資格取得とか、そういった人材育成も含めてこういった販路開拓の支援につなげていくことはできないのだろうかというふうにも感じました。町内の事業者で見本市等に、出展されておられる事業所も結構おられるのですけれども、大半はそこまでなかなかいかない。今その部品を作っておられる事業所でも、こういった加工ができますというような形で見本市に出展しておられたりする、三条燕辺りの金属加工とかの事業所おられるのですけれども、そこも行政のほうが見本市出展までの力をつけていく伴走もやっぱりやっていたりするのです。そういったことを考えるとまだまだうちの町はそこまで行き着かない部分があるので、そういった部分も考えながら新たなそういう資格取得等も含めた事業所支援、人材育成、販路開拓、そういったところをつなげていっていただきたいなと思うのですけれども、そういった検討の余地があるかということ聞かせていただきたいなと思います。

産業振興課長（近藤拓哉君） 具体的に各事業所お聞きいただいた、本当生の声かと思えます。ありがとうございます。今お話がありました、なかなか、例えば資格の取得という部分になるのですけれども、今段階町のほうで用意させていただいているのは中小企業大学校への受講した際の受講料の補助という形であるのですけれども、おっしゃったのはそれとは別だという話だと思うのです。今回は、あくまでも販路開拓という形で今の4つを挙げさせてもらっているのですけれども、今回入れるというよりは次回以降、正直ちょっと話がずれるかもしれないのですけれども、今後、やはり田上町の事業所支援の補助事業というのは非常に少ないというのが私ほかの市町村のホームページ等を見る中で感じている部分もあるので、そういった次の部分でそういった部分追加というか、新しく計上させていただければなというふうに今聞きながら思ったところなのですけれども、ちょっと今回の部分はこのままでいかせていただければというふうに思っています。

8番（今井幸代君） 今回今の形のままというふうなことですけれども、製造の関係になってくるとなかなか既存の形だと手は挙げにくい部分も相当あるかなというふうに思いますので、次の段階でというふうにおっしゃっておられたので、そこを期待したいなと思います。よろしくお願いします。

次なのですけれども、湯っ多里館関係。説明の中で、減免等をこれまでしていて、そういったものがなくなってというような話で少し状況は見たいというふうな状況に応じてということな説明がありましたけれども、客足が戻りつつあるといってもまだまだ、1割、2割、2割弱はまだ戻り切れていない現状です。そういった中で、光熱費900万円の増額も、これは多分算定した時期よりもさらに上がっていると思います。実態としては非常に湯っ多里館の経営状況を考えるとやっぱり厳しいだろうなというふうに思います。指定管理者のほう積極的に地域の事業所を通じて様々な部分の調達を域内でやっていただいている部分もありますので、あまりにも経営状況がやはり厳しくなると域内で回っている調達が域外に出るのも考えられなくはないと思いますので、やはりエネルギー関係、物価等の上昇分をしっかりと見極めながら、今まであった減免が非常に大きかったと思うので、これが全くゼロになるわけです。今湯っ多里館だけではなくて湯田上関係もそうですけれども、この辺りの温泉関係の支援はやっぱり補正等も含めてしっかりと検討をしていただきたいなと思います。当初予算は計上されていなくてもやはり状況は非常に危機的な状況だというふうな認識に立っていただいて、しっかりと補正予算も含めてその検討をぜひ課内でしっかりとしていただきたいと思います。その辺りの考え方をお願いします。

産業振興課長（近藤拓哉君） ありがとうございます。今ほどの今井委員のご質問の部分ですけれども、ほかの市町村の状況等も近隣大体聞いたのですが、まずはやはり光熱費の部分を見たいといった形でやっているのですけれども、現実運営者の方にお話聞くとそれではとても厳しいといったことで、下田でしたか、あの辺もかなりの額をたしか計上していたように記憶もあるのですが、田上町としてもこの後、光熱費は今回この分だけ計上したからこれでいいですというわけに当然いかないと思いますので、この後も引き続き指定管理者の方と打合せのほうをしながら、状況を見定めて、また状況を逐一、必要なときには皆様に当然お願いすることになりますので、その前にはお話のほうをしていければというふうに思っておりますので、よろしくお願いいたします。

14番（高橋秀昌君） ごまどう湯っ多里館について伺います。

大変な状況であるとすれば、その中身をやっぱり資料として出すべきです。口先

だけで大変です、そんなの誰も大変なのだ。そういうところをもっと科学的に議会に積極的に出してもらいたい。

それから、多分今は通用しないと思うのですが、たしか私の記憶ではごまどう湯っ多里館については年間12万人を目標に始めたような記憶を持っています。ところが、実際に1日1,000人も入って、もう大変な状況が当初の頃あったのですが、最初のその12万人、それから随分たっていますから、しかも物価も上がり、電気料も上がっているわけだから、一体湯っ多里館はどういう数字が採算点になるのか。つまりもうからなくても従業員の賃金も払うことができる、マイナスにならないというあたりがどこなのか、やっぱりつかむ必要があると思うのです。その上で、支援をしていくなら支援をしていく必要があると思うのです。この点ぜひ実行してもらいたい。

それから、第2番目は道の駅なのですが、今池井委員から町に1,000万円ものその他収入で入っていることは全体2か所しかないと言っているのですが、私大いに道の駅が利益が出ることについては歓迎するが、しかし田上町が3,219万6,000円の費用を出しているのです。その中には何と清掃料も出している。それから、人件費も出している。率直に言うと、私からいえば経営としてみれば至れり尽くせりで公費を出している。この現実があるのだよということをやっぴり見てもらいたい。もちろん、だからといっていじめなさいなんてちっとも言っていないの。3,219万6,000円を町が出して、今回1,065万9,000円を道の駅から諸収入としてもらう。しかしながら、2,153万7,000円という多額の資金を投資しているのですから、ここのところをしっかり見て、あなた方も一回道の駅の経営がどういうふうになれば自立していけるのか。だって、土地代も払わなくたっていいわけでしょう。電気料も払わなくたっていいわけでしょう。払っているのは、人件費とその他もろもろでしょう。私びっくりしたのだけれども、パソコン代まで町が出している。至れり尽くせりだと私は思うのです。そういった点で、決して組合に対して引けを取らず、しっかりと主張をすべきところはして、必要なところをしっかりと支援をする、そういうスタンスに立つべきだということを強く求めておきたいが、課長の見解を伺いたい。

産業振興課長（近藤拓哉君） まず、高橋委員のご質疑、2点。

湯っ多里館の関係です。先ほど光熱費の関係で増額ということで、指定管理料の増額のお願いの部分と、それとはまた多分別かと思いますが、現状私も確かに大変だ、大変だと口で言っているだけでありますので、資料として、3月分がこの後も



うしばらくすると出ると思いますので、その段階でもし差し支えなければ資料ということで出させていただきます。では、後ほど3月分がまとまった段階で配付のほうをさせていただきますと思います。

2点目の道の駅のほうの部分です。委員おっしゃるとおり、会計が町のほうの部分と道の駅の協同組合、2つあるような形になっていて、それぞれが当事者としてそれぞれ運営しているのですけれども、なかなかどっちも当然こちらも節約するのですけれども、やはり1つの会計になっていないというのがなかなか節減につながらない一因もあるのかなんていうふうに思っています。今回、先方の理事長、あるいは皆さんと話をする中で、ようやく田上町がこれだけ払っているのだということは何回もお話をする中で、ではそしたらもっとこの辺を改善しなければいけないなという話がようやく今できてきた段階ですので、引き続き経費の節減等に努めるように先方にも働きかけを続けたいなというふうに思います。

以上です。

14番（高橋秀昌君） 課長、誤解しないでいただきたいのは、どんどん道の駅をいじめなさいと言っているのではない。もうかるのは大いにもうける、しかしながら町としてこれだけの負担しているということで、実際どのくらいなら採算ラインにいくのだぐらいはあなたは責任者としてつかむ必要があるよと言っているの。だって、道の駅というのは全国にあるが、みんな町がかりなんていうところあまりないのだ。みんなそれぞれ独立独歩なわけ。地代も払い、使用料も払って、それでやっているわけだから。そういうことを考えれば町としてのしっかりしたスタンスの下で支援するべきところはする、そうでないところはそちらの負担というふうにしていかないとずっと3,000万円も支援し続けることになりかねないということで、そこをやっぱりきっちりさせる必要があるということを訴えておきたいと思います。

終わります。

7番（中野和美君） 細かいことから始めます。

起業創業支援事業補助金の下に去年は田上マルシェが入っていたのですけれども、今年はマルシェしないのか。というのは、田上マルシェとかという、こういう行事というのは毎年やってこそ定着するものだと思うのですけれども、去年せっかくやったのに今年は予算に上がっていないのかなと。上げなかった理由をまず一つ教えてください。

あと、道の駅に隣接しているトイレなのですけれども、これは産業振興課の管轄でいいのですよね。トイレのジェットタオルがまだ道の駅では塞がっているのです

けれども、あれ感染の可能性はないということで実証されて、イオンやいろんなところでもう使えるようになっていたのですけれども、その辺田上町として、トイレのジェットタオルはこれからも継続していくのかどうなのかお聞かせください。

それから、町民の方から伺ったのですけれども、YOU・遊ランドのほうを散歩していたら2回も遭遇したということで、田上町で一生懸命町の人たちが育てているチョウチョウを採取して、ちゃんとチョウチョウの生態も分かっている、銀のマットを置いておくとそこにチョウチョウがつがいで飛んでくるのだそうです。それをさっと捕まえて連れていってしまうようなのですが、その見かけた方は、そのチョウチョウは町のみんが育てるチョウチョウだから持っていかないでくれと言っても、いや、どこにも看板もないし、持っていくなとは書いていないし、これは全然そんなことも載っていないから持っていきますと持っていってしまうのだそうです。それを2回も遭遇したようなので。新潟のほうからと県外のほうからと来ていたそうです。看板の設置があればそういうふうに、ほら、あの看板に書いてあります、持っていかないでくださいということは強く言えるので、立ててくださいということをお願いされていたのですけれども、管理者としてはどうでしょうか。

委員長（熊倉正治君） 分かる範囲内で。

産業振興課長（近藤拓哉君） まず、今中野委員のご質疑3点あるかと思いますが、マルシェの部分です。

マルシェのほう、昨年、新規事業ということで、商工会が主体ということで始めるということで、去年予算計上させていただきました。令和5年度に関しては、補助の申請なしで、商工会事業として開催するのであればするというで伺っておりますので、町のほうへの補助申請はなく、やる場合は独自でやるといったような話のほうを聞いてございます。

あと、道の駅のトイレのジェットタオル塞がっているとの話かと思うのですけれども、この辺の部分道の駅のほうにもお話のほうを伝えて、道の駅のほうも連絡会、情報網、共通している部分もありますので、その辺でどういう対応をしているか、その辺聞きながら、外すなら外す、継続するなら継続するというふうにその辺判断してもらおうというふうに考えています。

もう一点、YOU・遊ランドの部分なのですけれども、冬期間閉鎖ということで今使えなかったのですけれども、この後、冬季閉鎖が明けた段階で我々のほうで貴重な動植物の採取はやめてくださいというような立て看板立てさせてもらおうかなと思いますので、そのような対応でよろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

4番（藤田直一君） 116ページ、工事請負費について聞きたいのです。

ごまどう温泉浚渫工事、約1,500万円。毎分100リッターしか出ていない、だから、しなければならない、それはしょうがないです。しかしながら、今までもう1億円ぐらいかけています。だから、また3年後に1,500万円ではなくて2,500万円かかるかもしれない。今後はどういうふうにするのか。極端な話、温泉のもとを入れろということを使うわけではないですけれども、まだ湯っ多里館をずっともう何年も継続したいわけでしょう。ならば湯元というものもこれから3年ぐらい2,000万円もかけながらやっていくのか、その辺はやっぱりよく計画を立てて湯量というものを確保する、それも長期的には私は必要ではないかと思っています。その辺の考え方。

それから、空調の設備更新なのですが、先般の全協で取替え、4台中2台やりますよという説明がありました。そのときに、メンテナンスはどうなっているのですか。湯っ多里館がメンテナンスをやっているのか、それとも故障したらその都度修繕をやっているのか。例えば庁舎ならば空調設備を年間幾らでメンテナンス業者と契約します。エレベーターも年間幾らで契約しています。それで、その契約内容には有償範囲と無償範囲、こう分かれていると思う。湯っ多里館も、現実4台あるうち4台が故障しているわけではないのです。では、2台が故障しているから替えるのか。そうではないのです。耐用年数が来たから替えるのだと、そういう説明を副町長がしていました。では、耐用年数来ているもの、この庁内の機械設備でいっぱいあります。恐らく。リストがあるかないか分からない。リストがあるのなら、これが一番耐用年数で、1番、2番、3番、4番、5番と替えていかなければならないというのであれば、ああ、なるほど、そういう管理の下で替えるのかと理解ができます。しかしながら、その根拠となるものも示さずに、何で今回湯っ多里館が2台替えなければ駄目なの。前も私、心起園のボイラーは古いのだと、容量が小さ過ぎる、だから沸くのに大変時間かかる、燃料もかかる、だからあれは替えるべきではないですかという提案もしたことがあるのです。でも、大丈夫ですよ、壊れないうちは。だから、壊れないのであれば何で、替えないでもっと寿命を延ばす、そういう対応を取って、そして3,000万円をもっと別のところへ使う検討も私はやっぱりするべきではないのかなと思うのです。言ったから替えてくれるのかどうか分かりませんが。要はこの湯っ多里館の2台を替えなければ駄目だという決断、誰がするのですか。湯っ多里館に11万人入っています。すばらしいです。これからも伸びるでしょう。でも、護摩堂山、年間10万から15万入っています。そうやって

トイレ1,800万円で改修の必要はない、10年も20年もほったらかしにとは言わないけれども、もっと来る人が、ああ、すばらしい、トイレもきれいになった、もっと私は来ると思うのです。だから、どっちにお金をかけていくのがいいのかという判断も、どなたが決定するか分かりませんが。自動車もそうなのです。15万、30万が限度だといったって40万乗っている人います。50万キロで乗っている人もいます。だから、メンテナンスのかけ方なのです。その辺を故障したら部品がないのだというなら今から故障する、ここはもう頻繁に故障するからメンテナンスとか分かるでしょう。そして、ああ、これでは本体がもたないから来年1台替えましょうよという、こういう順番を踏んでいくなら私も、ああ、それはしようがないかと思えますけれども。唐突に3,000万円かけてやりますでは私はちょっと納得ができないというか、どうもその手順があまりにも不明確。その辺について。リストがあるのか。順番、耐用年数のリストがあって、こういうふうに計画を立てていくのですというリストがあってやっているのか、それとも思いつきでやっているのか、それとも要望が強い人に対してするのか、その辺聞かせてください。

産業振興課長（近藤拓哉君） 今ほど藤田委員のご質疑、湯っ多里館の浚渫の関係の部分と、あと空調の関係かと思えます。

まず、浚渫の関係で、大体3年、あるいは長くても4年のたびに2,500万円、将来的にもしかするとさらに増加する可能性があるのですけれども、ではそれに代わる方法は何かないのかということで、ほかの温泉地とかで使っている方法ですと、動力ポンプを使って詰まりがないように、今自然の力で揚がっているのですが、動力ポンプで揚げるという方法はあります。動力ポンプでやった場合なのですけれども、今参考で金額のほうどのぐらいかかりますかというふうにお聞きするとやはり5,000万円ぐらいかかるのです。5,000万円かかって、ではそれがずっとあと全くメンテナンスが要らないかというところではなくて、やはりメンテナンスは必要ですし、その水中ポンプのほうは深度300メートルぐらいの中に入るのでありますが、また塩分を含みますので、結果的には10年もつかと言われるとかなり厳しいというふうに言われております。そうすると、一番最初に仮に5,000万円ですべて、仮に10年間というスパンで見ると、もしかすると入れたほうがよかったというふうになるかもしれないですし、いや、従来のほうがよかったというふうになるかもしれないし、今そんな話をしているのですけれども。検討はそういった形でしています。

空調ですけれども、前回ご質疑をいただいて、点検はどんな頻度なのかというお

話で、年2回点検のほうは入っているという話で、その内容なのですけれども、あくまでも点検ですので、機械の例えばごみの部分の掃除だったり、油漏れしていたらそこら辺の部分油漏れをなくしたりだとか、そういった部分の軽作業的な部分はしているという話なのですけれども、そうではなくて本格的に部品の取替えが必要になってくると修繕という形で、その辺の経費は町が持つ、あるいは湯っ多里館が持つという一応決めはあるのですけれども、そちらのほうはやってきたところであります。では、誰が決めるのかという部分もあるのですが、最終的には当然町長ではあるのですけれども、今さっき私申し上げた15年だからまだ使えるではないかとかという、そこもあるのですけれども、実際部品がもう既にないという状況があります。別な部品を流用して今使ったりしていることもありまして、結局あまりいい方法ではないのですけれども、そういった方法でやっているといったようなところもありますし、恐らくメーカーのほうまだ発表はしていないのですが、もう部品の供給を多分やめるのではないかというような話もちよっとありまして、そうなるとうとう本当に営業が今度できないといったような状況を迎えますので、その前に替えていきたいと。

では、いつからこうなったのかという部分なのですけれども、この間、数年間自分自身担当させてもらっていますけれども、今年がやはり一番正直ひどいです。4系統あるのですけれども、一斉に4系統駄目になったわけではないのですが、ほぼ4系統いずれも停止したことがあります。時期はずれますけれども。その都度部品はなかなか届かないといった状況で、結果的にお客様には非常にご迷惑をおかけしていた時期は非常に長かったというのが今年度の状況です。そういった状況を見ると、やはりこのままにはしておけないということで、藤田委員おっしゃるように唐突感も当然あるかと思うのですけれども、今回上げさせていただきました。

あと、計画、あるいはリストというようなお話なのですけれども、正直そちらについては作成、持ち合わせてはいないというのが今現状でございます。

4番（藤田直一君） 分かりました。なければ今後どういうふうな対応をしてくださいというものを管理していくのか、やっぱり検討はしておいたほうがいいと思います。

そして、今言うように、点検はしてあり、年2回やるということですから、点検が2回は毎回毎回有償でやっているのか、それとも年2回の点検契約を委託してあるのか。どっちにしろ、点検した後、点検シートが出て、これが不具合が起きそうでした、これはこうです、こういうのがありますという、そういうチェックシートでも出てくるのか、それともまるっきり任せ切りで皆さんは立会いもしないし、報

告もないのか、その辺やっぱりしっかりと、ただでやってくれているならいいです。ただでやっていないのであれば、有償でやっているのだというのであればやっぱりしっかりと点検した場所、本来しない場所、この辺はできないとか、そういうのも明確にして、それを把握しておくのが担当部署ではないでしょうか。その辺されているのかしていないのか、ちょっと説明を聞かせてください。

産業振興課長（近藤拓哉君） では、今ほどの藤田委員のご質疑です。業者、事業所の方から各種点検、これエアコンに限らないのですけれども、点検のほうはしていただいております。何も問題がなければ当然こちらにお話は特に来ないのですけれども、当然お金がかかる話、例えば営業に関わる話だった場合はその点検状況、報告のほうをいただいて、速やかに対応のほうをするような形で今までやってきております。点検は有償かと思えますけれども。金額は、そこまではちょっと押さえていないです。

基本的には指定管理者のほうで保管しておりますので、それを実際に必要なときにこちらが見させていただくような感じになると。

4番（藤田直一君） 分かりました。では、必要なときに見てください。もう恐らく目を通したこともないのではないかなと思うのです。それでは予算を使うといっても本当に生きた予算なのか、死んだ予算なのか、その判断ができるのは担当部署の担当課長がやるのです。何でもそう。委託してもそう。それから、護摩堂山の管理もそう。全部そうですけれども、内容はしっかりと確認して、終わった工事内容はしっかりと確認、最後はチェックするというをやらないとただただ予算を消化する形になってしまうので、そういうことのないようにお願いします。

終わります。答弁はいいです。

1番（森山晴理君） 111ページの案内看板製作及び設置業務委託料が22万円、それが上がっているのですが、モニュメントのみの案内の値段なのか、403号線の大沢峠に向かうところのYOU・遊ランドの案内看板がものすごくきびいて、町外から来た人もイメージがものすごく悪いと思うのですが、そこら辺も考えていらっしゃるのかどうかお聞かせいただけますか。

産業振興課長（近藤拓哉君） 森山委員の今ほどのご質疑にお答えいたします。

看板のこちら計上している22万円については、あくまでもYOU・遊ランドの新しく設置する看板の部分だけになりますので、403号線、羽生田川沿いの看板なのですけれども、そこをすぐ今年やれるかと言われるとちょっと難しいかなというふうに思っています。ただ、実際区長会だったでしょうか、要望のほうも出ておりま

すので、何らかのタイミングでそちらのほう対応できればというふうに思っています。

以上です。

1 番（森山晴理君） ありがとうございます。どうしても町外から来られた方が看板によって、町のイメージが表れるものですから、さびたままで、それで文字が薄れて何にも分からないような看板を設置しておくというのがまず考えられないことですので、町として考えていただければと思います。

以上です。

3 番（品田政敏君） 今指定管理者の話がありました。それぞれの管理者とお話するときに、もっと具体的に、ここをこうしてくれればもっといいのだなんていうのもあるのだけれども、お金の問題でやらなかったとか、何かそういう話なんかないですか。実はそれを聞きたいのと。それから私なんか湯っ多里館とか、例えば、町でちょっと割引券を出して家族みんなで何曜日は行こうというようなキャンペーンもやってくれみたいなのがたしかあったのではないかと思います。椿寿荘とかでもやっぱりイベントをいっぱいやっていますので、その辺は知恵を貸してくれないとか、YOU・遊ランドに関しては私ももう何回か泊まったこともありますので、ここは今ぼっちキャンプとか、冬キャンプだとか、何かそういうようなときももういっぱいささやかれて、いっぱい頻繁にやられるわけです。そうすると、YOU・遊ランドなんかは私もっともっと営業成績を伸ばせるのではないかと考えて、私自身も頭の中にいろいろ構想もあるのですけれども、そういうものも何とかしてくれればというような相談みたいなものないですか。そういうことをお聞きしたいと思っています。

産業振興課長（近藤拓哉君） 指定管理者のほうは、個々に直接お話ししている部分もありますし、あと特に年何回というわけではないのですが、大体年1回なのですけれども、指定管理者の方が皆さん集まっただいて、その場で情報交換、あるいはこういったような取り組みを私たちはやっているけれども、ではそちらのほうをしませんかとか、そういったようなやり取りはしておりますので、そのときにいろいろ情報のほうを共有するような形で、次こんなことしてみようというような話はしております。

以上です。

委員長（熊倉正治君） ほかにありますか。

（なしの声あり）

委員長（熊倉正治君） では、これで7款は終わりたいと思います。

職員数の関係分かりましたか。職員数の関係。分かればそれ報告してください。  
調べれば分かるでしょう。

産業振興課長（近藤拓哉君） 令和4年と令和5年、それぞれ当初予算での比較になります。

順番にいきます。まず、6款農林の関係ですけれども、令和4年が4人です。令和5年が3人。商工観光、商工のほうは4人、令和5年が4人です。

以上となります。

委員長（熊倉正治君） どうして減ったかを聞きたいのでしょうか。辞めたとか。そうではないの。

産業振興課長（近藤拓哉君） よく頭が回らなくて、すみませんでした。人数的に今お話があったようにこの後1人減のような形になりますけれども、当然我々のほうとしては増員のほうをお願いしたいと思っておりますけれども、それは当然人事のほうの話になりますので、こちらでどうする、こうするとは言えないのですが、希望としては増やしていただきたいという、そういう気持ちであります。

以上です。

委員長（熊倉正治君） では、7款はこれで終わります。

暫時休憩します。

午後5時25分 休 憩

---

午後5時38分 再 開

委員長（熊倉正治君） それでは、最後、8款土木費に入りたいと思います。時間も押していますので、手短にお願いします。

地域整備課長（宮嶋敏明君） 皆様、お疲れさまです。地域整備課のほうから8款土木費の関係についてご説明させていただきたいと思います。一生懸命早めにさせていただきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

まず、説明に当たりまして、最初に令和5年度における主な内容について先に説明のほうをさせていただきたいと思います。新規事業といたしまして、社会資本整備総合交付金事業において老朽化した消雪パイプの布設替え工事を実施し、降雪時における安心・安全な生活道路の確保に当たり、予算額といたしましては2,200万円をお願いしたいと思います。そのほかに、令和4年度に引き続き、マイホーム取得支援補助金で950万円、暮らし応援リフォーム補助金で800万円、令和4年度と同



額の合わせて1,750万円の予算をお願いするものでありますし、除雪事業につきましては25年以上使用した老朽化している4トン除雪車の入替えて1,500万円をお願いするものであります。なお、道路等維持管理業務においては、昨年より度重なるタイヤパンク事故等における損害補償の関係もあったことにより、道路管理者として大変申し訳なく思っており、なお議会初日においても施政方針において町長よりお話がありましたとおり、維持管理に努めるといふこと、強化するといふことで道路パトロールの強化及び修繕、維持管理業務において今まで以上に迅速な対応を行うことが必要であると考え、職員の増員を図るような内容となっておりますので、よろしく申し上げます。

それでは、主な内容についてですが、予算書の117ページのほうを御覧いただきたいと思ひます。8款土木費、1項道路橋梁費、1目道路橋梁総務費の予算につきましては、5,408万円をお願いするものであります。令和4年度と比較しますと、848万3,000円の増額となっております。説明欄のほうを御覧いただきたいと思ひますが、まず道路橋梁総務事業ですが、こちらにつきましては、次のページにも続きますが、職員の人件費7名分及び道路管理員の人件費、それから関係団体への負担金といふことで経常経費になっておりますので、よろしく申し上げます。

続きまして、118ページのほうを御覧いただきたいと思ひます。2目道路維持費ですが、1億2,882万3,000円をお願いするものであります。令和4年度と比較しますと61万7,000円の増額であります。この2目のほうで各種工事の関係や地区要望の関係について予算のほうを計上しております。説明欄のほうを御覧いただきたいと思ひますが、まず道路維持総務事業といふことで1,479万7,000円をお願いするものであります。8節、10節については経常経費でございますし、12節委託料、こちらにつきましては道路維持管理業務委託料としまして707万円をお願いするものであり、こちらにつきましては草刈り業務等の委託になります。

それから、続きまして119ページのほうを御覧いただきたいと思ひます。道路維持その他事業といふことで、144万9,000円をお願いするものであります。説明欄のほうを御覧いただきたいと思ひますが、10節の需用費につきましては経常経費になっておりますし、その下になります。側溝改良工事事業からそれぞれ各工事の事業費関係となっております。

それでは、お手元に配付してあります地域整備課、予算審査特別委員会資料ナンバーワンのほうも併せて御覧いただければというふうに思っております。工事の関係については、毎年皆様のほうにこのような形で配付させていただいておりますが、

令和5年度の工事箇所一覧表ということでご用意させていただきましたので、よろしくお願ひします。また、地区要望の関係についてですが、この資料の裏面になります。裏面には資料ナンバー2ということで、工事費のみ計上したものをこのような形でまとめさせていただきました。令和5年度の地区要望の関係は、地区要望数としては287件に対し採択数としては80件となり、採択率にすると27.9%の状況ということでございますが、予算金額については1億2,367万円と、令和4年度と比較しますと3,154万円の増額となっております。率にしますと、前年比で134.2%の予算状況ということでお願ひしたいと思ひます。

それでは、予算書のほうに戻っていただきますが、側溝改良工事事業の関係ですが、これもまた次のページに続きますが、9件、1,621万円をお願ひするものでありますし、120ページの舗装補修工事事業ということで7件、5,650万円をお願ひするものであります。この関係については、有利な起債事業ということで、緊急自然災害防止事業債を使って工事のほうを実施していきたいというふうを考えております。起債の充当率につきましては100%で、交付税措置は70%となっております。

それから、防護柵設置工事事業の関係でございますが、これもまた次のページに続きますが、3件で245万5,000円、それから121ページのほうになりますが、区画線標示工事事業ということで75万円をお願ひするものであります。これにつきましては、主に町道保明・後藤線において実施するものであり、令和4年度と同額であります。

それから、路肩保護事業については1件で、これも町道保明・後藤線において実施するものでありまして、44万円をお願ひするものであります。その次の橋梁修繕工事事業の関係でございますが、橋梁長寿命化修繕計画負担金ということで、橋梁関係のシステムの維持管理の負担金33万6,000円をお願ひするものであります。

それから、道路維持その他工事事業ということで、道路維持に関わる簡易な修理やその他急遽しなければならない工事、合わせまして915万円をお願ひするものであります。

一番下、社会資本整備交付金事業の防災、安全の関係でございますが、次のページ、122ページのところに続きますが、羽生田・寺前線他の消雪パイプリフフレッシュ工事として新規事業となりますが、老朽化した消雪パイプのメインパイプの布設替えを150メートル実施するものでございます。こちらにつきましては交付金事業でありまして、対象経費の60%が交付対象という形になってございます。

それから、次の道路メンテナンス事業であります。523万6,000円をお願ひする

ものであります。その内容につきましては、12節委託料として町内の178橋の長寿命化計画の策定業務を実施するもので、こちらにつきましては対象経費の57.75%が交付金対象ということになっております。

それから、3目の除雪対策費の関係であります。1億899万3,000円をお願いするものであります。令和4年度と比較しますと、2,304万6,000円の増額であります。説明欄のほうを御覧いただきたいと思っております。除雪対策事業ということで8,664万1,000円をお願いするものでありますし、この関係につきましては令和4年度除雪体制同様に、車道用で22台、歩道用で1台、合わせて23台体制で考えております。

それから次に、3節の職員手当等、10節、11節それぞれ経常経費でございます。12節の委託料、消雪パイプ委託料ということで381万円をお願いするものであります。こちらにつきましては消雪パイプの延長として町内16.7キロ、それから公共施設の駐車場の点検も含めた委託料というふうになっております。

その下ですが、除雪委託料ということで4,691万5,000円をお願いするものであります。これにつきましては例年7回を見ております。令和5年度においても、おおむね7回の委託料ということで予算のほうをお願いしたいと思っております。

123ページのほう移っていただいて、除雪対策その他事業ということで2,235万2,000円をお願いするものであります。10節、11節経常経費となっております。17節備品購入費の1,500万円を予算計上しておりますが、こちらにつきましては先ほど話ししましたとおり、平成10年度に4トン車の除雪ドーザを購入しましたが、それが老朽化に伴って入替えということで、1台購入する経費をお願いするものであります。こちらにつきましては起債事業ということで、これも緊急自然災害防止事業債を使って購入したいというふうを考えております。

続いて、4目の道路新設改良費ですが、令和5年度においては5,699万円をお願いするものでございます。令和4年度と比較しますと、60万1,000円の減額となっております。説明欄のほう御覧いただきたいと思っておりますが、道路新設維持改良事業ということで193万8,000円を計上しているわけでございますが、こちらにつきましては経常経費ということでなっております。

ページはぐっていただきまして、予算書の124ページのほうを御覧いただきたいと思っております。説明欄のほうを御覧いただきたいと思っておりますが、道路改良工事事業であります。5件で1,885万2,000円をお願いするものであります。この中で原ヶ崎・中8号線については、これも緊急自然災害防止事業債ということで工事のほうを実施させていただきたいというふうを考えております。

それと、舗装新設工事事業の関係でございますが、2件で1,020万円をお願いするものであります。町道上中村3号線と下吉田・中2号線において、これも緊急自然災害防止事業債ということで工事のほうを実施させていただきたいと考えております。

それから、その下、社会資本整備総合交付金の改良の関係でございますが、令和4年度に続き、町道保明・後藤線から名称が変わりまして、町道石田・四ツ合・大正川3号線ということになるのですが、後藤地内において同じく路肩拡幅工事で継続事業になりますが、延長として200メートルの拡幅工事を実施したいというふうを考えております。こちらの交付金事業ですが、52.5%が交付対象というふうになっております。それから、継続的にこの関係実施していきたいわけですが、よろしくお願ひしたいと思ひます。

続いて、125ページのほうを御覧いただきたいと思ひます。2項河川費、1目河川総務費の関係でございますが、令和5年度は143万7,000円で、令和4年度と比較しますと38万2,000円の増額という形になっております。説明欄のほうを御覧ください。河川総務事業ということで143万7,000円をお願いするものであります。内容については8節旅費、10節需用費、18節負担金補助及び交付金、こちらも経常経費となっておりますので、よろしくお願ひします。

続きまして、2目河川改良費の4,073万5,000円については、令和4年度と令和5年度を比較しますと1,867万3,000円の増額をお願いするものであります。説明欄のほうを御覧ください。河川改良総務事業ということで583万2,000円をお願いするものであります。この内容につきましては、11節役務費、それから12節委託料については経常経費でありますし、次のページはぐっていただきまして126ページになりますが、雨水幹線維持管理業務委託料ということで93万2,000円と、その下、雨水管渠清掃業務委託料ということで60万円をお願いするものであります。

それから、その下、河川改良工事事業ということで2,115万円をお願いするものであり、この内容については12節委託料として、羽生田川河川点検業務委託で110万円、中轄川測量業務委託ということで205万円を新たに計上させていただきました。

次に、14節工事請負費ですが、上吉田地内の新田堀の関係で、水害対策ということで配電盤を設置しまして、すぐに排水ポンプを稼働し、水害対策の対応ということで電気設備工事のほうを行いたいというふうを考えております。それから、この関係につきましても緊急自然災害防止事業債ということで工事のほうを実施したいと考えております。

その下ですが、調整池整備（町内）ということで300万円を計上しておりますし、こちら予定箇所につきましては本田上工業団地のほか13施設における調整池における除草、浚渫のほうを実施していきたいと考えております。

それから、その下の河川改良法面復旧工事事業の関係ですが、220万円をお願いするものであります。これは、清水沢地内における茗ヶ谷川の法面復旧工事の内容ということでございます。

それから、その下、河川改良浚渫工事事業ということで、1,029万3,000円をお願いするものであります。これにつきましては、河川浚渫工事、これ毎年行っているものですが、127ページに続きますが、令和5年度においても8か所実施する予定となっております。これは緊急浚渫推進事業債ということで、有利な起債を使って実施したいというふうに考えております。充当率については100%、交付税措置は70%というふうな形になっております。

それから次に、河川改良その他事業ということで、河川維持に関わる維持修繕、急遽しなければいけない工事ということで126万円をお願いするものでございます。

続きまして、3項都市計画費、1項都市計画総務費のほうになりますが、令和5年度においては174万2,000円をお願いするものであります。令和4年度と比較しますと、366万1,000円の減額となっております。これにつきましては、土地利用事業ということで174万2,000円をお願いするわけですが、ページをまたはぐっていただきまして128ページに続きますが、令和5年度においては大きな事業は特にこの部分ございませんが、令和4年度において都市計画マスタープランの改定に伴う業務委託を実施したことにより、予算のほうが減額となっております。

それで、続きまして2目公園管理費615万4,000円については、令和4年度と比較しますと68万9,000円の増額をお願いするものであります。説明欄のほうを御覧いただきたいと思いますと思いますが、公園管理事業ということで235万4,000円。内容につきましては、公園管理事業につきましては経常経費となっておりますし、その下の公園その他事業ということで事業費380万円を計上しております。その中で、14節工事請負費として2か所、これは本田上西公園地区になりますが、鉄棒の設置、それから下横場地区公園について滑り台の設置を考えておるものでございます。

それから、そのほかに3目下水道対策費につきましては、予算額としましては2億441万4,000円、令和4年度と比較しますと2,338万2,000円の減額となっております。これにつきましては、下水道事業特別会計のところの説明をさせていただきたいと思っております。

それから、4項住宅費、1目住宅管理費の1,760万円については、令和4年度と同額の予算計上をお願いするものであります。説明欄のほうを御覧ください。内容については住宅管理事業で、18節負担金補助及び交付金として、令和4年度より実施しております暮らし応援リフォーム補助金で95件の950万円、それからマイホーム取得支援補助金で40件の800万円、予算総額、令和4年度と同額の1,750万円をお願いするものであります。この関係につきましては、引き続き人口減少対策と地元経済の活性化につながるよう取り組んでいきたいと思っております。

以上で8款の令和5年度予算について説明のほう終わらせていただきます。よろしく申し上げます。

委員長（熊倉正治君） 説明が終わりました。質疑ある方、どうぞ。

12番（池井 豊君） 施政方針に出ていた維持管理に係る職員を増員してとなっているのは、117ページの道路管理員報酬ということなのか、どこがどうなっているのか、新しく追加する職員の場所がどこになるのかちょっと説明してください。

地域整備課長（宮嶋敏明君） 117ページの道路橋梁総務事業の部分の給料等、人件費について7人になっているのですが、そこは職員1人。

それから、道路管理員報酬ということで145万3,000円あるかと思うのですが、それは会計任用職員の人件費1人分でございます。

12番（池井 豊君） 会計任用職員145万円で雇ってどういう勤務体制になるのか。何か結構安いような気がするのだけれども。フルに働かせるともっと金がかかりそうだから、聞かせてください。

地域整備課長（宮嶋敏明君） 一応考えている部分では、週4日体制で考えてございますので、申し上げます。

委員長（熊倉正治君） フルではないということ。

7番（中野和美君） 118ページの道路維持総務事業のところの委託料、これは草刈りの分だと思っておりますけれども、今年707万円、去年が1,000万円を超えているのですが、300万円ぐらい減っているのですが、それは同じ場所を草刈り等するのに300万円も減って大丈夫なのか、それとも人が増えたからスタッフで賄ってしまうのか。というのは、なるべくだったら職員を草刈りなどで使わないように、なるべく中の庁内の仕事に回すようにしたいなと思ってそう言わせてもらっています。その辺ではちょっと教えてください。

それから、ちょっと説明がなかったのですが、128ページの公園その他事業の修繕料というのは、去年は公園遊具の修繕だったのですが、今年も遊具という

ことでよろしいでしょうか。

2点です。

地域整備課長（宮嶋敏明君） 1件目の草刈りの関係でございますが、先ほど池井委員から質問があったものに対してお答えしたとおりでございますが、道路管理員等ということでその部分、直営でできる部分は直営でというふうに考えてございます。

それから、2点目の128ページの公園その他事業の遊具の修繕でしょうか、これについては遊具の修繕ということで考えております。お願いします。

7番（中野和美君） 道路の維持管理ということで300万円増えて、減ったところを庁内の職員で賄うというのは逆に、どうしても必要な場合は仕方がないと思うのですけれども、人件費増やした分で補っていくという。会計年度任用職員も。そうすると、逆に150万円ぐらい浮いているということなのだね。

地域整備課長（宮嶋敏明君） 草刈りだけで見ればそのような形になるのですが、そのほかいろんな業務、町長からの施政方針でありましたとおり、道路の陥没ですとか舗装の穴埋め、それから緊急を要するときの河川、道路、維持管理業務という部分で、すぐに対応しなければいけないという部分で考えておりますので、このような形になっておりますので、よろしくご理解のほうお願いします。

委員長（熊倉正治君） 本来であればもっと減らされるはず。余計なこと言いました。

4番（藤田直一君） 121ページで、該当するのかどうかちょっと分かりませんが、雪が解けて区画線がいろんな地区で消えているのです。特に一旦停止線とか、もう全然町内ほとんど、そんなところ相当な数あるのではないだろうか。その辺を今後どういようなことで対応していくのか。それが今回のここに入っているか入っていないか分かりませんが、その件と。それから雪が解けて至るところに穴がぼこぼこ、ぼこぼこ、そしてアスファルトがもう散って非常に危ない状態になっているところもあります。この辺についても点検をやって、予算がどこにあるのかちょっと分かりませんが、その辺の段取りもどういふうにしていくのか聞かせてください。

地域整備課長（宮嶋敏明君） まず、区画線の関係でございますが、確かに消えているところあるかと思えます。こちらにつきましては、道路パトロールのほうを強化した中で、悪いところは修繕して予算措置のほうをしていきたいというふうに考えてございます。

それから、停止線につきましては警察の関係になりますので、また総務課のほうになろうかと思えますので、よろしくをお願いします。

それから、舗装の穴とか除雪で、確かに温度が下がって舗装が爆発、割れるというか、そういった現象が起きて陥没して大変ご迷惑おかけしております。その部分につきましては、緊急を要する部分については直営ですぐに対応ということで、区長からも連絡来たりしているので、すぐにその日のうちに対応するように心がけております。

それから、そういった部分でどうしても私どもに手が負えないという部分であれば予算の計上をお願いして舗装補修なりというふうに考えておりますので、よろしくをお願いします。

4番（藤田直一君） 緊急対応いつも、緊急対応はレミファルトではたばたやればすぐ終わるのですが、結局長もちさせるためにはしっかりと圧をかけて、合材でやっていただきたい。レミファルトは緊急の際はそれでいいですけども、ぜひその辺長もちさせるように頼みます。

以上です。

2番（小野澤健一君） 私は2つ。

この参考資料で地区要望の採択率の一覧ありますよね。前、以前に私一般質問でいわゆる長期塩漬けになっているのがあることを問題視したのだけれども、今回の中で、例えばこれ令和元年からだけれども、令和元年に上がったものが依然としてずっと令和5年まで手つかずの状態という、そういったものがあるのかなのか、これが1つ。

それから、2つ目は、昨今のこういういろんな物の価格が上がっている中で、特に地域整備課が発注する工事、こういったものも本来1,000万円のできるのが例えば1,100万円とか1,200万円ぐらい、そのぐらい上がっているのではなからうかというのがイメージできるのだけれども、実際のところ、例えば工事発注に当たって通常であればこれぐらいなのだけれども、やっぱり1割、2割ぐらい上がっているとか、いや、変わっていないとか、この辺のイメージではないけれども、状況が分かれば教えていただきたいと。

以上2点。

地域整備課長（宮嶋敏明君） 地区要望の関係で塩漬けになっているかどうかという部分でございますが、確かに言われるとおりがございます、そういった部分。それで、決算委員会のときにもお話がありました、その中で地域整備課として課内で協議を重ね、今回の当初予算の部分では、まず地区の区長から要望を聞き取って再度現地を確認するというようなことで考えました。その結果、要望の優先度、P T A 要望



もありますし、そういった部分を考慮しながら、第1に緊急性が高い箇所という部分で、過去に事故があったとか、道路パトロールで水害状況云々で確認した中で住民の生活に及ぼす影響がないかという部分で考えております。第2に継続性という部分で、前年度以前から継続的に行っている事業についてこれは進めていかなければならないという部分で考えております。それから、第3の部分でございますが、財政との絡みがございます。まちづくり財政計画を予定しているものを要望というか、優先的に工事箇所ということで考えてやらせていただきました。

それから、工事費の関係、高騰云々でございますが、資材の高騰については令和4年度、当初設計等で比較したりいろいろしております。それで、舗装の関係で考えていくと、増加率としては5%ぐらいというふうに考えてございます。それで、こういった要因もあるのですが、そのほかに現段階で把握している部分ではグレーチング蓋の部分、それからアスファルト舗装材ですとかクラッシャーランの関係、原材料がいずれも価格高騰しております。物によるのですが、5%か10%は上がっているのだろうという部分で考えておりますが、これらを事業化して、その分も見込んで今回財政側に予算要求ということでしております。そのような形で財政側に訴えて予算要求したつもりでございます。よろしく申し上げます。

2番（小野澤健一君） ありがとうございます。なかなか大変だろうと。皆さん一生懸命やっているの、全部が全部直せばいいのだろうけれども、やっぱり優先順位というのがあるので、その優先順位を間違わないで、本当に直さなければ駄目なものは直さないとパンクが何回も起きるとか、そういうものはなしにして、皆さん一生懸命やっているのだから、その流れを崩さないで頑張ってもらいたい。

地区要望については、優先順位とかそういうのもあるのだろうけれども、言葉は悪いけれども、できないものできない、しょうがないと思うのだ。ただ、やっぱり5年も6年も塩漬けというのは、漬けていていいことあるかってないのだ。だから、その辺はやっぱり各区長と、また秋ぐらい、話をしをするときにそういったものを含めて洗い替えというか、そういうものはやっぱりやって、きれいな状態にしていくことが私は必要だと思うので。決して要綱を無視しろと、こう言っているわけではないのだけれども、やはり常に新鮮なものでなければ私は駄目だろうと思う。刻々とこれだけ変わってきているわけですから。その辺なんかも気をつけて、実のあるそういったものにしてもらいたいというふうに思います。

以上です。

8番（今井幸代君） すみません、私から1点お願いします。

除雪対策事業ということで、121ページになります。除雪車23台体制で作業のほうをしていただくという形になるのですけれども、オペレーター不足等がずっと叫ばれている中で、令和5年度における除雪の編成のほう、新たに引き受けていただいている事業所もあるというふうにも分かってはいるのですけれども、令和5年度を含め一定程度の期間、長期はいかないかもしれない、中期的なプランぐらいでこういった現状の除雪体制の維持というのはできる状況にあるのかというところを確認したいなと思います。お願いします。

地域整備課長（宮嶋敏明君） 今ほどの今井委員からのご質問ですが、現状的には内訳話しますと担い手不足、オペレーターの不足ということで非常に我々は苦慮しているところでございます。かといって一業者でも減らすわけにもいきませんし、過去にも減ったとき、22台とかあったのですが、職員のほうでオペレーターを探したり声かけしたり、またオペレーター協議会というのがございますので、そういったふうな形で県のほうに声がけしてもらったりしております。ただ、今現在では令和5年度も23台体制でいきたいと思っていますし、確保については私どもも精いっぱい努力して努めていきたいと思っておりますので、現状維持でいきたいと思っております。

8番（今井幸代君） 令和5年度に関しては現状体制を維持できるというふうな答弁であったのですけれども、やはりオペレーター不足も非常に深刻な状況で、長期的に考えるとなかなか除雪体制の維持が困難になるだろう、オペレーターの皆さん大分高齢化してきている部分もあるし、若手はなりたがらない、そんなのだったら僕辞めたいなになってしまっているのが実際の現状なので、本当に直営部隊で出なければいけないことも頭に置きながら、今後のその体制維持に努めていきたいなと思います。今後その中身、スパンを見ながらこういった体制維持の在り方もぜひ検討していただきたいなと思います。

以上です。

地域整備課長（宮嶋敏明君） 除雪の関係の体制維持、今後は本当に大事なことだと思っておりますので、極力、今ほど直営部隊という話もございました。そういった部分も含めて考えた中で対応していきたいというふうに思っておりますので、よろしくをお願いします。

3番（品田政敏君） 先般は新津興器の脇、私の提案、してもらったら大変よく、素早くやってもらいましたので、お礼を申し上げます。ところが、全体的に中轉工業団地、この辺の要望はかなり上がって、区長からも上がっているのだろうと思います

けれども、すごく対応が私冷たいように思われて。この辺の関係、工業団地の全体からの要望もあるのだらうと思うのですけれども、その辺どうも私ちょっと、あそこ敵対視しているのではないかなと思われているのですけれども、そんな気持ちはないでしょうか。

地域整備課長（宮嶋敏明君） 今ほど中轉工業団地の話ありましたが、それにつきましては住宅地等の兼ね合い部分もございますし、地元区長から地区要望ということで上げていただいたて、こちらのほうに上がってくれば現地のほうを確認した上で対応のほうを判断させていただきたいと思っておりますし、中轉工業団地の部分で上がってきているのは中轉川の関係で上がってきているということで、今回予算の部分でも中轉川の調査委託という部分も含め考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

12番（池井 豊君） すみません、1点だけ。

さっきの除雪の話ではないけれども、前職員がいたときみたいに苦情の除雪依頼が来たらさっきの2人の職員ですぐ直接除雪って出動できるような、そういう業務もしてもらえるのでしょうか。そこら辺その2人で冬場はそういうことも対応するのか、ちょっと聞かせてください。

地域整備課長（宮嶋敏明君） 今のところは、現段階ではそこまでは考えておりません。ちょっと様子を見ながら。やはり後々ちょっと様子を見ながら、そのような業務も頭の中に入っておりますので対応していきたいというふうに思っておりますし、職員が駄目ということになれば機械のほうも確保が必要になってくるのかなと思ひますので、よろしくお願ひします。

委員長（熊倉正治君） 以上で土木費のほうはいいですか。

議長（小嶋謙一君） すみません、予算とちょっと関係ないのだけれども、今町内で側溝の蓋が盗まれたり、グレーチングが盗まれたりというのが、それは今分かる。入っているものですか、情報。警察に被害届は出しているということも聞いているのだけれども。

地域整備課長（宮嶋敏明君） 県内、全国的なのか分かりませんが、今そういった鉄等高騰しているという部分でかなり蓋が盗難されている、被害があるというのは聞いておまして、それで私どもも川船河第1区のところのみずきの団地でグレーチングが2枚なくなっているということの連絡を受けて、そのときすぐに警察のほうに被害届を出しております。2枚。

委員長（熊倉正治君） では、以上で今日の審査は終わりたいと思ひます。ご苦勞さま

でした。

それでは、総括質疑がありますし、質問の件数トータルで出ていますので、副委員長の方から報告してもらいます。

副委員長（渡邊勝衛君） 長時間、大変ご苦勞さまでございました。

今日の質問数は78件。昨日が48件でしたので、合計126件です。

それで、総括質疑が2件出ておりますので。まず、1件目が小野澤委員のほう、竹林等環境整備事業補助金200万円について。本事業の財源は森林環境譲与税であり、その補正の原資となっているのが森林環境税です。森林環境譲与税は、2019年、令和元年から交付されているが、森林環境税は2024年、令和6年度から個人住民税均等割と合わせて1人年額1,000円が徴収されます。森林整備が緊急の課題であることを踏まえ、森林環境譲与税は2019年、令和元年度から前倒しで譲与することとなりました。町は、この譲与税を竹あかり、「竹あかりバンブーブー」開催の支援として予算計上しましたが、資金性格に鑑みれば使途の妥当性に対して疑義を持ちます。商工会青年部をはじめ、当該イベントにご尽力された方には敬意を表しますが、来場客数のみが独り歩きしており、その事業における詳細な総括は知らされていません。

質問といたしまして、収支状況をはじめ、本来的目的の竹林整備状況、例えば竹の伐採本数とイベントである以上その経済波及効果、今後の展開等に対する町の検証結果を示していただきたい。なお、イベントにおいては、主催者が支出する事業費は投資であり、イベントを開催することにより来場者の消費が生み出され、これらの支出が経済波及効果を生み出す。

質問といたしまして、町は上記の検証を踏まえてどのような判断の下で予算計上をしたのか。当該譲与税の創設経緯に鑑みれば、竹林整備への補助金の新設が必要と考えますが、その予定はありますかということで、以上です。

2番目、高橋委員のほうから、園芸作物等支援策を改めることを求めますについてということで項目は出ておりますが、質問内容に関しては、来週の月曜日に私のほうから皆様へお伝えしますので、よろしくお願ひします。

委員長（熊倉正治君） それで、委員長のほうからの提案なのですが、園芸作物等振興支援の関係、2,800万円を200万円減らして2,600万円と200万円に分けて執行したいということに対してはかなりの議論があったと思います。それで、見ていると皆さんあんまりその部分に関しては納得していないという状況も見受けられましたし、関根委員も特に強く申していたようでありますから、これ私の勝手な判断でよけれ

ばそうしたいと思うのですが、予算の組替えとかという話になるとなかなか処理も大変です。そういう意味でいえば、補正で追加を考えるというぐらいのことを、高橋委員は多分質問するわけですから、その中で答弁としてそのぐらいのことを私は言ってもらいたいなどは思っているのですけれども。あんまり予算の組替えとか、これを手つけるとなかなか処理が大変なのです。

そういうことで、関根委員はいませんけれども、委員の総意でそういう指摘があると、だから予算見直したほうがいいが、補正対応ぐらいはやっぱりやりなさいということで申し入れてきますので。それでいいですか。

(異議なしの声あり)

委員長(熊倉正治君) では、これから行ってそういうふうに申し入れてきます。聞くように。では、お願いします。

以上で本日の日程は全部終了しました。

これで本日の会議を閉じます。これをもちまして、本日は散会といたします。

大変ご苦労さまでした。

---

午後6時27分 散 会

令和5年第2回定例会  
予算審査特別委員会会議録  
(第3日)

- 
- 1 場 所 大会議室
- 2 開 会 令和5年3月20日 午前9時
- 3 出席委員
- |    |        |     |       |
|----|--------|-----|-------|
| 1番 | 森山晴理君  | 9番  | 椿一春君  |
| 2番 | 小野澤健一君 | 10番 | 熊倉正治君 |
| 3番 | 品田政敏君  | 11番 | 松原良彦君 |
| 4番 | 藤田直一君  | 12番 | 池井豊君  |
| 5番 | 渡邊勝衛君  | 13番 | 関根一義君 |
| 7番 | 中野和美君  | 14番 | 高橋秀昌君 |
| 8番 | 今井幸代君  |     |       |
- 4 委員外出席委員
- 議長 小嶋謙一君
- 5 欠席委員
- なし
- 6 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の氏名
- |        |      |               |      |
|--------|------|---------------|------|
| 総務課長   | 鈴木和弘 | 教育委員会<br>事務局長 | 時田雅之 |
| 地域整備課長 | 宮嶋敏明 | 教育委員会参事       | 小林亨  |
- 7 職務のため出席した者の氏名
- 議会事務局長 渡辺明
- 書記 板屋越麻衣子
- 8 傍聴人
- なし
- 9 本日の会議に付した事件
- 議案第18号 令和5年度田上町一般会計予算議定について中
- 歳出 3款 民生費
- 9款 消防費

10款 教育費

11款 公債費

12款 予備費

議案第19号 同年度田上町下水道事業特別会計予算議定について

議案第20号 同年度田上町集落排水事業特別会計予算議定について

議案第25号 同年度田上町水道事業会計予算議定について

---

午前9時00分 開 議

---

委員長（熊倉正治君） 皆さん、おはようございます。

予算審査特別委員会、今日が3日目ということで後半戦でございますので、よろしく願いいたします。

それでは、高橋委員の総括質疑の関係が出ておりますので、副委員長のほうから報告をお願いします。

副委員長（渡邊勝衛君） 改めまして、おはようございます。

先週の金曜、高橋委員のほうから出ました総括質疑の関係でございますけれども、質問項目といたしましては園芸作物等振興支援策を改めることを求めますということでございますけれども、これがかなりの長い文章になっておりますので、金曜日の日に皆さんがお聞きしたかと思っておりますので、それは一応今日は読みません。割愛させていただきますので、22日の昼から総括質疑のとき聞いていただきたいと思いますけれども、皆さんそれでいいでしょうか。

（異議なしの声あり）

副委員長（渡邊勝衛君） ありがとうございます。

委員長（熊倉正治君） それでは、今日の最初は9款の消防費からということで、説明を求めます。

総務課長（鈴木和弘君） それでは、改めておはようございます。

予算書の130ページからになります。9款消防費、1項1日常備消防費、2億2,770万3,000円ということで、令和4年度と比較をいたしますと1,158万5,000円の増額でございます。消防衛生保育組合、消防費の予算としては6億5,983万円と、令和4年度と比較いたしますと1,072万3,000円の増額になっております。内訳として主なものといたしましては、令和5年度におきましては指令車を購入するということで、25年経過しているということで650万円。それから、通信指令台の直流電源装置、これも老朽化しているということで更新で810万円。それから、消防ポンプの水槽付の購入という、これはもう30年経過をしているということで7,400万円ほど、これを令和5年度に購入するということになっております。令和4年度につきましても、救急業務の高規格救急自動車を購入する、それは4,500万円、それから令和4年度退職される方が2名いるということで4,400万円ほど予算は計上され



ていましたが、それらを減額するという中での相殺で1,000万円ほど増えるという内容になっております。一方、組合の負担につきましては、先ほど言った車の関係については一部起債が利くものですから、令和5年度の消防費の負担金は6億1,400万7,000円ということで、令和4年度と比較をいたしますと850万円ほど減額になっております。内訳といたしまして加茂と田上の内訳があるのですが、加茂市のほうが令和4年度と比較をいたしますと2,000万円減額、田上町は1,100万円増額になっております。この辺、一部新年度予算の概要のときに説明をさせていただきましたけれども、この負担の考え方といたしましては、普通交付税に算入されている消防費、その中の常備消防費分を算出して、割合を出して負担を決めているという形になっております。消防費の交付税で計算するものになるのが人口、国調人口をベースにして考えておりますので、ちょっとお話をさせていただきますと、加茂と田上でどんな状況かということで比較をしてみますと、加茂市は令和2年度と平成27年と比較をいたしますと国調人口が2,400人ほど減少しております。田上は961人減少しているということで、割合的には加茂のほうの減少が大きいという、こういうのをベースにして、交付税上でまたいろいろ補正係数がかかたりするのですが、そういった影響を踏まえると加茂より田上のほうが消防費が入ってきている割合が増えてきているものから、今回はその負担割合が令和4年度と比較をいたしますと1.84%田上の負担が増えると。全体で田上町の負担としては37.56%。令和5年度については、37.56%が消防衛生保育組合、消防費に関係する部分の負担割合になっているということで、そういう計算をいたしますと、令和5年度のその割合で計算いたしますと、予算として令和4年度と比較をいたしますと1,158万5,000円増えているというのが内容になっております。常備消防は以上でございます。

続きまして、2目の非常備消防費2,580万2,000円ということで、令和4年度と比較をいたしますと84万2,000円の減額でございます。こちら消防団の関係の経費になりますけれども、令和4年度に県の防災訓練ということで消防団の方も一緒に参加していただくということで、それらの関係の経費がありましたのでそれらが減額したということで、あとは経常的な経費になってございます。

それから、めくっていただきまして132ページになりますが、9款1項3目の消防施設費389万2,000円でございます。令和4年度と比較いたしますと、1,598万4,000円の減額になってございます。令和4年度につきましては、工事費ということで消防ポンプ車庫の建て替えの工事、積載車、それから消火栓の維持管理負担金

ということで、これは水道の工事の内容に伴いまして一般会計のほうから消防のほうに負担という形で支出するのですけれども、令和5年度工事費が減ってきているということで、この部分が大きく減少しているというのが大きな要因でございます。

それから、133ページお願いいたします。4目防災費、583万7,000円でございます。令和4年度と比較をいたしますと、326万2,000円の減額でございます。こちらにつきましては、令和4年度に実施をいたしました県との総合防災訓練、こちらの関係で令和4年度300万円ほど予算を見ておりましたので、それらがなくなったということで減少しているという部分が大きな要因でございます。

9款消防費については以上になります。

委員長（熊倉正治君） 消防費の関係、質疑のある方、どうぞ。ありませんか。

（なしの声あり）

委員長（熊倉正治君） なければ、消防費の質疑を終わりたいと思います。

では次、11款と12款併せてお願いします。

総務課長（鈴木和弘君） 予算書169ページお願いします。

11款公債費、1項1目元金でございます。4億1,896万3,000円ということで、令和4年度と比較をいたしますと1,407万3,000円の増額、2目の利子1,402万6,000円、令和4年度と比較をいたしますと281万円の減額でございます。主な要因でございます。まず、元金につきましては、据置期間が終わって新たに元金の償還が始まるものということで、いわゆる道の駅絡みになりますけれども、交流会館、地域学習センターの関係、それから令和元年度に借入れをいたしました臨時財政対策債、そういった部分が元金の償還が始まるということでございます。それから令和5年から令和4年、償還のほう据置期間の時期的な部分がありまして、これも同じく平成30年度に借入れをいたしました交流会館、これらが令和4年度と比較して元金が増えている。一方、令和4年度で償還が終わったものとして、平成14年度に借入れをいたしました臨財債、これが1,000万円ほど償還があったのですが、それが終了した。あと道路の関係等で200万円ほど、そういった部分を相殺いたしますと、元金は1,407万3,000円増額でございます。一方、利子でございますが、令和4年度に利率の見直し、臨財債については10年たってから利率の見直しをするという部分になっておりまして、その関係が約151万6,000円ということでございまして、それから実際に令和4年度に借入れする、予算上は令和3年度に借入れ見込みで利子を計算しているのですけれども、実際に借り入れた金額、正確に台帳に登録したことによって、利子が令和4年度、令和5年度と比較をいたしますと266万円ほど

減額、そういう部分の影響で利子が減ってきているといったのが主な内容でございます。

それから、12款予備費、1項1目予備費でございますが、549万円ということで予備費のほうを計上させていただいているといったのが内容でございます。

説明は以上でございます。

委員長（熊倉正治君） 説明が終わりました。質疑のある方、どうぞ。ありませんか。  
（なしの声あり）

委員長（熊倉正治君） なければ、11款、12款、質疑は終わりたいと思います。総務課ありがとうございました。

それでは、教育委員会関係に入りたいと思いますが、その前に幼稚園関係を先にしたいと思いますので、3款民生費のほうから説明お願いします。

教育委員会事務局長（時田雅之君） 改めまして、おはようございます。それでは、3款民生費、主に幼稚園関係の予算になりますが、ご説明のほうをさせていただきたいと思います。

予算の説明に入ります前に、皆様のお手元のほうへ本日、予算委員会の資料ということで何部かご用意させていただきました。その資料ナンバー1のほうを御覧いただきたいと思いますが、1ページ目には竹の友幼稚園の令和4年度と令和5年度入園予定の園児数の比較、その中には保育士の配置基準の関係も記載しておりますし、それによって配置する保育士の数のほうも記載させていただいております。

1ページはぐっていただきまして、今度縦のA4の表になりますが、下のほうにページ番号振ってありますが、2ページ目になります。こちらが実際に竹の友幼稚園の正規職員、それから会計年度任用職員等の数をまとめた資料の表となっております。

3ページ目には、町内の私立幼稚園であります田上いずみルーテル幼稚園、それから未満児保育のつくしルームの園児数の比較の表のほうを記載させていただきました。竹の友幼稚園もそうなのですが、やはり少子化の傾向がかなり強く出ておりまして、1ページ目に戻っていただきまして令和5年度の入園予定児童、表の左側になりますが、入園児が174人ということで、充足率にしまして62.59%ということになってございます。保育士につきましては、正規職員、それから会計年度任用職員のほうを入れまして、クラスのほうに支障がないように準備のほうはしているところではありますが、実際に園児がこれだけ減ってきているということでちょっと認

識していただければなと思っております。

それでは、予算書のほうを説明させていただきます。予算書75ページのほうをお願いいたします。3款民生費、2項児童福祉費、1目児童福祉総務費、2億7,875万4,000円の予算でございます。令和4年度比較で1,084万3,000円の増額となっております。説明欄のほうをお願いいたします。児童福祉総務事業ということで1億8,897万8,000円となっておりますが、こちら75ページから76ページにかけてそれぞれ職員の給与、それから嘱託内科医の報酬等、経常経費になってございますので、こちらのほう省略させていただきたいと思っております。

76ページの下段のほうになります。児童福祉総務費その他事業ということで8,962万9,000円の予算を計上してございます。こちらにつきましては、それぞれ事務補助員の報酬、それから調理員等の報酬等、会計年度任用職員の賃金に関わるものを掲載させていただいてございます。

それから最後に、子ども・子育て支援事業ということで14万7,000円、こちら委員報酬等の予算のほうを計上させていただいております。

続いて、77ページになります。2目児童運営費7,232万円の予算を計上してございまして、令和4年度比で672万1,000円の減額でございます。こちら幼稚園の運営事業ということになってございますけれども、主な減額の要因といたしまして、78ページに移っていただきたいと思っておりますが、12節委託料の中で広域入所委託料というものがございます。令和4年度は5名分の当初予算計上してございましたが、やはり園児の減少ということで、令和5年度2名分の予算を予定して計上してございます。減額した金額につきましては、244万8,000円ここで減額してございます。

それから、このページの下から3行目になります。バスの運転委託料ということで、前回補正の中でもちょっとご説明させていただきましたが、令和4年度については送迎のバスが2台で運行が可能だったということで、これまで3名のバスの運転手を確保してございましたが、2名で対応するというので、ここで1名分の委託料144万円の減額をしてございます。

それと、79ページのほう移っていただきまして、幼稚園運営その他事業261万9,000円の予算計上しているところでございますけれども、令和4年度、園舎周りの雨どいの修繕工事を実施しました。金額にしまして435万6,000円でございますが、その分があったことによりまして、令和5年度修繕がちょっと少ないということで、ここで300万5,000円の減額をしてございます。

それと、17節備品購入費でございますが、7万7,000円の予算計上としておりま

す。令和4年度につきましては、プールサイドのマットの入替えということで約90万円ほど備品のほうを買わせていただきましたが、令和5年度についてはそれらの整備がなくなったということで、92万円の減額をここでさせていただいております。

それと、79ページの下段になりますが、子育て支援センターの運営事業ということで321万1,000円の予算計上してございます。続く80ページにわたりまして人件費等の経常経費のほうを計上させていただいております。主な予算増減の理由として、今ほど説明させていただいたところなのですが、来年度も入園園児の健やかな教育のほう携わっていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

簡単ではありますが、説明は以上になります。

委員長（熊倉正治君） では、質疑に入ります。質疑ある方、どうぞ。

7番（中野和美君） 先ほどの説明ではなかったようなのですが、76ページの18節のところなのですけれども、昨年と比べますと加茂市・田上町消防衛生保育組合負担金、100万円ほど増えているのですが、これは先ほど総務課が説明したようなことで増額というふうに考えてもいいのか、ちょっと違うかなとは思っているのですが、その辺の説明いただけますか。

教育委員会事務局長（時田雅之君） すみません、説明が足りませんで申し訳ありませんでした。この加茂市・田上町消防衛生組合負担金につきましては920万1,000円の計上をしてございます。実は12月議会の補正の際に令和4年度の負担金の計上を誤っていたということで、増額の補正をさせていただきました。それらについて、3月議会で繰越金の精算により減額もしたのですが、総体的にさほど変わらない金額となっております。

それと、説明しなかったので申し訳ないのですが、今日追加資料ということで1部、病児保育の利用実績のほうの表を皆様のほうに届けさせていただきました。A4の横で右肩に令和5年3月20日予算審査特別委員会追加資料という、A4の1枚物の資料でございます。3月10日現在ということで、それぞれ加茂市、田上町、それから構成市町村以外の利用者の推移、実績のほうをまとめさせていただきました。傷病的なものは確認していないのですが、この表で見ますと9月、10月、11月の利用者が一時的に増えているような状況となっております。そのほかについては、やはりまだ新型コロナの影響がありましてちょっと利用者が少なかったのかなということで事務局のほうからは報告を受けております。

以上です。

8番（今井幸代君） おはようございます。資料を頂いてありがとうございました。

相変わらず園児数も減少しているという状況なのですけれども、園児数もそうですし、気になる子というふうに記されている子の人数も、総体的な人数が減っている影響もあると思うのですけれども、少し減少しているというところなのだというふうに理解しているのですけれども、そういった中で令和4年度と令和5年度で臨時職員の確保数といいたいまいしょうか、人数等の変化等があるのかないのか、その辺りもう少し聞かせていただきたいと思います。よろしくお願いします。

教育委員会事務局長（時田雅之君） すみません、では会計年度任用職員の関係、事務長のほうから説明させていただきます。

教育委員会参事（小林 亨君） 改めておはようございます。

職員数の関係でございますが、正規職員数がここで28人ということで、予算書上27人という形にはなっているのですが、新年度ですか、1名採用予定だったものを2名採用していただくような形になりまして、ここで1名増えています。

それで、会計年度任用職員なのですけれども、前年度よりも数字的には1減となっております。これ急遽の退職によるものが入っております。あと、短時間のほうの職員数につきましても、年度途中で昨年退職された方もいますので、この2減ということで、若干会計年度任用職員減となっておりますが、不足してくる分につきましてはこの後引き続きまた募集のほうをにかけていければという形で考えております。

8番（今井幸代君） 単純に数字だけ見ていけば園児数は増えてきている、気になる子の対応が必要となってくる園児も令和5年度は少なくなっているという、数字だけを見れば、会計年度任用職員の短時間も含めてお二人減にはなるということなのですけれども、総体的に保育士の数というのが令和4年度と比較してどの程度必要になってくるかということ、また少し減少傾向になるのかなんていうふうに思わざるを得ないのですけれども、その辺り、数を減らせということを行っているわけではないのですけれども、実態、保育の現場の状況と併せて保育士の確保、保育補助員も一定程度いるわけですし、その辺りが実態として果たして適切なかどうかということ、もう少し説明をお聞かせいただきたいと思いますというふうに思っています。

あわせて、気になる子に対する加配の部分というのは、補助、国のほうからも補助が入ると思うのですけれども、そうするとどういう形であれ、例えば診断がついていなければ補助としては入らない、基本的に診断がついたところまではいかないけれども、ただ少しフォローが必要な園児で、そういったことはもちろん経費にな

っていく、その辺りちょっと説明いただければありがたいなと思います。そういった町が単独で持っている部分というのが何名程度になってくるのか教えていただきたい。

教育委員会参事（小林 亨君） 気になる子への対応の関係でございませけれども、手帳を持っているお子さんについては当然加配という形で入っていますし、気になる子ということで数字何名か載っておりますけれども、一応下のほうにもありますように、必要職員数としては気になる子2に対して1人の配置を必要数として上げさせてもらってはいます。こちらの国のほうからの費用負担の関係ですけれども、手帳を持っている子、そうでない子につきましても交付税の算定の中にはこの数字は報告させてもらっていますので、その中でどの程度加味されているかというのは私どものほうではちょっと不明な部分でございますので、その辺の数字に関しては申し訳ございませんが、ここで私のほうでは不明ということでさせていただければと思います。

単独費用云々ということでありましても、補助員ということで配置させて要求のほうさせてもらってここに上げさせてもらっていますので、この中でなるべくであれば何とかしていきたいなというふうには考えておりますが、先ほど言いますように、不足が生じた場合にはまた募集をかけていきたいということで考えておりますので、お願いします。

8番（今井幸代君） 基本的には交付税が算入対象にはなるけれども、例えば加配に対する単独の補助みたいなものは、それは今公立の園というところもあるのでしょうか、そういったところには特段ないという形になる。独立した加配に対する補助という形ではなくて、あくまでも交付税などの算定項目の一つにしかすぎないというふうな捉え方で。分かりました。ありがとうございます。

人数的に今後不足が見込まれるようであれば職員をまた確保していくということなのですが、では現状に関しては一定程度余裕を持ったと言うと変ですけれども、ある程度安定した職員数の中でお子さんを見ていただけるというふうな評価であるというふうに捉えてよろしいでしょうか。

教育委員会参事（小林 亨君） 今現在の職員数で、お預かりしている時間が長いので、その中で何とか今やりくりできる頭数にはなっております。ただ、言うように、これからまた新入園児来たりして状況変わってきた段階ではまた少し変わってくるのかなということで考えております。

8番（今井幸代君） 先生方も一生懸命保育をしていただいているという、最近保護者

の方からも、いい話といたしましょうか、お褒めの言葉をいただく機会も結構あります。新型コロナも少しずつ落ち着いてきた中で、割と園の行事ですとか、そういったものも少しずつ通常に戻っていけるのかなというふうな期待もしておりますけれども、なかなか保護者の持つ悩みも多様化してきたりとか、様々な親御さんの考え方もあったりして園の対応も複雑化してきているとは思いますが、ぜひお子さんと親御さんの両方の、育ちと言うと変ですけれども、ぜひ園のほうでバックアップをしていただきたいなというふうに思います。臨床心理士のほうが5歳児のほうの育ちの相談室みたいなのところにも入っておられるというふうに民生費のほうでも聞きましたけれども、ぜひ就学に向けたお子さんそれぞれの発達特性に合わせた支援をしっかりと園と学校と連携していただけるようお願いしたいなというふうに思います。

あともう一つ、病児保育園のことなのですが、新型コロナが落ち着いていて、感染症関係の、インフルエンザなんか利用される数で一番これまでは多かったと思うのですが、そういったものがほぼなくて、利用者数がそんなに新型コロナが始まってからあまり見られなかったというところなのですが、9月、10月、12月は少し加茂市のほうで要望は多かったということなのですが、大分、それでもやっぱり気候の安定した時期、春頃なんかは基本的にはあまり利用がないような状況だと思うのですが、基本的に予約制なので、予約が入らないと基本的には加茂の市立の園のほうの補助に入っておられたりするということを知りたりもした記憶があるのですが、実際予約が入らない日のここに係る職員の皆さんの動き方というのがどのようになるのか。それこそ急な一時預かりみたいなことなのか、例えば幼稚園で対応できないようなケースにこちらのほうに、回していただくと言うと変ですけれども、ほかの病児病後児病後児の子がいないようなケースでそういったニーズが発生したときに対応していただけたらとか、そういった弾力的な運用みたいなのも可能なのでしょうか。

教育委員会事務局長（時田雅之君） たしか事務局の職員は3名の体制だったと思います。それで、その3名がどういった動きで日々業務運営しているのかというのは確認してみないとちょっと分からないので、もしでしたら後ほどお知らせしたいと思いますので。

8番（今井幸代君） 何が言いたいかというと、せっかく職員を確保して常駐しておられる、予約がない日は違う形で何か業務を処理しているというふうに伺っているのですが、田上町のほうも負担金をお支払いしているので、こういったときに



竹の友幼稚園でなかなか急な対応ができないようなケース等でこういったところが対応しているようなことがあるのであれば、そういった部分の利便性の向上みたいな部分は考えていただけるといいなと思ったので、そういったところも含めてもしあれば検討していただけるとありがたいなと思います。

以上です。

教育委員会事務局長（時田雅之君） 実は以前に今井委員のほうから一時預かりの件でお話をいただいたことがありましたので、事務局のほうには一応確認はさせてもらいました。そうしましたら、やはりここの施設は病児病後児の保育園ということで、通常の一時預かりはちょっとできないということで話はいただきました。その理由の一つとして、突発的にその日に例えば感染症にかかって、医者に行って病児病後児保育園のほうに駆け込むという方もいらっしゃるかもしれないので、感染を隔離する上で考えると一時保育を受入れするというのはちょっとできないということで話は伺っています。

8番（今井幸代君） ちなみに、そういう実態もあるということなののでしょうか。そういうふうに基本的に病後児利用される方、割と診療の予約を、診療してからの予約になるので、基本的には予約制というふうになってくるケースが多いものと思うのですが、実際当日駆け込みでというケースもやはり結構あるということなののでしょうか。

教育委員会事務局長（時田雅之君） この表を見ていただくとお分かりになるかもしれませんが、毎月毎月そういう事例があるということではないとは思っています。ただ、そういう事象があったときに一時保育を受け入れるとなると、そちらの感染症のお子さんに対応する部屋が取れないということで、それでちょっと難しいというお話でございます。

2番（小野澤健一君） 私は、78ページのバス運転委託料、これについてお聞きをします。

先ほどの説明で、バスの台数3台から2台にということで、当然運転者もそれに伴って減になるのだろうけれども、これは私の記憶で間違いなければ個人と契約をするのですよね。例えばその個人の方が病気になって運転できないと、こういったときの対応というのは、契約した個人任せにしているのか、あるいは教育委員会のほうでいわゆる代替要員を用意していて、その人に依頼をするのか、その辺の状況をお聞かせいただきたいと思います。

教育委員会事務局長（時田雅之君） それぞれ2名の運転手に対しては、今小野澤委員

がおっしゃるような不測の事態に対応するため、代替運転手の用意をしていただいた上で契約をしております。それで、運転手が例えばちょっとその日業務につくことができないということであれば、その運転手が責任を持って自分が用意した代替運転手のほうに勤務をしてもらうということになってございます。

2番（小野澤健一君） ありがとうございます。代替要員恐らく、ではおまえ頼むと大体1人ぐらいだと思うの。そうすると、その人も都合が悪いということもあり得るわけ。というのは、私は何を言いたいかというと、いわゆる幼児運営の中で送迎バスは私大事な位置づけだと思うのです。去年でしたか、園長が代わって運転していて置き去りがあったわけだ。役場の職員に免許を取れというところまではないのだけれども、幼稚園だけではなくて学校のほう、小中学校もあるわけですね。だから、私はそういう運転をする人たちの組織というか、会社とは言わないけれども、そういうのをつくって、そこと町が契約をする中で、責任の所在というか、そういったものも明らかにしてやればいいのになというふうに思うのだけれども、その個人で契約をしているリスクというのは非常に、相手が個人なので簡単に契約ができる反面、そういったリスクというものもかなりあると思うのだ。例えば代替要員が確保できない、自分は具合が悪いけれども、相手が都合悪いから私が無理してでも運転しなければ駄目だと、こういうケースもやっぱり出てくるのではないかなという気がする。だから、その辺のリスクについてどういうふうに捉えるのか。今の個人契約が悪いって言っているわけではないけれども、やはりそういう運転者のそういった組織をつくって、そことの契約で私はバス運行、小学校、中学校、それから幼稚園含めてやっていったほうが今後いいのではないかなというふうに思うのですが、それについての見解お聞きします。

教育委員会事務局長（時田雅之君） この幼稚園のバスは実際2台、それからこの後出てきますスクールバスについては6台、一応運転員を確保しております。それぞれ代替運転手のほうもご用意していただいた上で契約をしております。運用の中で、中には自分が用意した代替運転手も都合が悪くて、ほかの運転手の代替運転手に協力を求めて運行したという事例も中にはあります。そういったようなやり方で臨機応変に対応しながら、運行のほうについては支障がないようにさせていただいているところでございます。

あと、ちなみに言いますと、もしもどうしても万が一運転員が確保できないということになりますと、私と、それから局長補佐、それから事務長のほうで大型免許を取っておりますので、不測の事態については対応ができるかと。

2番（小野澤健一君）　そこまで役場のほうで免許を持っているのであれば安心します。ただ、たまに運転して事故を起こしたりしないように。私は、運行に差し支えなければそれでいいのだ。それで、安全運行に心がければ別に組織つくろうがつくるまいが私はどっちでもいいと思うけれども、やっぱり安全第一なので、あなた方も免許持っているのであればどこかで練習しなければならない。いつ何どきしなければ駄目だと。そのような中で、ひとつ安全運転を心がけていただきたいというふうに思います。

　　以上です。

14番（高橋秀昌君）　資料ナンバー1のところ、令和5年の0歳児から1歳児まで38人と書いてあるのだが、これで間違いはないのですか。

教育委員会参事（小林　亨君）　直近の数字でここに年度途中の入園も含めて今38人の申込みが出ております。

14番（高橋秀昌君）　0歳児12人、0.1歳児4人……0.1歳児のこれ2つあるな。ことりが8人、1歳児22人足すと38人を超えるのだけれども。令和4年度は、その欄で足していくと39人になるのだけれども、これはどういうこと。38人でいいの。どこ言っているか分かる。

教育委員会事務局長（時田雅之君）　すみません、高橋委員のご指摘どおり、ここちょっと計算ミスで、38人が46人となります。ことり組なのですが、これ0.1歳児ではなくて0、1歳児。0歳児と1歳児がこのクラスの中で一緒に保育を受けるといふようなところのクラスでございます。

14番（高橋秀昌君）　確認したいのだけれども、0.1歳児の、令和5年で0歳児、0.1歳児、次も0.1歳児だが、どういうこと。0歳児と1歳児のクラスでことりというの。

教育委員会参事（小林　亨君）　ことり組のほうにつきましては、0、1歳児ということで0歳児と1歳児の混合のクラスとなっております、そのうちの0歳児が4人、1歳児が8人という表示になっておりまして、ちょっと分かりづらくて申し訳ありませんが、ことり組で0歳児が4人、1歳児が8人ということで、ここが12人になりますので、お願いいたします。

14番（高橋秀昌君）　悪いけれども、表記、エクセルならまだまだ十分余白があるわけなので、これ0.1歳児としないで、0歳、1歳混合とか書いたら分かりやすいのではないのでしょうか。指摘して、次のときに改善を求めます。

それから、もう一つのほうで、追加予算の中で田上町病児保育園の利用集計表なのですが、一部組合の私議員として派遣されておりまして、このとき監査委員から

の指摘を私が質疑をしまして、管理者は田上に在住しなくても町外から来て田上で働いている人たちの利用についても促進をしたいというふうに答弁をされたのです。それで、令和5年は教育委員会として、ちょっとインターネットを見たときは見えなかったのだけれども、各事業所に病児保育についてのチラシや通知などが行われる予定なのでしょうか。行われるとしたら、どういう内容でどういう場合に入所できるか、こういうことも含めて丁寧に出す必要があると思うのだけれども、令和5年の計画ではどうなっているのか示してください。

教育委員会事務局長（時田雅之君） 実はこちらの病児園の事務局のほうからは町外利用の促進のための周知のものについてまだ連絡はいただいておりません。この後ちょっと確認しまして、対応のほうをさせていただきたいと思います。

14番（高橋秀昌君） たしか時田事務局長も会議に出ていますよね。私は、事務局が言うのを待つべきでないと思っているのです。私ら派遣されている議員も町民課との協議の中で、事務局長が言うのを待っているだけでは駄目だと、こっちからどんどん言って対応させないとこれからの大きな問題を解決できないということで一致して、課長にも伝えているのです。事務局長待ちというのはやっぱり駄目なのです。あなた方が実際に意欲的に、だって何でかというとなら事務局長は中心に加茂市を見ているでしょう。実際は、それでは駄目なのです。やっぱり田上町は田上町で町民課長とも議論して、実際に手を打っていくということが大事だと思うのです。利用頻度を上げるといっても効果があるわけで、安心して働いている人が病児保育園を利用できるという点でも重要なことですので、ぜひぜひ待ちにしないで直ちに新年度予算、新年度始まったら実行するように求めたいのですが、いかがですか。

教育委員会事務局長（時田雅之君） この後一組の議会もありますので、十分こちらのほうと加茂市の事務局のほう調整しまして、今後の対応について打合せしたいと思います。

7番（中野和美君） 運転手の件なのですけれども、バス運転委託料ということで小野澤委員の関連なのですが、私偶然昨日新聞の折り込みページをぱっと開けたとき、一番上にバス運転手の募集の項目が見えたのです。そこに田上という字が見えて、あれと思って見たら、たしかイドムという会社のところの求人だったと思うのですが、田上町のスクールバスの人員の募集の広告だったのです。だから、私、ああ、令和5年度からその会社に委託して乗務員を募集するのかなと思って、そういう方法があるのだ、そうなのだろうなと思ってこの委託料を見ていたのですけれども、今小野澤委員が質疑されたことによりますと個人契約だということなのですが、今

後バスの事業所に委託する予定であるのかどうなのか、その辺ちょっと教えてください。

教育委員会事務局長（時田雅之君） 実は令和4年度のときに、運転手が一応70歳迎えたときに交代していただくという、こちらの内々の話でこれまでずっと運用してきたのですが、その中で昨年辞められた方の代わりに運転手の公募をしたのですが、実は運転手の応募をしていただけませんでした。応募がなかったということでございます。それで、急遽イドムという会社に運転手の派遣ということで連絡しまして、令和4年度についてはその1人の運転手の確保を何とかすることができました。今後は公募等もしながら対応もしていきたいとは思いますが、急遽辞められたような方が出てきますとなかなか、公募する時間もそうですし、期間もあるもので、すぐに対応できるのがそういった業者伝いだったということもありまして今回そういった対応をさせてもらったのですが、運転手の中でも自分の自己都合とか、それから体調の関係で急に辞められたりする人もおられますので、そういったときにはそういった業者伝いの運転手の確保ということを考えていきたいなとは思っております。

7番（中野和美君） そしたら教育委員会としてはこのイドムという会社に常にお願しているわけではなくて、ちょうどこういう田上町のスクールバスも運転する可能性ありますよみたいな形で載せたのでしょうか。では、これからも個人契約でいきたいということですか。

教育委員会事務局長（時田雅之君） 公募した中でいい方がおられれば町内の方から勤務していただきたいのはやまやまなのですが、先ほどちょっとお話しさせてもらいましたように、急に辞めさせてもらいたいというような話が来ますと、学校の送迎に回すには公募したり手続をしたりすることになると1か月程度の期間がかかるものですので、そうなったときは民間の会社のほうから運転手の確保をしていきたいと思っています。

7番（中野和美君） ありがとうございます。

あと、実は私ここでお尋ねしているものかどうか、ちょっといろんな分野にまたがっているところなのですが、先ほど総務課のところでも説明がありました、教育委員会でも説明がありました加茂市・田上町消防衛生保育組合の件なのですが、今私、人口比で3.何%増えた、田上町への負担率が37.何%って今言っていたのですが、それを議員数の割合で割ってみたら、田上町の割合は4.5人なのです。四捨五入すると5人になるわけなので、その辺今後一部事務組合の人数に反映

させていく可能性はないのか。これ総括質疑にしてもいいでしょうか。

委員長（熊倉正治君） あなたがやりたいのであればしてください。ここで諮ることではないでしょう。

7番（中野和美君） そうですか。では、考え方を問うということで、総括質疑にします。

委員長（熊倉正治君） はい。

3番（品田政敏君） 資料ナンバー1で、竹の友幼児園こういうふうに書かれていまして、いろいろ内容が細かく書かれていまして、障がい児（気になる子）と。ここで伺いたいのが田上いずみルーテル幼稚園のこの辺の関係についても同様の聞き取りとか何かはされていますか。

教育委員会事務局長（時田雅之君） 園児の数等の確認はしておりますが、その中での気になる子とか障がいの関係についてはちょっと把握はしておりません。

3番（品田政敏君） そうすると、あとは全体的にどうなのでしょう、私立の幼稚園に対して行政指導でもないでしょうけれども、竹の友と比べたらこうですよ、ああですよ、少ないですよとか、そういうようなサジェスションなんかはすることあるでしょうか。

教育委員会事務局長（時田雅之君） 障がい児、それから気になる子の部分につきましては、公立の竹の友幼児園のほうはうちのほうで数字等は上げさせてもらいますけれども、例えば町内の私立幼稚園、あと加茂市のほうにも実は通っているお子さんもいらっしゃいます。そういった関係のお子さんの障がい等の確認については、こちらのほうでは行ってはおりません。

8番（今井幸代君） その辺り少し関連して質疑させていただきたいのですが、今竹の友幼児園以外に通っておられる園児の発達状況に関して承知をしていないということなのですかけれども、やはり就学前の健診であったりとか、それこそ発達が気になる子に関しては町の包括支援センターもあるわけですよ、すくさぼのほうで。そういった部分で、竹の友幼児園に通っていようがなかろうが、子どもたちの健全な発達というところの視点で考えれば、一定程度そういったところを教育委員会として把握しておくということはやはり重要なことなのではないかなというふうに思うのです。その辺りはほかの園であったりとか、5歳児の皆さん就学前の健診もあたりしますし、機会はそれなりにあると思うので、一定程度の情報収集であったりとか、気になる子に関しては早期の支援であったりとか保護者に関する働きかけも重要だと思いますので、基本的には在園している園が関わってくるのだ

とは思いますがけれども、どういうふうな関わり方をしているとか、どういう発達特性があるとか、どういった支援をしているとか、そういった部分に関しては一定程度状況を確認して把握をしていくということは必要なことなのではないかなと思うので、その辺りは改善していくべきなのではないかなと思うのですけれども、考え方を教えてください。

教育委員会事務局長（時田雅之君） そういった情報は積極的に取得しないということではないのですが、3歳未満ですと保健福祉課のほうで乳幼児健診のほうをやっているかと思います。その中で得た情報というのは、例えばまだ未就園で、3歳以上になって竹の友幼児園に入ればその情報は保健福祉課のほうからいただいて十分対応のほうをさせていただきますし、町外の私立幼稚園、それから町内のルーテル幼稚園等に通っている中で、そういう情報がこちらに入ってくれば就学前の情報ということでこちらのほうで管理して対応のほうに当たっていきたいと思っております。

委員長（熊倉正治君） ほかに。ありませんか。

（なしの声あり）

委員長（熊倉正治君） では、幼稚園関係は終わりにしたいと思います。

ちょうど切れがいいので、休憩したいと思います。

午前10時01分 休憩

---

午前10時15分 再開

委員長（熊倉正治君） それでは、会議を再開いたします。

次は、10款教育費から説明をお願いいたします。

教育委員会事務局長（時田雅之君） それでは、10款のほうの説明のほうさせていただきますと思います。

予算書134ページのほうをお願いいたします。10款教育費、1項教育総務費、1目教育委員会費、175万円の予算を計上してございまして、令和4年度比でマイナス4,000円ということになってございます。説明欄のほうをお願いいたします。こちら教育委員会費ということで、委員報酬、それから毎月の教育委員会、定例教育委員会等の費用弁償のほうを計上しておりますので、説明のほうは省略させていただきますと思います。

次に、135ページのほうをお願いいたします。2目の事務局費になりますが、5,996万3,000円の予算を計上してございまして、令和4年度比で189万3,000円の増

額となっております。説明欄のほうをお願いいたします。こちら事務局職員の給料と、あと手当の関係、それと136ページのほうに移っていただきまして、共済費、それから旅費等、経常経費のほうを計上させていただいております。説明のほうは省略させていただきます。

それから、3目教育振興費でございますが、9,026万3,000円の予算を計上してございまして、令和4年度比で1,053万3,000円の増額となっております。説明欄のほうをお願いいたします。こちらは、学校現場における事務補助員、それからICT支援員等の報酬、それからページ移っていただいて138ページ以降につきましては、先ほども幼稚園の中で出てきましたけれども、スクールバス等の関連経費のほうに計上されてございます。1,053万3,000円の増額の主な理由の関係になりますけれども、ページ戻っていただきまして137ページのほうをお願いいたします。こちら説明欄の上から5行目になりますけれども、ICT支援員の報酬ということで175万3,000円の計上をしております。これにつきましては、令和4年度の途中で夏休み以降新たにICT教育に対応するため、3校にそれぞれ巡回指導ができるICT支援員の整備をしたいということで1名配置させていただきました。それで、今年度は年度の当初からこちらの予算を計上させていただきたいということで、こちらの175万3,000円が全額増額の関係になります。

それと、137ページの一番下のほうに、10節需用費の中で消耗品費がございます。予算160万1,000円になりますが、令和4年度まで4款の新型コロナの対策費の関係のほうに消毒液、それから手袋、洗剤等の予算を計上しておりましたが、そちらの4款からこちらの10款のほうへ組替えということで、金額にして約130万円ほど10款のほうに組替えの予算として増額させていただいております。

それから、ページはぐっていただきまして138ページのほうをお願いいたします。上から2行目になりますが、印刷製本費73万9,000円でございますけれども、小学校3年生、4年生で社会科の授業で利用しております副読本「わたしたちのまちたがみ」という本があるのですが、部数がちょっと不足するため、令和5年度に増刷させていただきたいと思っております。約70万円ほど印刷費がかかりますので、これらの増額をさせていただきました。

それと、12節委託料になりますが、スクールバス運転業務委託料、こちらは先ほど民間会社の関係もお話をさせていただきましたけれども、今回6人のスクールバスの運転手の中、1名民間のほうから派遣をしていただくということで、予算額889万3,000円を計上させていただいておりますが、令和4年度比で25万3,000円増



額させていただいてございます。

それと、13節使用料及び賃借料のほうに移りますけれども、こちらにスクールバス借上料ということで580万8,000円の予算を計上させていただきました。12月補正のときに債務負担行為の補正のほうをさせていただきまして、令和5年度8月納車を予定し、スクールバスの入替えの関係のお話しさせていただきましたが、2月14日に入札が終わりまして、こちらのほうが1台当たり月11万5,060円ということで、7年間のリースのほうを契約させていただきました。ですので、580万円計上しましたが、若干予算残が残る予定でございます。

それと、増えた要因といたしますと、予算書140ページをお願いいたします。18節負担金補助及び交付金、特別支援教育就学奨励費補助金ということで291万円の予算を計上してございますが、令和4年度比で13万8,000円の増額とさせていただいております。こちら見込み人数の増によるものでございまして、予算のほうを増やさせていただきました。

それから、教育費支援推進事業ということで、18節負担金補助及び交付金の中、学校給食費多子世帯軽減助成というものがございます。予算にしまして750万9,000円の予算を上げているものでございますが、令和4年度比で40万7,000円の増額をさせていただいております。こちらは、実際に多子世帯、兄弟がいる人数は若干減る見込みなのでございますが、前回一般質問の答弁の中で前教育長のほうから話があったのだと思いますが、令和5年4月から小中学校の給食費、月額500円の増額をお願いしたいということで、それぞれ保護者の方々へご依頼させていただいております。その関係で、40万7,000円ほど予算のほうを増額しているようなところでございます。3目は以上になります。

続いて、141ページのほうをお願いいたします。2項小学校費、1目学校管理費、8,213万5,000円の予算を計上させていただいております。令和4年度比で2,911万7,000円の増額となっております。こちらにつきましては、増額の主な理由として、142ページのほうをお願いしたいと思います。一番上段に光熱水費ということで記載がございまして、こちらの田上小学校の光熱水費となっております。金額にして829万5,000円となっております。それで、電気料が主に値上がりで影響が大きいのですが、令和4年度当初予算の電気料の金額が445万円でございます。令和5年度で計上した金額が730万7,000円でございます。差引きしますと285万7,000円の増額ということになってございます。竹の友幼稚園もそうですが、これから以降の教育施設に関する電気料金の高騰というものでかなり予算額を増額させ

ていただいております。教育費関連の各施設の電気料の増額分を足し算しますと、令和4年度比で約1,770万円ほど電気料金が余計にかかっております。

それから、主なものを申し上げますと、予算書143ページのほうをお願いいたします。工事請負費ということで185万5,000円の予算を計上しております。内容につきましては、田上小学校の体育館網戸設置工事ということで、来年度予定しております。新型コロナ対策、それから熱中症対策の関係で、体育館のほうに網戸の設置を予定しております。

それと、田上小学校その他事業の中で、18節負担金補助及び交付金で30万円の予算を計上させていただいております。令和4年度につきましては、羽生田小学校の創立150周年記念事業の補助金ということで計上させていただきましたが、令和5年度につきましては、引き続いて田上小学校の150周年ということで、同額の30万円のほうを計上させていただきました。

それと、予算書おはぐりいただきまして144ページお願いいたします。羽生田小学校管理費の関係になりますけれども、中段の辺りに光熱水費ということで960万9,000円の予算計上しております。令和4年度の羽生田小学校の電気料当初予算額が510万8,000円、それと令和5年度の予定額としまして848万1,000円、差引きしまして337万3,000円の増額ということになってございます。

それから、予算書145ページお願いいたします。中段からやや下になりますが、羽生田小学校整備事業ということで、14節工事請負費2,603万7,000円の予算計上をしておるものでございますが、こちらは羽生田小学校体育館の屋根の雨漏り修繕の関係の工事費のほうを載せさせていただきました。それで、方法としましては、既存の屋根の上にカバー工法ということで、もう一枚屋根を上に乗せるような感じで予定しております。それをやることによって、工事のさなかであっても体育館の中の使用は可能だということで業者のほうに確認してございますので、そういったことで令和5年度工事のほうをさせていただこうかなと思っております。

それから、ページをおはぐりいただきまして、146ページのほうをお願いいたします。続いて2目の教育振興費になりますが、予算額2,508万5,000円を計上してございまして、令和4年度比で269万1,000円の増額となっております。主なものに関しましては、説明欄のほうをお願いしたいと思いますが、まず田上小学校教育振興費でございまして、19節扶助費、要保護・準要保護児童援助費147万2,000円の関係になりますけれども、かねてから要準の扶助費につきましてはいろいろご意見のほうをいただいております。それで、令和5年度から新入学児童用品代を前倒し

で支給ができるように今要綱のほう調整しております。令和5年度の入学生にはちょっと間に合いませんでしたが、令和6年度の入学の子どもたちに係る新入学用品費を前倒しで支給ができるよう改正する予定でいることと。それから援助費の費目の中でPTA会費、それから校外活動費というものを新たに追加で支援のほうさせていただき予定でございます。

すみません、資料ナンバー2のほうをお願いします。ちょっと説明が失敗しまして、幼稚園と同じように最初小中学校の児童生徒数からご説明すればよかったのですが、資料ナンバー2の1ページ目、A4の横の表になります。田上小学校、羽生田小学校、田上中学校とそれぞれ、予算策定時の人数になってございますけれども、児童生徒数のほうを記載させていただきました。それで、田上小学校は新1年生が通常学級31名ということになってございます。直近では一応32名ということになっております。クラスの児童生徒数なのですが、小学校の1、2年生、こちらは新潟県の基準の関係で32人で通常学級1クラスになっております。それから、3年生以降中学生まで、こちらが35人で1クラスということで運用させていただいております。それで、来年度の田上小学校の新1年生は、今のところ定員いっぱいいっぱいの32人で1クラス、それから羽生田小学校については29人で1クラスということになっております。今後につきましても、このクラス数、複数学級の設置ということとは入学児童数から見るとちょっと厳しいかなとは思っておるところでございます。

それと、資料の2ページ目のほうを御覧いただきたいと思います。こちらが今ほど予算書の中でちょっと説明させていただきました要保護・準要保護の児童生徒就学援助の認定数の実績の表となっております。令和元年度から令和4年度までの数字のほうを計上させていただいております。一番右に合計欄もございますが、教育委員会のほうからも年に2回保護者へ向けた周知を学校を通じて行っておりますし、「きずな」のほうにも掲載させていただいて、広くこの制度が行き渡るような形でいろいろ情報を発信しているところなのですが、令和4年度につきましては37人ということで令和3年度と比べると、若干ではありますが、増えているような状況でございます。

それと、資料ナンバーの3ページ目御覧いただきたいと思います。こちら参考ということで、令和5年度の就学援助費も実際の援助をさせていただき項目のほうを単価と一緒に上げさせていただきました。先ほどちょっと説明させていただきましたが、令和5年度から追加でする援助費ということで校外活動費、こちらが小学校2年生、それから5年生、あとは中学校の2年生、3年生が対象ということで、それ

ぞれ宿泊を伴うもの、伴わないものという単価の違いはありますが、援助のほうをさせていただき予定しております。1人年1回です。

それと、続いて真ん中のほうにあります。P T A会費、これが小学校ですと1人当たり3,450円、それから中学校ですと4,260円の単価で支援のほうを行っていきたいと思っておりますし、隣に行きますと今度は生徒会費ということで、中学校対象になりますが、1人当たり5,550円を支援することで、それぞれ追加をして予算のほうも上げていく予定でございます。

今度、予算書のほうお戻りいただきまして、148ページのほうをお願いいたします。一番上段に、今度は羽生田小学校の関係になりますが、要保護・準要保護児童生徒援助費ということで92万5,000円の予算のほうを計上させていただきました。内容については、今ほど資料ナンバーでご説明させていただいたような形になってございます。

それと、続いて羽生田小学校特別支援教育推進事業ということで939万6,000円の予算のほうを計上させていただきました。主なものにつきましては、1節報酬771万5,000円計上してございますが、令和4年度比で166万円の増額をしております。こちらについては、羽生田小学校のほうの特別支援の関係で児童数がちょっと増えることから、それに対応する支援員を補充したいということで1名分の補充を予定してございます。

それでは、下段のほうへ行きまして、3項の中学校費に移りたいと思います。3項中学校費、1目学校管理費4,215万3,000円の予算を計上してございまして、令和4年度比で1,347万1,000円の増額となっております。主な増減理由等の説明になりますが、まず田上中学校管理費になりますけれども、1節から7節の報償費までは例年かかる内科医の医師報酬等の金額になりますので、説明のほうは省かせていただきます。

149ページの10節需用費、光熱水費になりますが、田上中学校の電気料としまして、令和4年度の当初予算が772万4,000円に対しまして令和5年度の当初予算が1,134万6,000円、差額で362万2,000円の増額ということで予定してございます。

それと、予算書151ページのほうお願いしたいと思います。説明欄の一番上段になりますが、田上中学校整備事業ということで、14節工事請負費1,600万円の予算を計上してございます。令和4年度にプールの整備の関係、それから加茂市への温水プールの利用等、議員の皆さん方からいろいろご理解をいただきながら運営してまいりましたが、令和5年度にプールの建屋、更衣室の関係になりますけれども、

そちらの改修のほうを予定しておりまして、金額が1,600万円を予定してございます。

それから、151ページのほうお願いいたします。2目の教育振興費になりますけれども、1,281万4,000円の予算を予定してございまして、令和4年度比で30万4,000円の減額ということになってございます。主な理由としましては、ページをおはぐりいただきまして152ページのほうをお願いいたします。こちら上から4行目辺りから19節扶助費ということで、先ほどの両小学校と同様、要保護・準要保護生徒援助費ということで209万3,000円の予算を計上してございますが、令和4年度比で35万1,000円の減額ということになってございます。支援内容につきましては、先ほど資料ナンバーでご説明させていただいているところなのですが、見込み生徒数が減少しそうだということで金額のほうを減額させていただいているようなところでございます。

学校関連の予算は以上となりますが、続いて社会教育費。

委員長（熊倉正治君） はい、お願いします。

教育委員会事務局長（時田雅之君） それでは、予算書153ページのほうをお願いいたします。

4項社会教育費、1目社会教育総務費3,319万2,000円の予算を予定しており、令和4年度比で826万1,000円の減額となってございます。説明欄のほうお願いいたします。まず、生涯学習事業ということで、2節、3節、4節、それぞれ職員の給与等の金額に関わるものでございますので、説明のほうは省略させていただきます。

あと、例年とほぼ変わらない予算になってございますけれども、一番変わったのが、予算書157ページお願いいたします。中段の辺りに埋蔵文化財発掘調査事業ということで63万2,000円の予算額を計上してございますが、上横場地区の発掘の試掘等が終わりましたので、事業費で約900万円の減額ということになってございます。主な増減理由は、埋文のほうになってございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それから、157ページの下段のほうから、2目の公民館費になりますけれども、予定予算額が2,803万5,000円を計上してございまして、令和4年度比で333万3,000円の増額となってございます。こちらの主な増額の理由としましては、光熱水費の関係になるのですけれども、159ページに行っていたきたいのですが、交流会館の電気料の関係になります。10節需用費、光熱水費1,081万8,000円を計上しております。交流会館の電気料としましては、令和4年度当初予算の電気料で597万

7,000円を計上してございます。令和5年度の予定額としましては979万1,000円を予定しておりまして、差額が381万4,000円の増額ということになってございます。

予算資料のほうをお願いしたいと思いますが、資料ナンバー3のほうをお願いしたいと思います。昨日、小野澤委員のほうから太陽光の関係で資料等のご依頼がありましたので、ちょっとまとめてまいりました。教育委員会関連施設としては、交流会館と、それから田上中学校の体育館にそれぞれ太陽光パネルを乗せてございます。交流会館のほうの蓄積データについてはパソコンのほうから何とか落とすことができましたのですが、中学校の発電量等の蓄積データがうまく落とすことができませんでした。それで、まず太陽光発電システムの概要ということになりますが、田上町交流会館につきましては整備年度が令和元年度ということになっております。表の上段に太陽光電池モジュールとかいろいろ書いてございますけれども、パネルの枚数が交流会館は40枚、それと1枚当たりの最大出力、これが表の下段のほうに太陽光モジュール仕様という記載があるかと思いますが、最大出力が240ワット、これが40枚あるということでございます。

それから、下段に田上中学校の体育館の資料を記載してございます。整備年度が平成24年度、表の中に太陽光電池モジュール、下記表となっております。数量が40枚になっていますが、ここが48枚の誤りでございます。申し訳ございません。表の下に行きますと、交流会館と同じように太陽光モジュールの仕様ということで1枚当たり最大出力が233ワット、これが48枚あるということでございます。

それで、資料を1枚おはぐりいただきまして、ちょっと中学校のデータがうまく起こせなかったもので、交流会館のみのデータになって大変申し訳ありませんが、年別の発電による購入電力量ということで表とグラフにまとめてさせていただきました。2021年、令和3年から令和5年2月までの数字がここに掲載されてございます。下には発電量、年別のものと月別のものということで記載させていただいておるところでございますが、やはり雪国ですので、4月から10月、11月ぐらいまでの発電が多いというのはしょうがないのかなというふうになんかちょっと感じてございます。

資料をもう一枚おはぐりいただきまして、その発電の量と、ではそれでどのくらいの金額分が浮いたのではなからうかという表を作成させていただきました。上段のほうは令和3年度、それから令和4年度ということで4月から3月まで、まず一番上に発電量、これが太陽光パネルで発電された電力の量ということになっております。その下段の使用料というのがその月その施設でかかった電気料の合計でございます。割合というものが使用料に対して発電量がどのくらいの割合であったかと

いうことで記載のほうさせていただきました。

それで、下段のほうに行きますと今度換算額ということで、発電量が実際どのくらいの金額になっているかという表を作成させていただきました。例えば令和3年度の例で申しますと、令和3年度4月で、上段に発電量を書いておりますが、1,342キロワットアワーの発電で、電力料金に換算しますと2万1,753円ということになってございます。月の施設の電気代が48万6,956円でしたので、割合的には4.5%程度ということになっております。そういったことで、令和3年度と令和4年度とそれぞれ換算数値を表に入れまして、右側の合計欄を見ますと1年間の電気料に対する発電による恩恵というのは5%弱ぐらいの数値ということが分かりました。

以上がこの予算で159ページの交流会館光熱水費の電気料に係る参考資料ということでご理解いただければと思っております。

それでは、予算書160ページお願いいたします。3目文化活動費、予算額34万1,000円を予定しておりまして、令和4年度比で7,000円の増額となっております。こちら文化祭事業ということで、例年と同様の予算額を計上してございますので、説明のほうは省かせていただきます。

4目コミュニティセンター事業費506万8,000円の予算額でありまして、令和4年度比で19万2,000円の増額となっております。こちら主なものにつきましては、やはり電気料の関係になるのですけれども、161ページのほうに行ってくださいまして、上から3番目の需用費の中の光熱水費で111万9,000円を計上してございますが、光熱水費全体としましては令和4年度比で34万5,000円ほど増えてございます。161ページの一番下段になりますけれども、地域学習センター費、予算額1,921万6,000円を予定してございまして、令和4年度比で69万9,000円増額ということになってございます。こちらも主なものにつきましては、予算書を1枚おはぐりいただきまして162ページに移っていただきたいのですが、中段の辺りの光熱水費になります。令和5年度の電気料の当初予算として300万円を計上しておりまして、令和5年度の予定額としまして電気料442万9,000円を予定してございます。差額が142万9,000円の増額ということになってございます。

それから、163ページのほうをお願いしたいと思います。説明欄の中段やや下辺りに地域学習センター整備事業ということで、200万円の予算を計上してございます。17節備品購入費の図書購入費は同じなのですけれども、令和4年度に駐車場に外灯設置工事をさせていただきました。その関係で、整備事業全体としては60万円ほど減額のほうをさせていただいております。

それでは、予算書164ページのほうお願いいたします。続いて、5項保健体育費、1目保健体育総務費、296万4,000円を予定しており、令和4年度比で142万5,000円の増額ということになってございます。こちらの主な増減理由としましては、説明欄のほうをお願いしたいと思います。7節報償費の中の部活動地域移行指導者等謝礼ということで53万円の予算を計上してございます。かねてから令和5年度から令和7年度の3年間を集中期間ということで、中学校の部活動の土日の活動を地域に移行させるということで、ただいま準備のほうをしてございます。すぐに全部の部活動の種目を確保できるかといいますと、指導者の関係でなかなか難しいとは思いますが、モデル事業ということで令和5年度に3種目程度の地域移行のほうを考えてございます。これから、早くに準備ができればよかったですけれども、教職員の人事異動等もありまして、年度が明けて4月になった段階で各種関係団体、田上中学校の教職員もそうですが、スポーツ協会、それから体育指導員等、約10名ほど予定しておりまして、検討委員会の中でよりよい制度に向かって検討していきたいと考えてございます。

それと、予算書165ページに行きまして、2目の総合体育大会費でございますが、令和5年度予算251万7,000円を予定しておりまして、令和4年度比で1万9,000円の増額となっております。こちらにつきましては例年同様の予算ということになってございますけれども、予算書166ページお願いしたいと思いますのですが、12節委託料ということで220万1,000円の予算を計上してございます。こちらスポーツ協会のほうに委託しております各種大会の運営委託なのでございますけれども、なかなか我々のほうとスポーツ協会のほうと意見を交わす機会が少なかったこともございまして、これから町体の関係もございまして、スポーツ協会との連絡を密にしながら、より一層大会が盛り上がるような形でスポーツ協会から運営していただければなということで一応考えてございます。

それと、3目の体育施設費になりますが、予算額1,451万4,000円を予定してございまして、令和4年度比で435万7,000円の増額ということになってございます。こちらの主な増額の理由としては、説明欄のほうお願いいたします。まず、町営野球場管理費ということで、12節委託料657万2,000円を計上しております。こちら指定管理者に対する指定管理委託料になるのですけれども、令和4年度比で180万5,000円の増額をしてございます。増額の主な理由としては電気料の高騰分になるわけなのですけれども、実際に指定管理者と契約をする際の当初の積算根拠、その電気料金と、それから令和4年度の実績、それから令和5年度の見込み等を勘案



しまして、電気料に係るその不足分ということでこの180万5,000円を増額させていただきたいというものでございます。

続いて、体育施設その他事業の中の14節工事請負費になりますが、704万円の予算を計上してございます。こちらにつきましては、羽生田野球場のバックネットの改修工事を予定しております。支柱のさび、それからネットの破損等ありますので、それらの改修のほうをさせていただきたいと考えてございます。

続いて、一番下段になりますが、4目のほうに移ります。4目学校給食施設費、予算額8,104万8,000円を予定しております、令和4年度比で2,350万7,000円の増ということになってございます。こちらの主な増額の理由としましては、167ページのほうちょっと移っていただきたいのですけれども、一番下の光熱水費になるのですけれども、352万9,000円を予定しているところでございますが、電気、ガス等の高騰によりまして、こちら令和4年度比で110万4,000円の増額ということになってございます。

それから、168ページのほうをお願いしたいと思います。説明欄の中段の辺り御覧いただきたいのですが、学校給食施設整備事業ということで、備品購入費593万4,000円を計上してございます。こちらの備品購入の予定としましては、真空冷却機と、あと冷蔵庫を購入予定しております。メニューの中に冷やすものがございすけれども、今の機器類のほうちょっと温度が下がりづらくなってきたということで、夏場気温が上がった際に食中毒の影響も考えられるということの中から、この冷却機と冷蔵庫のほうの入替えをさせていただきたいと考えてございます。

続いて、学校給食施設その他事業ということで、事業費1,798万円を計上してございますが、その中で主な増額分としまして17節備品購入費770万円を計上してございます。こちらについては、3校に給食を運ぶ給食配送車、今の車が平成7年に入れたものなのですが、かなり修理費もかさんできたということから、令和5年度に入替えをさせていただきたいというふうを考えてございます。

予算の説明は簡単ですが以上になりますが、資料のほうをまだご用意しているものがありますので、資料ナンバー4のほうをちょっと御覧いただきたいと思います。こちら例年の資料となつてございますけれども、各施設の利用実績数のほうをまとめた表になってございます。1ページ目には交流会館の使用実績ということで、2月末現在で研修室等総体の利用者、一番右に書いてございますが、累計で4万709名ということになっております。2ページ目には、町のコミュニティセンターの利用状況ということで、それぞれ部屋別の昼間、夜間別ということで人数、それから団

体数のほうをまとめてございます。3ページ目には、今度は地域学習センターの使用実績ということで、こちらにつきましても研修ルーム、調理室、午前、午後の数字のほうをまとめさせていただいております。4ページ目には、図書コーナーの利用実績ということでまとめさせていただいておりますし、最後に体育館の利用状況ということで、2月末現在になります。それぞれ施設別の利用人数、それから団体数のほうの集計をさせていただいております。

ちょっと取り留めのない説明になって申し訳ありませんが、説明のほうは以上になります。

委員長（熊倉正治君） それでは、質疑に入りたいと思います。ご質疑がある方、どうぞ。

12番（池井 豊君） ちょっと軽く聞いておきたいのですけれども、各学校の修繕料の説明が何にもなかったのですが。例えば羽生田小学校で700万円からの修繕料が上がっていると思うのですけれども、その具体的なものは何かということ。羽生田小だったら145ページの羽生田小学校その他事業で716万8,000円。

教育委員会事務局長（時田雅之君） 予算書143ページで、まず田上小のその他事業に係る修繕の内容になりますけれども、備品修理としまして児童用机、椅子の天板修理20組を予定しております。それと、窓口予算としましてタブレットの端末、故障があった場合の予算の確保ということで、こちら10台程度の予算を確保しました。それと、施設修理としまして屋内消火栓のポンプフート弁の交換ということで予定してございますし、職員室のエアコン、これ全部で3台あるのですが、3台のうち1台がちょっと故障しているということで、こちらのほうの修繕をさせていただきたいと考えております。あわせて、校内敷地にあります遊具の修繕ということで、2連鉄棒の遊具の修理を予定しております。主なものは田上小は以上になります。

それから、予算書145ページのほうをお願いいたします。今度は羽生田小学校その他事業の修繕料ということになります。田上小同様で児童用机、椅子の天板の修理としまして20組分、それからタブレット端末の故障を想定しまして約10台分の窓口予算、それと学校へ送っている電気の関係になります。高圧気中開閉器の取替えを予定しております。あわせて、小学校のプールろ過器の修繕、それと遊具修理としまして2連鉄棒と4連ブランコの修繕を予定してございます。

予算書151ページをお願いいたします。説明欄のほうにある田上中学校その他事業で、10節需用費119万3,000円の修繕料になります。こちら小学校同様、生徒用机、椅子の天板修理ということで40組、それとタブレット端末の修理代で窓口予算

で10台分、あとは校舎修理、窓口予算ということで45万円計上しているようなところでございます。

2番（小野澤健一君） 私は2つ質疑をします。

まず1つ目、139ページ、不登校児童生徒対策事業なのですけれども、これは現在不登校と言われる人たち、小中学校おのおの何人ぐらいおられるのか。それから二、三年の推移の中で増えてきているのか、変わらないのか、これらちょっとお聞かせいただきたい。できれば表か何かあれば一番いいのだろうけれども、出せるかどうか。

教育委員会事務局長（時田雅之君） 申し訳ありません。今手元に人数までご用意したものがなくて、後ほどちょっとお示しさせていただきたいと思います。

委員長（熊倉正治君） それはどうなの。資料で出すの。

教育委員会事務局長（時田雅之君） 不登校児童の生徒数が年度の中で上下したりするので、どこを基準として捉えればいいのかなので、ちょっと資料のほうは作成したいと思います。

2番（小野澤健一君） では、2つ目です。

166ページから67ページにかけて、学校給食施設費です。結構まあまあ老朽化というか、大分年数もたってきて直すのにもお金がかかってきているのかなというふうに思うのです。今後、この施設に対しての大規模修繕とか改修とか、こういったものが予定をされているのか、あるいは今回やる中で大体この程度のものをしていけば今後ある程度維持できるのか、この辺の見込み、それらもちょっとお聞かせをいただきたいなというふうに思います。

教育委員会事務局長（時田雅之君） 学校給食センターの関係になりますが、今後の老朽化の関係で施設修繕等が大きな金額がかかるものがあるかということで、今年に入って1月5日にある業者からお越しいただきまして、場内のほう連れて確認させていただきました。躯体のほうは一定のレベルにあるということで、急いで修繕をする必要はないということで話は伺っています。それと、備品類につきましても手入れが大分職員の方々よくしてくれまして、かなり古い備品類があるのですけれども、まだまだ機能するものが多いということで聞いています。今回、冷却機と、それから冷蔵庫のほうは温度の設定の関係で取替えはさせていただきますが、そういったことで現場のほうを一応拝見していただいた中では早急に対応しなければならないというものは、大きな金がかかるものは今のところないという理解はしています。

2番（小野澤健一君） たまたまそういう専門家に見てもらったというのは私いいことだと思うのです。こういった給食とか、いわゆる閉じたら、あるいは閉鎖したら非常に大きな影響を及ぼすようなものについては、今言ったようにお金がかかるのかもしれないけれども、やっぱり専門業者からしっかりと見てもらって、いわゆる事後的措置ではなくて予防的措置を講じていく必要があると思うのだ。特に教育関係の管轄している施設というのは非常に多いわけですので、その辺今後もそういった専門業者等を含めて施設管理をしっかりやっていてもらいたいなというふうに思いますので、よろしくお願いします。

以上です。

7番（中野和美君） 152ページの中学校の要保護、扶助費のところですか。何人か人数が減ったということですが、去年人数の報告を受けていたのですけれども、どのぐらい、何人から何人に減る見込みなのかひとつ教えていただきたいのと、明日、二十歳のつどいがあるわけなのですが、去年ユーチューブで配信したりしていたのですが、今年はどうするのか、その辺をちょっとお聞かせいただきたいのですが。

教育委員会事務局長（時田雅之君） では、予算書152ページお願いしたいと思います。19節の扶助費209万3,000円の予算になります。資料ナンバー2の2ページ目御覧いただきたいと思います。令和4年度の田上中学校の認定数で17名。令和5年度の予定としましては、当該在籍生徒に係る人数としては12名。4名新入学用品の補助をするのですが、この4名というのは令和6年度入学の4名ということになりますので、実際に令和5年度に係る生徒数としては12名分ということになります。ユーチューブの配信は実施する予定であります。

4番（藤田直一君） 166ページ、バックネットの修理。問題は、今後なのですかけれども、あの球場ではスコアボード、もう全然使っていない。危ない。あの辺はもう修繕する予定はないだろうと思う。解体する予定なのか。あのままにしておく結局人が上る可能性もある。今立入禁止になっているけれども、子どもたちが上る可能性もあるわけで、その辺を今後どういうふうに予定しているのか。

それから、ナイター、照明は全部LEDにもう替えたのでしたっけ。替えていなければ今後、切れていくわけではないですか。年間何個かやっぱり切れていくのだけれども、今後その分、だから切れると同時に従来どおりの照明でいくのか、それとも今後LEDに替える何かを検討しているのか、その辺聞かせてください。いずれするようになると思うのだよね。

教育委員会事務局長（時田雅之君） 藤田委員のご質問でございますが、今回バックネ

ットの整備をさせていただきます。この後予定しているのは今言われましたスコアボードの関係になりますけれども、一度撤去を予定しています。そのスコアボードにはストライク、ボールのボールカウント表示のところと、あと時計もついています。それと、もう朽ちてしまったその点数を裏返すスコアボードがあるのですが、一応その点数を裏返すスコアボードのほうだけ撤去しまして、ボールカウントのほうは今のボールカウントに合うようにボール、ストライク、アウトということで一応修理を令和5年度に予定しております。この後ほかに修繕を予定したいのがあるのですが、実はファウルボールの黄色い棒があるのですけれども、両翼に、あれがちょっと腐食が始まってきたということで、この後そちらの修繕もやっていきたいなということで考えています。スコアボードの撤去については、一応令和5年度予算で財政と協議させていただいたところなのですが、残念ながらちょっと予算がつかなかったということで、令和6年度以降にそのスコアボードの解体をしていきたいなと考えてございます。

それと併せまして、ナイターの照明設備になりますが、当然LED化というのはいつかしないと駄目だということで認識しております。検討もしているところでございます。ただ、金額がかなりかかるということで。今リース契約も含めまして一応照明のほうを検討しているところではあります。総務課のところをつくっています。脱炭素の関係の計画を今たしか総務課のほうでつくっていると思うのです。それらの結果も踏まえて、今後はLED化に向けて検討していこうかなと思ってございますが、今現在の現状としては、今の照明の在庫はまだありますので、切れたところは今その照明を付け替えていくというようなところでございます。

4番（藤田直一君） では、照明の在庫はまだあるわけ。どれぐらいあるか分からないけれども、あるわけですね。もったいないわね、捨てるのは。ただ、あの照明は一個一個切れるわけだ。切れるので。今全体で照明器具が1つのナイターのところに30個ぐらいついているのかな。だから、全部消えればナイターができないわけですが、1割ぐらいまでなら我慢するのか、2割までは我慢しているのか、毎回毎回切れるたびに照明を取り替えるというのは相当な費用がかかると思うのです。ただ、ナイターで使っている野球のチームの皆さんいわく、暗いとフライが取れないのだという話もあります。町としては幾つの照明器具が消えたら取り替えるのか、その辺基準はあるかないか分かりませんが、要は非常にナイターでフライが取りにくくないように対応はしていただきたいというお話が出ていますので、その辺はぜひよろしく願いをいたします。

教育委員会事務局長（時田雅之君） 確かにフライが取れないようでは野球になりませんので、その辺は重々留意していきたいと思っておりますが、今の照明は全部で98灯ございます。一応目安としては10灯程度切れてきたらまとめて交換ということで修繕のほう出しておりますし、LED化にしますと、詳しい数までちょっと覚えていないのですが、今98灯ついているのですが、この灯数の3分の2程度ぐらいで照明の光量を確保することができるということで参考までに情報をいただいておりますので、まずこれらも勘案しながら今後検討していきたいと思っております。

8番（今井幸代君） 何点かあるので、1つずつ。すみません、長くなるかもしれませんが、お願いします。

まず、予算書の137ページになります。ICT支援員の報酬175万3,000円ということで上がっておりますけれども、この待遇は今どうなっているのかお聞かせ願います。令和5年度。

教育委員会事務局長（時田雅之君） 137ページ、ICT支援員の報酬でございますが、時間当たり単価930円の単価と、令和5年度予定になっております。社会保険加入ということで一応待遇のほうはしております。

8番（今井幸代君） このICT支援員なのですけれども、3校のほうを巡回していただきながら、様々なハード、ソフトを含めて、あと学校事務、訪問の事務のほうも相当大きく支援をしていただいているというふうに理解をしています。その金額が時給930円ということで、これ一般的なICT支援員の待遇から考えると相当低いんです。実際相場、ICT支援員の求人相場というとおおよそ1,200円程度。これ民間で依頼をして、例えば派遣会社等を利用するようなケースでの求人でも1,500円とかで求人かけていたりしています。その中で、この時給930円というのはほぼ事務補助員の金額で、やっている業務内容からすれば到底安過ぎる。この辺り継続的にこのICT支援員、GIGAスクール始まってやっぱり重要な存在だろうと思えます。しっかりとICT支援員の確保ができるようにこの辺りの待遇面の改善は必要だと思うのですけれども、その辺りの教育委員会の考え方を聞かせていただきたいなと思っております。

教育委員会事務局長（時田雅之君） 今井委員言われるのは重々承知しておりまして、実は令和5年度の予算要求をする段階で、令和4年度の単価としては900円の単価でご勤務いただいております。ただ、その勤務内容が教員の授業支援にとどまることなく、今ほどお話がありましたように、公務の仕事の内容についても教員のほうへアドバイスなり、エクセルの使用支援とかさせていただいているような状況で

ございます。それらも勘案して、教育委員会としては、私も新聞の折り込みのチラシ等を見ますと大体このICT関連の賃金というのが時間当たり1,200円から1,300円、上へ行くと1,500円ぐらいまでよく求人誌に載っているところではございますので、1,200円の単価を使ってこのICT支援員からご勤務いただきたいということで予算要求はさせていただいたところなのですが、事務員と同様にということでちょっと予算のほうがつかなかったというところがございます。

8番（今井幸代君） 教育委員会のほうでは、ICT支援員のやっておられる業務内容、本当に専門職です。専門職としての待遇面の確保のために努力をしていただいた、その理解はされているということの説明は受けたので、教育委員会の考え方は分かったのですが、実際問題としてそれで930円しかつかなかった、実際にICT支援員からもこのような待遇では到底自分はなかなか業務を続けていくのは難しいというようなご相談もいただいています。いなかったら困りますし、実際問題その金額であれだけの、今やっただけのICT支援員ほどの方が来てくれるなんていうのは到底思えない。ICT関係の求人状況、今申し上げたとおりですから。そう考えると、そこはやはり子どもたちの学びの確保、GIGAスクール、こういった部分の推進を考えると必要な待遇面の改善というのはしっかりと新教育長、町長はしっかり考えていただきたいなというふうに思います。ここの部分に関して町の考え方をぜひ伺わせていただきたいなと思いますので、総括質疑をお願いしたいなというふうに思います。

次に移ります。総務課のほうで財産管理を兼ねてちょっと質問したのですが、教育委員会ですということだったので、教員住宅に関してです。今ここ数年の利用を見ていると、羽生田小学校のほうの需要はほぼないような、ニーズがないような状況というふうにも聞いています。実際に羽生田小学校のほうは敷地外にもあったりしますし、こういった部分を、町の公営住宅ではないけれども、そういった形に考えていくのも一つなのではないかと言ったら、まずは教育委員会の考え方を持っていただかないとこちらとしては何も言えないというような話だったので、その辺りの教員住宅の在り方、今後の流れといたしまししょうか、今後の対応として当たっていくことはぜひ今年度含めて検討していただきたいなというふうに思います。今特段答弁は求めませんが、検討してほしいということです。

次に、予算書138ページ、印刷製本費副読本「わたしたちのまちたがみ」なのですが、これは町独自で作っている副読本になります。以前、何年かに1回一応改訂を入れるのですよね。その際に、写真が何十年同じものを使っているのです

ようかというような状態が続いていたので、そういった部分のデータの差し替え等はしっかりしてくださいねというふうに、大分前ですけれども、話をさせていただいたのですが、今回副読本増刷というふうに出ていたのですが、この辺りの状況どのようになっているのかちょっと説明をお願いします。

教育委員会事務局長（時田雅之君） 副読本の関係でございますが、令和5年度にこの70万円の予算をつけている分については、令和5年度まで今の副読本を一応利用する予定でおりまして、その不足分ということで今回70万円計上させていただきました。実は令和5年度中に「わたしたちのまちたがみ」という副読本の改訂を予定しております。今今井委員が言われるように、かなり前の写真が使用されていたり、当然のことながら町内、交流会館ができたりバイパスが開通したり、地域学習センターができたり、様々な施設の形態が変わってきていることもございますので、令和5年度に内容を改訂して、令和6年度から新しい副読本を使えるように一応準備を予定してございます。

8番（今井幸代君） よかったです。改訂版出るということで、ぜひ今の田上町に則した形の副読本の製作をお願いします。

資料で令和5年度の就学援助、新たに校外活動費、PTA会費等の費目が追加をされたということで、前進したことに対しては感謝を申し上げたいなというふうに思う一方で、県内の自治体の就学援助費の項目でいえばまだまだ不足しているなというふうにも思います。結構規模のある自治体でも、新潟市とか新発田市とか長岡市とか、そういった規模感のある自治体でも、例えば学校医療に関わる医師とか、そういった部分の医療費であったりとか、あと今自宅でタブレットを持ち帰って学習をするというようなところからオンラインの学習通信費の項目が入っていたりとか、そういった時代に合わせたこういった費目の追加等も進んでいます。令和5年度は新たに校外活動費とPTA会費等入っていますけれども、そういった部分の必要な費目に関してもぜひ継続的に検討をしていただきたいなというふうに思います。

教育委員会事務局長（時田雅之君） 令和5年度から幾つかの費目を追加で支援させてもらいたいということで上げたのですが、今ほど医療費の関係お話ありましたが、医療費の関係はかかった都度こちらのほうから支援ということでお支払いしております。ほかに教育委員会の今回の予算要求としましては、アルバム代のほうを要求させていただきました。ただ、一応県内の市町村で見ますとまだアルバムの費用まで支援しているという数が少ないということで今回予算の計上は見送られたわけで



すが、一応うちのほうではそこまでの費用を見繕って計上していたようなことでございます。

以上です。

12番（池井 豊君） ちょっと総合的な見地から話させていただきます。

さっき小野澤委員の話もあつたのですけれども、特に参考資料、この一般会計の予算の16ページを見ると教育費だけが前年対比19.8%の約8,200万円の増額で、要は令和5年度には5億円、5億100万円、一般会計予算の約1割を取っています。それはいいです。何に使ったといたら、古くなったバスを替える、古くなった雨漏りしている雨どいを直す、古くなったプールを直す、古くなった野球場のバックネット直す、古くなった給食センターの施設修繕をする、古くなった給食の配送車を入れ替えるという、言わば古くなったものを直すのを、維持管理のお金に使っているだけなのです。そう言ったら失礼だけれども。あとは金額的には小さいのが、さっきのアルバムだとかいろいろやっていると思うのだけれども、これでは教育委員会が大手を振って新しい体育館を造る予算つけてくださいとは言えない。教育費だけで20%近く、維持管理だけなのに20%も増えてしまっている現状、何となく局長の気持ちは分かる。申し訳なくて、こんなに増えているのだからICT支援員の930円増やしてくれは言えないような状況にあります。だからどうしろという話ではないのだけれども、近隣市町村も見て予算もしたと思うのです。教育施設が古くなってきて。近隣市町村を見て一般会計予算のどのくらいが教育費として適切なのかという、そういう時代に来ているのかというところを適切に把握して、そういう備品、施設の維持管理がどうあるかというところを踏まえた上で、しっかりと予算要求をしてもらいたいと思いますが、こういう現状を踏まえて、今回予算組むのすごく大変だったと思ったので、教育委員会ばかり上がっていてと言われて、どのようところで令和5年度苦慮したのかと、今言ったように維持管理、修理、修繕ばかりで新規事業できない現状をどのように捉えているかというところを局長、本音をずばり言ってください。

教育委員会事務局長（時田雅之君） 本音をずばり言えということでしたのでずばり言わせていただきますと、正直けんかもしました。まだまだ使いたい予算、直したい施設、それから手当てをしたいソフト事業等、様々ございます。今回の令和5年度の予算の中身としましては、池井委員がおっしゃるとおり、施設の改修、電気料の高騰分の予算増額、ほぼほぼがそういったようなことにお金が使われてしまって、ほかのところまで予算の増額をすることはできませんでした。先ほどの今井委員言

われるICT支援員もそうです。ただ、悪い施設はやはり直していかないと、子どもたちの安全を確保するにはどうしてもそれはやらなければいけない仕事だと思っています。それがいつ落ち着くのかちょっと分かりませんが、今までどちらかというと教育費予算の施設修理も含めて先送りをかなりしてきた経緯があるかと思っています。それを今一生懸命前に進めようとして確保した予算がこの令和5年度の予算ということでご理解いただければなと思います。では、令和5年度で終わりののかいということではなくて、令和6年度以降もしっかり我々の要望というものについては財政当局のほうにお伝えして、必要な予算の確保について努めていきたいと考えてございます。

12番（池井 豊君） 理解しました。総括質疑させてください、そういうことなので。

最後に確認したいのですけれども、今回5億円という予算組みしたのだけれども、5億円というのはこれからも恒常的になっていく可能性があるというふうに考えてもいいのではないかなと思うのだけれども、そこら辺教育委員会が管轄する施設設備を全部網羅していこうと思うとこのくらいのもはずっとかかってくるかどうかという、感覚的にどうなのかということをお聞かせください。

教育委員会事務局長（時田雅之君） 先ほどちょっとお話しさせていただきましたように、今回先送りしてきた修繕等の関係と、あと電気料金の高騰分だけでこれだけの予算が増になっているところでもありますので、最低このラインは必要かなと思っております。でなければ、この施設が改修されたり、子どもたちが安心して学校に通うということがちょっと手落ちになってしまうということも懸念しておるところでございますので、この予算をできれば確保しながらいきたいなと思っております。

3番（品田政敏君） 157ページ、埋蔵文化発掘調査事業、これをちょっと聞きたいと思います。

結果的には、工事が終わった重機の関係が、大事なものは要はその資料がどういうふうに残ったかということで、前の資料もみんな含めてどうなっているか見せてくれと言ってもなかなか見せてくれない。この辺の処理の仕方が非常に遅い。私個人的に加茂の埋蔵文化の関係の、今は課長、職員もよく知っていますので、彼なんかはもうともかく自分でエクセルで出していた写真、どこの場所、どうなって発見された、全て細かく作っているのです。そんなのを見せてくれと言っているのだけれども、見せられないものだからずっとそのまんまになっている。その辺もうちょっと、1回だけ県のがあったときに、あれはきっと武道館ができたときやりましたよね。あの程度までとは言わないけれども、やっぱり作ってもらいたいと思います。

教育委員会事務局長（時田雅之君） 今埋文の関係で1人臨時職員いるのですけれども、その者にはどこから出てきてどういった遺跡なのか、まずその資料整理をするようにということで昨年から指示は出してございます。ちょっと時間かかるかもしれませんが、一応今後そういった整理ができるように努めていきたいと思えます。

委員長（熊倉正治君） 品田委員、蛇足ですが、去年の埋文の予算は調査だけで、まだ全然発掘も、するかしないかというような調査をしていたわけですから、令和4年度分の埋文は公表も何もないと思えます。そうだよ。そこを調べただけだから。以前のは品田委員の言うとおりのかもしれないけれども。

14番（高橋秀昌君） 幾つか伺います。

まず、資料ナンバー3のところ、交流会館の電気使用量と太陽光発電量の比較ということで、まあこんなものなのかと思ったのですが、今町は法律に基づいて、言わば再生エネルギーで脱炭素ということでやらなければ駄目なのですが、これまで丁寧に数値を載せているということは、反対に言えば10倍の太陽光発電が起こっても100%は賄えないということがこの数字では分かるのだけれども、そこで伺いたいのだが、ではどれだけの設備、経費をかけていったらどの程度の発電が可能なのかというのは必ず計算しなければ駄目だと思うのです。この点で、今の段階で既に数値が出ているのかどうかを伺いたいです。いかがですか。

教育委員会事務局長（時田雅之君） そこまでの予算等は今のところまだ出てはございません。

14番（高橋秀昌君） 私実は心配しているのは、自治体が、田上町が太陽光を使うことにちょっと色をつければよいとなるのか、それとも本気になって国が脱炭素ということで進めるのか、この辺が見えてこないのです、今の国の動きを見ています。口先では太陽光、いわゆる自然エネルギーと言っています。一方で、原子力発電のほうにぐっと傾いているものだから。民間業者だって太陽光のことにどんどん技術革新をしていけばコストが下がることが分かっているながら、国の方針が適当だからなかなかいいものが出てこないのではないかというふうに私は感じているのです。それなのに町が国の方針に乗っかって、あれもこれも自然エネルギーだというふうになって、結果としてむしろ逆に高い投資をさせられるのではないかというふうに思っているのです。そういう危険性があると。いずれにしても、それぞれの所管がどのくらいの設備ならどうなるかということはいずれかやらなければ駄目だと思うのですが、その資料をしっかりと作って議会にも明らかにしてもらいたいということが言いたいです、今言いたいの。意味分かる。分かるよね。資料をしっかりと

と用意してほしい。多分それぞれの所管課でやることになるのではないかと考えているのです。いかがですか。

教育委員会事務局長（時田雅之君）　うちのほうは教育施設でしかないのです、町全体ということになればまた政策推進室等から全体的な指示もあろうかと思えますし、そういう試算を出す必要があるのであれば所管の担当課でその試算はしなければ駄目だと。

14番（高橋秀昌君）　次に移ります。

資料ナンバー2の1ページの裏の2目の表を見てもらいたいのですが、令和5年度就学援助、要保護及び準要保護児童数の問題で支給額が出ているのですが、ちょっと確認をしたいのだけれども、例えば1年生の例でいうと学用品1万3,260円、年に1回しか出さないと言っていますので、次に通学用品費として第1学年を除くと書いてあるのですが、この意味がちょっと分からないのです。例えば2年生の場合2,270円出すのだが、1年生には出しませんよという捉え方なのかどうか、まずそれをお願いします。

教育委員会事務局長（時田雅之君）　この第1学年のところだけこの通学用品費がないというものについては、新入学用品費の中でその分も含めて支援しているということでご認識いただければと思います。

14番（高橋秀昌君）　そこで伺いたいのですが、では次へ行きます。

校外活動費については、令和5年に、この新年度予算に初めて追加したというふうに受け止めたのです。それでいいですか。

教育委員会事務局長（時田雅之君）　結構です。

14番（高橋秀昌君）　それでいいと言ったのだね、今。

それから、次の新入学用品についてですが、これは何か私が、令和5年と言っただけだけれども、実際には令和6年から実施するかのように聞こえたのだけれども、これについてお願いします。

教育委員会事務局長（時田雅之君）　説明がちょっと下手くそで申し訳なかったのですが、令和5年度入学の新1年生に対しては年度入ってからこの新入学用品費というものを支給させていただくのですけれども、従来どおりなのですが、令和6年度入学の新1年生のお子さんから前倒しで入学前にこの新入学用品費を支給できるように支援を整備するというございます。

14番（高橋秀昌君）　この制度は令和5年が初めて。つまり入学前に支援をする要支援者、あるいは準要保護支援者については、これまで田上町は入学前支援をしてこな

かったのだ。それで、令和5年から初めて入学前に支援しましょうという受け止め方でいいですか。

教育委員会事務局長（時田雅之君） はい、結構です。

14番（高橋秀昌君） 一歩前進だということで評価したいと思います。

次に伺いたいのですが、学校給食費を食材費が上がったという理由で月額500円アップするということですが、これは月5,000円を払っている保護者は何と1割の負担増になります。四千数百円を払っている保護者は何と10%を超える負担増になるのです。これは、去年の私が12月議会で一般質問をしたときに前教育長がそういう宣言をしたのだけれども、私はこれに対してすごく抗議します。なぜかという、今全国的に学校給食無料化の動きはずっと広がっているのに、町は経常経費を増やしたくないという、たったそれだけで、これまで物価高騰に対して国からの交付金が来たときは出すけれども、来なくなれば一切出しませんという、こんな冷たい町行政なのか。庶民の苦しみは何も分かってほしいではないかということで強く抗議したいと思います。局長がそれを、はい、撤回しますなんて言えないのは分かりますから、抗議だけはしておきます。

その上で伺いたいのだが、これによる保護者負担一覧表を出してください。いいですか。いかがでしょうか。

教育委員会事務局長（時田雅之君） 令和4年度給食費と令和5年度給食費の対比の表を出させていただきたいと思います。

14番（高橋秀昌君） 総額で出さないでもらいたいの。計算が11か月なわけだ。総額で出さないで、各人数別に月別でどうなのか。そして、それが最終的には11か月、12月には調整額が決まるわけだ。それで賦課するわけだから、そういう一覧を出してちょうだいって言っているの、私が言いたいの。トータルの差額ではないの。そんなのは単純に言えば5,000円掛ける11か月で単純では、そうではないのだ。意味分かってもらえる。

教育委員会事務局長（時田雅之君） 分かっていると思います。なるべく細かい資料を提出します。

14番（高橋秀昌君） これに関して、実は12月議会では前教育長のそういう発言だったのだけれども、この間一定の時間があるのだけれども、これについては全く教育委員会は財政に対して何ら物を言わないで、前教育長が発言したことをそのまま踏襲したのだと受け止めていいですか。

教育委員会事務局長（時田雅之君） 私が答えられる範囲がちょっと狭くてあれなので

すけれども、実はこの給食費の取扱いについては教育長と私といろいろ打合せのほうはさせてもらいました。話の中では、町長のほうから多子世帯の補助というこの事業を就任時から手がけてきたということもありまして、実際この物価高騰に係る支援というのを別に手だてしたほうが、ちょっと言い方、理にかなうというか、その政策に統一的な見解が示されるのではないかというのも教育長とは実はちょっと話はしていました。そういう物価高騰に対して支援するということが保護者負担の軽減に対して、給食費の面から町が取り組んでいっているという姿勢を見せるためにはそれをしたほうがいいのではないかなという打合せはさせてもらったわけですが、実際どういう経緯で今の給食費が。ちょっとしどろもどろになって申し訳ないのですけれども。

前の教育長、町長が一応話をしたというのは聞いてはいるのです、その支援に向けて。ただ、その内容がどういった結果になってその支援につながらなかったというのか、詳しい話はちょっと聞いてはいないのですけれども。

14番（高橋秀昌君） 前の教育長と町長が話し合っただけで決めたことであり、その結果の内容については何も聞いていないということ。

教育委員会事務局長（時田雅之君） 何にも聞いていないといえますのは、こちらからもその支援の要望はしたという話は聞いているのですけれども、実際そこまで、物価高騰にまで支援というのはちょっと厳しいということでできなかったという話は聞いてはいるのですが。

14番（高橋秀昌君） では、前の教育長は町長に500円の値上げではないほうを求めたが、町長が応じなかったのか。そういう受け止め方でいいですか。

教育委員会事務局長（時田雅之君） 詳しい中身まではちょっと分かりませんが、私が聞いているところでは、その500円の値上げをしなくてもいいような支援という話をしてきたけれども、そこまでちょっとご理解していただけなかったというような話は聞いています。

14番（高橋秀昌君） 私は、ここでどう判断するかということはずっとこれを見ていたのです。教育委員会として町に、財政に強く要求したけれども、財政がはねた、あるいは町長がはねたということになると教育委員会の責任ではないのです。これは政治の責任になります。だが、教育委員会はそういうことに努力しなかったということになると、事務方として何しているのだよということになります。例えば食品の少しでも値上げを抑えるためのどういう努力を教育委員会がやったのだということまで求められると私は考えている。なぜかという、皆さんだって物価高くて困

っているわけでしょう。それだけの給料もらっていたって高い、高いってなっているわけですから、住民の皆さんは本当に大変な状況なのです。これに対してそんな、町長が言ったかどうか分かりませんが、私の政策が最優先で、しようがないと言っていることになれば町長の大問題だと私は受け止めたいと思います。そういう捉え方でいいですか。

教育委員会事務局長（時田雅之君） 町長と前教育長のほうでどういった話の仕方での打合せが行われたのかはちょっと私は分からないので。結果だけの話は聞いているということで。

3番（品田政敏君） 校外活動費、本年度初めてということなのですが、過去に伴うも含めてこれちょっと説明してもらえますか。2年生と5年生、中学2年、3年。

教育委員会事務局長（時田雅之君） 小学校2年生のほうについては、校外の施設の見学等が費用がかかるものについての援助ということになりますし、5年生については昔でいう林間学校ですか、今、自然教室。胎内のほうに行ったりしているものがございいますが、そういったところの宿泊を伴う授業についての支援ということになります。

委員長（熊倉正治君） 12時を過ぎると思われませんが、このまま議事を継続します。

3番（品田政敏君） 私は、スキー教室というか、それはやられている内容かなと思っていたのです。

教育委員会事務局長（時田雅之君） 昔は田上小学校でスキーということでしたらしいですが、今は実施しておりません。

委員長（熊倉正治君） ほかに、いいですか。

（なしの声あり）

委員長（熊倉正治君） では、これで10款の教育費の質疑は終わりたいと思います。

では、お昼のため休憩します。

午後零時02分 休 憩

---

午後1時14分 再 開

委員長（熊倉正治君） それでは、会議を再開したいと思います。

議案第19号、下水道事業特別会計。説明をお願いいたします。

地域整備課長（宮嶋敏明君） 皆さん、お疲れさまです。午後から地域整備課のほうからまず下水道事業の関係についてご説明のほうをさせていただきたいと思います。

説明に当たりまして、最初に令和5年度における主な内容についてご説明いたし

ます。当初予算参考資料にも記載しておりますが、令和4年度に引き続き、処理場施設等の老朽化対策事業として、処理場施設等の老朽化の部分の対策ということで、ストックマネジメント修繕改築計画に基づく改築工事に向けた実施設計業務委託を実施したいと考えております。予算額といたしまして、2,200万円をお願いするものであります。そのほかには、継続事業となりますが、公営企業会計移行業務委託として461万4,000円、それから会計システム構築委託で257万8,000円をお願いしたいと思っております。同時に、施設等の維持管理についても適正に行っていきたいと考えておりますので、よろしく申し上げます。

それでは、令和5年度の予算説明に入りたいと思っております。主な内容についてご説明のほうをしていきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。予算書のほうですが、191ページのほうを御覧いただきたいと思っております。下水道事業につきましては、歳入歳出それぞれ3億800万円といたすものでございます。令和4年度と比較しますと1,400万円の減額、率にいたしますと4.3%の減額とさせていただきます。

ページをはぐっていただきまして、194ページのほうを御覧いただきたいと思っております。第2表地方債の関係になります。最初に、下水道事業債で1,100万円についてですが、こちらにつきましては田上終末処理場の改築更新実施設計業務委託に伴う起債の分でございます。それと、公営企業会計適用債ということで、公営企業会計移行に伴う起債の限度額710万円を予定しているものであります。

それでは、歳入のほうからご説明させていただきたいと思っております。予算書のほうですが、197ページのほうを御覧いただきたいと思っております。1款分担金及び負担金、1項負担金、1目下水道事業負担金ですが、予算額といたしまして前年度と同額の1,000円をお願いするものでございます。こちらにつきましては、下水道事業受益者負担金ということで窓口予算となっております。

続きまして、2項分担金、1目下水道事業分担金ですが、予算額といたしまして前年度と同額の、こちら1,000円をお願いするものでございます。下水道事業の受益者分担金ということで、こちらにつきましても窓口予算となっております。

それから、続きまして2款使用料及び手数料、1項使用料、1目下水道使用料ですが、7,272万5,000円とするものでございます。令和4年度と比較しますと11万8,000円の減額となっております。1節現年度使用料であります。7,243万円については下水道使用料であります。それから、2節滞納繰越分ということで29万5,000円を予定しております。この算定に当たっては、一般家庭の月平均20立方、



営業用の月平均で1,350立方ということで算定しております。

それから、ページをはぐっていただきまして、198ページのほうを御覧いただきたいと思います。2項手数料、1目下水道手数料ですが、予算額として前年度同額の6,000円をお願いするものであります。こちらにつきましては、督促手数料、それから下水道の排水設備の登録手数料ということで窓口予算となっております。

続きまして、3款国庫支出金、1項国庫補助金、1目下水道事業費国庫補助金であります。1,200万円を予定してございます。令和4年度と比較しますと、290万円の増額をお願いするものであります。この内容につきましては、社会資本整備総合交付金でストックマネジメント修繕改築計画に基づく処理場の改築更新実施設計業務委託の関係と管路施設の点検調査業務委託の関係で、事業費に対する補助率50%を歳入で見えております。

それから、続きまして4款繰入金、1項繰入金、1目繰入金ですが、2億441万4,000円とするものであります。こちらにつきましては、一般会計からの繰入金ということであります。

199ページのほうを御覧いただきたいと存じます。5款繰越金、それから6款諸収入ですが、ページをはぐっていただきまして、こちらにつきましては前年度と同額の予算となっており、窓口予算であります。

それから、200ページのほうを御覧いただきたいと存じます。7款町債、1項町債、1目下水道事業債1,810万円とするものでございます。1節の下水道事業債で1,100万円についてですが、こちらにつきましては特環の交付金事業分として社会資本整備総合交付金に伴う起債の分になりますが、起債充当率は100%で、交付税については約2分の1を措置される形となっております。

それと、2節公営企業会計適用債の710万円についてであります。こちらにつきましては公営企業会計移行に伴う起債の分となりますが、こちらにつきましても起債充当率は100%で、交付税については約2分の1が措置される形となります。

それから、続きまして歳出のほうに移らせていただきたいと思います。201ページのほうを御覧いただきたいと存じます。1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費1,639万9,000円をお願いするものであります。令和4年度と比較いたしますと、172万7,000円の増額をお願いするものであります。説明欄のほうを御覧いただきたいと思いますが、こちらにつきましては下水道事業で経常経費となっておりますので、説明のほうを省略させていただきたいと存じます。

それから、ページをはぐっていただきまして、202ページのほうをお願いしたいと

思います。2項維持管理費、1目管渠維持費であります。1,529万8,000円をお願いするものであります。令和4年度と比較しますと、200万円の減額であります。説明欄のほうを御覧ください。下水道事業ということで、1,529万8,000円をお願いするものであります。こちらにつきましては、管渠、中継ポンプ等の維持管理に伴う経費となっており、例年実施しております内容でありますので、経常経費となっております。

続いて、203ページのほうを御覧いただきたいと思います。2目処理場管理費ですが、6,881万5,000円をお願いするものであります。令和4年度と比較しますと、407万4,000円の増額であります。説明欄のほうを御覧ください。下水道事業ということで、6,881万5,000円をお願いするものであります。

また、その次のページになりますが、こちらにつきましても処理場維持管理に伴う経費となっており、例年実施しております内容、経常経費でございます。よろしく御願います。

204ページのほうを御覧いただきたいと思います。2款下水道費、1項下水道事業費、1目下水道事業費の予算額につきましては、6,012万円をお願いするものであります。令和4年度と比較しますと、214万8,000円の増額となっております。説明欄のほうを御覧いただきたいと思いますが、まず公共下水道事業の特環、汚水の関係になりますが、2節から4節については人件費の関係となっております。それから主なものにつきましては、次のページになりますが、12節委託料ということで、田上終末処理場改築更新実施設計業務委託ということで2,200万円をお願いするものであります。この関係につきましては、社会資本整備総合交付金でストックマネジメント修繕改築計画に基づく処理場の改築更新実施設計業務委託を実施するものでありまして、老朽化した施設の改築更新工事を実施するに当たって実施設計業務という形になってございます。こちらにつきましては、対象経費の50%が交付金対象となります。

それから、公営企業会計移行業務委託料で461万4,000円、公営企業会計システム構築業務委託料で257万8,000円をお願いするものであります。こちらにつきましては、起債事業という形になります。

それから、その下の下水道管路施設点検・調査業務委託料ということで200万円をお願いするものであります。この関係につきましては、社会資本整備総合交付金でストックマネジメント計画に基づく下水道管路施設の点検・調査業務委託を実施するものであり、管路施設の点検、調査を行う内容という形の業務委託となっております。

ります。こちらにつきましても、対象経費の50%が交付金対象となっております。

その下になります。公共下水道事業計画等変更業務委託で1,067万円をお願いするものになります。この関係につきましては、下水道法の事業計画等の変更に伴う業務委託を実施するものでございます。

それから、その下に公共下水道事業、公共、雨水の関係になりますが、1,152万8,000円をお願いするものであります。次のページになりますが、人件費の関係になっており、経常経費になっておりますが、206ページの12節委託料の公共下水道事業計画等変更業務委託で297万円をお願いするものであります。この関係については、先ほど特環、汚水のところで説明いたしましたが、こちらが公共、雨水の分であります。

それから、3款公債費、1項公債費、1目元金の1億3,427万4,000円の予算を計上しております。令和4年度と比較しますと、1,645万9,000円の減額となっております。こちらにつきましては、また次のページになりますが、公共下水道事業の特環、汚水、雨水、それから公共の汚水、雨水の起債関係の元利償還金の予算を計上しております。

207ページのほうになります。2目利子についてですが、1,284万3,000円とするものであります。令和4年度と比較しますと、265万円の減額となっております。こちらにつきましても、公共下水道事業の特環、汚水、雨水と公共の汚水、雨水の起債利子の償還分の予算のほうを計上しております。

ページをはぐっていただきまして、208ページのほうを御覧いただきたいと存じます。4款予備費、1項予備費、1目予備費の25万1,000円を予算計上しております。令和4年度と比較しまして、84万円の減額となっております。

それから、209ページ以降につきましては給与費明細書の関係となっておりますので、後ほど御覧いただければと思います。

以上で下水道事業の令和5年度予算について説明のほうを終わらせていただきたいと思います。よろしく申し上げます。

委員長（熊倉正治君） 質疑のある方、どうぞ。

14番（高橋秀昌君） 新年度、公営企業化のための予算を組んでいるわけですが、私は公営企業化に進めるときに非常に大きな疑義を持っていたのですが、その当時は心配ないというようなお答えだったのですが、収入を見ますと使用料収入は7,272万5,000円でしかないのです。経費全体が3億8,000万円でありますから、20%そこそこしか補填されていない。こういう中で、一方で物価高騰など住民生活が苦しいわ

け、厳しいのですが、この使用料の引上げにつながっていかないのかという、そこに心配があります。この点では、公営企業化したから直ちに引上げすることはないという答弁があるのだけれども、どうもそのうちに企業化したのだから住民負担を増やすべきだという国の動きがあるのではないかという危惧しているのだが、町としてはどう考えているのか聞かせてください。

地域整備課長（宮嶋敏明君） 以前そういった話があったと私も会議録などを読んで理解しております。そういった中で、これから条例等の制定を行っていくわけですが、使用料の関係、町民負担にならないように一般会計からの繰入金等ということで私どもも考えておりますので、今のところ国の動き等も考慮した中で進んでいきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

14番（高橋秀昌君） くれぐれも、一般会計から補填しなければ経営自体が成り立たないわけなので、住民負担にしわ寄せを寄せないような、つまり住民の利用料金の引上げにならないように現在の課長、将来の課長にもしっかりとお伝えください。

終わり。

地域整備課長（宮嶋敏明君） その辺、下水道事業の関係につきましては、本当に収入だけで賄えるかということを見ると非常に厳しい面がございます。ですので、一般会計からということで私も考えておりますし、今後国の動き等を見た中で進めさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

7番（中野和美君） 205ページのところで委託料それぞれいろいろありまして、この部分人件費がかなり削減されているところにこの委託料が大幅に増えているのですが、去年の項目にないものもあったりして、ちょっと時系列で教えていただきたいと思うのですが。5項目の委託料、これもうちちょっと詳しく説明いただきたいのですが。

地域整備課長（宮嶋敏明君） 205ページの12節委託料の関係ですが、先ほどお話ししたかと思うのですが、終末処理場の改築更新実施設計業務委託2,200万円、これが新しいものでございます。

それから、その下になりますが、公営企業会計移行業務委託料については461万4,000円、これは継続の関係で引き続きとなっております。

それから、公営企業会計システム構築業務委託料257万8,000円、これも継続という形になっております。

それから、公共下水道事業計画等変更業務委託料、これは令和5年度新たに出てきて、計画変更を見直す業務委託料ということになっています。よろしくお願いいたします。

ます。

7番（中野和美君） では、委託料の中で公営企業会計移行業務委託料、継続、この下も公営企業会計システム構築料、継続とはなっているのですが、では会計システム構築料は倍になっているのはなぜか教えてください。

地域整備課長（宮嶋敏明君） この関係につきましては、令和3年度から3、4、5年度と移行業務を行っている中身であります。おのこの年度によって業務の内容が違ってきますので委託料が変わってくるということでご理解のほうお願いしたいと思います。

委員長（熊倉正治君） ほかにありませんか。

（なしの声あり）

委員長（熊倉正治君） なければ、下水道会計は終わりにしたいと思います。

次、では集落排水事業特別会計、お願いします。

地域整備課長（宮嶋敏明君） 引き続き、地域整備課のほうから集落排水事業の関係についてご説明させていただきたいと思います。

説明に当たりまして、最初に令和5年度における主な事業内容の関係についてご説明いたします。当初予算参考資料に記載してありますとおり、集落排水事業につきましては整備も終わり、維持管理に主な事業であります。下水道事業特別会計同様に継続事業となりますが、公営企業会計移行業務委託として390万円、それから会計システム構築業務委託で219万7,000円をお願いしたいと思います。同時に、施設等の維持管理についても適正に行っていきたいと考えておりますので、よろしくお願いたします。

それでは、予算書の説明に入りたいと思います。ページのほうは223ページのほうを御覧いただきたいと思います。集落排水事業につきましては、歳入歳出それぞれ7,900万円とするものでございます。令和4年度と比較いたしますと750万円の減額で、率にいたしますと8.7%の減とさせていただきます。集落排水事業につきましては、先ほどもお話ししましたが、整備も終わり、事業のほとんどが維持管理業務となっております。下水道事業特別会計と同様に、そのほかに公営企業会計に移行する業務を実施したいと考えてございます。

ページのほう、226ページのほうを御覧いただきたいと思います。第2表地方債の関係になりますが、先ほど下水道事業特別会計でご説明させていただきましたように、公営企業会計適用債ということで、公営企業会計移行に伴う起債の限度額が600万円を予定しているものでございます。

それでは、歳入のほうをご説明させていただきたいと思います。予算書のほうですが、229ページのほうを御覧いただきたいと思います。1款分担金及び負担金、1項分担金、1目農業集落排水事業分担金ですが、予算額といたしまして前年度同額の1,000円をお願いするものでございます。こちらにつきましては、受益者負担金ということで窓口予算となっております。

続いて、2款使用料及び手数料、1項使用料、1目農業集落排水使用料であります。1,475万円をお願いするものでございます。令和4年度と比較いたしますと、33万円の減額となっております。1節現年度使用料ですが、1,471万7,000円については農業集落排水使用料の部分でございます。

それから、2節滞納繰越分ということで3万3,000円を予定しております。この関係に当たりましては、横場地区の月平均で23立方、それから保明地区の月平均で26立方ということで算定しております。

それから、2項手数料、1目農業集落排水手数料ですが、予算額といたしまして前年度と同額の1,000円をお願いするものであります。こちらにつきましては、督促手数料ということで窓口予算となっております。

続きまして、ページはぐっていただきまして、230ページのほうを御覧いただきたいと思います。3款繰入金、1項繰入金、1目繰入金であります。5,794万5,000円とするものでございます。こちらにつきましては、一般会計からの繰入金ということであります。令和4年度と比較しますと、757万円の減額となっております。

続いて、4款繰越金、1項諸収入であります。こちらにつきましては、次のページに続きますが、前年度と同額の予算額となっており、これも窓口予算となっております。

231ページのほうを御覧いただきたいのですが、6款町債、1項町債、1目下水道事業債、600万円とするものでございます。令和4年度と比較いたしますと、40万円の増額となっております。こちらにつきましては、先ほど第2表地方債の関係でお話した公営企業会計移行に伴う起債の分になりますが、こちらも起債充当率といたしましては100%で、交付税については約2分の1が措置される形であります。

それでは、続きまして歳出のほうに移らせていただきたいと思います。232ページのほうをお願いします。1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、106万円をお願いするものであります。令和4年度と比較いたしますと、16万3,000円の増額をするものでございます。説明欄のほうを御覧いただきたいと思いますが、こちらにつきましては集落排水事業で経常経費となっておりますので、説明のほうを

省略させていただきたいと思います。

それから、続きまして2項施設管理費、1目管渠維持費であります。1,058万3,000円をお願いするものであります。令和4年度と比較いたしますと、157万3,000円の減額であります。説明欄のほうを御覧いただきたいと思いますが、次のページになりますが、集落排水事業ということで1,058万3,000円をお願いするものであります。こちらにつきましては、管渠、中継ポンプ等の維持管理に伴う経費となっており、例年実施している内容であり、経常経費となっております。

続いて、2目処理場維持費であります。2,117万円をお願いするものであります。令和4年度と比較いたしますと、110万4,000円の減額であります。説明欄のほうを御覧ください。集落排水事業ということで、2,117万円をお願いするものであります。次のページに続きますが、こちらにつきましても処理場の維持管理に伴う経常経費でありまして、例年実施している内容で経常経費となっております。

234ページの2款集落排水費、1項集落排水事業費、1目集落排水事業費につきましては、609万7,000円をお願いするものであります。令和4年度と比較いたしますと、46万2,000円の増額となっております。説明欄のほうを御覧いただきたいと思いますが、12節委託料ということで、公営企業会計移行業務委託料で390万円、公営企業会計システム構築業務委託料で219万7,000円をお願いするものであります。こちらにつきましても起債事業という形となります。

それから、3款公債費、1項公債費、1目元金の3,673万8,000円の計上しております。令和4年度と比較いたしますと、439万3,000円の減額となっております。こちらにつきましては、集落排水事業の起債関係の元金償還金の予算を計上しております。

続いて、235ページを御覧いただきたいと思います。2目利子についてであります。295万9,000円とするものであります。令和4年度と比較しますと、122万4,000円の減額となっております。こちらにつきましても、集落排水事業の起債利子の償還分の予算を計上しております。

続きまして、4款予備費、1項予備費、1目予備費の39万3,000円の予算計上しております。令和4年度と比較しますと、16万9,000円の増額となっております。

以上で集落排水事業の令和5年度予算について説明のほうを終わらせていただきたいと思います。よろしく申し上げます。

委員長（熊倉正治君） 質疑のある方。

14番（高橋秀昌君） ちょっと確認なのですが、公営企業化になった場合、今でいう国

土交通省所管の環境下水道と農林水産省の所管の農村集落は合体して一つのものとしてつくることになるのか、それとも今までどおり別々で会計になるのか確認したいのですけれども。

地域整備課長（宮嶋敏明君） ただいまのご質疑であります。会計自体は下水道事業会計ということで一本にした中で、公共、集落排水とかいう部分に分野分けて移管した中で、会計は一本で考えております。お願いします。

委員長（熊倉正治君） ほかに。

（なしの声あり）

委員長（熊倉正治君） なければ、集落排水事業は終わりにしたいと思います。

では次に、水道事業会計、説明をお願いします。

地域整備課長（宮嶋敏明君） 続きまして、水道事業の関係についてご説明させていただきたいと思っております。

説明に当たりまして、最初にこれも令和5年度における主な内容についてご説明のほうをさせていただきたいと思っております。水道事業関係につきましては、昨年度に引き続き、上横場地区圃場整備事業に伴い支障となる鋳鉄管152ミリの水道管移設補償工事として、ほかのものもあるのですが、総体の延長としましては224.4メートル、金額にいたしまして2,041万6,000円を予定しております。同時に、水道事業につきましては、水道施設の計画的な更新、維持管理業務に努め、水源の確保を行い、安全・安心で良質な水道水の安定供給に努めていきたいと考えています。

それでは、令和5年度の予算説明に入りたいと思っております。令和5年度田上町水道事業会計予算についてご説明申し上げます。ページのほうであります。347ページのほうをお願いしたいと思います。第2条に令和5年度田上町水道事業会計における業務予定量を記載しておりますが、給水戸数4,550戸、年間給水量153万7,200立方、一日給水量は4,200立方と予定しております。第3条の収益的収入及び支出の予定額については、水道事業収益を2億4,439万6,000円、水道事業費用を2億7,300万円と定めるものであります。

ページのほうであります。348ページのほうをお願いします。第4条になりますが、令和5年度の資本的収入を983万6,000円、資本的支出を9,394万3,000円と定めるものでありまして、第4条中の資本的収入が資本的支出額に対して不足する額8,410万7,000円につきましては、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額356万7,000円、過年度分損益勘定留保資金8,054万円の補填をするものであります。

第5条につきましては、予定支出の各項の経費の金額の流用について定めており、



第6条につきましては議会の議決を経なければ流用することができない経費として、職員の給与費1,823万5,000円を定めたものであります。

それから、349ページのほうになります。第7条のたな卸資産購入限度額につきましては、金属製品、ビニール製品等の購入費として441万9,000円と定めるものであります。

続きまして、350ページのほうをお願いします。予算実施計画における主な増減についてご説明いたします。最初に、収益的収入でございますが、1款水道事業収益2億4,439万6,000円で、令和4年度と比べ206万7,000円の減額とさせていただきました。1項営業収益は2億3,520万1,000円で、令和4年度と比べ257万5,000円の減額であります。その内容につきましては、水道使用料の減によるものであり、令和4年4月から12月分までの一般家庭における平均使用水量実績といたしましては20立方でありました。

2項営業外収益につきましては919万5,000円で、令和4年度と比較しますと50万8,000円の増額であります。この内容につきましては、次のページ、351ページになります。4目長期前受金戻入で794万4,000円、これにつきましては圃場整備に伴う配水管等移設工事の補償金の受入れによる有形固定資産長期前受金戻入の増によるものであります。

次に、352ページのほうをお願いしたいと思います。支出の部分になります。収益的支出につきましては、1款水道事業費用については2億7,300万円で、令和4年度と比べ1,800万円の増額とさせていただきました。1項営業費用、1目原浄水及び配給水費につきましては1億4,298万2,000円で、令和4年度と比べますと1,219万9,000円の増額であります。この主な内容につきましては、353ページのほうになります。説明欄のほうを御覧いただきたいと思っております。14節委託料1,364万8,000円ですが、説明欄の上から2つ目の浄配水池施設設備保守点検業務委託料ですが、羽生田、川船河浄水場の電気設計設備等及び地域整備課に設置してあります中央監視装置について5年に1回行う点検項目ということで295万8,000円の増額、それと17節修繕料1,873万1,000円ですが、説明欄の上から4つ目の水源浄配水池施設設備修繕ですが、これは新規で羽生田浄水場の原水槽の清掃、逆洗ポンプの分解点検ということで228万8,000円の増額、それと19節動力費2,926万2,000円ですが、電気料高騰による動力費の増額、それとページはぐって354ページになります。25節受水費6,421万8,000円ですが、三条地域水道用水供給企業団受水単価の改定により増によるものが主な要因であります。

次に、2目総係費であります。1,890万3,000円で、令和4年度と比べ498万5,000円の増であります。その主な内容については、1節給料420万円ですが、人事異動に伴う人件費の増によるものが主な要因であります。

続きまして、ページのほうはぐっていただきまして、356ページお願いしたいと思っております。3目減価償却費であります。9,220万4,000円で、令和4年度と比べ173万3,000円の減でありますし、4目の資産減耗費については令和4年度と同額であります。

それから、5目その他営業費用につきましては283万1,000円で、令和4年度と比べますと15万5,000円の減であります。この内容につきましては、一般会計支出金が減額したものであるものでございます。

2項営業外費用につきましては1,124万8,000円で、令和4年度と比べ262万2,000円の増額であります。

それから次に、1目支払利息及び企業債取扱諸費は683万4,000円で、令和4年度と比べますと99万2,000円の減額でありますし、2目消費税及び地方消費税は439万4,000円で、令和4年度と比べますと361万4,000円の増額であり、この主な要因といたしましては、事業費の減少に伴い消費税及び地方消費税の納付金が増となるものでありますし、3目の雑支出については令和4年度と同額となっております。

それから、357ページのほうで、3項特別損失につきましては150万円、令和4年度と同額でありますし、4項予備費については29万2,000円で、令和4年度と比べますと8万2,000円の増額となりました。

続きまして、ページはぐっていただきまして、358ページのほうをお願いします。資本的収入となりますが、1款資本的収入983万6,000円で、令和4年度と比べ1,937万7,000円の減額とさせていただきます。1項工事負担金、1目他会計工事負担金の55万6,000円で、令和4年度と比べ163万6,000円の減額であります。その主な要因といたしましては、圃場整備に伴う配水管移設工事延長の減によるものでございます。

次に、2項補償金、1目補償金の928万円ですが、令和4年度と比べ1,774万1,000円の減額であります。この要因といたしましては、これも圃場整備に伴う配水管等移設工事延長の減によるものであります。

続きまして、359ページのほうをお願いします。資本的支出につきましては、1款資本的支出9,394万3,000円で、令和4年度と比べ6,091万7,000円の減額とさせていただきます。1項建設改良費、1目配水設備費の予算額3,391万6,000円であり

ますが、令和4年度と比べると6,242万1,000円の減額となっております。説明欄のほうを御覧いただきたいと思います。1節工事請負費の予定工事としては、配水管等布設替工事の1,050万円、その内容といたしましては本田上地内の福対協団地内において配水管布設替工事と、それから羽生田地内の羽生田踏切付近において制水弁交換工事となっております。その次の配水管等移設工事の2,041万6,000円、これは上横場地区における圃場整備事業に伴う移設工事と、それからその下のその他工事で300万円としております。

それから、2目水源及び浄水設備費の予算額532万4,000円ではありますが、令和4年度と比べますと532万4,000円の皆増となっております。説明欄のほうを御覧いただきたいと思います。1節工事請負費の予定工事としては、川船河浄水場高圧気中開閉器更新工事の88万円を実施する予定でありますし、次の2節委託料としては、羽生田水源No. 3の取水井戸更新工事設計業務委託として444万4,000円をお願いするものであります。

それから次に、3目の事務費の予算額561万5,000円になりますが、令和4年度と比べると12万円の増額となっております。説明欄のほうを御覧いただきたいと思いますが、こちらにつきましては水道業務に従事する職員の人件費という形になってございます。

続きまして、ページはぐってきまして、360ページお願いしたいと思います。2項企業債償還金、1目企業債償還金につきましては4,908万8,000円ではありますが、令和4年度と比較いたしますと394万円の減額となっております。

それから、続きまして361ページには令和5年度の予定キャッシュ・フロー計算書でございますが、こちらにつきましては地方公営企業法により資金計画が義務づけられたものでございます。企業における現金収支及び業務活動によるもの、それから投資活動によるもの及び財務活動によるものということで3つの区分に分けておりまして、御覧いただきたいのはこの表の下から2行目になりますが、資金期首残高ですが、1億6,343万6,000円は令和4年度末の現金預金の予定残高であります。

それから、362ページ以降につきましては、地方公営企業法25条、同法施行令の例の17条の2に定める資料を添付しておりますので、後ほど御覧いただければと思います。

以上で田上町水道事業会計予算説明のほうについて以上となります。よろしくお願ひします。

委員長（熊倉正治君） 質疑のある方、どうぞ。

14番（高橋秀昌君） 354ページの三条地域水道用水供給企業団からの受入れ、値段は入っているのだけれども。私今知りたいのは田上町の地下水の利用水量と、三条企業団から購入する予定の量。恐らくこれは責任水量というのが今でも残っていると思うのですが、要るか要らないかにかかわらずこれだけの水量は責任という、三条、加茂、田上での共通したものがあると思うのですが、これちょっと立米数で結構です、お願いします。

委員長（熊倉正治君） 町は4,200立方でしょう、日量。計画は。その半分ぐらいだったと思うのです。

地域整備課長（宮嶋敏明君） 申し訳ありません。まず、企業団の関係であります、1日当たりの責任水量という部分で、2,300立方いただいているという予定であります、実績といたしましては年間で84万1,800立方が企業団分であります。

それから、企業団以外の町の分としましては69万5,400立方。年間ですが。というような内訳となっております。よろしく申し上げます。

14番（高橋秀昌君） 私これ聞いたのは、確かに企業団のほうは年間、いわゆる責任で購入しなければならないという枠があるのだから、枠をどうしても消化しようとする。そうすると、田上町の地下水、この沿線上では田上町の地下水による水道はどこにも増しておいしい水道と言われてきているのです。今もそうだと思うのです。これを大事にしなくなるのではないかということに危惧しているの。田上町の水道として使っているのは、今川船、羽生田、それと鍾乳洞のところあまりいっぱい使っていないみたいだけれども、3か所。ぜひこの井戸を大事に使ってほしいということをお願いたくて聞いたのです。

以上、終わります。

2番（小野澤健一君） 私は、361ページの予定キャッシュ・フロー、これについてお聞きをします。

予定なので、結果ではないので何とも言い難いのだろうと思うけれども、これを見る限り預金がどんどん減っていくねという、そういうことだ。私が議員に、4年前ぐらいのときには2億幾らあったのだ。それがその2億幾ら、2億円切らないでね、なぜかというとな年の収入額が大体2億円ぐらい、だからそれを下回らないようにお願いしますねって言ってきたのだけれども、予定としてここまで下がるということはある意味でこの水道事業自体、いわゆる収支的に見れば黄色信号がともっているのかなというふうに思っています。したがって、この預金が増えることはあんまりないのだろうというふうに勝手に思いますけれども、課としてこの預金のい

わゆるデッドラインというのをどのくらいで見ているのか。

それから、これは絶対やってほしくないのだけれども、例えばこのラインを切ったらもう値上げしかないのだなんていうラインがもし想定されているのであればそういったものをちょっと教えてもらいたい。というのは、これ多分改善の余地はなくてずるずるいく可能性あります。これ直すのはいわゆる当期の純利益、この辺を上げてくるしかもう方法ないのではないかな。ところが、人口がどんどん減ってきている。今高橋委員が言うように、例えば田上のそういった水がおいしくて東京都の水みたいに売ればまた話は別なのだけれども、そんなこともできない。そうすると、ある意味でそのなれの果てみたいなものをある程度想定をしながらマネジメントしていかないといけないのかなという気がしましたので、質疑しました。答えられる範囲で結構ですので、お願いします。

地域整備課長（宮嶋敏明君） ただいまの小野澤委員のご質問、キャッシュフローの関係であります。今ほど小野澤委員からもお話がありましており、今、予算の段階という部分でございますが、確かに昨年度から比べれば落ちていることは落ちております。そういった中で、私どもは令和3年度に策定した水道事業経営戦略ということで、当面は料金改定しないように努力していきたいと思っております。

そのほか、水道会計の管理、維持という部分で修繕等も、先ほど説明いたしました。井戸の関係、業務委託出しますという部分で、田上の水、高橋委員からもお話がありましており、何とか自前の部分で、経費節減した中で努めていきたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。

2番（小野澤健一君） ありがとうございます。ぜひとも本当値上げにつながらないように。最近特に思うのだけれども、上野の湧き水のところに人がいっぱい来るのだ。ものすごい量を持っていく人がいる。あの人たちは、多分水道の基本料金だけ払って、それ以外のものを全部あそこで賄っているのではないかぐらい多いのだ。いや、本当に。最近特に多い。洗車する人までいるという、ものすごい。だから、ああいう名水があるのはありがたいのだろうけれども、最近本当私の感覚で特にやっぱり車は多いです。それも2リットルのペットボトルあるでしょう、あれ2本や3本ではないの。十何本とか。軽自動車に来て、もう満載していく人たちが結構多い。上野の人たちではないのだろうと思うのだけれども。それが影響しているわけではないのだけれども、水道というのはそういう意味では非常に大変だろうと思うけれども、私が言ったように現金が減ってくると非常にやっぱり心もとない。そうかといって勝手に値上げもできるわけでもない。民間的にアイデアで何かやるわけ

にもいかない。地道な活動が必要なのだろうけれども、やはりこのデッドラインを、例えば1億円切ってはいけないのだとか、そのぐらいはやっぱりしっかりと持って、その中でマネジメントをしていてもらいたいというふうに思いますので、お願いします。

以上です。

12番（池井 豊君） 私も水道料金の値上げはないのかと聞いたかったのだけれども、今回、収益的支出のところで電気料金高騰による動力費の増と企業団の受水単価の増によって大きな増減があったわけです。この影響は水道会計に対してどのように影響しているのかというところと。これは本当は一部事務組合のところでも質疑したらよかったのかもしれないけれども、受水単価の増の原因はどこにあるのか。または、あと2系に入りました。2系の負担金取られましたけれども、2系を整備していくことによって町に与える影響のところをちょっと聞かせてください。動力費と受水費の会計に与える影響がどうなのかというのと、その受水単価が増加した原因。2系の工場の影響が田上町に与える影響あるのか。

地域整備課長（宮嶋敏明君） まず1つ目、受水費の関係でございます。5年に1度、企業団のほうで料金改定ということで見直しという部分で、今回、令和5年度から改定されたという部分の単価の改定に伴うもので、金額といたしましては前年度に比べ予算額で239万円の増というふうな形になっております。

それから、動力費の関係であります。確かに電気料金高騰とかいう部分で非常に昨年度に比べ上がっております。こういった部分で、キャッシュフローの部分の期首残高という部分で影響してくるかと思います。これ電気料金云々、我々水道料金改定なるべく避けて、住民負担をしないようにということで考えておりますので、よろしくをお願いします。

2系については、これから工事、今用地選定して、令和10年度を供用開始というような感じで今計画しております。今段階においては、まだその詳細の部分はこれからだと思っておりますが、その料金単価ですとか負担金の部分で増えるというのは考えられるのではないかというふうに思っております。

以上です。

委員長（熊倉正治君） ほかに。ありませんか。

（なしの声あり）

委員長（熊倉正治君） では、なければ……

（何事か声あり）

12番（池井 豊君） 高橋委員が言っていた旧役場の跡地のあそこに雨水調整池を造るとかという話がちょっと出ていましたけれども、その話というのはまだ総務課レベルの土地利用の大枠の中で話ししているのか、それとも地域整備課の中でもう事業費算定に関わるのところまで話が進んでやっているのか。今庁内の中でどこがイニシアチブを取ってその利用計画または調整池設置計画を進めているのか。ちょっとそこら辺だけはっきりさせていただきたいと思いますが、よろしくをお願いします。

地域整備課長（宮嶋敏明君） 旧公民館跡地利用の部分であります。地域整備課のほうで雨水計画ということで新川の調整池ということで計画もございます。そういった中で、旧公民館跡地をまだ今段階においては候補地の一つとして考えている段階でありますので、その辺ご理解をお願いしたいと思います。

委員長（熊倉正治君） 土地はもう機能がなくなっているわけだから、総務課の管理でしょう。

では、これで3日目の審査は終わりたいと思います。ご苦労さまでした。

では、質問件数と統括質疑の関係、副委員長のほうから報告してもらいます。

副委員長（渡邊勝衛君） 大変ご苦労さまでございました。

まず、質問数でございすけれども、今日が38件。先週2日間で126件になりましたので、ここに38件を足しますと164件です。延べで164件。あとは総括質疑ですけれども、今日3件出ております。

内容を説明させていただきます。中野委員のほうから、加茂市・田上町消防衛生保育組合議員数について。質問内容といたしまして、加茂市・田上町消防衛生保育組合議員は現在12名、そのうち加茂市から8名、田上町からは4名が配置されています。令和5年度は、田上町負担が37.56%となり、議員数に換算すると4.5072人となります。田上町の負担率が増える中、議員数の見直しが必要になってきたのではないのでしょうか。議員数の差は採決に大きく関わってきます。田上町の意見を組合に伝えていくには、一人でも多くの議員を配置する必要があると考えます。町長の考えをお聞かせくださいということです。

次が池井委員のほうの全体予算における教育予算の在り方。一般会計予算48億円の中、教育費5億円、20%の増です。内容を見ても修繕、改修、更新がほとんどです。今後も5億円程度の予算が必要と思われます。他市町村の動向も見て適切な配分が求められます。今後の教育予算の在り方を伺います。

最後に今井委員のほうからでございますけれども、ICT教育推進のためにICT支援員の確保、待遇改善について。R4からICT支援員を導入し、町内のICT

T教育、また校務支援においても大きな役割を果たしている。業務内容（別紙）は専門性が高く、ICT支援員の相場は時給1,200円から1,300円、派遣系求人では時給1,500円を超える。R5予算でのICT支援員の時給は930円と設定されているが、教育委員会は相場程度（時給1,200円）で予算要求したものの、認められなかったとことが予算審査で分かった。実際にICT支援員から相場とかけ離れた低待遇では業務継続は困難との相談も受けている。町のICT教育の推進にICT支援員は重要な存在であり、優秀な人材確保は必要である。町のICT教育の推進、重要性を踏まえ、ICT支援員の待遇改善を速やかに行うべきと考えるが、いかがかということでございます。

以上で総括質疑の説明を終わります。

委員長（熊倉正治君）では、以上で本日の審査は終了したいと思います。

大変ご苦労さまでした。

---

午後2時25分 散会



令和5年第2回定例会  
予算審査特別委員会会議録  
(第4日)

- 
- 1 場 所 大会議室
- 2 開 会 令和5年3月22日 午前9時
- 3 出席委員
- |    |        |     |       |
|----|--------|-----|-------|
| 1番 | 森山晴理君  | 9番  | 椿一春君  |
| 2番 | 小野澤健一君 | 10番 | 熊倉正治君 |
| 3番 | 品田政敏君  | 11番 | 松原良彦君 |
| 4番 | 藤田直一君  | 12番 | 池井豊君  |
| 5番 | 渡邊勝衛君  | 13番 | 関根一義君 |
| 7番 | 中野和美君  | 14番 | 高橋秀昌君 |
| 8番 | 今井幸代君  |     |       |
- 4 委員外出席委員
- 議長 小嶋謙一君
- 5 欠席委員
- なし
- 6 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の氏名
- |        |      |               |      |
|--------|------|---------------|------|
| 町 長    | 佐野恒雄 | 産業振興課長        | 近藤拓哉 |
| 副町長    | 吉澤深雪 | 町民課長<br>会計管理者 | 本間秀之 |
| 総務課長   | 鈴木和弘 | 保健福祉課長        | 田中國明 |
| 政策推進室長 | 堀内誠  | 教育委員会<br>事務局長 | 時田雅之 |
| 地域整備課長 | 宮嶋敏明 |               |      |
- 7 職務のため出席した者の氏名
- 議会事務局長 渡辺明
- 書記 板屋越麻衣子
- 8 傍聴人
- 三條新聞社
- 9 本日の会議に付した事件

- 議案第 6 号 議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について
- 議案第 7 号 田上町子どもの医療費助成に関する条例等の一部改正について
- 議案第 8 号 田上町国民健康保険条例の一部改正について
- 議案第 18 号 令和 5 年度田上町一般会計予算議定について
- 議案第 19 号 同年度田上町下水道事業特別会計予算議定について
- 議案第 20 号 同年度田上町集落排水事業特別会計予算議定について
- 議案第 21 号 同年度田上町国民健康保険特別会計予算議定について
- 議案第 22 号 同年度田上町後期高齢者医療特別会計予算議定について
- 議案第 23 号 同年度田上町訪問看護事業特別会計予算議定について
- 議案第 24 号 同年度田上町介護保険特別会計予算議定について
- 議案第 25 号 同年度田上町水道事業会計予算議定について
- 総括質疑

---

午前9時00分 開 議

---

委員長（熊倉正治君） では、皆さん、改めておはようございます。予算特別委員会、今日は最終日でございます。午前中の予定としては予算関係の審査を終わって、午後から総括質疑ということで、その後、終わってから全員協議会という予定もございますので、ちょっと予定がたて込んでおりますが、皆さんのご協力をお願いしたいと思います。

なお、松原委員から欠席届が出されておりますので、報告をしておきます。

傍聴のほうは、今のところ申出はございません。

それでは、審査に入りたいと思いますが、資料が大分いっぱい来ているようでございますので、これは宿題の部分だろうと思いますが、最初に総務課、政策推進室の関係、それと次に教育委員会、それと3番目は産業振興課ということでそれぞれ説明をお願いしたいと思います。

政策推進室長（堀内 誠君） 改めまして、おはようございます。予算審査特別委員会、私ども16日でございましたけれども、資料請求等がありましたので、今回その関係の資料を本日ご提出をさせていただいているところでございます。

まず1点目、ふるさと納税の返礼品についてというふうなことでございます。こちら委員のほうから近隣市町村の返礼品の数または主な返礼品というふうな形で資料を出していただきたいというような内容でございました。今回このような表というふうな形で作成をしましたので、御覧いただきたいと思います。

まず、一番最初に三条市でございますが、返礼品の数といたしましては1,506品目というふうな形でございます。右のほうに主な返礼品というふうな形で書かれております。こちらアウトドア製品またはキャンプ用品、または工業製品、家電製品というふうな形で書かれております。特に人気商品といたしましては、二重丸がついておりますアウトドア関係またはキャンプ用品というふうな形でございます。

次に、燕市でございます。881品目という返礼品でございます。こちらのほうも主なものといたしまして電子レンジ等の家電製品またはレミパン、これは平野レミさんの関係だと思っておりますけれども、料理家のフライパンなど、調理器具だというふうな形でございますし、柳宗理キッチンナイフ等、こういったステンレス製のもの等も出品をされているというふうな形でございます。

続きまして、加茂市でございます。333品目ということで、こちら東芝であります炊飯器または靴等のリーガル等、また桐製品、あとは農産物というふうな形、ほかにもあるのですけれども、一応主なものとしてこのような形です。特に人気なのは、東芝の炊飯器が人気であるというふうな形でございます。

弥彦村でございますが、203品目ということで、こちら伊彌彦米、これは皇室献上米というふうな形も認定されているというふうな形ですし、ANAの国際線ビジネスクラスにも採用されているというふうなお米でございます。また、栗原はるみさん、こちら料理家でございますけれども、その調理器具というふうなものでございます。

一番下に田上町というふうな形で書かれてありますが、58品目というふうな形で、町でも米または農産物、果物等もありますけれども、湯田上温泉の利用の補助券またはカントリークラブ等の利用券、または家電製品でいきますとホットサンドメーカーというふうな形で、特に人気があるものとしては、今ここに掲載されていますホットサンドメーカーまたは湯田上温泉の利用券、またはゴルフ場の利用券というふうな形でございます。こちらのほう、ふるさと納税のポータルサイトの掲載件数で比較をさせていただきましたので、よろしく願いいたします。

町でもこういった形で返礼品等を用意して、人気の商品もあるところでございます。しかしながら、現状と他市町村と比較した場合、他市町村にはやはりスノーピークの商品であったりとかツインバードの製品または東芝製品など、多くの人知っている製品をつくっている企業が多いというような現状であります。そういったことから、多くの企業が参加をさせていただきまして返礼品数も多くなってきているというような現状でございます。町にも当然湯田上温泉の利用券だったり、ゴルフ場の利用券またはホットサンドメーカー等の品物はあるのですけれども、特に自社製品を出荷している企業というのがなかなか少ない状況でございます。そのため、町のほうでも町内企業のうちふるさと納税の返礼品の事業所として可能性がある64事業所に順次お声がけをさせていただいております。そのうち37事業所からは既に返答をいただきまして、出品に結びついた事業所が21、対応がどうしてもできないというのが16、現在、残りの27事業所については順次お声がけをさせていただきまして、お声がけの内容でもまた返答待ちというような状況もあるところでございます。

2ページ目になりますけれども、こちらふるさと納税で人気上位の品物として米、肉、魚介類、果物等があります。その状況について2ページ目に掲載をしております。

すので、そちらをご確認していただきたいと思います。まず、お米でございます。各市町村の1件当たりの寄附額を1キロ当たりで割り返した数字の比較表でございます。こちら各市町村とも見ていただきますと、仮にコシヒカリで見ていただきたいのですが、太枠のところ田上町、1万円の寄附で5キロというふうな形の返礼品でありますので、1キロ当たり2,000円というふうな形になります。田上町の欄の2つ上、阿賀町というふうな形でありますけれども、そちらは1キロ当たり1,200円というふうな形で、かなり安くなっているという状況でございます。こちら寄附額で今比較しておりますので、商品価格として、仕入れ値が約30%というふうな形になりますので、田上町では1キロ当たり600円、阿賀町では1キロ当たり360円で仕入れるというふうな形になります。1万円の寄附で30%が商品価格になるため3,000円というふうな形ですけれども、町は5キロというふうな形で設定しております。阿賀町は仕入れが安いというふうな形ですと、同じ1万円でありまして7キロ、8キロを返礼品として出すことが可能となるというふうな形です。よって、他市町村との差は仕入れ値というふうな形の差であるというふうな形で、他市町村ではお米を安く提供していただける事業所があるというふうな状況でございます。また、同じ寄附金額でも返礼品として5キロより6キロ、7キロと、消費者からすると多いほうが良いというふうな形になりまして、申込みが増えているのではないかとこのように考えているところでございます。町としてももっと安い価格でお米を出せないか、現在、出荷者等打診をしている状況でございます。なるべく安く、多くの他市町村に見劣りしないような形でも出品をしていきたいというふうなことから今打診をしているような状況でございますので、よろしく願いいたします。

続きまして、3ページ目でございます。肉と魚介類というふうな形ですが、こちら取扱い等が今のところありませんので、こちらのほう一応現状としてこのような形でございます。

また、果物に関しましては田上町でも取扱いをしているところでございますが、他市町村に比べるとやはり生産者の数または面積等が少ないことから取扱数が限られてきているというふうな状況でございます。なかなかそこを増やすというふうな形ですと厳しい部分があるというふうな形です。

また、野菜についてですけれども、4ページ目になります。野菜について、町でもサツマイモ、里芋、タケノコ等を取り扱っております。季節物というふうな形でもありますので、収量の量、天候により変動するため、どうしても予約受付数の設

定や配送が難しい状況であります。そういった中で、なかなかそういった部分で出しているだけの農家というふうなのが少ないというふうな形もありますので、掲載を増やすために若手農家を中心に出品を打診しているというような状況でございます。

現状このような形でございます。町のほうでもそういった形で各事業所のほう等も当たりながら、新たな返礼品等も含めて打診をしているというふうな状況でございます。こういった状況の中で、ふるさと納税を少しでも多くの寄附が集まるよう、そういった部分で掲載を増やしていきたいというふうな形で現在を取り組んでいくというふうな状況でございますので、よろしくお願いをいたします。

それでは、もう一つ資料をつけさせていただきました。新婚・子育て世帯向け個人住宅取得資金利子補給ということで、制度がどういうふうに変ったかというふうな形で表にさせていただきました。まず、表のほうの左側、平成30年度までというふうな形でこちらのほうをやらせていただいておりますが、補助額といたしまして、一番下のところに書いてありますけれども、翌年の支払額に応じまして最高10万円を5年間、です。で、最大50万円を利子補給金として支給をしているというふうなことでございます。その後、平成31年度以降というふうな形で、事業内容等は変わらないのですけれども、補助額のほうは3年間、固定資産軽減期間に支払う利子の合計した額に対しまして15万円を限度として給付をするというふうな形でございます。そういった形で令和5年度からこの制度の申請が始まるというふうな形でございますので、その申請者の分を計算いたしまして、今回、前年度と比較しますと多くの税金が必要というふうなことで予算計上をさせていただいているという状況でございます。一応一覧表というふうな形で出させていただきましたので、よろしくお願いをいたします。

説明のほうは以上でございます。

委員長（熊倉正治君） 質疑ありますか。いいですね。

では、続きまして教育委員会。

教育委員会事務局長（時田雅之君） 改めまして、おはようございます。教育委員会のほうは3月20日の月曜日に予算審査をいただいたわけですが、審査の中で2点資料請求のほうを求められていたものがございましたので、今日皆様のお手元のほうへ資料のほうを配付させていただきました。

まず、追加資料1ということで、小野澤委員のほうから不登校児童の生徒数の推移を表にということでありましたので、こちらに過去8年間の不登校児童生徒数の

ほうをまとめてございます。平成27年度から令和4年度、今年度は2月末までの数字でございますが、一応各学校別にこのような推移のほうになってございます。

それで、不登校につきましては各学校の重要な課題ということで認識しているところでございますが、町の教育委員会のほうに家庭訪問相談員という指導員がおります。その指導員のほうから保護者のほうに了解を取った上で、こういった不登校児童生徒の家庭のほうへ登校ができるように促していくような活動も実施させていただいております。この数がだんだん少なくなっていけばいいのですが、様々な理由の中でこういった不登校の児童生徒がいるということで、こちらの表のほうにまとめてまいりました。

それと、もう一点、今度追加資料2ということで、高橋委員のほうから学校給食費の保護者負担額がどういう形になるのかということで求められておりましたので、令和4年度、それから令和5年度予定の保護者の徴収額の予定額をこちらのほうにまとめてございます。まず、小学校でございますが、年間給食の食数を197日間ということで考えておまして、令和4年度については4月から1月まで、1食単価277円ということで、それぞれ月額4,900円の徴収をさせていただいております。277円掛ける197日で一番右側の合計額5万4,569円になるのですが、10か月間定額の給食費を徴収させていただいた金額の合計額を引いた残りの金額が2月の調整分ということで、5,569円の徴収をしているような形となっております。

それから、中学校につきましては、年間食数198日間ということで予定してございまして、令和4年度については1食当たり328円、月額徴収額としまして5,800円を10か月間徴収させていただいております。合計額が6万4,944円でございますので、差引きの調整ということで2月分に6,944円の給食費のほうをいただいております。

令和5年度、ではどうなるかということなのですが、予算審査の中でもちょっとお話ししましたが、一月当たり500円、小学校でいいますと1食単価300円、23円の増額ということでさせていただいております。それぞれ月額5,400円の徴収をさせていただき、2月分で調整額5,100円の給食費をいただき、合計が5万9,100円ということになっております。

中学校のほうにつきましては、令和5年度、一月当たり500円上げるのですけれども、1食当たりの単価が355円ということで、27円の増額ということになってございます。4月から1月まで10か月間6,300円の保護者負担をいただきまして、合計額7万290円との差額7,290円を2月の調整月で徴収させていただくということに

なってございます。

説明は簡単ですが、以上になります。

14番（高橋秀昌君） 確認したいのですが、令和4年と令和5年で子ども総数が何人になるかを明らかにしてもらいたいのと、学校の先生の分はこの中に入っていないのでしょうか。

教育委員会事務局長（時田雅之君） 令和5年度の予定児童数ということでしょうか。令和5年度については、この間予算審査のときに資料のほうを出させていただいているかと思うのですが、令和4年度は、ちょっと今手元に資料を持ってきませんでしたので、月で児童生徒数が変わるのですが、2月末現在でよろしいでしょうか。では、後ほどちょっと数字のほうを出させていただきたいと思います。

14番（高橋秀昌君） 学校の先生はこの中に入っていないのですか。

教育委員会事務局長（時田雅之君） 先生の分も入っております。先生も同じ金額で徴収しております。

14番（高橋秀昌君） 先生の人数。それも明らかにしてください。

教育委員会事務局長（時田雅之君） 分かりました。

委員長（熊倉正治君） 次、産業振興課。

産業振興課長（近藤拓哉君） 改めまして、おはようございます。産業振興課のほうから説明いたします。

まず、先日、17日になりますけれども、委員会の際に私のほうのつたない説明、また至らないお話のほうをさせていただいて、大変申し訳ございませんでした。事実の認識がちょっと誤っている部分も多々ありまして、大変申し訳ございません。特にその中で6款農林水産の部分ですけれども、転作の助成、生産調整の部分、あるいは園芸の振興について、これまでの制度の背景、あるいは制度の意義だったり、またあと重要な部分として、あたかも転作という制度がもう事実上ないような認識の下でご説明のほうをさせていただいて、また制度のほうもつくったという部分、大変事実と反する部分で、大変申し訳ございませんでした。重ね重ね申し訳ございません。

また、今後について米ではないのですが、農政全般に関してこちらのほうの認識が非常に足りていないということを改めて認識いたしました次第です。こちらについて今後より一層勉強のほうをしていかなければならないというふうに考えてございます。大変申し訳ございませんでした。

本日、改めて高橋委員のほうから先日の質疑の際に表にして出してもらいたいと



ということで資料請求のほうございましたので、園芸作物等の振興支援の対象事例という形でこちらのほうを作らせていただきました。A4の表のほう1枚になりますけれども、こちら御覧ください。まず、内容のほうは、1番目に支援の内容ということで、こちらに関しては先日の資料の内容とほぼ変わっておりませんが、上限5万円で対象40件、200万円規模で行いたい。備品に値するような機械、あるいは車両等については継続という形になりますし、あと2項目めの対象、こちらについても先日の資料とほぼ一緒になります。

中ほどから下になりますけれども、先日、口頭でお話のほうをさせていただいたところですが、具体的な事例ということで、対象になる、ならないということマル・バツということでそれぞれ記載させてもらっています。考え方としては、面積を増やす、あるいは出荷の促進につなげていきたいといったようなことをこちらのほうでは考えておまして、こちらのほう例えば取り組み事例、タマネギの面積を増やした場合、それで直売所へ出荷したらこの場合は制度の適用になりますといったような事例。1個ずつ読み上げるとちょっとお時間かかってしまうのでお読み取りいただければと思いますが、このような形でまとめた次第でございます。よろしく願いいたします。

委員長（熊倉正治君） 質疑のある方。

14番（高橋秀昌君） 何を謝罪したのかが全然伝わってこない。私は指摘したのは幾つもあるわけだろう。そのことについてもう総括質疑まで提出しているわけ。そのことについて何ら釈明もしていない。しかも、出てきたのはほとんどタマネギ。一般の農家を支援するのではない。タマネギは、今やっているのは圃場整備絡みで転作やっている人たちでしょう。そこに支援するだけの話ではないか。何をこんな狭い考え方を持っているの。はっきり言えば、あなたたちが今、課長が今謝罪したのは私に対する謝罪ではないだろう。何を言っているのだ。具体的に私がこの前厳しく議論したわけでしょう。そのことについて何が問題なのかさえも明確にしていない。説明も不十分でした。そんなのは誰でも言えるのだ。あんまり長くなると悪いから、この程度にしておくから。答弁求めて終わりにするから。委員長、答弁求めて終わりにする。

産業振興課長（近藤拓哉君） すみません、ちょっと言葉が全然足りないのだと思います。大変申し訳ないとはしか言えないのですけれども。

あともう一点、ここに列挙したのはタマネギを列挙してあるのですが、特に圃場整備のそこを意識したわけではないのですが、ほかの作物も当然入ってはく

るのですけれども、特にタマネギ、横場の部分を意識したものではありませんので、ほかの作物でもこちら対応のほうをするというふうに考えてございます。

14番（高橋秀昌君） あなたたち、私が総括質疑を出した文章を読んでいるだろう。それ町長に答えさせるつもりなのかい。あんな専門的な中身、町長が知っていると思っているの。私は今まで農業問題を突っ込んでこなかったのは、私自身が農家だから。議会でこういうことを言えば我田引水と思われる、そういう心配があったから、あんまり農業のことについては言ってこなかったの。だけれども、今回出したものはでたらめもいいところだ。その中身をあなた、私と町長が議論すれば私が勝つに決まっているだろうが。あなたそのとき、あの文章を読んでいて分かるはずだが、取り下げてくれと一言も言ってこないの。あなた、私と町長にそういう論争をさせようというの。しかも、あなたたち専門的な知識を何も持っていないではない。町長はなおさらだろう。そんなこと分かり切っている。町長が答える中身は分かっています、もう。想定できるの。町長は農業なんか実際に何も知らないの。あなたたちの知識しかないの。あなた、その町長を支える側でしょう。それを私が具体的に詰めていることに対してあなた町長に答弁させるつもりなの。答えられるわけないでしょう。だったら、あなた普通なら私のところに来て、いや、悪いけれども、町長にこれ答弁させられないと、何とか撤回してくれないかと言っているのが筋だろう。隣の人がそれ以上言うなというので、分かりました。やめます。

13番（関根一義君） 課長、つい先日は大変私も興奮しました。その点についてはちょっと私は反省している。それで、これを見た途端に私はまた怒りが出てきたのです。

まず、1点目ということ。あなたは今高橋委員とやり取りありました。タマネギを焦点化したわけではないと、こういうふうに言われましたけれども、私はこれを見て、ああ、そういう流れの中でこの政策が打ち出されてきたのかということが一番最初ぴんときた。これは、上横場のタマネギ生産組合、これが要するに発足して、大変苦勞をしているのだ。昨年、現地見学をしてきたわけだ。総務産経常任委員会だったか。議員全体ではなかった。行ってきました。帰ってきて、町長も議長もこれは何とかしなければならぬというふうな感想を漏らしていた。それが背景にあるなと私はぴんときた。私が一番最初疑問に思ったのは、生産調整助成金の園芸作物云々というところに名称振替して、たかだか200万円ではないかというふうに言うかも分からないけれども、200万円を園芸作物のほうに振り向けた根拠は何なのだという疑問と、それから農業再生協議会を事業主体にするなんていう、こういうやり方についての私は激しい怒りを持ったのだ。しかし、これを見て、ああ、そう

いう中身の中にやられてきているのかというふうに思った。そしたらそういうことをきちんと説明すべきだ。そうでないならそうでないと言ってほしい。私はそういうふうに思う。

そして、もう一つは、同じ農業者も潰すのだ。この1番目にあるように、それは差別化しなければならないときもあるでしょう。そういうときは事前協議が必要なのだ。これが明確に町の補助金支援を、対象者職業のない中の皆さんに対して差別化することなのだ。それを場合によっては、私は全面的に否定するわけではない。必要な場合があるかも分からないけれども、その際は慎重にも慎重を期すという意味で事前協議が必要な。ましてや、どういう意図かも分からないけれども、先ほども申しあげましたけれども、再生協議会なる協議会組織を事業主体に指定するなんていうことが、これは事前協議どころか、その全体の根回しも必要なの。そうでなければ理解できないの。こういうことを踏まえて対応してもらわなければこれは将来に禍根を残す。私は一般質問のところでも町長に申しあげたけれども、地域おこし協力隊を導入することについて私は拍手です。拍手だけでも、それを農業者のところに導入していくということになったら、これは丁寧にしないと荒治療になるのだということも申しあげた、私は。反発が出たらそこでもう町の農業はおしまいになるのだ。それを危惧するの。今田上町の若手就農者、私の言葉でいえば十人衆、二十人衆と言っているけれども、その人たちがいるでしょう。その人たちに町長も個人的に関わってきたでしょう。こんなこと言うと失礼になるか分からないけれども、議会のほうは議長が先頭になって関わってきたの。その人たちの反発が出たら田上町の農業は潰れてしまうの。将来です。今の農業が潰れるなんてことは言わない。将来そういうふうな禍根を残すのだ。だから、私は、また心臓ばくばくしてきたけれども、声を大にして、感情をむき出しにして話をさせてもらっているの。ただ、この園芸作物の件については、私も隣の高橋委員が総括質疑するということを承知しているからそこに全面的に委ねるけれども、そういうことの意味を踏まえてもらわないと、これだってこういうことから説明しなかったなんて私が後で農業者に言えないの。では、事前にどういう議論をしてくれたのだというふうに言われたら言えるか、私が。やっていることを否定しているわけではないの。やることについては分かるけれども、丁寧な議論と丁寧な説明が私たちにも求められるの、農業者に。だから言っているの。

以上、終わります。

委員長（熊倉正治君） この件に関しては、代表でもないでしょうが、高橋委員が総括

質疑でしておりますので、午後からの議論に少し委ねるしかないかなとは思っていますが、今のところはこれで一応終わりにしたいと思います。

では、産業振興課ご苦労さまでした。

教育委員会事務局長（時田雅之君） 申し訳ありません。先ほどの質問の中で、児童生徒数、それから教員数のご質問がございましたので、お答えさせていただきます。

令和4年度、児童生徒数でございますが、まず田上小学校が215名、教員数が26名です。215名は児童生徒数で、ほかに26名教員がいるということです。

続いて、羽生田小学校が児童生徒数が239名、教員数が23名、それから田上中学校でございますが、児童生徒数が245名、教職員数で32名となっております。

それと、令和5年度予定になりますけれども、同じく児童生徒数で、まず田上小学校ですが207名、田上小の教職員数で25名、それから羽生田小学校の児童生徒数で239名、それと羽生田小の教職員数が24名、田上中学校の児童生徒数が230名、同じく教職員数になりますが、26名ということになってございます。

14番（高橋秀昌君） この給食費は、学校の先生が食べるのも入っていると。単純に言えば、この教員数を減らせば児童、保護者の負担額が出るというふうに受け止めていいですか。

教育委員会事務局長（時田雅之君） 違います。児童も教職員も先ほどの表に従った金額を徴収しているということでございます。

14番（高橋秀昌君） 私が言いたいのは、教員は保護者がいないわけ。保護者負担になるわけだが、保護者負担はこの全体数から教員数を差し引いたものでいいのかどうか。つまり学校の先生が全員学校給食を利用しているという前提でいいのかということ。

教育委員会事務局長（時田雅之君） 教職員も全員学校給食を利用しています。ここに書いた保護者負担額というものはあくまで保護者が負担する金額ではございますが、教職員についても同様の単価で教職員から別に徴収をしております。

14番（高橋秀昌君） 私が今知りたいのは、実は子どもたちの数掛ける1か月の単価掛ける、つまり年間単価です。それで大体親御さんたちの負担額が総体が分かるので、それを知りたかったのです。趣旨分かりますか。趣旨を理解していただける。それだけなの。はい、ありがとう。

委員長（熊倉正治君） 教育委員会ご苦労さまでした。

では、引き続き町民課のほうから、最初は国民健康保険特別会計、説明をお願いします。

町民課長（本間秀之君） それでは、改めましておはようございます。それでは、国民健康保険特別会計の令和5年度の当初予算について説明させていただきたいと思っておりますので、まず最初に皆様のお手元に令和5年度の国民健康保険特別会計、後期高齢者医療特別会計当初予算参考資料というものをご用意いただければと思います。それから、予算書につきましては247ページからになりますので、そちらのほうをお開きいただければと思いますので、お願いいたします。

それでは、最初に参考資料のほうで国保のあらましについて説明させていただきたいと思っておりますので、お願いします。まず、1点目の予算の概要でありますけれども、令和5年度国民健康保険特別会計歳入歳出予算の総額につきましては12億4,400万円ということで、令和4年度の12億6,800万円と比べまして2,400万円、率にいたしまして1.9%の減額予算とさせていただいたところでございます。この減額になった要因といたしましては、新潟県が算定いたします保険給付費の減、それから国民健康保険事業費納付金、国保税を県に納めるお金の部分、そちらの部分が減少になったことが主な要因でございまして、その算定根拠につきましては被保険者数について人口減少、それから後期高齢者医療制度への移行などの影響により減少する見込みとなっているということでございますので、お願いいたします。

それで、令和5年度の国保の運営の考え方につきましては、令和5年度に関しましては特に新しい事業というのにはございませんが、令和4年度に引き続き、疾病の早期発見、早期治療を目的といたしました特定健診の受診を促進するため、健診費用の無料化と、それから歯科検診事業について推進いたしまして、被保険者の健康増進を促進するような予算編成を行わせていただいたところでございます。

それから、1ページ目の下段のほうの表になりますけれども、田上町国民健康保険被保険者の状況ということで、この数値につきましても新潟県が算定した数値になりますけれども、先ほど申し上げましたとおり、被保険者については令和5年度2,439人、令和4年度と比較いたしますとマイナスの149人というような状況でございます。それから、1人当たり国保税の調定額につきましては令和5年度8万5,300円、令和4年度が9万2,800円ということで、7,500円の減ということになりまして、これにつきましては令和4年度に税率改正を行った結果によって減になるということでございますので、お願いいたします。

それから、1ページ目の一番下になります。基金の保有状況ということでございますけれども、これにつきましては令和5年1月31日現在の見込みということで、この先令和5年度中に補正や何もないとした場合には1億8,890万2,000円、令和4

年度と比較いたしまして2,301万5,000円の減というような状況になる見込みでございます。

それでは、歳入から説明いたしますので、よろしく願いいたします。2ページ目の表のところを御覧いただきたいと思っております。下のほうの表になります。歳入の状況という表でございます。下段の表のところになりますけれども、まず国民健康保険税の関係であります。令和5年度予算額1億6,457万1,000円、令和4年度と比較いたしますと2,232万3,000円の減ということでございます。これにつきましては、所得の減少により1人当たり調定額の減少もありますけれども、それ以上に被保険者数が減少する見込みであるということが大きく影響しております。

予算書の247ページのほう御覧いただきたいと思っておりますけれども、まず1款1項1目一般被保険者国民健康保険税ということで、1節医療給付費から3節の介護納付金分までそれぞれでございますけれども、まず1節の医療給付費分現年度課税分につきましては1億489万6,000円、令和4年度と比較いたしまして1,386万2,000円の減でございます。

それから、2節支援金分現年度課税分でありますけれども、こちら4,308万2,000円ということで、令和4年度と比較いたしまして586万2,000円の減額ということになっております。

それから、3節介護納付金分現年課税分ですけれども、1,415万1,000円、こちら令和4年度と比較いたしますと209万7,000円の減というようなことでございまして、こちらにつきましては、先ほども申し上げましたけれども、所得の減少による1人当たり調定額の減、それから被保険者数の減少が主な要因というふうに考えられますので、お願いいたします。

それから、参考資料の2ページ目の県支出金の関係でございます。令和5年度9億6,132万8,000円、令和4年度と比較いたしますと717万4,000円の減額ということでございます。これにつきましては、予算書の248ページを御覧いただきたいと思っております。3款県支出金、1項県補助金、1目保険給付費等交付金がありますけれども、1節普通交付金9億4,533万5,000円ということでありまして、令和4年度と比較いたしますと437万3,000円の減額ということになっております。これにつきましては、保険給付費が減になるということでございまして、新潟県の提示に基づき予算計上いたしましたところでございますので、お願いいたします。

それから、2節特別交付金につきましては1,599万3,000円、令和4年度と比較いたしますと280万1,000円の減というような状況でございます。

それから、参考資料の2ページのほうに戻っていただきたいのですが、繰入金の関係でございます。令和5年度1億1,453万3,000円、令和4年度と比較いたしますと549万5,000円の増額ということになっております。こちらにつきましては、予算書の248ページから249ページの繰入金のところを御覧いただきたいと思いますが、5款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金の関係で、まず1節保険基盤安定繰入金の関係でございます。保険税軽減分でありますけれども、3,857万2,000円ということで、これにつきましては令和4年度と比較いたしますと64万7,000円の減額ということになっておりまして、こちら被保険者数の減少に伴う減ということでございますので、お願いいたします。

また、2節につきましても同様の理由により、令和4年度と比べまして286万5,000円の減額ということになっております。

また、3節未就学児均等割保険税繰入金、金額にいたしまして25万円と少ないのですが、こちらにつきましては、令和4年度から未就学児の均等割について2分の1に軽減されたというのがございますけれども、その財源について国費で措置されることになりましたので、新規で計上しているというようなものでございます。

それから、249ページ、4節出産育児一時金繰入金でございます。こちらについては、令和4年度と同額を計上しております。出産育児一時金の支給額については50万円に引き上げさせていただいておりますけれども、こちらのほう正式決定の通知が予算の作成に間に合わずに、こちらにつきましては42万円で5件分の3分の2ということで計上しておりますので、よろしくお願いいたします。

それから、5節事務費繰入金です。641万5,000円で、令和4年度と比較いたしまして96万8,000円の減となっております。これにつきましては令和4年度に実施いたしましたシステム改修等が終了したことに伴う減ということになりますので、お願いいたします。

それから、6節財政安定化支援事業費繰入金1,800万円ということで、令和4年度と同額を計上いたしております。これにつきましては、実績に基づいて算定させていただいたものということでありまして、80%が交付税算入されてきておりまして、20%を一般会計で付け足して国保のほうに繰り入れていただくというものでございますので、お願いいたします。

それと、7節健康づくり推進事業費繰入金でございます。こちらについても令和5年度からの新規ということで、当初予算は新規ということになりますけれども、

内容といたしましては歯科検診に係る費用、こちらのほうが補助の対象になるということで、その費用について繰入れを行うものでございますので、よろしくお願いいたします。

それから、5款2項基金繰入金、1目の国民健康保険財政調整基金繰入金の関係でありますけれども、3,001万9,000円ということで、ここが令和4年度と比較いたしますと954万5,000円の増額ということになっております。こちらにつきましては、令和5年度の予算作成に関しまして不足した財源について財源不足額を財調から繰り入れるというものでございますので、よろしくお願いいたします。

では、参考資料のほう戻って1ページおはぐりいただきまして、3ページのほうを御覧いただきたいと思っております。歳出のほうになります。予算書のほうでいいますと252ページからになりますので、そちらもよろしくお願いいたします。まず、総務費の関係です。参考資料で見ますと、令和5年度予算額595万7,000円、令和4年度と比較いたしますと96万8,000円の減額でございます。予算書でいいますと252ページ、それから253ページに続きまして総務費の関係になりますけれども、ここにつきましては国保の賦課、徴収に関わる経費、あるいは国保連への負担金等を支出する項目でありますので、国保においては経常経費的な部分ということになっております。主な減額の要因につきましては、1目一般管理費の12節委託料の部分になりますけれども、こちら令和4年度に実施したシステム改修が終了したということで、こちら皆減になるということでございますので、よろしくお願いいたします。

それから、その下のほうに17節備品購入費のパソコンについてでございます。現在、国保で各種報告や補助金等の申請に使用しているパソコンにつきまして、既に10年以上使用しておりまして、OSのサポートが切れている状態でございますので、こちらを入替えさせていただきたく、新規で計上させていただいたというような状況でございます。

それから、続きまして参考資料の保険給付費の関係であります。令和5年度9億4,908万7,000円ということで、令和4年度と比較いたしますと437万7,000円の減額でございます。こちらにつきましては予算書の254ページになりますので、願います。この保険給付費に関しましては、平成30年から令和3年までの1人当たりの伸び率を基に推計した数値につきまして県から提示されまして、それを基に田上町の給付実績等を勘案して算定した結果、減額というふうになっておりまして、一番の要因につきましては、被保険者数が年々減少傾向にあるということが影響しているというふうなことで見ているところでございます。



それから、予算書の256ページに行ってくださいまして、一番下のところになります。出産育児一時金がございます。こちらにつきまして、先ほども申し上げましたけれども、国からの通知の時期の関係で支給額の引上げについて予算額に反映できていないというような状況でございますけれども、例年の支給件数が3件から4件ということでございますので、当面の間におきましてはこの金額で対応できるというふうには考えてはおりますので、お願いいたします。

また、今後、国からの通知等によりましてより詳細が分かりましたら補正等で対応したいと考えておりますので、またそのときにはよろしくお願いいたします。

それから、参考資料のほうの国民健康保険事業費納付金の関係でございます。予算書でいいますと、258ページから259ページの部分になります。これにつきましては、3款国民健康保険事業費納付金、1項医療給付費分、1目一般被保険者医療給付費分ということで1億7,454万9,000円、令和4年度と比較いたしますと1,632万9,000円の減額ということでございます。これにつきましても県の提示によるものでありますけれども、減額の要因といたしましては、やはり被保険者数の減少により減額となったものでございますので、お願いいたします。

それから、2節退職被保険者等医療給付費分につきましては、既に制度に関しましては平成26年度には制度は終了しておりまして、まだ残っていた方がいらっしまったのですけれども、そちらの方も全て一般の保険者のほうに移行になりましたので、対象者がいなくなったということになっておりますので、お願いいたします。

それから、3款2項後期高齢者支援費等分の1目一般被保険者後期高齢者支援金等分でありますけれども、7,131万2,000円ということで、141万9,000円のこちら増額となっておりますけれども、県の試算によりまして後期高齢者医療制度の事業費が増大するというような見込みで増となっておりますので、お願いいたします。

それから、259ページの一番上、介護納付金分でありますけれども、こちらにつきましては1,949万円で、令和4年度と比較いたしますと119万1,000円の減というふうになっております。これにつきましても被保険者数の減により減額ということになっているものでございますので、お願いいたします。

それから、4款保健事業費の関係でございます。参考資料で見ますと、令和5年度の予算額といたしましては2,088万3,000円ということで、84万3,000円の減額となっておりますけれども、こちらにつきましては令和4年度に継続受診対策の委託について、その事業全体について見直しを行った結果、減額というふうになったものでございます。

それで、予算の概要については以上になります。

令和5年度の国民健康保険の運営方針といたしましては、令和4年度から引き続きになりますけれども、1つ目として保険税の適正な賦課、2つ目に保険税の収納率の向上、3つ目として医療費の適正化、4つ目として保健事業の推進という、こちら順番は順不同ですけれども、こちらの4点に重点を置きまして国保の運営を行ってまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

国保の関係につきましては説明を終わります。

委員長（熊倉正治君） 説明が終わりました。

質疑のある方。

7番（中野和美君） 今回の予算の中には出てこなかったのですが、去年ありました柔整療養費患者調査委託料というのがあって、整体師とか、患者に調査をする事業があったのですが、これは令和4年度の決算で調査報告が出てくるとは思うのですが、令和5年度にはそれを集計したりとか、そういう作業は出てこないのでしょうか、それともどこかに組み込まれているのか。というのは、目には見えないけれども、整体師の効力というのは私とてもあるとあっていて、この調査委託がどんな結果で出てくるのかちょっと気になっていたのですが、進み具合とか、どのようなときに報告していただけるのか教えてください。

町民課長（本間秀之君） 柔整療養費患者調査委託料に関しましては、令和5年度に関しましては予算計上されております。1款1項1目のところの委託料のところは23万6,000円で経常経費としてさせていただいておりますので、引き続き内容等に関しましてはやっていきたいと思っております。

そちらにつきましては、いわゆる柔道整復について、場合によって問題のあるかかり方をされる方というのもございますので、そちらのほうも適正に診療していただくと。要は保険適用外の治療を行った場合はきちんと自費で負担してくださいといったものでございますので、特にこれについては何か統計を取ったりとかしておりませんが、適正な保険診療がされるように努めていきたいと思っておりますので、お願いします。

7番（中野和美君） 整体師にかかるときに、そういう事故があったとかけがをしたとか、捻挫をしたとか、そのときは治療はオーケー、保険適用はオーケーなのですが、それが慢性化してしまうということがあるのです。ただ、その慢性化したときにこの保険適用利かないというか、難しい保険のそういうのがあつて、何か結構制限がかかるのです。そうではなくて、慢性になってしまったときにかかれない、

それは不正に保険を利用させないためというのもあるのでしょうかけれども、その辺の健康保険の状況というのはどうなのかなと思って。もう見た目は何ともないので、ただ痛いっていても整形外科に行っても痛み止めをもらってレントゲンを撮るだけで何の治療も何もされないのですけれども、きちんと整体師のところでは内部のほうの治療をしてくださるので、慢性化した場合にもきちんと適用にならないのかなとずっと思っているのだけれども、その辺どうなのでしょう。

町民課長（本間秀之君） 今ほど中野委員がおっしゃられた部分の中で、交通事故とかがなると保険の適用外になりますので、例えば自分で何かやっていて作業中にけがされたとかというのでやったとしても、慢性期の部分に関しましてもお医者さんがその治療が必要だよと認めているものであれば、それは保険適用になるかと思えます。それにはお医者さんの同意というのが必ずつきますので、ただどうしても自分としては何かちょっと調子が悪いなというのでお医者さんがそれを認められないとなると、そうすると申し訳ないですけども、客観的な判断がつかない部分もございまして、その部分に関しましてはご自身、お医者さんと相談していただいて。整体師ではなくて、整形外科医とか、そういったきちんとしたいわゆる保険診療医の方。そういったかかったときにその方に相談していただいて、その方から証明を出していただければ、それは慢性期の治療でも保険の適用にはなると思えます。

7番（中野和美君） そうしますと、慢性になってしまった場合、整体師ではなかなかそれを、レセプトを作るだとか、そういった何か保険適用にならない可能性があると言われることもあるのですが、では整形外科医に行って、これは慢性的になっているけれども整体等の治療が必要だというふうに証明をもらえば、慢性であっても保険適用は受けられるということよろしいですか。

町民課長（本間秀之君） 基本的にはそうなのです。けがをしたときに最初に大体整形外科医とか、そういったところにかかるかと思えます。要は今まで整体師とかにかかっていたのがいきなりほかのお医者さんところへ行って、いや、けがが原因で慢性期に入ったから証明してくれと言っても、先生も元の状態が分からないものですから、そこはなかなか厳しいかと思えますし。ですので、そういったものに関して言えば、やはり一番最初には整形外科医とか、そういったところにかかった上で、この人の治療にはきちんと整体とかそういったものが必要ですというような証明があればそれが慢性期に入っていてもずっと続くというのはありますけれども、いきなり整体師のところに行くとも先生も、その整体師の方も診断ができない、診断ま

ではなかなかつけられないと思いますので、その部分はちょっと厳しいかなと思います。

7番（中野和美君） すみません、整体師と言ったのは接骨院の話。接骨院へ最初にそのように捻挫したり、大きなけがをしてかかって、それで一旦それは一通り治療は済んだのだけれども、古傷が痛むということあるではないですか。またかかりたいというときに。みんなそうだと思うのですけれども。

委員長（熊倉正治君） それは町民課に聞いたところで、町民課がどうこうなんていうことはないのではないのですか。それは、あくまでも医師との相談になるのではないのですか。

7番（中野和美君） 何か答えてください。

町民課長（本間秀之君） 今委員長がおっしゃってくださったことが全てになるかと思っています。お医者さんのほうでどう判断されて、それについてどういう治療が適切なのかというのは、お医者さんが判断されることになるかと思っていますので。ただ、町のほうの調査というのは、あくまでも1か月のうちに2回も3回も4回も通っていて、それが何か月も続いていると。これって本当にけがの治療なの、どうなのというのを確認するために、要は肩凝りとかで行っているのではないですよとか、もしくはほかの交通事故でかかったのではないですよというのを確認するための委託になりますので、お願いいたします。

2番（小野澤健一君） 私は259ページ、健康づくり推進事業費の中の18節、負担金補助及び交付金、これについてちょっとお尋ねをします。

人間ドック2万7,000円。あと、脳ドックとかインフルエンザがあります。人間ドックに関して、私も行ったことあるのだけれども、当たり前だけれども、ものすごく項目いっぱいあるわけ。それを全部調べるのもいいのだけれども、例えばこの脳ドックとかインフルエンザ予防接種の補助、あとおたふくかぜ予防接種補助、この項目というのはどういうふうに決めるのか。というのは、今コマーシャルやめたけれども、いわゆる带状疱疹の予防接種ということで結構週刊誌に出たりとかテレビCM、あるいはラジオとか、そんなので宣伝した時期があったのです。ところが、私も年齢なので受けようかなと思って、2種類あってかなり金額が違うのだ。なった人の話聞くと後遺症が残ったりしてかなり大変な人もやっぱり見受けられるので、そういったいわゆる带状疱疹の予防接種あたりをこの中に入れてもらいたいというのが根底にあって、その中でこの項目というのはどういうふうにして決められるのか、それをちょっとお尋ねしたい。

町民課長（本間秀之君） まず、人間ドックに関しましては、検査項目については特定健診に係る部分というのが基本項目として、人間ドックを受ける部分で必ずここは検査してくださいというものがございます。あと、その他追加項目というのもございまして、その辺も含めた上で、さらにオプションですか、例えばがん検診だとか、そういったものに関しましてはそれぞれのオプションということになりますし、それぞれの検査機関で対応できるものということになりますので、そういった部分はちょっとこの補助の計算の中には入れていないというような形になりまして、あくまでも特定健診に係る部分が補助の対象というような基本的な考え方といたしましてさせていただいております。

带状疱疹に関しましては、ちょっと私もよく把握はしていませんけれども、保健福祉課のほうでそんなのなかったでしたでしょうか。ちょっと私も。もしかすると保健福祉課のほうで実施していたりしているのか、ちょっと私細かいところまで分かりませんので。すみません。

議長（小嶋謙一君） 私、参考資料の1ページと3ページ今見ているのですが、ちょっと教えてほしいのですが、1ページのところの1人当たりの保険給付費、これ6,000円ほど前年比増えているのです。3ページの最初のところなのですが、こっちは減っているのです、そのことと。あと財調については説明があるのですが、これも、これ見ると増減今回10%ということで、このままいけば10年もしないうちに数字からいけば枯渇というような形になるのだけれども、その辺どんな見方しているか、その2点お願いします。

町民課長（本間秀之君） まず、保険給付費の関係になりますけれども、1ページ目のところに載っているのに関しましては、1人当たりということになります。全体の保険給付費を被保険者数で割ったものということになってございまして、こちらの歳出のほう、3ページにある保険給付費に関しましては全体の額ということになります。要は簡単に言いますと全体額としては、被保険者数が減っているために全体の総額としては減少傾向にあるのですが、お一人お一人はお医者さんにかかられると意外と最近医療の高度化ですとか、薬剤費の高騰ですとか、そういった部分で1人当たりの医療費は高くなっているというふうなことであります。

それから、財調の関係なのですが、確かにこのままずっと減り続けてくると10年ぐらいでなくなってしまうということになるのですが、そこまでいかないように我々といたしましても何とかキープをできるように頑張っていきたいというふうには考えております。ただ、有効な手段があるかどうかと言われますとそれはち

よっと分かりませんが、じっくり考えながら安定運営に努めたいというふう  
に考えております。

8番（今井幸代君） 私は、予算書の260ページになります。健康ポイントのあたり聞  
きたいのですけれども、今町の健康ポイントの事業は基本的には40歳以上の被保険  
者の方が健診とか受けられたときにポイントをつけていくという制度になっている  
と思うのですけれども、健診だけではなくて日常的な運動であったりとか、そうい  
った部分もやっぱり大事なのかなと思うのです。例えば町内の護摩堂山のハイキン  
グであったりとか、運動に関わる町のイベントは少ないのですけれども、そういった  
ところに参加したときのポイントの付与だったりとか、それこそ新潟県が実施して  
いる県のアプリを使っただけの運動推進等も今やっていますけれども、そういった事  
業との連携ですとか、そういったところを進めていくようなことも必要なかなと思  
うのですけれども、その辺りの健康ポイント事業の今後、令和5年度の取り組みと  
か等をぜひ聞かせていただきたいなど。

町民課長（本間秀之君） 今健康保険のポイント事業ということではなかなか他の、特  
に保健福祉課とかになるかと思っておりますけれども、そういった部分の連携がちょっと  
諸事情によりできていないということになっております。それで、その辺に関しま  
しては今後保健福祉課の、保健師とか等になるかと思っておりますけれども、そうい  
った部分と協議を進めながら、広がりを持っていけるようにしていきたいなというふう  
に考えております。お願いします。

8番（今井幸代君） 医療費の将来的な抑制も考えると、こういった部分の健康増進に  
つながる部分もやはり町民課としても関わっていく必要があるのだろうと思いま  
す。今連携をしていきたいというようなお話ありましたので、健康増進計画をつく  
ったりするのは保健福祉課で他課になりますけれども、医療費の抑制等は町民課に  
とっても重要なところだと思いますので、こういった部分も積極的に事業の連携で  
あったりとか、それこそ県の事業との連携であったりとか、ぜひ令和5年度しっか  
りと検討していただきたいことを要請して、そういったことをしていきたいとい  
うふうな答弁だったというふうに理解しますので、意見として申し上げておきたい  
というふうに思います。よろしく申し上げます。

14番（高橋秀昌君） 私から幾つか質問をしたいと思っております。

歳入を見ていきたいのですが、242ページのところで、歳入で国民健康保険税を  
1億6,457万1,000円としました。資料の説明では、昨年度の予算書との比較で載せ  
ているのだが、これは1億6,457万1,000円というのは7月算定のときのベースが大

体このくらいだと見込んで出されていると思うのだが、いかがですか。

町民課長（本間秀之君） 今年度の歳入の国保税に関しましては、令和5年度の予算に関しましては令和4年度の本算定をベースに数字をはじき出しております。それに見込みまして、それで令和5年度7月のときの本算定、そのときにはこのくらいの数字になるであろうという感じで見込んでおります。

14番（高橋秀昌君） そうだね。そうでなければつじつま合わないわけですから。

それで、令和4年度の本算定のときの国保税との比較でどういうふうに見ています。

町民課長（本間秀之君） 全体といたしましては、被保数の減少というのは見込んでおりますし、それから所得の増減に関しましては対前年度で1%減というような感じで見込んでいるところでございます。

14番（高橋秀昌君） 田中前課長のときに3年間ないし4年間にわたって国保税を引き下げる計画を立てたのです。それに沿って下がっているということは事実なのだが、実は令和4年度の本算定との比較でいえば500万円、いわゆる令和5年度の予算書でいう国民健康保険税との比較でいうと500万円程度下がるだろうというふうに見込んでいるのです。これはいいですか。

町民課長（本間秀之君） はい、そのとおりです。

14番（高橋秀昌君） ということは、どうしてもこういう予算書というのは当初予算との比較を出して、非常に大きな減額のように一見見えるけれども、本算定での比較、令和4年度と令和5年度の予測される本算定との比較では500万円程度しか下がらないわけですから、そうするとそこで私が一般質問した答弁に、このまま下げたいたら基金がなくなると、枯渇するというのはあまりにも現実離れの答弁ではないかというふうに思うのですが、この点はいかがですか。

町民課長（本間秀之君） 本査定ベースでいきますとそういう形であるのは間違いないです。ただ、基金からの繰入額という形で考えますと、昨年から比べまして約950万円ほど基金からの繰入額というのは増えているというような状況でございます。一般質問のときの答弁の中でもお答えさせていただいたのですが、令和4年度に引き下げた税率でいきますと、年間大体2,000万円ぐらいずつは繰入れを必要とするというようなものでございます。令和3年度、令和4年度また段階的に税率を引き下げることではなく、令和4年度に引き下げたその税率を維持するというような形でたしか昨年度の予算のときに田中前課長のほうも説明させていただいたかと思えます。それを維持していくのに必要なものということで考えますと約1

億円、今後10年間までいかないですけれども、七、八年間の間にその基金の残高が必要になるというようなもので私ども考えておりますので、お願いいたします。

14番（高橋秀昌君） 要するに10年先どうなるかということ提起したのだ。今そういう国保の引下げを行ったけれども、それでも物価高騰で非常に皆さんが苦しんでいるから少しでも下げるべきだと、こういう主張をしたのです。これに対して私は結構控え目で年間3,000万円ぐらい下げればいいという指摘をしたのだが、そんなふうにやっていったら基金が枯渇するからという答弁だ。ここ二、三年の話をしているのに、7年も8年も先に枯渇するなんていう論を出されれば、あたかも国保が危機に瀕しているということになるのではないですか。町長は、あなたたちがきちんと計算したもので話をするわけですから。しかし、私が大事にしたいのは、そういう数字ではなく、数字も大事な。適当にやりなさいなんて私は思っていないが、今大変な時期だから少しでも下げていけばいいではないという提起をしているのに、二、三年後に枯渇するかのような答弁をするというのはどうしても認められないのです。私本当は一般質問の2回目と言うつもりだったけれども、忘れていた。今議論の中で伝えます。

町民課長（本間秀之君） 枯渇するという真意に関しましては、先ほども申し上げましたけれども、令和4年度に引き下げた部分として約2,000万円が毎年必要になってきますということでございます。高橋委員が一般質問のときに提案された部分が3,000万円、3年間でということになりますと、そこに上乘せされる形になるわけです。そうすると、年間で大体5,000万円必要になってくると、この一、二年間で。そうすると、基金の残高見ていただければ1億8,000万円、年間5,000万円ずつ使っていくと3年後には3,000万円しか残らないというような、若干違いますけれども、約9,000万円引きますので、そうすると残り9,000万円しか残っていない状態の中で、要はその令和4年度に引き下げた分の税率を維持していかなければならないというものがございます。それで、先ほどの議長からの質問ではないですけれども、そうなるとそのままでいくと今現状では基金が増額になるという見込みは全く立っていない状況でございます。そうすると、ある程度のところで行ったところでその部分を、言葉は悪いですけれども、取り戻すではないのですけれども、そういったことをしないと国保運営がちょっと厳しくなってくるというふうな見立てを私どもはいたしておりますので、すぐには対応できないというような回答をさせていただきました。

14番（高橋秀昌君） 私は提案で3,300万円ずつ崩せなかったら、ではどこまでならな



るのだということがあなたたちが考えなければならないことでしょう。何でかという  
と、私は単に数字をいじって、適当な数字計算だけで言っているのではないので  
す。住民の暮らしが今大変なときだから、その暮らしにやっぱり寄り添うというこ  
とで、ではどうするのですかということが大事なので、あれは全く、枯渇するから  
もう駄目なのですという、頭から切ってしまうようにしか私は受け取らない  
のです。では、3,300万円が無理なら1,000万円ならできるのか、500万円ならでき  
るのか、こういうことが大事なわけでしょう。高橋が言っている3,000万円なんか  
崩せません、でも500万円ならできますよということが佐野町政の住民に寄り添う  
というスタンスになるのではないですか。事務方が単なる算数やって、このままい  
ったら駄目になるから駄目ですと言っているだけだろう。そこは問題だということ  
を指摘しておきたいのですよ。

町民課長（本間秀之君） 一般質問のとき高橋委員からの提案がございましたので、そ  
の数字について私どもも検討させていただきました。ただ、今高橋委員おっしゃら  
れたように、下げ幅というのがどの程度というのについては確かに町のほうでどの  
ぐらいだったらできるかというのは事務方の判断の部分になるかと思えます。です  
ので、その辺につきましては令和5年度、それから令和6年度以降につきましても  
きちんと検討はさせていただきまして、可能な範囲がどの程度なのかというのに関  
しましてはきちんと検討はさせていただきたいと思えます。

14番（高橋秀昌君） 国保だけではないのですけれども、ぜひ町長にも、全ての課長に  
も伝えてもらいたいのですが、議員の私たちは全て計算ができて言っているわけ  
ではないのです。やっぱり住民の直接の生の声を聞いたり、住民の状況からどうやっ  
たら少しでも住民に寄り添えるような町行政としての施策が行えるかということ  
で、それぞれ様々な提起をしているわけです。例えば私の場合だったら3,000万円  
だと、あるいはほかの人が1,000万円を崩せと言ったときに、それができなければ、  
ではどこまでできるのだという積極的な政策対案をあなた方が持つというのは今の  
行政の下で非常に重要だと思うのです。そういう点で、ぜひ今日の議論を全ての課  
長や、あるいは町長にもきちっと伝えてもらいたいということを強く求めておきた  
いと思えます。いかがですか。

町民課長（本間秀之君） そういうふうに進めていきたいというふうに考えております。

委員長（熊倉正治君） ほかに。ありませんか。

（なしの声あり）

委員長（熊倉正治君） では、休憩したいと思います。

午前10時30分 休憩

---

午前10時44分 再開

委員長（熊倉正治君） それでは、会議を再開したいと思います。

ちょっと時間が押していますので、それぞれ職員も委員の皆さんも時間内に終わるように協力をお願いします。

それでは、後期高齢者医療特別会計。

町民課長（本間秀之君） それでは、続きまして参考資料の4ページ、それから予算書に関しましては272ページをお願いいたします。後期高齢者医療特別会計の予算概要ということでございます。令和5年度の後期高齢者医療特別会計予算の総額につきましては1億5,800万円、令和4年度当初予算と比較いたしまして1,000万円、率にして6.8%の増額とさせていただいたところでございます。増額となりました主な要因につきましては、後期高齢者の被保険者数の増加によるものが主な要因となっておりますので、お願いいたします。見込み被保険者数といたしましては2,202人ということで、令和4年度の見込み被保険者数から見ますと72人の増加というような状況になっております。保険料率に関しましては、2年ごとの見直しの2年目ということでございますので、令和4年度に料率を維持するとした2年目ということになりますので、保険料率についての変更はございませんので、お願いいたします。

それでは、歳入の関係になりますけれども、4ページの下の歳入の状況という表を御覧いただきたいと思っております。後期高齢者医療保険料として、令和5年度1億628万1,000円ということでありまして、令和4年度と比較いたしまして425万2,000円の増額ということになります。これにつきましては、被保険者数が72名増えるということになりますので、お願いいたします。

予算書のページでいいますと272ページの1款1項1目、2目、それぞれ特別徴収、それから普通徴収ということになります。こちらがその該当する部分ということになりますので、よろしくをお願いいたします。

それから、参考資料のほうの繰入金の関係でございます。繰入金、令和5年度5,137万8,000円、令和4年度と比較いたしますと574万8,000円の増額ということになってございます。この増減の主な理由につきましては、歳入の主なところを書いてありますけれども、事務費繰入金の増と、それからあとは保険基盤安定繰入金の増ということになりますので、お願いします。この事務費繰入金の増ということでありまして、こちらにつきましては国の後期高齢者医療の標準システム機器

導入費用が後期高齢者の広域連合のほうでございまして、そちらのほうに対する負担金が増になるというのが主な原因でございまして、お願いします。

それから、保険基盤安定繰入金の増でありますけれども、こちらにつきましては広域連合の試算によりまして被保険者数が増になることと、それに伴って軽減対象者が増える見込みだというようなことで、それぞれ繰入金が増になっているというような状況でございます。

それから、参考資料1ページ進んでいただきまして最後のページ、5ページになります。歳出の状況というところの表でございましてけれども、まず総務費の関係でございまして。令和5年度135万8,000円ということで35万2,000円の増額ということになっておりますけれども、こちらにつきましては繰入金のところでも触れさせていただきましたけれども、国の標準システムが令和6年3月に稼働開始の予定でございまして、それに対応する町のほうの端末、こちらも入替えをしないと対応できないということでございまして、端末の購入費用が増になっているということでございます。

それから、その下の後期高齢者医療広域連合納付金関係でございましてけれども、1億5,529万1,000円ということで、令和4年度と比較いたしますと1,039万2,000円の増額ということでございます。こちらにつきましては、保険料分の納付金の増ということと、それから保険基盤安定負担金の増ということで、被保険者数が72名増える見込みでございまして、それらが影響してくるというような内容でございまして。

それから、5ページの一番下のところになります保健事業についてでございまして。令和5年度につきましても人間ドック助成費用1万5,000円を継続していきたいというようなことでございまして、お願いいたします。これにつきましては、従来広域連合から1万円の補助が出ていたものをいただいて、それから5,000円を一般会計から負担していただいていたものでございましてけれども、広域連合のほうからの補助金が6,000円まで下がりました。その差額分について一般会計から負担していただいているというような状況でございまして。

後期高齢の予算については以上で説明を終わりたいと思います。

委員長（熊倉正治君） 説明終わりました。

質疑のある方。ありませんか。

（なしの声あり）

委員長（熊倉正治君） では、なければ後期高齢者医療特別会計の質疑は終わります。

町民課は、ではこれで終わりです。

それでは、続きまして訪問看護事業特別会計。

保健福祉課長（田中國明君） おはようございます。それでは、令和5年度の訪問看護事業特別会計についての説明をさせていただきたいと思いますので、最初に皆様のお手元にあります令和5年度訪問看護事業特別会計、それから介護保険特別会計当初予算参考資料をお出しいただけますでしょうか。

それでは、予算書のほうは288ページになりますし、資料のほう表紙をおはぐりさせていただきたいと思います。まず、令和5年度の訪問看護事業特別会計の予算規模でございますが、4,200万円、前年同程度とさせていただいております。100万円増えておりますが、内容としては大幅に変わってはございません。近年の訪問看護事業を取り巻く状況ということで、中段から下のところに地域包括ケアシステムの構築が推進され、医療は病院完結型から地域完結型へと大きく変化をしていると。そういう状況がある中で、訪問看護サービスは医療、福祉、介護との連携の要として重要な役割を担っているところであります。そのようなことから、精神疾患、あるいは認知症の利用者の増加、介護者の高齢化などに対しても多職種、ケアマネジャーであるとか様々なそういう機関と連携をしながら、訪問看護を中心とした支援ができるように今後も訪問看護の質を向上していきたいということが令和5年度のまた一つの目標でございます。その上で、令和5年度の訪問看護の看護目標としましては、1つ目として、今ほど申し上げました多職種と協働しながら利用者と家族、介護と医療をつなぐ看護の実践をやっていききたい、まずこれが1つ。それから、2つ目として、高齢多死社会の中で終末期看護の役割を意識し、利用者、家族の安心と、最後までQOLを考えた看護の提供、QOL、生活の質の向上ということになるかと思いますが、そこら辺を全体的にやっていききたいと。それから、その人らしさを常に考え、笑顔を引き出す看護の実践ということと、全体の状況を把握しバランスの取れた主体性のある業務運営を行っていききたいということで、この4点を訪問看護としては看護の目標に掲げ、令和5年度対応していきたいということでございます。

それでは、予算書のほうに移らせていただきますが、288ページ、まず歳入のほうを御覧させていただきたいと思います。まず、1款1項訪問看護料であります。これにつきましては昨年と同額を計上させていただいております。1目の療養費につきましては、医療保険の自己負担分以外の部分であります。891万円。それから、利用料、ここにつきましては訪問看護を利用いただいた方から1割から3割の

自己負担分をいただくわけではありますが、ここが209万3,000円ということでございます。

それから、2款のほうに参りますが、今度2款1項1目居宅介護サービス費ということで、今医療を使う方と比較しますと介護のほうへ入っていただく方も非常に多いということで、ここは対前年から見ますと121万5,000円増えているということで、2,482万8,000円を計上させていただきました。これにつきましては、介護保険のほうから給付されるものになります。

それから、2款2項1目利用料というふうな形になっていますが、これについては介護保険の利用者から負担していただく1割分の料金ということになっておりますので、よろしく願いをいたします。

あと、ここから先については例年同程度の部分ですので、歳入のほうの説明は終わらせていただきます。

それでは、歳出を御覧いただきたいと思えます。291ページになります。まず、1款1項1目一般管理費の関係であります。令和5年度の予算額といたしましては4,076万7,000円、令和4年度と比較いたしますと88万1,000円の増額ということになってございます。1目一般管理費につきましては、職員4名分の人件費、訪問の際に必要な衛生用品などの訪問看護事業の運営に必要な経費を支出しているところでございます。その88万1,000円の増額分につきましては、職員人件費の増額、それから一般会計繰出金の増額によるものでございまして、一般会計のほうで今まで面倒を見ていた事務費的な部分をきっちり訪問看護事業と分けてしっかりと出してくれというようなこともありましたので、今回その辺の部分が若干増えているというようなことでございます。

内容については292ページを御覧いただきたいと思えますが、真ん中辺り、27節繰出金ということで今回170万円を計上させていただいております。これにつきましては、課長の人件費、年間にかかる1割相当分、それから保健センターの維持管理費、それから事務用品として必要となる封筒、あるいは口座振替手数料などのものを今回ここで含めまして170万円を一般会計のほうにお出しするというふうな形にさせていただいたものであります。その額といたしましては、事務費でかかってくる分としては28万3,000円ほど、令和4年度と比較すると増額をしているというような状況でございます。

それから、あとは例年どおりの経費となっておりますので、説明のほうは以上で終わらせていただきたいと思えます。

委員長（熊倉正治君） 説明が終わりました。

質疑のある方。

9番（樫 一春君） では、これからの訪問看護の事業の在り方で、医療体制が病院完結型から地域の完結型、これみとりのほうを想定されて言っているのかなというふうに思うのですが、特にがんですとかいろんな方がいるのですけれども、訪問看護の資質向上とありますが、結構訪問看護のできる、できないというものがいろいろあって、三条市のほうの訪問看護の事業所をお願いするという事例も何かあるようなのです。それで、なるべく資質の向上ですか、その技量を高めていただいて、いろんなケースに対応できるようなことをこの令和5年度の事業の目標として上げていただければというのをお願いして、質疑いたします。

保健福祉課長（田中國明君） 実際に、ちょっと前にお話しさせていただきましたが、令和3年の、羽生田の樫議員のお宅のそばに「おはぎ」という訪問看護事業所も立ち上がっている中で、今ほど樫委員が言われた部分については町内の事業者とのある意味すみ分けといたしますか、利用の内容なりサービスの内容なんかも分けた中で、また今ほど言われた部分についてはしっかり取り組んでいきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

7番（中野和美君） 293ページの庁用自動車、今回予算に上がっているのですけれども、昨年度も軽自動車を買われているのですが、訪問看護事業では何台車を使って、そしてそんなふうに入替えが必要なのがまた近々にあるのか教えてください。

保健福祉課長（田中國明君） 訪問看護事業では、4台の軽自動車を入れてございます。それで、今年度、昨年度もそうだったのかもしれませんが、ちょっとエンジントラブルがあって、今回その原因が定かではないというような中、見てもらうのですけれども分からないということで、平成24年に購入をさせていただいた自動車について今回入替えをさせていただきたいということでございますので、よろしくお願ひします。

7番（中野和美君） では、また軽自動車を入替えということで、よろしいです。

委員長（熊倉正治君） ほかに。

（なしの声あり）

委員長（熊倉正治君） なければ、訪問看護事業のほうを終わりにしたいと思います。

それでは、最後、介護保険特別会計に入りたいと思ひます。

保健福祉課長（田中國明君） それでは、先ほどの当初予算参考資料の2ページを御覧いただきたいと思ひます。

介護保険特別会計予算のあらましということでありまして、令和5年度の介護保険特別会計予算の規模といたしましては、13億8,000万円とさせていただいてございます。令和4年度の当初予算額と比較いたしますと4,600万円、3.2%の減という状況でございます。真ん中から下のほうになります。まず介護保険このような状況ですけれども、第1号被保険者数は令和4年12月末時点で1万。これちょっと数字が違います。すみません。申し訳ありません、4,225人です。大変申し訳ございません。訂正しておわび申し上げます。町の高齢化率としては38.3%ということで、若干増えているというような状況でございます。

それから、認定者数の関係であります。718人ということで、その前の年度と比較しますと9人増えていると、それが令和4年12月の状況でございます。こういう中で、介護給付費についてなのであります。認定者数に比例せず、居宅介護福祉用具購入費、あるいは居宅介護計画サービス費など、一部のサービス給付費を除きまして全体的に給付費は減少傾向にあるということでございます。これにつきましては、新型コロナウイルス感染症の影響等もあるというふうには思っておりますが、そのような状況であったということです。

それで、令和5年度におきましては、第9期介護保険事業計画、令和6年度から令和8年度までの期間の3年間あります。それを策定する年度になってございます。それで、その中では町の介護保険料率の見直しを前向きに検討していく必要があるだろうというふうなことで当課のほうでは考えております。ちなみに、第8期の介護保険事業計画での介護保険料は、県内30市町村の中で低いほうから9番目というような状況になってございます。

それで、なお令和5年度につきましては第8期の第3年度という、最終年度に当たる年でございます。

それで、1ページおはぐりいただきたいと思いますが、そこに様々な表が載っております。まず見ていただきたいのが一番下段の行で、⑤ということで認定者という数字が表に載っておるかと思うのですけれども、ここの令和2年度というところと令和4年12月というところを見ていただきますと、令和2年度の認定者数としては731人が一番大きく、令和3年度では709人まで低減したと、ここが22人減っているというような状況で、令和4年12月としては718人ということで、令和2年度と比較するとそれでも令和2年度のそのマックスの状態までまだ届かなかったよというようなのが見てとれるかと思えます。

それで、今度要介護度別の内容を見ていただきますと、例えば要支援1という方

が令和4年12月に81人、令和3年度が59人でしたので、ここが22人増えていると。それから、要支援2の方は令和4年度が69人ということで、60人からここも9人増えているという状況です。それから、今度要介護度1から5の方それぞれありますが、要介護度1の方は2人減っている状況、それから要介護度2の方は17人減っている。要介護3は6人減っていて、要介護度4だけはプラスで11人増えている。要介護5については8人減っているということで、その表のところで平均介護度というのが出ていまして、2.23という数字が載っているかと思います。過去この表に載っております6年間を見ると、令和4年が一番平均介護度で低い状況というようなことです。こういうことから、田上町は高齢になっても自分のある程度身体機能を維持できている人が多い状況なのかなというふうなことが言えるのではないかと。現状では、要介護の高かった方がお亡くなりになられまして、新たに軽度な認知症を患っている方々が増えている状況が実際あるのですけれども、そのようなことから平均介護度も令和4年12月では、2.23まで減少しているのではないかというふうなことで見ているところであります。

そういう状況ではあるのですが、先ほど言いましたように、要支援1、2という方が増えているというような状況でもあります。できるだけ早めに要支援の状態を介護を認定して受けていただいて、その機能を維持していくということが一番効果的な方法ではあるのかなというふうには考えておりますが、そういうような形で給付費も、新型コロナの影響もあったと思いますが、下がってきたということで、それらを実勢を反映したような形で令和5年度の予算も計上させていただいたこととありますので、よろしくお願いをしたいと思っております。

それで、4ページには介護給付費の財源の内訳がここに書いてありますので、基本的にはその内容に基づいた、その支出で出ていく給付費に対してそれぞれその割合でお金が入ってくるというような状況になっておりますので、そのような形でご理解をいただければと考えているところであります。

それでは、予算書のほうを説明させていただきたいと思っておりますので、予算書の314ページをお願いしたいと思います。まず、1款1項1目第1号被保険者保険料の関係であります。これにつきましては令和5年度2億9,784万6,000円ということでございまして、前年同程度、同規模の保険料の算定という状況で見させていただいてございます。

それから、3款からになります。ここから先ほど申しました給付費の出るほうの金額、トータルの金額の何%という形で入ってくる部分になります。ま



ず最初に3款1項国庫負担金の部分ではありますが、これは給付費全体の25%を国からいただくという部分になりますが、そこにつきましては2億2,893万4,000円ということで、令和4年度と比較いたしますと793万7,000円の減額ということでございます。これにつきましては、給付費を今回減額をしておるということでこのような状況ということでございます。

それから、315ページ、2項国庫補助金の関係であります。基本的に入ってくる部分としましては調整交付金になります。給付費の5%相当が入ってくるということでございまして、ここにつきましては6,580万5,000円、令和4年度と比較しますと225万9,000円の減額という状況でございます。

それから、2目地域支援事業交付金、ここにつきましては884万8,000円、令和4年度と比較いたしますと29万4,000円の減額ということで、ここにつきましては地域支援事業費の25%を国からいただくという部分になります。

それから、3目地域支援事業交付金（総合事業以外）の部分につきましては、ここは包括的支援事業、あるいは町で実施しています任意事業の38.5%を国から支援していただくという部分になりますが、ここにつきましては520万5,000円、令和4年度と比較いたしますと73万2,000円の増額という状況でございます。

それから、4目、5目については、保険者の介護事業の実施状況に基づいて交付される交付金になるのでございますけれども、ここにつきましては過去の交付実績に基づき、令和4年度と同額を計上させていただいております。

それから、4款1項支払基金交付金の関係であります。ここにつきましては給付費合計の27%分を負担していただくというところになってございまして、支払基金からの交付金ということで、第2号被保険者から徴収をした保険料を財源に交付を受けるといった内容の部分であります。

1目介護給付費交付金につきましては3億5,467万3,000円、令和4年度と比較いたしますと、1,219万8,000円の減額ということでございまして、今ほど申し上げました介護給付費合計の27%をいただくという状況になってございます。

それから、1ページおはぐりいただきまして316ページ、県の関係になります。5款1項県負担金であります。ここについては給付費全体の12.5%を県から負担していただくものでございまして、令和5年度といたしましては1億9,798万8,000円、令和4年度と比較いたしますと674万6,000円の減額とさせていただいております。

それから、県補助金についても、その給付の実績に基づきまして増減整理をさせ

ていただいたという状況でございます。

それから、317ページ、7款繰入金の関係でございます。7款1項一般会計繰入金、1目介護給付費繰入金でございますが、令和5年度の予算額といたしましては1億6,420万1,000円ということでございまして、ここにつきましては給付費合計の減と同じ12.5%分を町の一般会計のほうから負担をしていただくというものでございます。

それから、2目につきましては地域支援事業の繰入金ということで、これにつきましても地域支援事業費の12.5%を一般会計から繰入れをしていただくということになりますし、3目地域支援事業繰入金（総合事業以外）ですと、ここは先ほども申し上げましたが包括的支援事業、それから任意事業ということで、それらに係る経費の19.25%を負担していただくという部分になります。

それから、4目低所得者保険料軽減繰入金であります。ここにつきましては介護保険、第1段階から第9段階まであるのですが、第1段階から第3段階の保険料を軽減するための繰入金ということで、令和5年度では1,274万8,000円の計上をさせていただいたところでありまして。

それから、5目その他一般会計繰入金であります。1,026万円でありまして。ここにつきましては、介護保険事業に関わります事務費の部分になりますので、よろしく願いをいたしたいと思っております。

歳入のほうは以上で説明終わらせていただきまして、歳出のほう、320ページを御覧いただきたいと思っております。1款1項1目一般管理費の関係であります。この1目一般管理費につきましては介護保険におきます事務的経費であり、経常経費になります。令和5年度の予算額といたしましては448万7,000円、令和4年度と比較いたしますと47万2,000円の増額となっております。その増額の要因でございますが、令和5年度は第9期介護保険事業計画策定年度に当たっておりまして、その策定業務委託料を計上させていただいたことに伴います増額ということでございます。

それから、321ページのほうをお願いしたいと思っております。1款2項介護認定審査会費、1目介護認定審査会費であります。184万2,000円でございます。令和4年度と比較いたしますと6,000円の減額というふうになっておりますが、ここにつきましては被保険者の介護認定業務に関する経費ということでございます。

それから、2目認定調査等費であります。395万1,000円を計上させていただいております。令和4年度と比較いたしますと17万円の減額ということでございます。

が、ここについては被保険者の認定調査業務に関する経費ということで、例年同規模というような状況でございます。

それでは、1ページおはぐりいただきまして322ページ、2款保険給付費、1項介護サービス等諸費の関係になりますが、ここが要介護度1から5の方が受けたサービスに関わる給付費になるところでございます。1日居宅介護サービス給付費の関係であります。ここについてはデイサービス、ホームヘルプサービス、ショートステイの利用に係る経費が主なものでございまして、令和5年度の予算額といたしましては4億9,000万円、令和4年度と比較いたしますと2,100万円の減額となっております。これにつきましては、近年の給付実績による減額ということでございます。

それから、2目地域密着型介護サービス給付費でありますけれども、ここにつきましては認知症グループホーム、それから小規模多機能型居宅介護などに関わる経費を支出しているものでございまして、令和5年度の予算額といたしましては令和4年度と同額とさせていただいております。

それから、3目施設介護サービス給付費でございますけれども、ここにつきましては特別養護老人ホーム、それから老人保健施設などの入所に関わる経費でございます。令和5年度の予算額といたしましては6億円を計上させていただいております。令和4年度と比較いたしますと2,000万円の減額となっております。ここにつきましても給付実績による減額ということでございます。

それから、4目居宅介護福祉用具購入費でございますが、ここにつきましてはポータブルトイレなどの福祉用具の購入に係る経費でございます。令和5年度の予算額といたしましては130万円、令和4年度と比較いたしますと40万円の減額という状況でございます。

それでは、1ページおはぐりいただきまして、5目居宅介護住宅改修費でございますが、ここにつきましては自宅の段差解消や手すりの設置に係る経費に対して支出する部分になりますが、令和5年度の予算額といたしましては300万円ということで、令和4年度と比較いたしますと150万円の減額という状況でございます。

それから、居宅介護サービス計画給付費、介護サービス等を行う場合にケアマネジャーがその方に合った計画などを記載するための経費ということになるわけですが、ここにつきましては5,800万円、令和4年度と比較いたしますと100万円の増額ということでございます。ここにつきましては、近年の給付実績から増額をさせていただいているものでございます。

それから、2款2項介護予防サービス等諸費の関係になります。ここが要支援1から2の方が受けたサービスに係る給付費ということになってございます。まず、1目介護予防サービス給付費につきましては、令和5年度1,600万円、令和4年度と比較いたしますと100万円の減額ということでございますし、2目地域密着型介護予防サービス給付費については前年同額を計上させていただいているところでございます。

それから、1ページはぐっていただきまして、3目介護予防福祉用具購入費、それから介護予防住宅改修費につきましては、前年同額を計上させていただいております。これらにつきましては、給付実績から前年同額とさせていただいているものでございます。

それから、5目介護予防サービス計画給付費につきましては、ここは令和4年度と比較いたしますと50万円の増額の500万円という状況でございます。

それでは、1ページおはぐりいただきまして、4項高額介護サービス等費の関係になりますが、1目高額介護サービス費であります。ここについては、要介護1から5の方々の高額になった部分をお支払いするところになるわけですが、ここにつきましては給付実績が少ないということもありまして、令和5年度につきましては2,000万円をお願いしたいという内容でございます。

それから、329ページの2目高額介護予防サービス費の関係ではありますが、要支援1から2の人が対象になる部分になりますが、ここにつきましては窓口程度の5万円という状況でございます。

それでは、おはぐりいただきまして、330ページの5項高額医療合算介護サービス等費の関係になりますが、ここにつきましては最終的に高額になった部分をいろいろと合わせてお支払いするという部分になりますが、1目高額医療合算介護サービス費、これについては要介護1から5の人が対象になる部分ではありますが、そこも前年同程度とさせていただいておりますし、2目要支援1から2の人を対象にお支払いする部分につきましても前年同規模とさせていただいているところでございます。

それから、331ページをお願いしたいと思いますが、6項特定入所者介護サービス等費の関係でございます。ここにつきましては、低所得者の負担軽減の制度の部分になるわけですが、特定入所者介護サービス費といたしましても例年前年と同規模の予算というふうなことでさせていただいておりますので、よろしく願いをいたします。

それから、332ページお願いいたします。3款のほうになります。地域支援事業費、1項介護予防・生活支援サービス事業費ということで、ここにつきましては主に要介護認定前の方が受けたサービスに係る給付費、要支援とか要介護がつく前の人たちがここで使ったサービスのものを支払う支出の窓口になるわけですが、ここにつきましては1目介護予防・生活支援サービス事業費の部分でありますけれども、3,131万9,000円ということでございまして、令和4年度と比較いたしますと172万円の減額という状況でございます。内容については、その説明欄記載のとおりでございますので、お願いしたいと思います。

それから、333ページ、2目介護予防・生活支援サービス事業費ということで、令和5年度610万1,000円、令和4年度と比較いたしますと208万4,000円の増額になってございますが、ここにつきましては令和4年12月末をもちまして会計年度任用職員が1名退職したことに伴いまして、新しい人を採用予定であるのですけれども、その新しい方が業務に慣れるまでの間の支援も含め、1.5人体制度で実施する必要があるだろうというふうなことで若干増額とさせていただいているところでございます。

それでは、1ページおはぐりいただきまして、3款2項一般介護予防事業の部分であります。ここからはどなたでも利用できるサービス、健常な方の利用できるという内容の部分になってございます。という中で、令和5年度の予算額といたしましては例年同規模の予算をここも計上をさせていただいているという状況でありますので、よろしくお願いをしたいと思います。

それでは、1ページおはぐりいただきまして、3款3項になります。3款3項2目在宅医療・介護連携推進事業費ということでありますが、令和5年度31万5,000円ということで、ここは微増になっておりますけれども、ここにつきましては加茂市と一緒に医療、介護の関係者が連携を図りながら、この地域の状況をしっかり検討して前に進めていくための経費ということでありますので、よろしくお願いをしたいと思います。

それから、337ページの3目認知症総合支援事業費ということでございます。ここにつきましては、新たに認知症を発症してしまった方に対するケアを話し合う場を設けたり、認知症の理解を深めるための取り組みを進めるための経費ということで、令和5年度といたしましては61万2,000円の計上をさせていただいたということでございます。

それから、337ページ一番下の4目地域ケア会議推進事業費ということで、ここ

につきましては元気な高齢者を増やすためにどういうことが必要なのかという様々な議論をするための会議があるのでございますけれども、そのための会議に係る経費を計上させていただいているところでございます。

それから、1ページおはぐりいただきまして338ページになりますが、5目生活支援体制整備事業費の関係になります。ここにつきましては社会福祉協議会に業務を委託しているところでありますが、議会のほうからはなかなかその成果が見えないではないかというご意見を多々いただいているところでありますけれども、令和4年度におきましては新潟県の支援を受けながら体制が構築できないかということで、「さわやか福祉財団」というところの事業に応募しまして、その体制をつくっていくための取り組みを今進めている最中でありまして、令和5年度もそれを引き続き継続をして、何とか形にしていきたいというふうなことで考えているところでありますので、ご理解のほうをいただければと思っております。

あと、そこから先につきましては例年経常的な経費となつてございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

私のほうの説明は以上で終わらせていただきます。

委員長（熊倉正治君） 質疑のある方。

12番（池井 豊君） いや、いい、非常に。給付費が減っているというのは非常にいいですし、付託案件のときにもやり取りして、令和4年度も給付費は減って、新規認定者数がそれほど伸びなかったという話もあって、田上町の高齢者は元気だという、非常にいい傾向の発言がありました。

すごくいいことだと思うのです。もしかすると子育て施策のほかに人口増加策に、田上町に来れば元気な高齢者になれるということだとか、田上町に住んでいけば元気なまま高齢者になれるというようなことで売り出せるという、非常にいい傾向だと思っております。ただ、数字をどのように把握したらいいかというのを、さっきの平均介護度2.23というのが田上町の中では下がってきているというのはよく分かりました。これが他市町村と比べてどうなのか、全国平均と比べてどうなのかとか、それによって田上町はこんなに介護が少ない、介護認定者数が少ないというふうになるのか、またはあと今も言いましたけれども、認定者数はどうなのか。高齢者分の認定者数というのが他市町村に比べて少ないのか、多いのかということも把握して、ぜひ田上町の高齢者は元気だということを数字で表して、それをアピールできる体制に持って行ってもらいたいと思っております。

また、介護予防事業がやはり功を奏してこういう結果になっているというふうな

立論ができるように、この事業がこうだったからこうぐらいに予測されるぐらいの介護予防事業の成果を強調してもらいたいと思います。

以上です。

保健福祉課長（田中國明君） ありがとうございます。基本的に今池井委員が言われた部分について詳細まで今把握していない、どういう状況かというのはお答えできなくて申し訳ございませんが、今言われたような部分はしっかりうちのほうでもどういうふうなことができるかまた検討をして、研究もさせていただきながら進めていければと考えておりますので、よろしくをお願いします。

9番（椿 一春君） 先ほどの介護認定の認定度が下がっているということなのですが、一つどこかの事例が上がっているのですけれども、認定調査へ行くときなのですが、本人とだけで面談して調査する事例もあるのです。やはり認知症の方は何でもできる、できると言うのです。そうすると、必然的にもう認定介護度が下がるからというものがあるのです。周りを見ているご家族ですとか、事業所の方ですとか、医者意見、そういったものをみんな取り入れた中でやらないと本当に適正な認定度にならないのではないかなというところは懸念されますので、くれぐれもご本人だけで、認知症が進んでいるとなおさら分からないと思いますので、そういったところを令和5年度気をつけて事業に取り組んではいかがかと思います。

保健福祉課長（田中國明君） ありがとうございます。今椿委員がおっしゃられるようなこともきっとあるのかもしれないので、その辺また十分その調査に当たる方、あるいはまた最終的に認定審査会というところもありますので、そこら辺でしっかりした、その方に合った要介護度できるようにまたうちのほうとしてもしっかり指導をしていきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

8番（今井幸代君） 池井委員の質疑に少し関連するかも分からないのですけれども、平均介護度ですとか、それこそ本当に在宅での介護が非常に大きくなっていく介護度2以上の方の、数字的にはちょっと減少傾向にあって、それは非常にいいことだと思うのですけれども。今介護保険のほうの年間の地域分析等を見ると、軽度のほうの発見率の低さ等も考えられるのではないかというような指摘もあったので、例えば高齢者のみ世帯ですとか、高齢者の親と息子さんだけの世帯で、本来であれば早期に認定が受けられて、ケアをしていけば一定程度身体とか認知機能の維持ができたような、発見が遅れると言ったら変ですけれども、そういったケースというのが実際に見受けられたりするものなのか。何かその辺りの町の全体像というのが、数字だけ見ると非常にいい傾向ではあるのですけれども、実態としてそのあたりが

うまく機能されているのか。保健福祉課のほうで今年度アンケート等も、介護保険の事業の策定に向けたアンケートだと思うのですけれども、そういったものも実施をされているので、そういった検討といいたいでしょうか、アンケート調査等も踏まえて町の介護保険のほうの課題というものがどの辺りにあるのかというところ、少し全体像で話をさせていただけると、説明いただけるとありがたいなと思います。

保健福祉課長（田中國明君） すみません、非常に難しく、私にもどこまで今、今井委員が言われたものに答えられるかちょっと分かりませんが、まず1点目として、先ほども池井委員が言ってくれましたけれども、主治医の須田先生のお話では、田上の高齢者というのはやはり元気でいらっしゃるということで、それで町としては、元気なのだけれども、我慢をして要介護度が重くなった段階で申請をするのではなく、早めに行き得るだけ要支援1、2の段階でしっかりそこでサービスを受けることでその機能を維持していくということが非常に大事なのだということは須田先生もおっしゃっておられまして、実はそういうふうな方向で令和2年度、令和3年度あたりから来ているのが、令和4年12月のこの状況なのかなというふうなことで私としては理解をしているところでございます。その上で今、今井委員がおっしゃる何がまず課題かということになると、逆に言うと要支援1、2で受けられるサービスはある程度あるのですけれども、それらを地域で高齢者を元気にしていこうという、その施策がなかなか今のところは田上町として不足しているのかなと。ですので、常日頃椿委員によく言われている生活支援体制整備事業をできるだけある程度目に見える形で地域にそういうものを落とし込んでやることで高齢者のフレイル予防にもつながり、元気な高齢者をますますつくっていく施策になるのではないかなというふうなことで考えておられて、まずそこが町としては今一番課題なのかなと、そういうある程度の、少し軽度な認知症等であったりとか、そういうことを地域で受け入れる仕組みづくりというものが大きな課題の一つなのかなというふうなことでは今のところ考えておりますので、その辺のところを令和5年度少しでも進められればというふうなことで考えているところであります。

14番（高橋秀昌君） 資料の3ページを見ていただきたいのですが、下の欄のところにそれぞれの介護認定者の数が入っています。これは、サービスを受けた人の数ではなく、あくまでも介護認定を受けた方だと思うのです。それでよろしいですか。

そこで知りたいのは、では認定を受けたけれども、実際に例えば要介護5とか要介護2とかを受けた人が、認定を受けたのだけれども、実際にそのサービスをどの程度受けているかという一覧表があるのではないかなと思うのだけれども、どうですか。



保健福祉課長（田中國明君） 恐らくケアマネジャーのほうではそれをしっかりつかんでいるのだと思います。ケアプランを当然つくりますから。それぞれここに載っている人数分、今高橋委員が言われるように、それぞれの人がどういうことを使って過ごしているかというような、そういうところまではちょっとうちのほうでは今持ち合わせていないということなので、お願いします。

14番（高橋秀昌君） 私、保健福祉課としてそれを持つ必要があるのではないかと。もちろん特定の名前は要らないわけで、例えば介護認定3を受けたが、その人は限度額あるではないですか。これに対してどの程度のサービスを受けているのかをつかむことによって、実際に田上町全体でその人たちの状況がつかめるのだ。懐ぐあいが。誰もが3を受けたらそれを満額使えば一番いいのだけれども、そうはいかないと。年金は実際にそこまでもらっていないと。あるいは、家族がいるのだけれどもちょっと無理ということがつかめるのです。そうすることによって、高齢者の生活状況が金銭的に見えてくるという側面があります。そうすると、町としての政策をつくっていく上で非常に大きな力になると思うので、現状把握をしっかりつかんでいくということが必要だと思うので、無理な課題ではないと思うので、ぜひ研究してもらいたいが、いかがですか。

保健福祉課長（田中國明君） すみません、私もあの中でなかなか、介護難しくて落とし込めない部分もあるので、少しその辺時間をいただいて、どういうことができるのか少し勉強させていただきたいと思います。

14番（高橋秀昌君） あまり難しくないの。ケアマネに相談すればすぐ分かることなので。多分、ちょっと私データつかんでいないのだけれども、国はつかんでいるのではないかなと思っているのですが、すみませんが、実際調べた結果ではないので、ぜひ検討してもらいたい。

次に伺います。4ページに介護給付費準備基金のことが書いてありますが、非常にどんどん、どんどん基金ためてきたというということがよく分かって、令和4年度、令和5年度は低く抑えているのですが、5,000万円から7,000万円ぐらいの基金を置いておけば国保と同じようにそう運営が難しくないのではないかと考えているのですが、あくまでも素人考えなのですけれども、当局としてはどんなふうに考えていますか。

保健福祉課長（田中國明君） 実は私もまだ1年目なので、正直どれだけ必要かというふうな考え方でいったときに、やはり一番大きなものは介護の給付費の1か月分が今1億1,000万円から1億2,000万円程度かかっているのです。ですので、何かあっ

たときにその補填財源等で考える必要があるのだらうと思うので、今高橋委員が言われるように、最低5,000万円から7,000万円程度は必要なのかなというふうには考えています。一番大きなのは、やはり災害が起きた場合の保険料の減免に使用する目的が一番大きいかと思しますので、それらを踏まえればそれだけ必要なのかなというふうなことで考えてはいます。ただ、介護保険については国民健康保険と違いまして、3年に1回の需要と供給のバランスを見た中での基金運用ということが求められるのだらうというふうに考えておりますので、その辺も十分に認識した中で少しまたいろいろな部分も考えさせていただければなというふうに思っています。

14番（高橋秀昌君） 私は、単純に7,000万円ぐらいの基金があれば何とかなるのかなという前提です。これは私の単純な。今ある基金を6年間で7,000万円ぐらいまで持っていくとすると、単純に言う二千数百万円ぐらいの保険料の引下げは可能なのかなというふうなことを考えて、町長の答弁でもこの予算書の参考資料でも1割住民負担を下げていきたいということが述べてありますので、そうした点でやはり努力して、この1年間が計画年でありますので、ぜひそれが実行されて、来年度からは少しでも住民負担が軽減できるように努力してもらいたいということを言っておきたいのですが、いかがですか。

保健福祉課長（田中國明君） 実際に今町民の皆さん方が置かれている状況というのは、新型コロナの影響、物価高騰というような部分に今影響が波及しているというふうな状況であるのだらうというふうには考えています。そういう状況の中で、少しでもその負担を基金を活用して減らすことが可能なのであれば、そういうふうに前向きに努力していきたいというふうに考えてはいるところであります。ただ、その規模については今ちょっとまだこの場で、先ほど今井委員のほうからもありましたけれども、アンケートなんかも取っているところでありまして、それらのまた需要と供給のバランスを見た中で、どこまで果たしてできるかというものについては令和5年度しっかりと保健福祉課のほうとしましても検討していきたいというふうに考えておりますので、よろしく申し上げます。

委員長（熊倉正治君） ほかに。

（なしの声あり）

委員長（熊倉正治君） なければ、介護保険特別会計の質疑は終わりたいと思います。これで全て審査は終わりました。

では、副委員長のほうから。

副委員長（渡邊勝衛君） 大変ご苦労さまでございました。

それで、今日の質問数が14件で、4日間、178件と。今ほど委員長から話がありましたように、総括質疑は5件ということであります。

以上です。

委員長（熊倉正治君） それでは、これで休憩に入りたいと思いますが、午後からの総括質疑は1時15分で私はいいと思っているのですが、ちょっと執行のほうへ聞いてきてみますし、行ってこなければならぬので、延びるようであれば改めて連絡します。予定としては1時15分からということをお願いをします。

それでは、休憩といたします。

午前 11時44分 休 憩

---

午後 1時14分 再 開

委員長（熊倉正治君） では、ちょっと時間前ですが、皆さんお集まりですので、これから総括質疑に入りたいと思います。

それで、松原委員が午後から出席ということでございますので、あと三條新聞社に傍聴の許可を出してございますので、報告をしておきます。

それでは、総括質疑の順番でございますが、最初に小野澤委員、それで2番目、高橋委員、3番目が中野委員、次が池井委員、最後が今井委員ということで、合計5名の方から通告がございましたので、順次総括質疑を始めたいと思います。

では、最初に小野澤委員。

2番（小野澤健一君） では、総括質疑、1番目ということでさせていただきます。

質問項目は、竹林等環境整備事業補助金200万円について。これ予算書の105ページに書いてあるものであります。

では、質問内容ですが、本事業の財源は森林環境譲与税であり、その対の原資となっているのが森林環境税です。森林環境譲与税は、2019年、令和元年度から交付されているが、森林環境税は2024年、令和6年度から個人住民税均等割と合わせて1人年額1,000円が徴収されます。森林整備が緊急の課題であることを踏まえ、森林環境譲与税は2019年、令和元年度から前倒して譲与することとなりました。町は、この譲与税を「竹あかりバンブーブー」開催の支援として予算計上しましたが、資金性格に鑑みれば用途の妥当性に対して疑義を持ちます。商工会青年部をはじめ、当該イベントにご尽力された方には敬意を表しますが、来場客数のみが独り歩きしており、その事業における詳細な総括は知らされていません。

質問1番目、収支状況をはじめ、本来的目的の竹林整備状況、例えば竹の伐採本



以上です。

2番（小野澤健一君） もっと簡潔明瞭に答えてもらいたいと思うのだけれども、残念ながら私が求めている答えの答弁になっていないようなものが多々あります。私は、基本的にはここに書いてあるように環境譲与税というのは、その原資というのは森林環境税、いわゆる令和6年度から今度我々が1,000円ずつ払わなければならない。そういった財源の中で、果たしてその「竹あかりバンブーブー」のこういったものに使うなどとは言いませんけれども、本来であれば私が先ほど申し上げたように竹林整備、あるいは森林整備、こういったものが緊急の課題であって、そういうところに使うべく創設をされた譲与税であるはずなのだ。例えば今言われたように竹林について生産者組合のみならず、個人で竹やぶを持っている人、あるいは持っているのだけれども整備が行き届かない、そういった中で竹林というのはどんどん、どんどんそういった面積を膨らましていく。いわゆる地下で芽がどんどん、どんどん増えていく。そういう中において、整備をしていかなければ駄目だ。だから、例えば1平米当たり100円の補助をします、あるいは200円の補助をします、自治体がそういった条例で定めているのが結構あります。だから、田上は最終的に町長にもお聞きしたいのだけれども、竹、あるいはタケノコ、この竹に対しての町の考え方というのはしっかり持っておられるのかというのが一つある。一般質問の中でも竹林の整備とか各議員がいろいろ言われてきた。竹の例えば利用方法です。竹炭がすたれて久しいわけですがけれども、そういった竹のいわゆる利用方法、こういったものに対して町がしっかりとした方針を持っているとは思えないのです。商工会がやって成功したからおんぶにだっこで、いや、相乗りですと、そういうのはちょっとやっぱり安易ではないかなという気がします。

基本的に森林譲与税といいながら、森林もそうだし竹林もそうなのだろうけれども、そこの整備を町が本当にどういうふうにしていくかというのを示さないで、いや、交流人口が2万何千人来たから、ああ、それでいいのだと、それはやっぱり私は違うと。もともとのこういうものに使えるからいいのではなくて、基本的には本来これはパリ協定とかいろいろあって、その中で森林の保護をきちんとやっていかなければ駄目だというのが本来の発端の設立趣旨。田上はましてやタケノコの産地だということをやっているのであれば、そのタケノコの産地の竹林の状況が、ああいったような状況であればこれは全然ブランド化にもならない。

だから、私は町として竹に対してどのようにして捉えるのですかということ。この竹やぶをどうしていくのですか、町は。みんな個人に任せて好き勝手やってく

ださいと、こういう形で個人の責任に帰するのか、いや、町としてタケノコをもっとブランド化しなければ駄目なので竹林整備をしっかりとやっていくのか、こういった町の姿勢をしっかりと示した中で、バンブーブーがどうだとかというのであればいいけれども、いや、人がいっぱい来たからそこに相乗りしますなんていうのは私は非常に安易だと思います。ましてや経済波及効果を分かっている。何度も言うように、経済波及効果というのは主催者側の事業費、それを投入した、それがいわゆる投資なわけです。その投資に対して来場客が来て消費をする、それを呼び込むことがいわゆる経済効果。こういったものの検証なしに、いや、去年成功したから今年も予算を計上しますでは、おかしい。譲与税は譲与税で本来の使い方をして、バンブーブーに協賛するのであれば一般財源を使ってやればいい、私はそういうふうに思っていますが、それについてちょっとお聞かせをいただきたい。いわゆる町の竹に対する考え方も含めてお聞かせをいただきたいと思います。

町長（佐野恒雄君） 今回、環境譲与税を「竹あかりバンブーブー」のイベントの支援というふうな、補助というふうな形で使う、私も確かにそれは小野澤委員のおっしゃるのももっともだと思います。しかし、この環境譲与税を竹林もそうですし、それから森林もそうなのですけれども、これに向けて整備をしていくということは非常に年数もかかるし、相当な経費もかかっていることだろうと思います。今回、この譲与税を「竹あかりバンブーブー」の補助に充てさせていただいた、これは先ほども申し上げていますが、住民の方々、町民の皆さん方から竹に、竹林に目を向けてもらう、このことがやっぱり一番重要なことなのだろうというふうに私は捉えています。当然田上のタケノコが非常に町外、県外に大変大きな認知をいただいている状況でもあります。しかしながら、竹林の整備が行われていない関係もあってなかなか、確かになり年、裏年はあるのですけれども、裏年になるとなかなか生産もどうしても思うような産出がされない、そういうふうな問題もあります。当然竹林のオーナーの人たちからこの竹林に目を向けてもらう、そのことが私は今回の予算計上した中で、一番大きな目的になるのではないかなというふうに思います。そうして竹林に目を向けてもらうことによって田上の本当にタケノコの産出といますか、生産力が増えていく、このことをやはり期待をしながら今回予算計上をさせてもらっているということですので、ご理解いただきたいと思います。

2番（小野澤健一君） なかなか相変わらずかみ合わないですけれども、要は竹林に目を向けさせることが大切だということで町長おっしゃるけれども、であれば逆に、竹林というのはいろんな所有者がいるわけですから、そういう人たちがきちんと自

分らで整備ができるようにしてやるのが普通ではないのですか。私は竹やぶ自分で持っているし、タケノコも取れるけれども、いわゆる竹の伐採というのは番傘を差して自由に歩けるぐらいの竹の間隔が必要だと言われているのです。タケノコの時期になると、このタケノコは掘らないで竹にしようと、こういう形でその間隔を維持していく、その手間がある。竹というのは切っても腐らないので、その竹林に野積みをするしかないわけです。だから、今まで竹炭があったときにそういったものを集めて利用をしていた。要は竹あかりに来て竹林に対して目を向ける、目を向けるのではなくて今はもう目を向けるどころの話でなくて整備をしなければ駄目ですよと、こう言っているわけです。だから、この税金が出来上がった。だから、町長が言われるように、竹あかりに目を向けさせるのであれば一般財源を使って200万円捻出すればいいではないですか。この200万円については、この200万円で全てとは言わないけれども、各市町村がやっているように1平米当たり100円、200円の補助を出して竹林整備をする、そういった本来の事業に対して町がこの譲与税を使えばいいだけの話。何か話を聞くと人がいっぱい来ればそれでいいみたいな話になっているけれども、そうではなくて、我々がきちんとした自分が所有している竹林を整備していくこと、それがいわゆる放置竹林をなくする第一歩なわけです。先ほど聞いた、竹あかりやったときに竹の伐採本数分らないわけでしょう。先ほど900平米なんて言ったけれども。私は本数聞いたのだけれども、何本というのがない。それを切って、ではその竹をどうしたのですか。みんな竹あかりに使ったのですか。それで、その竹あかりに使った竹はその後どうなったのですか。こういったものを検証しなくて、人がいっぱい来たからそれでいいと、そういうのが私はやりっ放しだろうと。だから、商工会が一生懸命やったのは分かるけれども、それについて町はそこで200万円の投資をするのであれば当然投資先がどういうものなのか、どういう状況なのか、今後どうするのか、そういったものを分かった中でやるのが私は普通だと思う。最終的にこれ我々の税金なわけです。税金です。町民が全部それに賛同しますか。町民に聞いた中で、恐らく町民で竹あかりを見に行った人は半分いないのではないかと実は思っている。要は町外者、それは交流人口を創出するので町外から人が来ればいいと言うかもしれないけれども、そもそも我々の税金がそういう形で使われている。本来の目的とは、使っていていいという範疇にあるかもしれないけれども、本来的な用途と違っている。こういったものをやはりしっかりと元に戻して、竹林整備に対して町は国からそういう税金が来るのがあれば、それを使って整備をしてもらうというのは私は当たり前だと思うのですけれども。竹林に目

を向けたって念では花なんか開かない。きちんと助成をして竹林の整備をきちんと町が指導をしながら竹林の整備をしていかなければ、1年間伐採を怠れば竹というのはかなり乱立してきますので、その翌年あたりにタケノコが出てくるのかすごく微妙なのです。

だから、そういったものも含めて私は再度申し上げたい。「竹あかりバンブー」に対してお金を出すなどは一切言いません。出すのであれば町の責任で一般財源で捻出をすればいい。それから、竹林整備も同時にやっていかなければ駄目なので、この森林環境譲与税、これを使って、時間がかかるのは当たり前。1年や2年で伐採が終わるなんてことあり得ない。毎年やっていかなければならないです。したがって、時間は永遠にかかる。であればこそなおさら毎年きちんとした予算計上をして竹林環境の整備、これを町民がしやすいようにしてやるのが私は町の役割だと思うのです。だから、町長はやりたいようであれば一般財源使ってやればいい。私が言っているのは、譲与税使ってきちんと竹林の整備をしっかりやればいい、こういう形なのです。譲与税を使って何でバンブーに持っていかなければ駄目なのか、これ非常に私はおかしいと。やはりその難儀さというのは現場を見てください。私のうちへ来なくてもいいけれども、竹を切る労力、それから切った後に枝を全部払って、ある程度の長さにして野積みをするのです、きれいに。あの手間といったら大変なものです。だから、そういった手間とか、そういうものを分かっているか、どうも疑問なのです。

竹の再利用についても、竹に対する町の捉え方の一つとしてやはりそういうものも示していかなければならない。タケノコ出たらはいはい、はいはいという、それだけで。あのタケノコを掘るためにも竹林整備はしなければ駄目なのです。あのタケノコ、勝手に出てきて掘って出しているわけではない。いいタケノコを出すためには毎年必ず間伐をしていかなければ駄目なのだ。その中でいいタケノコが出る。だから、そういったものに対して譲与税を使えるようにしてやればいいではないかと私は思うのだけれども、かたくなに、いや、竹林に目を向けるのが大事だ、目を向けるのは大事です。それは第一歩かもしれないけれども、それだけではもう駄目だ。これだけ私が見た限りでもやはり、手をつけない竹林というのはもうどうにもこうにもならない。下手すると我々人間が入れないぐらい乱立するわけです。そうなってしまうたらもうどうにもこうにもならないし、竹林というのはどんどん増えていくのです。

だから、そういったものを避ける意味でも、再度申し上げるけれども、バンブー



ブーについては200万円一般財源で使えばいいし、森林環境税はそういう意味で竹林整備のために使えばいい。これについて、いや、そんなことをいったって私は譲与税ですってこれから竹あかりで使っていくのだ、そういうお考えがあるのであれば、この場ではっきりとお聞かせをいただきたい。最後です。

町長（佐野恒雄君） 竹林整備、竹林になかなか手をかけられない、非常に整備、重労働といたしますか、肉体的にも本当に大変なのは私も、それこそ実家にも竹林がありましたから、それは十分承知はしております。ですから、先ほども申し上げたように、「竹あかりバンブーブー」については今回補助という形で計上させてもらいましたが、やはり田上はタケノコという、これは繰り返しになりますけれども、整備については竹林だけではなくて、森林にだってきちんと整備をかけていけばいい、それは当然そういうことは言われるかと思えますけれども、限られた財源の中でなかなか補助ができないというのが実態です。そういう中で、今回「竹あかりバンブーブー」が町外、県外に大きく発信した中であれだけ注目を浴びた事業でした。そういう中で、決してただイベントだけではなくて、そうしたところから竹林のところに整備にもつながり、また竹林に目を向けてもらうこともあったと思えますし、そういうものに対して今回補助をさせていただく、予算計上をさせていただく、このことに関しては私何の問題もないのだと思っています。それは竹林整備、それから森林整備、そういうものに、それは町の自主財源といたしますか、一般財源の中というふうに言われますけれども、それは余裕といたしますか、財源があればそういう形で補助といたしますか、支援していくことも必要かな、こう思えますけれども、今回200万円という本当に少ない予算ではありますけれども、「竹あかりバンブーブー」のほうに補助をさせていただいて、そして少しでも竹林整備につながる、またタケノコの生産につながる、長い年月は私かかると思えます。そういう意味において、まずは竹林整備に目を向けてもらう、そういうことで大変重要なことであったのではないかなというふうに捉えております。

委員長（熊倉正治君） 小野澤委員の質問を終わります。

では次に、高橋委員の質問なのですが、その前に町長のほうから事前に発言を求められておりますので、お願いします。

町長（佐野恒雄君） 高橋委員の園芸作物等振興支援策の関係について、私のほうから冒頭おわびを申し上げたいと思います。

園芸作物等振興支援策の関係について、新たな制度を創設するに当たりまして、まずは所管の総務産経常任委員会なり全員協議会でご協議をいただくなど、より丁

寧な説明と議論を深めることが必要であったと思います。それを欠いていたことを深く反省しますとともに、おわびを申し上げたいと思います。

また、担当課の説明も不十分なところもあり、予算審査特別委員会を混乱させたことについてもおわびを申し上げます。

私自身、この園芸作物の推進ということに対しての強い思いもありました。強い思いがあっただけに今回の園芸作物等振興支援策についての私自身の理解不足ということもあったと思いますが、そういうことも含めて担当課にも今回のようなことがないように指導していきたいなというふうに思っております。

令和5年度予算（案）の園芸作物等振興支援金の2,800万円については、これまでの生産調整の使途に戻しまして、新たな園芸作物等振興支援策については必要額を改めて精査した上でご提案申し上げます。改選後の全員協議会になるかと思いますが、改めてご協議をいただき、議論を深めてまいりたいというふうに考えております。令和5年度予算（案）の園芸作物等振興支援金の2,800万円については、この内容でご理解をいただき、ご決定いただければとお願いを申し上げるとともに、おわびを申し上げたいと思います。大変申し訳ありませんでした。

委員長（熊倉正治君） それでは、質問が出ておりますので、これなかなか長いので皆さんのところには行っていないのですが、では1項目ずついきます。

14番（高橋秀昌君） 町長、最初に今のお話を伺いました。非常に重要なことを町長が述べたと評価したいと思います。私どもは選挙で新たに当選しない限りこの場所に座ることはできませんが、新しい構成メンバーの下でこの予算書の枠内について全協を開いて改めて協議する、この姿勢を評価したいと思います。それを前提に問題提起ということで私が用意した文章を朗読させていただきますので、よろしく願いします。

まず最初に、今日の朝、産業振興課から新たな資料が出されました。何を意味するのかさえ分からない。率直に言って総務課長のところに昼休みに行って、こんなを出させて何しているのと言ったら、本人は聞いていないという話なのです。全く議会を愚弄するような中身しか入っていない。ということで指摘しておきたいと思います。

1つは、今生産者米価が生産費を償わないという、この価格に転落してから恐らく20年をもう超えたと思うのです。今日は農業者が人口の数%に落ち込んで、農業そのものの継続が危ぶまれている状況です。この田上町の農業の衰退は全国的な特徴であり、食料自給率のさらなる低下を招き、安全で安心して食べたいという圧倒

的多数の消費者にとっても危機に陥っていると言わざるを得ません。主な農産物の生産価格に生産費を償う価格設定をすること、消費者価格は消費者の生活を脅かさない価格設定、すなわち二重価格制度にすることで、つまり昔あった、米でいえば食糧制度に基づく二重価格制度、これを主な農産物に広げることなしに町の農業を抜本的に再生する道はないと私は確信しています。これは政治の責任でしか解決できません。国の政治の仕事でしか抜本的解決はできないと思っているのです。その上で、町としてどうかということ提起したいと思います。

田上町の新年度予算（案）の園芸作物支援策には以下の問題があります。まず、水田面積の40%にも及ぶ稲作を行わせないというのは、言葉でどうであれ、減反政策は続いているのです。生産調整額の2,800万円を増額することこそ必要ではないでしょうか。それとは逆に減額するというのは本末転倒と言わざるを得ません。所管課は、減反政策は政府によってなくなったとの認識を表明したのです。これは全く現場を見ていない異常な認識であり、強く抗議します。議会予算委員会で謝罪、ここではしなさいと書いてあります。今日の朝にありましたけれども、何を謝罪したのかも全く見えてこない。これではどうにもならないと言わざるを得ません。水田転作作物をさらに大豆、ソバ、飼料用玄米、米粉用玄米、加工用米、備蓄米、これ肥料と書いてあるけれども、飼料です。減農薬米、一般作物の8種類に特定することは、それ以外の転作作物、例えばイチジク、タラノメ、これ実際作っているかどうかではないのです。実際に田上町には過去にはこういうのも作った実績があるのです。そういうものを全く想定しないで行政自身が作物を固定させるということは、実は農家の自発性や、農家の人はこの土地に何を作ったら一番いいか分かっているのです。そういうものについて目をつぶってしまうという危険性を持っています。このことを行政が制限することは正しくありません。

次のページに移ります。園芸作物への支援金対象が極めて狭く取られているということは、実はこのことは農家の分断、差別につながりかないのです。これはもうやめるべきだと。園芸作物の面積の拡大をしなければ対象外にするという政策ですが、田上町の農業者が園芸作物の作付面積を拡大するのは自分の家に労働力を増やせる可能性があるのか、面積拡大で経費と収入を考えて実益が生まれるのか、面積拡大の土地そのものもあるか、この3つの条件があって初めて拡大するのです。町では、この3つの条件を持つ農業者の方がどれだけいるかを把握しているのかと言いたくなるのですが、これについても全く言はありません。新たな生産品目を導入しなければ対象外となっているのですが、新たな品目を導入するには先ほどの面積

拡大と同様に、その野菜が売れる見込みがあるのか、それにかかる経費と収入予測を検討してその展望を見いだすこと、新しい作物栽培の技術があるかどうか、こういう条件があって初めて栽培に挑戦できるのです。こうした農家の人たちの大変な苦勞というものを、所管課は何も見していない。所管課は特定の作物を議論の中で1種類述べているだけで、一体何を言っているかさっぱり分からない。

さらに、町内の直売所に出荷、販売しなければ対象外になるわけです。これは極めて恣意的な、極めて限られた売場しかないところに出さなければ認めないというのは、大いに問題です。全くの差別につながります。実際に、これから助成内容についてはいろいろありますけれども、次省略して言いたいのですが、まず所管課の答弁の中で感じたのは、例えば今日なんかはタマネギを加えてきたのです。たまねぎ生産は確かにやっています。でも、これはほとんどの人が上横場地区の、集団でやっているのは、上横場地区の転作作物としてやらなければならないからタマネギをやっているのです。1トンや2トンではないの。何十トンも生産しているでしょう。これが田上町の直売所に出さなければ対象外ですということ自体が私に言わせれば何を考えているのだと。何十トンも取れるのにそんなの出せるわけではない。でしょう。

それから、もう一つ言いたいのは、田上町の直売所に限るということは、実際に田上町の実態を分かっていないのです。例えば保明地域の皆さんは栄八さんとか藤次郎さんとか、ここに出しているのです。これ対象外でしょう。さらに、加茂のリオン・ドールに農家の方々が特売品として出しているのです。これ対象外でしょう。こんなことをやっていったら、先ほど言ったみたいに農家の分断、差別になるのです。直売所を大事にしたいということは分かるが、それはあくまでも農家の自主性でしょう。それをあたかも直売所に出さなければ、田上の直売所に出さなければ認めないということ自体がはっきり言ってナンセンスなのです。そういうことを私は指摘しておきたいと思います。

いろいろありますのでできるだけ省きますが、生産調整品目で逆に増やさなければならぬし、私は新たに提案したいのは、転作したら補助金出すでしょう。でも、私はもう一つ、米を作った面積にも助成金を出さないと米自体がなくなってしまう危険性があると思うのです。もちろんこれは予算の範囲内ですが、国がやらないのだから町が少しでも手を出してやることを訴えたいと思います。

以上、大まかに言いました。いろいろ私はここで述べて町長のところへも行っていていると思いますので、それをまたくどくど言うと皆さんからもうそろそろやめろと

ということになるし、もう伝わっているのです。1つはっきり言いたいのは、率直に言えば私は農家で何十年も現場を見ていますので分かるのです。でも、私があんまり農業問題を言ってこなかったのは、それは結局我田引水になるという危険性があるからなのです。そういうことがあって遠慮してきたのですが、今回はとてもとても我慢できる範囲を超えました。産業振興課は、確かに農家出が出ているわけではないので、それは農家と同じ感覚になるというのは難しいことです。しかし、現場へ行って農家の声を聞く、自分が本を読んで勉強する、そういう機会は幾らでもあるのです。もちろんこれは農業だけではなくて、商業に関しても工業に対してもそうですが、産業振興課が本当にもっと真面目に、真摯に農業政策を研究してもらいたいのです。悪いけれども、町長は農業は素人なの。それを今私が本気を出して町長にぶつかっていても答えられるわけではないというのを分かっていると言っているわけ。それだけに産業振興課の果たすべき役割は大きいのです。結局各課がしっかりとやらなければ、町長自身が何も分かっていないというレッテルをされることになるのです。私は町長の気質がある程度分かっているつもりですから、単に攻撃するための意見を言っているつもりはありません。積極的なつもりで提案しております。批判もしております。ぜひここを分かっていたきたいということを申し述べておきたいと思います。

委員長、以上。

町長（佐野恒雄君） 先ほども申し上げ、またおわびを申し上げました。産業振興課のほうで実態を知らないというふうなことでありましたけれども、私自身が理解不足という形で今回の混乱を招いたというふうに私自身も大変反省をいたしております。大変申し訳ありませんでした。

そうした中で、今この質問に対してのこと、令和5年度予算であります。現在計上している園芸作物等振興支援金2,800万円です。こちらの用途については、これまでの用途に戻して、園芸作物等振興支援に必要な予算については今後必要額を改めて精査した上で皆様にまたご説明し、不足額については補正予算というふうな形でまたお願いしてまいりたいと思っておりますので、よろしく願いをいたします。

14番（高橋秀昌君） 今町長おっしゃったのは、予算書には園芸作物の振興策として2,800万円を載せているが、今すぐ変えるわけにはいけないので、新年度で、転作奨励金としてはそのままとし、新たに園芸作物支援金という形で全協に出すから承知してくれと受け止めてよろしいですね。分かりました。

以上。

委員長（熊倉正治君） では、高橋委員の質問を終わります。

次、3番目、中野委員。

7番（中野和美君） 私は、質問項目として、加茂市・田上町消防衛生保育組合の議員数について町長の考えを問います。

加茂市・田上町消防衛生保育組合議員は、現在12名、そのうち加茂市から8名、田上町からは4名となっています。令和5年度は田上町負担が37.56%となり、議員数に換算すると4,507人となります。田上町の負担率が増える中、議員数の見直しが必要になってきたのではないのでしょうか。議員数の差は採決に大きく関わってきます。田上町の意見を組合に伝えていくには、一人でも多くの議員にする必要があると考えます。町長のお考えをお聞かせください。

町長（佐野恒雄君） それでは、中野委員の質問にお答えいたします。

加茂市・田上町消防衛生保育組合の負担金につきましては、それぞれの業務内容によって負担割合が決められております。決定に至るまでの経緯、経過につきましては私自身ははっきり分かりませんが、歴史的な背景であるとか様々な議論があったというふうに推測をされるところです。そうした中において、消防費におきましては確かに国勢調査の人口によってここ数年町の負担割合が増えてきているのは事実であります。しかし、それだけを捉えて今すぐに議員数の見直しが必要であるとは私自身今のところは考えてはおりません。

以上であります。

7番（中野和美君） そういう考え方もあると思います。次回の組合議会には当町議員から議員数見直しの提案がされるようですので、副管理者でもある町長もその提案が出ましたら協力のほどよろしく願いいたします。

以上です。

委員長（熊倉正治君） 中野委員の質問を終わります。

次に、池井委員。

12番（池井 豊君） 私のほうからは、全体予算における教育費の在り方について質問をさせていただきます。

特に見てもらいたいのは、一般会計予算参考資料の16ページ、17ページのところです。一般会計予算48億円の中、教育費は5億円。20%の増です。構成比としては10.4%。17ページのところで内容を見ると、主な増減理由というのを見ると、スクールバスの借り上げで580万円、田上小体育館の網戸の設置で1,180万円、両小学校の修繕費で550万円、羽生田小学校の体育館の屋根の修理で2,000万円、中学校のプ

ールの改修で1,600万円、それから羽生田野球場のバックネット修理で700万円、給食センターの施設備品で500万円、施設修理で790万円、給食配送車で770万円で、今ある設備の修繕、改修、更新がほとんどです。それによって20%も増加する教育予算になって、構成比としては10.4%になっています。いろいろなほかの要望をしても、新規予算を上げようとしてもなかなか通らないということで、本当にこの教育予算というのは今の田上町だけではなくてほかの地域も含めた行政にとって大きな負担割合になってきていると予測されます。今後もずっと5億円程度の予算が必要と思われる。ほかの市町村の動向を見て適切な配分が求められます。この適切な配分というのは、恒常的に教育費が必要となるならば、11%ぐらいは恒常的に維持管理のためにつくり、新たにそのほか新しい事業をやるならば新しい予算を持ってくるといふふうにしなければならないと私は考えます。そういうやり取りやら、いろいろな委員会やらに出ていると、こういう教育委員会だけが20%も増やしてしまったみたいな負い目のところから町体建設について積極的な姿勢に出れない、そんなふうにも感じています。ですから、今後の教育予算の在り方をどのように考えればいいのかをご質問いたします。

町長（佐野恒雄君） それでは、池井委員の全体予算における教育費予算の在り方の質疑でありますけれども、令和5年度の教育費における当初予算額は令和4年度に比べ、金額にして8,267万5,000円の増、率にして19.8%の増となりました。増額の主な要因としては、エネルギー価格の高騰に伴う電気、ガス料金の増額に加えて、これまで実施できなかった教育施設の修繕費を計上したことによるものであります。施設の修繕及び改修については、安心・安全な教育施設を確保するために、やるべき修繕も多く残っております。また、新たな町民体育館の整備や新体育館を活用したスポーツ振興など数多くの事業が想定されますけれども、これらを踏まえた中で必要な予算は計上しなければならないと考えております。しかしながら、町の事業としてはほかにも福祉、産業振興など重要な政策もあることや、まちづくり財政計画も考慮していかなければならないために、5億円という一定額の確保という考え方ではなく、必要な予算を計画的に配分してまいりたいと考えております。他市町村の教育費予算につきましては、それぞれの教育施策や設備投資等もありますので、あくまで参考にしながらかつて対応に当たってまいりたいと思っておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

以上です。

12番（池井 豊君） 町長、確認したいのは、今年だけ見るとちょっと突出して教育費

だけ出たように見えるのですが、大体年間予算48億円、45億円から50億円の間で一般会計予算は推移しているのですが、その中でやはり10%ぐらいというのはもうしようがないのだというふうに捉えているのでしょうか、10%というのは。私は、これだけ施設造ってしまったのだからそれを維持管理するというのは、これはもうしようがないことだなと思っております。その上で新たな事業展開をしてもらいたいと思っているのですけれども、町長はその10%ぐらい、この教育費、教育予算の合計というのは大体毎年このくらいかかっている、でもしようがないというふうに捉えているのか、そこだけちょっとはつきり聞かせてください。

町長（佐野恒雄君） 今池井委員の言われる10%というふうな考え方に私とらわれているつもりはありません。今年度は特に電気料の高騰、それからガス料金の増額、そうしたものに非常に大きな、20%近い増となっております。これからも先ほども述べておりますように施設の修繕費、こうしたものは新年度だけではなくてこれから本当に大きな課題になっていきます。それは10%どうのこうのということではなくて、あくまでも必要な状況に応じて予算計上していきたいなと思っておりますので、ご理解願いたいと思います。

12番（池井 豊君） 必要に応じてということなのですけれども、そこは財政当局も教育費いっぱいかかるということでぜひ耳を傾けて、子どもたちのためにやっていただきたいと思います。

実はこの3月議会前に、教育委員会事務局長にはお話ししたのですけれども、ある投書がありまして、内容はちょっと違うことなのですけれども、最後の結びのほうで、議会だよりの報告の中では子育て環境の議論が少ないように感じます、もう少し子どもたちに目を向けていただけないでしょうかというような、そういう保護者からの投書があって、ああ、何か議会だよりの書き方もというか、我々の議論ももうちょっと子どもたちの教育環境のことについてやっぱりもっと必要だったのだなと反省している社会文教常任委員長でございます。町長もぜひ教育環境の整備というものにこれからも目を向けていただきたいということをお願いして質問を終わります。

町長（佐野恒雄君） 今池井委員のおっしゃられることに対して、ちょっと配慮が足りなかったなということもあろうかなと思いますが、十分気をつけていきたいなと。

委員長（熊倉正治君） 池井委員の質問を終わります。

では、最後、今井委員。

8番（今井幸代君） お疲れさまです。それでは、私のほうからはICT教育の推進の



ためのICT支援員の確保、待遇改善について総括質疑をさせていただきたいと思  
います。

令和4年度からICT支援員を導入いたしまして、町内学校のICT教育、プロ  
グラミングもそうです。ソフトウェアやハード面での構築、保守、更新作業等、ま  
た学校の多忙化解消につながるような校務支援、エクセル等でマクロを組んでシス  
テムをつくるとか、そういった非常に大きな役割を果たしていただいております。

ICT支援員の方が従事されてこられた業務等は別紙で町長のほうにはお渡しをさ  
せていただいておりますけれども、非常に専門性が高く、ICT支援員の待遇、時  
給相場というものはおおよそ1,200円から1,300円程度、派遣系の求人ともなれば時  
給1,500円を超えるようなのが実態であります。そういった中、令和5年度のここ  
での予算(案)では、ICT支援員の時給設定は930円と、相場とはかけ離れた実  
態で設定をされております。教育委員会からは、予算要求では相場での時給1,200円  
で予算要求をしたものの認められなかったとのが予算審査の中で分かりまし  
た。実際に従事をしていただいているICT支援員の方からも、相場とは非常にか  
け離れたこのような低待遇では業務継続は非常に難しいと相談も受けております。  
町のICT教育を推進していくためには、ICT支援員の存在というのは欠かさ  
ることができない非常に重要な存在であると私自身捉えています。こういったICT支  
援員の求人相場、またそういった実情を踏まえまして、ICT支援員を継続的に確  
保して町のICT教育がしっかりと充実、推進されていくような環境を図っていく  
ためにも速やかに待遇を改善して雇用の確保、継続がなされるよう改善を進めてい  
くべきと考えますが、町長の見解をお聞かせいただきたいと思います。

町長(佐野恒雄君) 今井委員のICT教育推進のためにICT支援員の確保、待遇改  
善についての質問であります。

現在、勤務をいただいておりますICT支援員につきましては、以前スクールサ  
ポートスタッフとして教員、事務作業の支援を1日4時間勤務をしていただい  
ておいて、パソコン操作にたけていた方でもありました。児童生徒へのタブレット端末  
の整備が終わって授業での活用も増えてきたことから、令和4年度の2学期からI  
CT支援員として勤務をお願いいたしました。採用に当たって教育委員会からは事  
務補助員以上の報酬単価の要望がありましたけれども、特別な資格までは要件とし  
ておらなかったものですから、事務補助員単価とさせていただいたところであり  
ました。令和5年度当初予算作成時においても同様の単価とさせていただいたところ  
でありますけれども、前教育長からは単価の見直しについて要望はいただい

ました。業務内容を加味した中での処遇改善ということではありますが、町内の優秀な方から勤務をいただいていることから、令和6年度予算に反映できるように今後検討してまいりたいと考えております。

8番（今井幸代君） 町長の答弁を端的に言えば、令和6年度には見直しをできるように検討していきたいけれども、令和5年度はこの時給で進めていきたいというような内容なのかなというふうに捉えました。実態を踏まえれば、本来は令和5年度から、実際にやっておられる内容というのは事務補助員の内容ではないのです。どなたでもできるような作業ではなくて、やっぱり非常に専門性、IT関係の知識、スキル等がある方がいるからこそ、そういった校務支援のシステムをつくっていただいたり、様々なソフトウェアに関する更新作業であったりプログラム作業であったりできるわけですから、こういった部分はしっかり捉えて早急に、本来であれば令和5年度中に待遇改善も速やかに検討していただきたいというふうに思います。今IT関係の人材不足ですから、お声かかれば、いや、やっぱりそれだったらもう辞めますというふうに言われかねないわけですから、せめて相場並みに速やかにぜひ改善を求めたいなというふうに思います。町長ご自身、施政方針の中に、人を大事にするまちには人が集まるとおっしゃっていました。そのことを考えれば、今のこの状況というのは到底ICT支援員の技術等を大事にはしてはいない、そういった実態ですから、令和6年度の中でというふうなところではなくて、ぜひ令和5年度中に検討もしていただきたいなというふうに思います。よろしく願いいたします。

町長（佐野恒雄君） 人を大事にするまちには人は集まる、私はいつも大事にしているつもりです。今回、ICT支援員、先ほど申し上げましたけれども、年度途中からスクールサポートスタッフとして採用させていただいたという経緯があるのです。そんなこともあって、確かに今やっておられる仕事そのものは非常に専門性のある作業をしていただいているとは思いますが、本人からは令和5年度については納得というふうなお話も聞いておりますので、令和5年度は本当に申し訳ないけれどもこのままにさせていただいて、令和6年度にはしたいなと思っております。

8番（今井幸代君） 恐らく次の答弁も同じご答弁の繰り返しになるのだろうとは思いますが、スクールサポートスタッフの内容とICT支援員の内容は全く違います。たまたまスクールサポートスタッフで採用された方がそういったスキルがあったからそちらへ転用可能となりましたけれども、そもそもスクールサポートスタッフは本当に事務補助的な業務だと思います、基本的には。でも、そういったと

ころとICT支援員の役割というものは全く違うということはまず町長自身もしっかりと認識をしていただいて、ICT支援員のほうは納得をしているといっても納得していないというのが本来の現状ですから、そういったところもぜひ捉えて、早急な検討を要望して、これ以上の答弁はもうないのだろうと思いますので、意見だけ申し上げて、答弁は結構です。ありがとうございます。

委員長（熊倉正治君） では、以上で総括質疑は終わりたいと思います。

あと、討論、採決が残っておりますが、2時半ぐらいから始めることにしたいと思いますが。

（異議なしの声あり）

委員長（熊倉正治君） では、再開は2時30分ということでお願いします。

午後2時14分 休憩

---

午後2時30分 再開

委員長（熊倉正治君） それでは、会議を再開いたします。

これより本委員会に付託されました議案第6号から議案第8号、それから議案第18号から25号までの11案件につきまして、順次討論及び採決を行います。

それでは、最初に条例の関係であります。議案第6号について討論に入ります。ご意見のある方、ご発言願います。

14番（高橋秀昌君） 私は、反対の立場から討論に参加します。

議員報酬は安ければよいという考え方はありません。必要なものは上げるべきだと思うのですが、残念ながら住民の支持を得られないのではないかと。実質賃金がどんどん下がっているという状況があります。こういうところで議員報酬、僅かなのだけれども、この引上げには賛成するわけにはいかないということで討論とします。

12番（池井 豊君） 議案第6号について賛成討論、参加します。

長らく、私と関根議員は20年ぐらいやっていますけれども、当初合併しなくて、議員報酬を身を切るといって議員定数を14人に下げ、そのときに17万円台まで下がったというような歴史もありました。そのとき、いつも町民からは議員はいっぱいもらっていていいよというふうに見られて、今でも見られていると思うのですが、その中、随時上がってきて、やっと世間並みに20万円台の議員報酬が得られるのかというところに来たところは、県内の平均値でもありますし、これは妥当な額だと思っております。もっと高ければ問題あるけれども、妥当な額、これが上限

の妥当な額だと思っていますので、この議案には賛成です。

委員長（熊倉正治君） ほかにありますか。

しばらくにしてご意見ありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第6号の採決を行います。

本案は起立採決といたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（起立多数）

委員長（熊倉正治君） 起立多数であります。したがって、議案第6号は原案のとおり決定されました。

次に、議案第7号について討論に入ります。ご意見のある方、ご発言願います。

しばらくにしてご意見ありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第7号の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

委員長（熊倉正治君） 異議なしと認めます。したがって、議案第7号は原案のとおり決定されました。

次に、議案第8号について討論に入ります。ご意見のある方、ご発言願います。

しばらくにしてご意見ありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第8号の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

委員長（熊倉正治君） 異議なしと認めます。したがって、議案第8号は原案のとおり決定されました。

次に、議案第18号について討論に入ります。ご意見のある方、ご発言願います。

14番（高橋秀昌君） 私は、反対の立場で討論に参加いたします。

新年度、子どもの医療費、入院への自己負担をゼロにしたこと、評価します。また、新年度実施される介護保険について、令和6、7、8年度の計画を、住民負担を基金活用で引下げをしたということについても評価いたします。しかしながら、その一方で、学校給食費の値上がりによる保護者負担引上げを抑えるための256万円は切り捨てました。そして、保護者負担に転嫁し、保護者1人当たり月額500円もの値上がりをする計画です。農業者への物価高騰対策として590万円も、農業者経営継続支援金1,900万円も盛り込まれていません。これらは、令和4年度の新型

コロナ臨時交付金を原資として計画、実施した事業です。新年度は、新型コロナ対策のこうした交付金は現時点ではありません。しかし、物価高騰は続き、農業者の米価は生産費を償うことができない米価なのです。

そういうことから、やっぱり支援を続けるべきだということで反対いたします。

4番（藤田直一君） 私は、賛成の立場で討論に参加をさせていただきます。

財政は、今後、公共施設の維持管理費の増大やごみ焼却場建設等、毎年増大する社会保障などが見込まれ、大変厳しい財政運営を想定する中であると思っております。このような中で、今回の予算はこの町の将来に向けた方針である第6次総合計画の政策達成に向けての第一歩の予算措置、編成をしたと、若干の不満もありますが、評価をしています。これらの事業を確実に実施し、その成果を出していただきたいとお願いし、賛成の討論とさせていただきます。

委員長（熊倉正治君） ほかにありませんか。

しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第18号の採決を行います。

本案は起立採決といたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（起立多数）

委員長（熊倉正治君） 起立多数であります。したがって、議案第18号は原案のとおり決定されました。

次に、議案第19号について討論に入ります。ご意見のある方、ご発言願います。

しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第19号の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

委員長（熊倉正治君） 異議なしと認めます。したがって、議案第19号は原案のとおり決定されました。

次に、議案第20号について討論に入ります。ご意見のある方、ご発言願います。

しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第20号の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

委員長（熊倉正治君） 異議なしと認めます。したがって、議案第20号は原案のとおり

決定されました。

次に、議案第21号について討論に入ります。ご意見のある方、ご発言願います。

14番（高橋秀昌君） 私は、この会計について賛成の討論に参加します。

予算委員会での議論で、基金が枯渇するという本会議での発言は事実上撤回され、少しでも住民の苦難に寄り添うという点で検討するという答えがありましたので、それをもって賛成といたしたいと思います。

委員長（熊倉正治君） ほかにありませんか。

しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第21号の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

委員長（熊倉正治君） 異議なしと認めます。したがって、議案第21号は原案のとおり決定されました。

次に、議案第22号について討論に入ります。ご意見のある方、ご発言願います。

しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第22号の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

委員長（熊倉正治君） 異議なしと認めます。したがって、議案第22号は原案のとおり決定されました。

次に、議案第23号について討論に入ります。ご意見のある方、ご発言願います。

しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第23号の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

委員長（熊倉正治君） 異議なしと認めます。したがって、議案第23号は原案のとおり決定されました。

次に、議案第24号について討論に入ります。ご意見のある方、ご発言願います。

しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第24号の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

委員長（熊倉正治君） 異議なしと認めます。したがって、議案第24号は原案のとおり決定されました。

最後に、議案第25号について討論に入ります。ご意見のある方、ご発言願います。しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第25号の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

委員長（熊倉正治君） 異議なしと認めます。したがって、議案第25号は原案のとおり決定されました。

（委員長、議事運営についての声あり）

委員長（熊倉正治君） はい。

14番（高橋秀昌君） いつも疑問に思うのですが、委員長が一つ一つ異議なしを全部確認するのだけれども、これをもう少し工夫して、異議があるものだけはやるけれども、あとは……

（諮ってるの声あり）

14番（高橋秀昌君） うん。局長にも言ったことあるのだけれども、それは駄目だと言ったのだけれども、そこ県会なんかは多分一般としてやっているのではないかと思うのだけれども、もう少し簡潔にできないものですかねということ提起しておきたいと思います、議事進行上。本会議だっても議長が全部、みんなが賛成しているのにご意見ございませんかと言ってやるだろう。何かもう少し工夫して、例えば一括上程をして、異議あるものについてだけやらせて、もうそこで採決して、あとほかは異議なしと認めますで採決できないだろうかなというのが議事進行上の委員長への質疑でありますので、事務局長と一緒に検討してください。

（議運で決めていいんじゃないねえんだの声あり）

委員長（熊倉正治君） 委員長に今ここでそういう議論を吹かけられても、私も高橋委員の言われることには同感でございます。ただ、事務局長経験もございしますが、法律でどうなっているかというあたりがちょっと私は定かではないのですが、議案一つ一つ討論、採決をするべきというようなものが何かあるようでございます。確かに反対討論がなければ一括でも私はいいのかなというふうに、今でも私も思っておるところです。それは今度局長なり議長のほうで判断をしていただきたいというふうに思いますが、局長どうですか。

議会事務局長（渡辺 明君） では、その辺につきましては再度確認させて、またお話

のほうをさせていただきたいと思いますので、よろしく申し上げます。

委員長（熊倉正治君） これをもちまして本委員会に付託されました案件の審査は全て終了いたしました。

本会議における委員長報告につきましては、副委員長と相談の上取りまとめを行いたいと思いますので、委員長にご一任願います。

これで本日の会議を閉じます。これをもちまして閉会といたします。

大変ご協力ありがとうございました。

---

午後2時44分 閉 会

田上町議会委員会条例第27条の規定により、ここに署名する。

令和5年3月22日

予算審査特別委員長 熊 倉 正 治